# 自治体施設・インフラの 老朽化対策・防災対策のための 地方債活用の手引き (全体版) 令和6年10月

総務省自治財政局 調整課·地方債課·財務調査課

## — 目 次 —

1. 自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策の推進・・・ 1頁

2. 地方債活用のあらまし 5頁

3. 具体的な事業例 ・・・ 22頁

4. 活用可能な資金 ・・・ 66頁

5. 参考資料 72頁

# 1. 自治体施設・インフラの老朽化対策・ 防災対策の推進

## 自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策の推進

### 1. 公共施設等の適正管理の必要性

我が国においては、高度経済成長期に大量の公共施設等が建設されており、今後、それらの公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれます。

公共施設等の老朽化対策については、平成24年12月の笹子トンネル事故を契機に、国・地方公共団体・民間事業者を挙げた喫緊の課題として強く認識されるようになり、平成25年11月に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において「インフラ長寿命化基本計画」が 策定されました。

同計画において、各インフラを管理・所管する者は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、インフラ長寿命化計画である「行動計画」を策定すること、さらに、各インフラの管理者は、行動計画に基づき個別施設毎の具体的な対応方針を定める個別施設毎の長寿命化計画である「個別施設計画」を策定することとされました。

地方公共団体は、住民の生活に密着したインフラや公共施設を数多く整備・管理しており、その老朽化対策は極めて重要な課題となります。このため、総務省では、地方公共団体において行動計画の策定が進められるよう、平成26年4月に総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により、各地方公共団体に対し、平成28年度末までに行動計画に相当するものとして「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請しました。

### 2. 公共施設等総合管理計画の策定・充実

公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにするとともに、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるものです。総合管理計画に記載すべき事項や策定にあたっての留意事項など、計画策定に際しての指針については、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」(平成26年4月22日付総務省自治財政局財務調査課長通知)により示しています。

総合管理計画を策定することにより、公共施設等の全体の状況を把握し、中長期的な視点をもって、公共施設等の計画的な集約化・複合化や立地適正化、長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、維持管理・更新等にかかる財政負担の軽減・平準化を図るとともに、最適な配置を実現することを目指すものであります。

各地方公共団体における総合管理計画の策定状況をみると、令和6年3月末時点の調査結果では、全団体にあたる1,788団体の全てにおいて策定済みとなっています。総合管理計画については、「経済財政運営と改革の基本方針2019~『令和』新時代:『Society5.0』への挑戦~」(令和元年6月21日閣議決定)や「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」(令和3年1月26日付け総財務第6号総務省自治財政局財務調査課長通知。)等を踏まえ、各地方公共団体において、令和3年度中(新型コロナウイルス感染症の影響等により、やむを得ず総合管理計画の見直しの完了が令和4年度以降となる地方公共団体については、適切に見直しを進め、令和5年度末までに見直しを完了)の見直しを進めていただいたところであり、令和6年3月末時点で、ほとんどの団体において見直しが完了しています。

2

また、見直し後の総合管理計画に基づき、令和4年度以降も、地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業債について、令和8年度まで5年間事業期間を延長するとともに、対象事業の拡充を行いました。

このような状況も踏まえ、令和4年度以降も、各地方公共団体において、見直し後の総合管理計画の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(平成26年4月22日策定(令和5年10月10日最終改訂))について、必要な見直しを行い、改訂したところです。改訂後の指針を踏まえ各地方公共団体における公共施設等の脱炭素化の推進方針や、総合管理計画及び個別施設計画に基づき実施する点検・診断の結果を反映させるなど、不断の見直しを実施し、順次充実させていく必要があります。

なお、総合管理計画の見直し・充実に当たっての参考となるよう、各地方公共団体が策定した総合管理計画については、総務省ホームページにおいて、その主たる記載内容等を他団体と比較可能な形で公表しています。

### 3. 公共施設等の適正管理に対する地方財政措置

総務省では、各地方公共団体において、総合管理計画・個別施設計画に基づいて推進する公共施設等の適正管理の取組に対する地方財政措置として、公共施設の集約化・複合化事業や転用事業、長寿命化事業等を対象とした「公共施設等適正管理推進事業債」を平成29年度に創設しました。

平成30年度以降は、長寿命化事業の対象を拡充するとともに、「ユニバーサルデザイン化事業」を対象に追加しました。あわせて、財政力の弱い団体においても、これらの事業を着実に実施できるよう、長寿命化、転用、立地適正化及びユニバーサルデザイン化事業については、地方債の元利償還金に対する交付税措置率をこれまでの一律30%から、財政力に応じて最大50%まで引き上げています。

さらに、令和2年度は、複数団体が連携して実施する集約化・複合化事業の取組において、実施主体を拡充するとともに、長寿命化事業の対象をさらに拡充しています・

令和4年度は、地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業債について、 令和8年度まで5年間事業期間を延長し、長寿命化事業の対象施設に空港施設及びダム(本体、放流設備等)を追加しています。

各地方公共団体においては、予防保全の観点も含めて、老朽化対策のための基金も活用しながら、公共施設等の統廃合、長寿命化、転用等の 具体的な対策に着実に取り組んでいただきたいと考えています。

### 4. 防災・減災対策の推進

近年、地震や豪雨・台風など、災害が大規模化・頻発化し、各自治体における防災・減災対策の重要性が一層高まっていることから、各団体におかれては、「緊急防災・減災事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」、「緊急浚渫推進事業債」を積極的に活用いただきたいと考えています。「緊急防災・減災事業債」については、東日本大震災を教訓として、喫緊の課題である防災・減災対策のための地方単独事業を全国レベルで早急に進めることができるよう創設したものであり、令和6年度より、消防・防災力を一層強化するため、消防指令システムの標準化に併せた指令センターの整備や防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備を追加するなど対象事業を拡充しています。

「緊急自然災害防止対策事業債」については、国の防災・減災、国土強靱化対策と連携して、地方団体が単独で防災インフラの整備を実施できるよう創設したものであり、河川の護岸整備や改修、道路の法面防護対策、急傾斜地の法面対策など、非常に幅広い防災インフラの整備に活用できるものとなっています。

「緊急浚渫推進事業債」については、通常であれば、一般財源で実施しなければならない河川等の土砂撤去や樹木の伐採を、特例的に地方債で対応できるようにしたものであり、財源の不安なく、一気に事業を行うことができるものとなっています。

これらの地方債は、いずれも、充当率が100%、元利償還金に対する交付税措置率が70%と、手厚い財政措置となっていますが、期限が設けられており、「緊急防災・減災事業債」と「緊急自然災害防止対策事業債」は令和7年度まで、「緊急浚渫推進事業債」は令和6年度までの時限措置となっています。

災害はいつ来るか分からないものであり、この期限内に、できるだけ早く、必要な事業に取り組んでいただけるようお願いしたいと考えております。

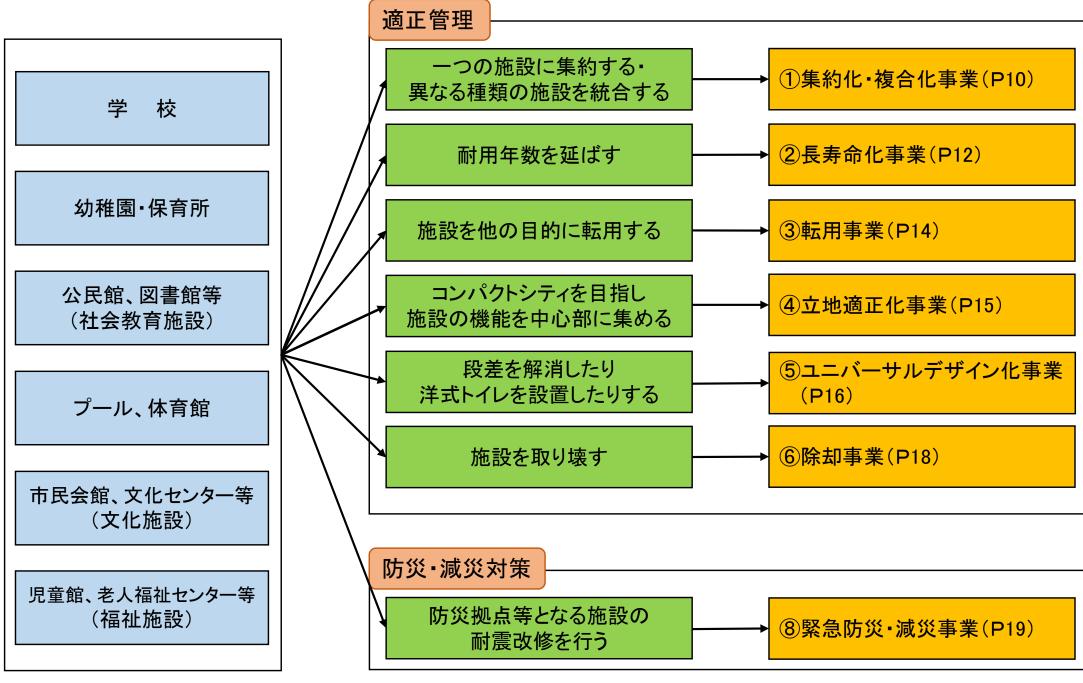
### 5. 自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引きの作成

各地方公共団体において具体的な対策を検討するに当たって参考となるよう、総務省ホームページにおいて、公共施設等適正管理推進事業債等を活用した先進事例を紹介しています。さらに各団体からは、老朽化対策や防災・減災対策を実施するに当たって、どのような地方債措置が活用できるのかをわかりやすく示していただきたいとの声を多くいただいています。

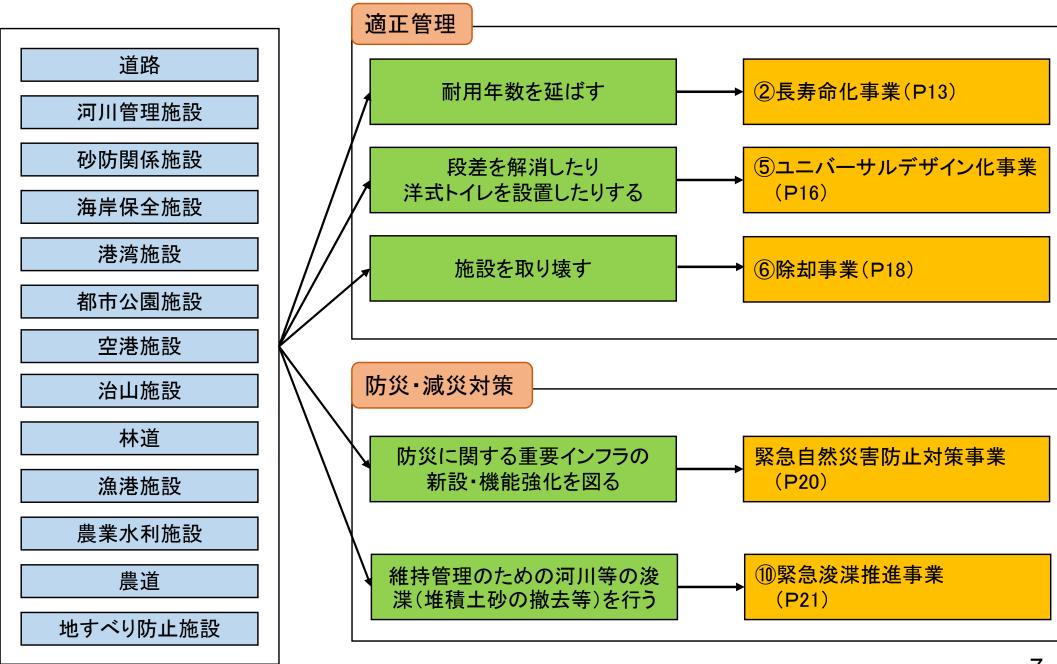
このため、今般、公共施設・インフラの老朽化対策のための地方債の活用例について、公共用施設・社会基盤施設・公用施設ごとに、老朽化対策や防災・減災対策を実施する場合に、どのような地方債が活用できるかについて、わかりやすく紹介した手引きを作成しました。この手引きを首長はじめ関係者と共有いただき、積極的に活用いただき、各団体における公共施設の適正管理をより一層推進していただきますようお願いいたします。

# 2. 地方債活用のあらまし

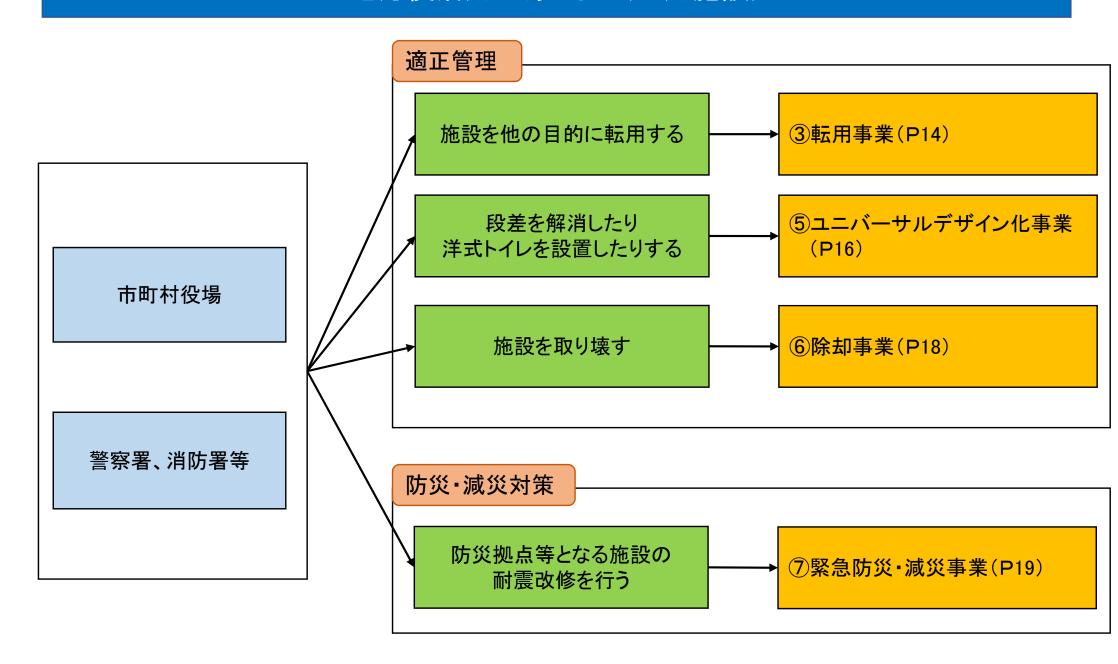
## 地方債活用のあらまし(公共施設)



## 地方債活用のあらまし(社会基盤施設)



## 地方債活用のあらまし(公用施設)



## 地方債活用のあらまし(参考)

		対	対象施設 ※1				
区分	事業名		施設 (2	公用	参考	地	方債措置
ח			社会 基盤 施設	施設		充当率	交付税措置率
	①集約化•複合化	0			<ul><li>・複数の団体が連携して行う事業や国庫補助事業も対象</li><li>・グラウンド等の非建築物についても、維持管理経費等が減少すると認められる場合は対象</li></ul>		50%
	②長寿命化	0	0		令和4年度から空港施設、ダム(本体、放流設備)を対象に追加		
適正管	③転用	〇 他の公共 施設 への転用		〇 公共施設 への転用	①との組合せ(集約化・複合化した残りの施設の転用)も可能	90%	財政力に応じて 30%~50%
理	④立地適正化	0			・ 国庫補助事業を補完する事業 ・ 国庫補助事業と一体的 に実施する事業 対象		20% ~ 30%
	⑤ユニバーサルデザイン化	0	0	0	庁舎などの公用施設における段差解消やトイレの洋式化も対象		
	⑥除却	0	0	0			_
防災	⑦緊急防災・減災	0		0	社会基盤施設のうち、不特定多数の者が利用する施設の耐震化については対象		
·   減	⑧緊急自然災害防止対策		0		「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」と連携して行う 単独事業	100%	70%
災対策	⑨緊急浚渫推進事業		0		各分野での個別計画(河川維持管理計画等)に基づき緊急的に実施 する単独事業		

(期間)①~⑥は令和8年度まで、⑦、⑧は令和7年度まで、⑨は令和6年度まで

<sup>※1</sup> 公営企業施設は対象外。

<sup>※2</sup> 公営住宅は対象外。

<sup>(</sup>留意点)適正管理の①~⑥全ては公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑥を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において 個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の 「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。

## ① 集約化・複合化事業

## 対象事業

〇 個別施設計画に位置付けられた以下の集約化事業又は複合化事業(公用施設、公営住宅、公営企業施設は対象外)

建築物(公民館等) :延床面積の減少を伴うもの

非建築物(グラウンド等):施設の数及び維持管理経費が減少すると認められるもの

### 留意事項

事業期間:令和4年度~令和8年度

- ・ 統合前の施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の 供用開始から5年以内に行われることが必要。
- <u>国庫補助事業として実施される事業</u>についても対象事業に含まれる。
- ・ <u>複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事</u> <u>業</u>についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。
- 公共施設と対象外施設(庁舎等)を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。
- 集約化又は複合化により整備する施設に、整備前の施設にない機能を有した施設を新たに追加して併設する場合、当該追加部分の施設については対象外となる。

(共用部分がある場合は面積按分等)



青少年センター及び生涯学習センターの機能を集約

## 充当率・元利償還金に対する交付税措置

集約化‧複合化事業費

公共施設等適正管理推進事業債(充当率90%)

元利償還金の50%を地方交付税措置

## 広域的に実施する公共施設等の集約化・複合化の推進

- 全国的に人口減少や公共施設等の老朽化が進む中、公共施設等の集約化・複合化などを計画的に行うこ とにより、財政負担の軽減・平準化を図ることが重要。
- 近年においては、団体内における集約化・複合化には一定の進捗が見られるが、より広域での最適配置を 図る観点から、今後は、複数団体の連携による取組も積極的に推進する必要。
  - ※ H27年度に公共施設最適化事業債を創設。H29年度から公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業) に移行。(いずれも充当率90%、交付税措置率50%)
- |令和2年度から、複数団体が連携して実施する集約化・複合化の取組において、集約化・複合化する施設| を有しない団体が当該事業による施設整備の実施主体となる場合も公共施設等適正管理推進事業債を活用 可能としている。

<経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)>(抜粋)

C市:既存施設なし

「広域的に相互に連携する事業(略)など地域課題の解決に効果的な事業に積極的に取り組む地方自治体に対する 地方財政措置の拡充について検討する。」



## ②-1 公共用の建築物の長寿命化事業

## 対象事業

○ 個別施設計画に位置付けられた公共用の建築物に係る長寿命化事業であって、<u>法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために行う改修</u>事業

(施設に附属する設備であって、当該施設を使用目標年数まで活用するために不可欠なものを含む。)

※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設の改修事業は対象とならない

### 留意事項

事業期間:令和4年度~令和8年度

- 個別施設計画において、当該改修事業が位置付けられている だけでなく、長寿命化の目標として法定耐用年数を超える使 用目標年数が定められていること。
- ・ 改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上 限として起債対象事業費を算出する。

改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の 施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする 【事業イメージ】

〇長寿命化例1(図書館)



外壁、建具、 屋根防水 の改修等



長寿命化



〇長寿命化例2(高校校舎附帯施設(格技場))



法定耐用年数47年

外壁、屋根 の改修等



長寿命化



目標使用年数60年

## 充当率・元利償還金に対する交付税措置

長寿命化事業費

公共施設等適正管理推進事業債(充当率90%)

元利償還金の30~50%※を地方交付税措置

## ②-2 社会基盤施設の長寿命化事業

### 対象事業

〇 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(10年以上の長寿命化が見込まれる一定の規模以下の事業等) 道路(舗装、小規模構造物等)、河川管理施設、砂防関係施設(昭和53年以降の技術基準で設計された砂防施設を含む。)、海岸保全 施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設

### 留意事項

事業期間:令和4年度~令和8年度

- 所管省庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえ実施する事業であること
- ・ 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明らかにされていること

### 【事業イメージ】

〇道路 (舗装の表層に係る補修)



〇都市公園施設(テニスコートの改修) 〇農業水利施設(頭首工の補修)





### 充当率・元利償還金に対する交付税措置

長寿命化事業費

公共施設等適正管理推進事業債(充当率90%)

元利償還金の30~50%※を地方交付税措置

一般財源

## 3 転用事業

## 対象事業

- 〇 個別施設計画に位置付けられた施設の転用事業
  - ※ 転用後の施設が公用施設や公営住宅、公営企業施設である事業は対象とならない

### 留意事項

事業期間:令和4年度~令和8年度

転用に伴い面積が増加する場合、転用前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。

転用に係る事業費全体について面積按分等を行い、 転用前の施設の面積分の事業費を算出して対象事業 費とする

- 施設全体ではなく、一部を転用する場合も対象となる。
- 転用前の施設が現に供用されていない場合も対象となる。

充当率・元利償還金に対する交付税措置

### 【事業イメージ】

○転用例1





転用



〇転用例2





転用



転用事業費

公共施設等適正管理推進事業債(充当率90%)

元利償還金の30~50%※を地方交付税措置

一般財源

## 4 立地適正化事業

### 対象事業

- 立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業(\*)を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業
  - <事業例>・【補完】国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業

(国庫補助事業の対象とされているが国費の不足により単独で実施するもの)

・【一体】 国庫補助事業の一部要件(事業規模等)を満たさない事業

(都市構造再編集中支援事業の要件を一部満たさない事業)

① 同種の誘導施設を複数整備する場合の2件目以降の事業(補助要件:同種の誘導施設は1市町村一つまで)

(都市・地域交通戦略推進事業の要件を一部満たさない事業)

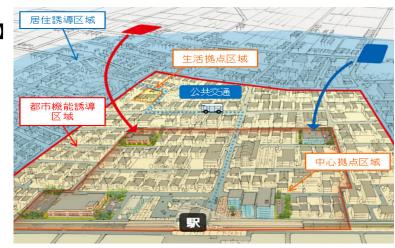
- ② 事業規模1億円未満の事業(補助要件:1 億円以上)
- \* 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率嵩上げ等の要件と されている国庫補助事業をいう。
- ※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は対象とならない

### 留意事項

事業期間:令和4年度~令和8年度

・補完事業については、改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。 (改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする) 【事業イメージ】

公共施設を まちなかで 適切に配置



### 充当率・元利償還金に対する交付税措置

立地適正化事業費

公共施設等適正管理推進事業債(充当率90%)

元利償還金の30~50%※を地方交付税措置

一般財源

## ⑤ ユニバーサルデザイン化事業

### 対象事業

- ①又は②に該当する事業
  - ① バリアフリー法に基づく公共施設等(公営住宅及び公営企業施設を除く)のバリアフリー改修事業
    - i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業
    - ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業(施設の一部を基準に適合させる事業を含む) 例)車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備等
  - ② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業例)授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備等

### 留意事項

事業期間:令和4年度~令和8年度

- ユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した公共施設等総合管理計画に基づく事業であること。
- ・ ① ii )及び②については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること(※)。
  - ※ 公共施設等総合管理計画に記載のユニバーサルデザイン化の推進 方針に則して、ユニバーサルデザイン化のための具体的な対策内容 (対象施設、実施時期、対策内容等)を記載

### 【事業イメージ】



デジタルサイネージの整備 事業費:数十万円~数百万円(1台)



多目的トイレの整備 事業費:400万円程度



出入口の段差解消 事業費:30万円程度

## 充当率・元利償還金に対する交付税措置

ユニバーサルデザイン化事業費

公共施設等適正管理推進事業債(充当率90%)

元利償還金の30~50%※を地方交付税措置

一般財源

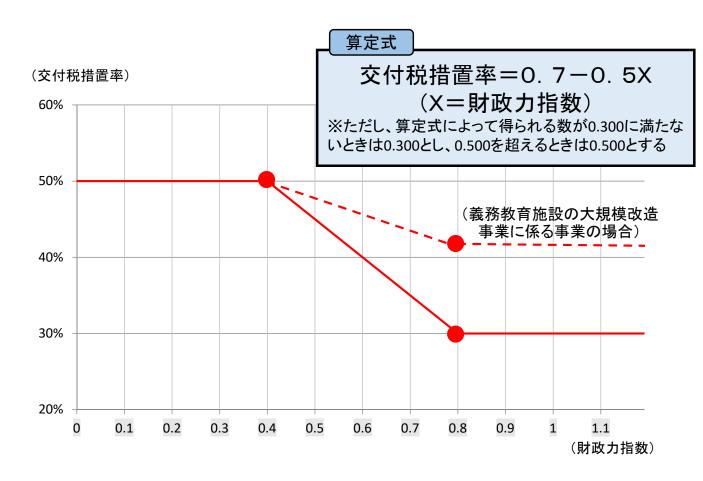
## 公共施設等適正管理推進事業債における交付税措置率

〇 公共施設等適正管理推進事業債(充当率90%)のうち、 長寿命化事業・転用事業・立地適正化事業・ユニバーサルデザイン化事業に係る 元利償還金の普通交付税の措置率について<u>財政力に応じて30~50%</u>とする取扱い。

### 財政力指数と交付税措置率

財政力指数	交付税措置率
0. 8以上	30%
0. 4以上 0. 8未満	財政力に応じて 30~50%(※)
0. 4未満	50%

(都道府県、市区町村共通)



<sup>※</sup> 長寿命化事業、ユニバーサルデザイン化事業のうち、義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する 交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業(地方単独事業)に係る当該値を下回らないよう設定。

## 6 除却事業

## 対象事業

- 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物の除却
  - ※ 個別施設計画への位置付けは不要

### 留意事項

事業期間:令和4年度~令和8年度

- 公営企業に係るものを除く。
- 解体撤去に要する経費のほか、原状回復に要する 経費が含まれる。

充当率・元利償還金に対する交付税措置

### 【事業イメージ】

○除却例1







除却

○除却例2





除却



除却事業費

公共施設等適正管理推進事業債(充当率90%)

一般財源

※交付税措置なし

<参考>地方財政法(昭和23年法律第109号)※平成26年度改正(平成26年法律第5号)により導入

(公共施設等の除却に係る地方債の特例)

第33条の5の8 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物(公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。)の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

18

## 7 緊急防災・減災事業

〇 東日本大震災等を教訓として<u>全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業</u> (事業期間は令和7年度まで)

### 対象事業

※事業費 5,000億円(令和6年度)

- ① 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設整備(非常用電源、避難路、指定避難所の空調・Wi-Fi・バリアフリー整備など)
- ② 大規模災害時に迅速に対応するための情報網の構築(防災行政無線のデジタル化、Jアラートに係る情報伝達手段の多重化など)
- ③ 浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設等の移設
- ④ 消防広域化事業等 (広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築、消防車両等の整備 など)
- ⑤ 地域防災計画上に定められた公共施設等の耐震化
- ※ 令和6年度は、新たに、次の事業を対象事業に追加

消防指令システムの標準化に併せた指令センターの整備、連携・協力による訓練施設の整備、緊急消防援助隊受援計画に位置付けられた消防庁舎における 女性専用施設の整備、防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備、災害応急対策を継続するためのトイレカーの整備

※ 特定地域の振興や生活環境の整備のための一部の国庫補助金 (離島活性化交付金等) を受けて実施する事業を含む

### 【事業イメージ】







### 充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急防災・減災事業債(充当率100%)

元利償還金の70%を地方交付税措置

## 8 緊急自然災害防止対策事業

○ 国の防災・減災、国土強靱化対策と連携して、地方団体が単独で実施する防災インフラの整備事業(事業期間は令和7年度まで)

### 対象事業 ※事業費 4,000億円(令和6年度)

○ 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために、地方団体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に 基づき実施する地方単独事業(流域治水プロジェクト等に位置付けられた事業については、国庫補助要件を満たす事業も対象)

【対象施設】治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利防災(安全対策(用水路・ため池の防護柵等))、 海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、道路防災(法面・盛土対策、冠水対策等)、港湾・漁港防災、 農道・林道防災、都市公園防災、下水道

### 【事業イメージ】







### 充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急自然災害防止対策事業債(充当率100%)

元利償還金の70%を地方交付税措置

## 9 緊急浚渫推進事業

○ 河川氾濫などの浸水被害の防止等のため、地方団体が単独で実施する浚渫事業(事業期間は令和6年度まで)

### 対象事業

※事業費 1,100億円(令和6年度)

- 地方団体が、各分野での個別計画(河川維持管理計画等)に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、 ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係る浚渫(地方単独事業)
  - ※1 河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象
  - ※2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む
  - ※3 河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して 示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け
  - ※4 防災重点農業用ため池等とは、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設(クリーク及び農業用ダム等)を指す

### 【事業イメージ(河川の浚渫)】







### (浚渫後)



### 充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急浚渫推進事業債(充当率100%)

元利償還金の70%を地方交付税措置

# 3. 具体的な事業例

• 集約化•複合化事業	••• 23頁
• 集約化•複合化事業+転用事業	*** 33頁
• 長寿命化事業	••• 34頁
・長寿命化事業+ユニバーサルデザイン化事業	••• 39頁
• 転用事業	••• 40頁
• 立地適正化事業	••• 43頁
<ul><li>ユニバーサルデザイン化事業</li></ul>	••• 46頁
- 緊急防災-減災事業	••• 48頁
• 緊急自然災害防止対策事業	••• 57頁
- 緊急浚渫推進事業	••• 63頁

## 集約化・複合化事業 ①

茨城県鹿嶋市(人口6.7万人)「屋内温水プール整備事業」

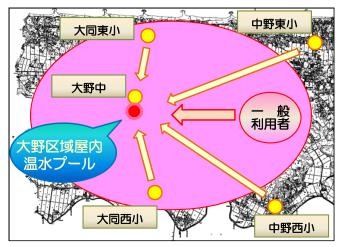
### 事業の概要

築40年が経過し老朽化が著しく、修繕費や維持管理が負担となっている5つの小・中学校の屋外プールの機能を集約した上で、一般の方も通年利用可能な利便性の高い屋内温水プールとして整備する。

## 事業のポイント







小・中学校の学校プールと 市民プールとしての機能を 併せ持つ、効率性・利便性 の高い施設へ

完成イメージ図

### 住民との連携

施設の集約化にあたり、市、学校関係者、地域住民等による検討組織を立ち上げたほか、地区公民館、プール統合対象学校の児童・生徒・担任等にアンケート調査を実施し、住民や利用者との連携や協働を図った。

集約化

5つの学校プールを1つの屋内温水プールとして整備することで、清掃やメンテナンスなどの維持管理も容易になり、負担軽減。 ※プール延床面積 4,228.8㎡ → 771.56㎡ に集約。

### 事業の効果

- 〇 学校のみの利用であったプールを通年利用の屋内温水プールとすることで利便性が向上する。
- 施設の老朽化により不安のあった維持管理がなくなり、学校及び市の負担が軽減される。
- 〇 幼児から高齢者がプールを通して交流できる施設となり、地域のにぎわいを創出する。

## 集約化·複合化事業 ②

愛知県岡崎市(人口38.7万人)「額田センター整備事業」

## 事業の概要

額田支所周辺の老朽化した5つの公共施設について、規模の適正化、複合化を図り、機能の拡充をした上で 複合施設「額田センター」として整備。

## 事業のポイント

### 【課題】

- ・老朽化した施設、耐震性の ない施設の存在
- •他地域の施設量や利用状況 と比較して施設規模が全体的 に過大
- ・5施設の利用動線が悪い

施設名	延床面積(m³)
旧額田支所(未利用)	1,362.74
額田支所	784.72
額田図書館	562.35
森の総合駅	505.42
ぬかた会館	718.16
合計	3,933.39

(延床 複合化 **50** 

施設名	延床面積(m²)
額田センター	1,975.77

※ぬかた会館は学区住民の コミュニティー活動の拠点施 設に転用予定



### 事業実施体制

関係課長を委員とし た検討部会を設置。 さらに副市長を議長、 関係部課長を委員とし た上部会議で事業を 推進。



- 利用者の動線や機能の集約によって、施設の利便性が高まり、効率性が図られ、一体的な利用が可能となる。
- 地域住民が一箇所に集まることで、ふれあいや交流が生まれ、地域の市民活動が促進される。
- 当センターを中心とした地域自治・生活拠点、防災拠点が整備され、ランドマークとしての重要性が高まる。 24

図書館、森の駅情報コーナー 防災活動室、防災倉庫

## 集約化·複合化事業 ③

茨城県ひたちなか市(人口15万人)「子育て支援・多世代交流施設整備事業」

### 事業の概要

中心市街地に立地している民間企業の遊休施設を市が取得し、老朽化した青少年センター及び生涯学習センターの機能を移転するとともに、新たに子育て支援機能及び地域交流機能を加え、複合施設として整備する。

## 事業のポイント





〇 民間企業の遊休施設を取得し整備





複合化

青少年センター及び生涯学習センターの機能を集約 公共施設最適化事業債を活用(床面積1,628㎡→1,621㎡)

追加

子育て支援機能(プレイルーム、一時預かり室等) 及び地域交流機能(まちづくり交流スペース等)を追加

移転・ 複合化

### 事業の効果

- 〇 商店街に隣接する遊休施設を有効活用することにより、利用者の利便性が向上する。
- 〇 利用者の異なる機能を1か所に集め、複合施設として整備することにより、多世代の交流を促進する。
- これらによって、コミュニティの活性化を図るとともに、中心市街地のにぎわいを創出する。

大阪府岸和田市(人口19.5万人)「新福祉センター整備事業」

### 事業の概要

市の中心駅近くに立地している高齢者関連施設の建替えに合わせて、市内に分散している障害者支援施設や児童福祉施設の機能を「都市中枢ゾーン」内に移転し、複合施設として整備する。

## 事業のポイント

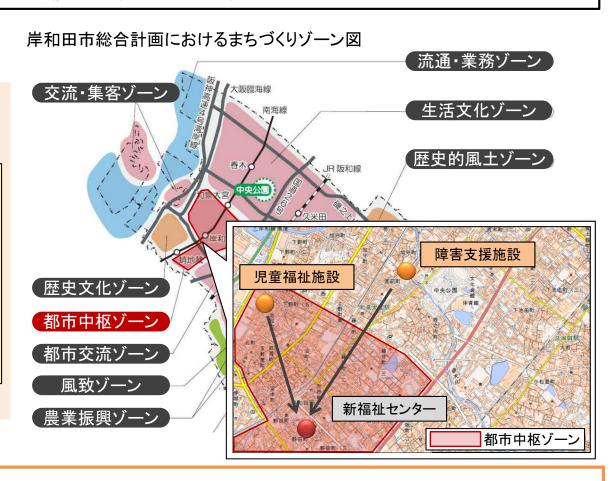
○ 総合計画及び公共施設等総合管理計画を連携させることで、 まちづくり関係施策を連携させた事業を構築する。

### 総合計画

岸和田駅周辺を「都市中枢ゾーン」として位置づけ、中心市街地の一角として、商業・業務など都市機能の集積を図るとともに、地域福祉を考慮し、市の中枢拠点としてにぎわいの創出を図る。

### 公共施設等総合管理計画

長期的な視点で人口動向や 財政状況を見据え、適正な 保有量を検討するとともに、 地域のニーズや利用状況等 を鑑み、集約化や複合化等、 施設の再配置により公共施設 等の適正化を図る。



### 事業の効果

- 分散している福祉施設機能を1か所に集めることにより、人が集まる都市の拠点をつくり、市の玄関口に ふさわしいにぎわいの創出に寄与する。
- 将来的には、市庁舎移転の第一候補地として検討しており、今後の一層の都市機能の強化も見込まれる<sub>の</sub>

福岡県飯塚市(人口13万人)「小中一貫校建設事業(幸袋中学校区小中一貫校)」

### 事業の概要

学校施設の老朽化が進行するとともに、人口(児童・生徒)が減少することを踏まえ、2つの小学校及び1つの中学校を施設一体型の小中一貫校として集約する。(小学校に併設されている児童館も同時に移転し、統合。)

### 事業のポイント

小中一貫校の施設整備に当たり、保護者や地域住民に対して、アンケートや意見交換を行った。

### ○学校再編整備等に関するアンケート

市全体における学校の再編整備計画を策定するに当たり、保護者や地域住民に対して、アンケートを実施した。

### アンケートの内容

- ・小規模な学級編成(1学年1学級など)が存在していることに 対する考え方
- ・小中一貫教育の効果
- ・老朽化による建替えの是非
- 小学校及び中学校の通学方法及び通学距離

アンケートを踏まえ、「**飯塚市立小学校・中学校再編整備計画**」 を策定した。

計画では、12の中学校区それぞれについて再編の方針が定められ、幸袋中学校区においては、幸袋小学校、目尾小学校及び幸袋中学校を施設一体型の小中一貫校として統合することとされた。

※併設されている児童館も同時に移転し、統合

### ○建設適地の比較検討

「飯塚市立小学校・中学校再編整備計画」に基づき新たな学校を建設するため、保護者や地域住民を中心に建設適地を検討した。

市が提示した3つの候補地について、保護者全員を対象に実施した候補地選定に関するアンケートを参考に、周辺環境や通学路の安全性等、10項目(49細項目)の評点を行った。



保護者及び地域住民により構成される「小中一貫校建設基本構 想検討会」において、上記の評点等を参考に、それぞれの候補地 について意見交換したうえで、投票による選定を行った。



自治会長、PTA及び有識者で構成される「建設適地検討協議会」にて1安全性、2周辺環境、3通学距離の観点から再度選定を行い、教育委員会に建議した。

## 事業の効果

○ 建設する小中一貫校の整備方針及び建設適地について、保護者や地域住民が主体となって検討したことで、今後導入される小中一貫教育を地域全体で支えることが期待される。

## 事業の概要

秋田県(人口97.7万人)、秋田市(人口30.8万人)「県・市連携文化施設整備事業」

県と市が文化施設の整備に関する基本協定を締結し、老朽化により施設利用者のニーズに対応することが難しくなった秋田県民会館と秋田市文化会館の両施設の機能を集約した、県・市連携文化施設を整備する。

## 事業のポイント

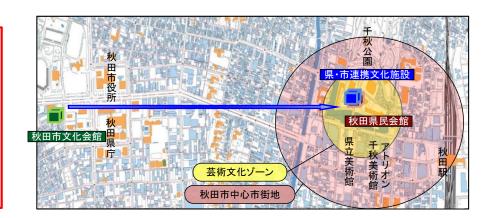


### 県・市連携協定締結の経緯

■平成25年度

知事と市長が、老朽化が進む両施設について、「県市連携による再編整備の検討」を表明(H25.4)

■平成28年度 県・市連携文化施設の整備に関する基本協定締結 (H29.1)





### 県・市連携協定締結 + 集約化

### 県・市連携協定締結のポイント

◎業務分担…施設を連携して整備するため、 県・市双方の職員による推進体制 を構築

◎負担のあり方…ホール面積割合を基本とし、県・市 双方が負担



### 集約化

事業年度:平成29~令和3年度 県民会館と市文化会館を廃止し、 新たに2つの機能を併せ持った 施設を県と市が共同整備

### (延床面積)

計:23,588㎡ → 22,653㎡

県: 9,304㎡ 市:14.284㎡

※約4%減少

### 事業の効果

- 〇 県と市の共同整備により、それぞれ単独の建替えよりも、整備費と運営管理コストの縮減が図られる。
- 〇 秋田市中心部という立地を活かし、日常的に人が集い交流できる施設となり、まちの賑わいが創出される。
- ホールの一体的・広範な利用が可能となり、これまでは実施することができなかった規模・種類の公演が 実施できるようになるなど、発表・鑑賞機会の充実が図られる。

28

### 事業の概要

千葉県習志野市(人口17.3万人)「大久保地区公共施設再生事業」

京成大久保駅周辺1km圏内にある4つの施設(公民館、図書館、児童館等)と、同駅前に立地する3つの同種 の施設の機能を統合し、PFI事業により、同駅に隣接する中央公園内に2つの新たな生涯学習施設を整備する。



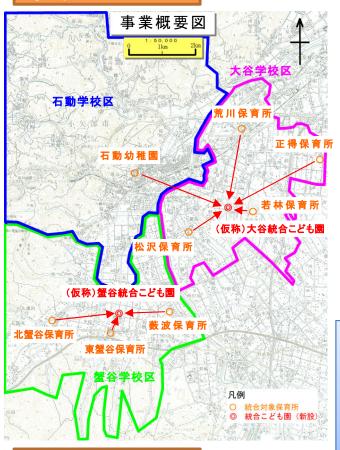
- 駅前に立地する公共施設としての利便性を確保するとともに、都市公園の有効活用ができる。
- 民間活力を導入した公共施設の複合化によって、整備費と維持管理・運営コストの削減が図られる。
- 生涯学習施設整備事業と民間付帯事業(カフェ及び若者向け賃貸住宅)を一体的に実施することにより、 多世代が交流する賑わいの場の創出と、定住人口の増加が期待できる。

## 集約化・複合化事業 8

富山県小矢部市(人口3.0万人)「統合こども園整備事業」

児童数の推移や新たな保育サービスの要望に対応するため、石動・大谷学校区に存在する5保育所等を1つ に、蟹谷学校区に存在する3保育所を1つに統合し、子育て支援センターを併設したこども園を整備する。

## 事業のポイン



### (仮称)大谷統合こども園



〇松沢保育所 〇正得保育所 〇荒川保育所

〇若林保育所

〇石動幼稚園

(仮称)大谷統合こども園

延床面積:3.073㎡→2.633㎡

### (仮称)蟹谷統合こども園



〇北蟹谷保育所

〇薮波保育所

〇東蟹谷保育所

(仮称)蟹谷統合こども園

延床面積:1,879㎡→1,826㎡

機能追加・・・新統合こども園に子育て支援センターを新たに併設

延長保育、土曜保育、休日保育、病児保育(体調不良児対応型)の保育サービスを拡充

住民理解・・・「小矢部市立幼稚園及び保育所統廃合・民営化等推進委員会の最終答申」を踏まえ、 既存施設では対応困難だった保護者ニーズについて、統合により開園日の追加等保育 サービス等の拡充が可能となることを、住民・保護者への説明会等を通じ理解を得て実施

- 新たに子育て支援センターを併設するとともに、多様な保護者ニーズに応えられる保育サービスを提供する。
- 複数地区に分散していた施設の集約により、維持管理・更新費用を抑えることができる。

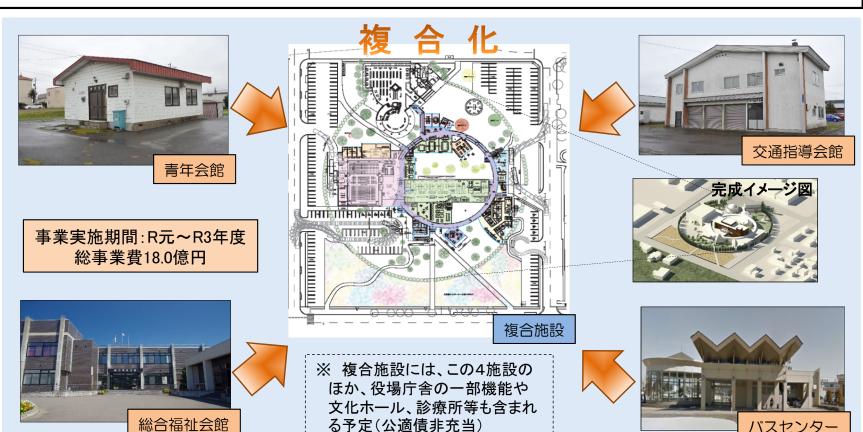
### 事業の概要

北海道東神楽町(人口1.0万人)「複合施設整備事業」

昭和40年代頃から中心市街地に建設されている公共施設のうち、老朽化し、または現行の耐震基準を満たしていない施設について、よりコンパクトなまちづくりのため、各機能を集約して複合化する。

## 事業のポイント

- ・中心市街地において、 特に、老朽化し耐震性 の確保が必要となる公 共施設について、複合 化を実施。
- ・この検討に当たっては、 20名の町民で構成する 検討委員会を設置し、 基本構想や基本計画の 策定に際して同委員会 から意見を聴くなど、 住民との連携を重視し た。



### 事業の効果

- 〇 町のシンボル(顔)として、施設整備と併せ、隣接の公園や沿道と一体の空間整備を行うことで、街並みをリードする 景観を形成する。また、バスセンターの複合化により、交通拠点としての機能も加えることで、にぎわいの創出を図る。
- 〇 町では、複数施設を複合化することで、整備費や今後60年間の維持管理費も含めたコストが約5.7億円削減され るものと試算している。

## 集約化・複合化事業 <sup>10</sup>

### 事業の概要

兵庫県伊丹市(人口19.7万人)「総合ミュージアム等複合化事業」

老朽化が進む、美術館や工芸センター等からなる市立複合施設「みやのまえ文化の郷」と市立博物館を、伊 丹市の歴史・芸術・文化を発信する新たな拠点複合施設「総合ミュージアム」として再整備する。また、併せて、 有効に活用されていなかったスペースを活用し、市立博物館の歴史収蔵庫の移転整備を行う。

## 事業のポイント

- ①各施設の一体利用
- ②施設の魅力向上・ まちのにぎわい
- ③ユニバーサルデザ イン
- 4機能回復•向上、 老朽改修

事業実施期間:R元~R3年度 総事業費16.9億円





### 歴史収蔵庫を移転





再編前

施設名	延床面積
みやのまえ文化の郷 (美術館、工芸センター、 伊丹郷町館、柿衞文庫)	5,332m²
博物館	1,857m <sup>2</sup>
平松自転車駐車場	1,604m <sup>2</sup>
合計	8,793 <b>m</b> 1



1 3 4/110 12	
事業名	延床面積
(新)総合ミュージアム	5,948m²
(新)総合ミュージアム(歴史収蔵庫)	383 m <sup>2</sup>
平松自転車駐車場	1,221 m <sup>2</sup>
合計	7,552 <b>m</b> ²

### 事業の効果

- 歴史・芸術・文化施設を「総合ミュージアム」として一体的に整備することで、各分野の連携による新たな魅力や価値を 創出するとともに、観光分野の強化にもつながる。
- 老朽化した博物館を除却し、既存施設に複合化することで、維持管理経費が削減できる。また、設備(照明、空調、エ レベーター等)の改修・更新を行うことで、施設の長寿命化や利用効率化が図られる。

## 集約化・複合化事業+転用事業

## 事業の概要

岐阜県瑞浪市(人口3.7万人)「瑞浪北中学校施設整備事業」

老朽化している瑞陵中学校、釜戸中学校、日吉中学校の3校を統合し、瑞浪北中学校を新たに整備するとともに、統合前の日吉中学校を転用し、日吉小学校を整備する。

## 事業のポイント

#### <事業の背景>

- ・瑞浪市内の児童生徒数の減少及び小学校、中学校の老朽化
- ・将来的な維持管理コストの削減



- 3校を統合すること により施設保有量の 適正化を図る。
- 既存施設を転用する ことで建替えに係る コストを削減する。



### 事業の効果

- 3校を1校に統合することにより、長寿命化改修、建替えを行う場合と比較して約15億円の費用削減になる。※ 長寿命化改修、建替え:約56億円 → 3校を1校に統合:約41億円
- 〇 中学校を小学校に転用することにより、転用しない場合と比較して約7億円の費用削減になる。
  - ※ 転用しない場合(旧日吉小の改修):約10億円 → 転用する場合(旧日吉小の除却、旧日吉中の転用):約3億円
- 釜戸中学校については、売却による売却費用効果(約3億円)も見込まれている。

## 長寿命化事業(公共施設)①

## 事業の概要

岐阜県瑞浪市(人口3.7万人)「稲津幼児園大規模改修事業」

老朽化した稲津幼児園の長寿命化改修事業を行う。

## 事業のポイント

#### <事業の背景>

- 現稲津幼児園の老朽化 (築後30年経過)
- ・若者世代の転入増加と、これに ともなう保育室の不足
- ・地域が一体となった保育支援の 必要性





長寿命化





- 地域の実情に沿った保育環境の 充実が必要
- より費用対効果の高い施設整備 が求められている。

## 長寿命化事業

- •外壁改修
- •屋根防水工事
- •空調設備改修
- ・保育室の増設

→法定耐用年数47年を超えて 使用目標年数60年に設定

## 事業の効果

○ 施設の長寿命化を図ることにより、建替えによる場合と比較して約1.1億円のコスト削減になる。※幼児園の建替え:約4.0億円 → 長寿命化:約2.9億円

## 長寿命化事業(公共施設)②

## 事業の概要

福島県須賀川市(人口7.7万人)「須賀川市文化センター耐震補強改修工事」

開館以来約40年を経過し老朽化した文化センターについて、耐震補強と劣化改修を実施することで長寿命化を図る。

## 事業のポイント

・開館後約40年を経過した 施設の耐震補強や、特定天 井の改修を行うとともに、 老朽化が著しい内外装や設 備機器等の劣化改修を行い 長寿命化を図った。

事業実施期間:H30~R2年度 総事業費25.4億円

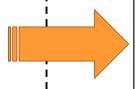




長寿命化



- ・施設の耐震補強
- 特定天井の改修
- 内外装の劣化改修
- 設備機器等の劣化改修



建替えと比較し 約65億円の 事業費の削減

- 公共施設等適正管理推進事業債を活用することで、耐震補強と国費の対象にならない設備等の改修工事 を一体的、効率的に実施することができる。
- 本施設は今後30年間の利活用を目指すものであるが、本件の耐震補強と施設改修の費用は約25億円である一方、建替え費用の想定額は90億円以上であり、事業費の削減につながっている。

## 長寿命化事業(社会基盤施設)①

滋賀県(人口141万人)「大津信楽線舗装補修事業」

## 事業の概要

供用後、約40年以上が経過し、老朽化した大津信楽線における舗装の修繕工事(H30年に実施)

## 事業のポイント

#### 【課題】

- 道路施設の高齢化や更新時期の集中等により、維持管理に要する費用が増加し、財政の圧迫が懸念されている。
- 舗装の劣化によるひび割れや剥離が見られ、安全な通行に 支障を生じるおそれがあった。



舗装のひび割れや剥離

長寿命化

▼個別施設計画に位置づけ

#### 滋賀県 舗装修繕計画(個別施設計画)

(目的) 客観的な指標に基づく修繕を行うことで、県内の路面状態の改善を図る

(対応) 舗装状態を評価する指標として全国的に用いられているMCI<sup>®</sup>を用いて目標を設定し、 優先順位付け

※MCI(Maintenance Control Index:維持管理指数)

「ひび割れ率」、「わだち掘れ量」、「平たん性」の3つの要因を組み合わせ、舗装の破損の程度を総合評価した指数。

## 事業の効果

- 今回の工事により、10~15年長寿命化することが見込まれる。
- 交付金の対象とならないが補修の必要があるものについて、公共施設等適正管理推進事業債を活用する ことで県の負担が軽減され、より多くの箇所の修繕を行うことができる。

## 長寿命化事業(社会基盤施設)(2)

神奈川県相模原市(人口72.2万人) 準用河川姥川河床洗堀対策事業(護岸)

## 事業の概要

河川の流水作用による河床洗堀から、護岸の損傷を予防するため、床固めの設置等による河床洗堀対策事業を実施する。

## 事業のポイント

### 【課題】

頻発する大雨等による河床 洗堀の進行により、基礎天 端や基礎全体が露出し、 対策が必要となっている。

(個別施設計画) 相模原市河川維持管理計画



事業実施期間:H30~R2年度 総事業費1.2億円

## 事業の効果

- 交付税措置のある長寿命化事業に係る事業債の拡充により、市の財政負担の軽減が図られ、早期に対策 が必要な重点箇所の積極的な事業実施が進められている。
- 長寿命化計画に基づく予防保全型対策を計画的に実施することにより、河床洗堀における10年以上の長 寿命化の効果と30年間で約5億円の事業費の軽減が見込まれる。

## 長寿命化事業(社会基盤施設)(

島根県(人口67.1万人) 半場川県単砂防修繕事業

## 事業の概要

砂防えん堤に損傷等が見られ、施設機能に支障が生じる可能性があるため、修繕を実施し長寿命化を図る。

## 事業のポイント

- ・完成後、50年以上が経過した 砂防えん堤の施設点検を実施 した結果、堰堤本体に多数の ひび割れや断面欠損が確認さ れた。
- ・今後の豪雨等により土石流が 発生した際に、施設機能の低 下により下流の保全対象に被 害をもたらす危険性があるため、 砂防えん堤の修繕を実施し、土 石流災害を防止する必要があ る。









事業実施期間:H31~R4年度 総事業費0.4億円

## 事業の効果

- 〇 修繕を実施したことで施設の健全度が改善され、下流の保全対象に対し、土石流災害を防止することができる。
- 長寿命化対策により修繕を実施するものについて、公共施設等適正管理推進事業債を活用することで、県 の負担が軽減され、より多くの箇所の対策が行うことができる。

## 長寿命化事業+ユニバーサルデザイン化事業

## 事業の概要

滋賀県(人口141.3万人)「滋賀県立近代美術館老朽化対策(リニューアル)事業」

滋賀県立近代美術館を「人と作品の安全を守る」「みんなにやさしく使いやすい」等の観点から再開館するため の整備を行う。

## 事業のポイント

補助事業、起債事業を効果的に活用しな がら、リニューアルオープンにふさわしい 施設の改善を行う。

#### 「人と作品の安全を守る」

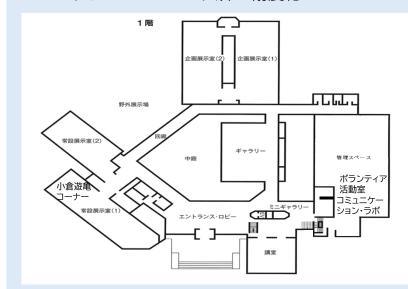
- 空調機器更新、屋根の一部改修 (長寿命化事業、耐用年数:50年→65年)
- 「みんなにやさしく使いやすい」
- ・トイレの洋式化、授乳室、ファミリートイ レ整備(ユニバーサルデザイン化事業)
- ※ このほか、展示室内装の張り替えやLED 照明の導入、ガス消火設備の導入等を予 定(公適債非充当)

事業実施期間:R元~R2年度 総事業費1.5億円



#### 長寿命化事業

- ■老朽化した空調機器の更新
- ■エントランス・ロビー天井の耐震化



#### ユニバーサルデザイン化事業

- ■各トイレの全面改修(洋式化)
- ■授乳室や親子で使えるファミリートイレの新設





- 屋根の一部改修、空調機器の更新、ガス消火設備の導入等により、人と作品の安全を守るとともに、施設の長寿命化を図る。
- トイレ等のユニバーサルデザイン化により、だれもが使いやすい施設となる。
- 展示室やエントランスロビー等の改修を伴うリニューアルオープンにより、「美の滋賀」の拠点として地域の活性化に寄与する

## 転用事業①

## 事業の概要

大阪府(人口881.4万人)「ITステーション転用事業」

タ陽丘高等職業技術専門校の一部を大阪府ITステーション(障がい者就労支援施設)に転用し、障がい者等の 就労支援拠点を整備する。

## 事業のポイント

#### <事業の背景>

- 夕陽丘高等職業技術専門校において、障がい者等への職業訓練を実施
- ・大阪府ITステーションにおいて、 障がい者へのIT講習等を通じた就 労支援を実施
- ・障がい者等の新たなニーズに対応 した職業訓練や多様な障がい者へ の就労支援の必要性の高まり



・ 夕陽丘高等職業技術専門校の一部 を、転用債を活用して大阪府ITス テーションに転用 (現ITステーション跡地は売却予定)

## 転用イメージ



#### 夕陽丘高等職業技術専門校

夕陽丘高等職業技術専門校

【転用後】

【転用前



売却予定

1階の一部と2階を 新ITステーションに転用

- 大阪府ITステーションと夕陽丘校の連携により、あらゆる障がい者への就労支援拠点として、障がい者への職業訓練や就 労支援を効果的に行う。
- 〇 施設間の連携を深めることにより、障がい者のニーズ把握をはじめ、職業訓練や就労支援を効果的に行うことができる。 $_{A\Omega}$

## 転用事業2

## 事業の概要

福岡県北九州市(人口96.1万人)「八幡西生涯学習総合センター折尾分館移転事業」

八幡西生涯学習総合センター折尾分館が入居している施設の解体撤去に伴い、用途廃止される予定であった近隣施設(勤労青少年ホーム)を改修し、生涯学習総合センターに転用する。

## 事業のポイント

- ・八幡西生涯学習総合センター折尾分館の入居施設が、地区整備を理由に解体撤去されることとなったため、移転先の施設を確保する必要があった。
- ・そこで、勤労青少年の利用率の低下等により用途廃止される予定だった勤労青少年ホームの施設を改修し、生涯学習センターとして転用することとした。

事業実施期間:R元年度 総事業費0.6億円

#### 事業実施前





## 収

### 事業実施後



八幡西生涯学習総合センター折尾分館



- 〇 転用事業を活用することで、代替地の確保や新たな施設の新築等を行うことなく、施設の有効活用が可能となった。
- また、移転先の施設について、エレベーターの設置など用途に応じた改修工事を併せて行うことで、行政サービス の質を保つことができた。

## 転用事業3

## 事業の概要

熊本県菊池市(人口4.8万人)「母子等保健センター整備事業」

市役所の支所の一部を、乳幼児健診等の会場及び子育て中の保護者が交流できる場に転用する。

## 事業のポイント

- ・乳幼児健診等の専用会場がなく、検診ごとに別の会場(公共施設)で実施していたため、①会場が毎回変わりわかりづらい、②会場の安全や衛生面の確保に課題がある、といった問題があった。
- ・そのため、市役所の支所 庁舎の改修の際に、庁舎 の執務室を整理してス ペースを確保し、健診専 用の会場及び保護者の交 流の場を整備。

事業実施期間:H30~R2年度 総事業費1.3億円

#### 事業実施前





転

F.

### 事業実施後





菊池市役所泗水支所



- 乳幼児健診等の専用会場を整備することで、安全や衛生面に配慮した検診が可能となり、また、交流の場を 併設することで、子育て支援の充実にもつながった。
- 〇 泗水支所庁舎の空き部屋、空きスペースについて、有効活用することができた。

## 立地適正化事業 ①

和歌山県和歌山市(人口35.7万人)「市立認定こども園整備事業」

## 事業の概要

※国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業

少子化に伴う利用園児・児童の減少や行財政運営における経費削減のため、本町幼稚園、中之島保育所、四箇郷保育所及びこども総合支援センターを再編。都市再生整備計画に基づき、中心拠点区域内に認定こども園とこども総合支援センターの複合施設(教育文化施設)を整備

## 事業のポイント

#### 【課題】

- ・少子高齢化に加え、若年層の流出による定住人口の減少
- ・少子化に伴う行財政運営における コストの増



策定

- 〇 和歌山市立地適正化計画 (平成29年3月1日策定)
- ・都市機能の立地を適正化するとともに、公共交通の充実により、賑わいのあるコンパクトな拠点を中心にさまざまな世代が連携・交流し活力あるまちを形成していくためのマスタープランとして策定



## 事業の効果

○ 本町認定こども園及びこども総合支援センターの複合施設の整備により、子育て、教育環境が向上し、まち なか居住が促進される。

43

四篇级学保育系

## 立地適正化事業 ②

長野県小諸市(人口4.2万人)「地域医療体制整備事業」

## 事業の概要

※国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業

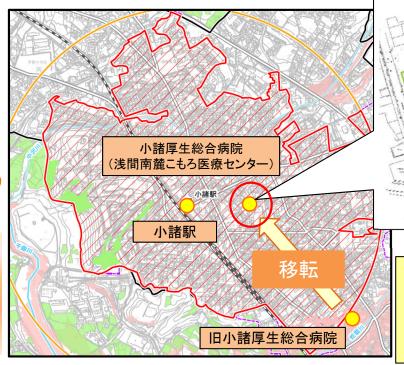
郊外に位置する老朽化の進んだ総合病院を、市庁舎・図書館等とともに市庁舎敷地一帯に再構築することで 都市機能の集約化を図り、利便性の高いまちづくりを実現

## 事業のポイント



#### 【課題】

- ・人口の減少による中心市街地における 郊外化や空洞化
- ・公共施設における老朽化や未耐震化
- ・自家用車の利用により排出される二酸化炭素





- ◎小諸市立地適正化計画(平成29年3月策定)
- ・市庁舎敷地一帯を様々な都市機能が集積した賑わいのある拠点として位置づけ。
- ・病院の整備に先立ち、平成25年度に商工会 議所、平成27年度に市立図書館を整備。

- 都市機能の集約化が図られることで、一度の外出で用事の済む利便性の高いまちづくりが実現される。
- 二次救急を担う総合病院の再整備により、地域住民が必要とする診療を維持し、安全・安心なまちづくりが 実現される。
- 市庁舎等、施設間でのエネルギーの相互利用を行うことができる。

## 立地適正化事業 ③

愛知県岡崎市(人口38.7万人) 岡崎市シビックコア地区駅前広場ペデストリアンデッキ整備事業

## 事業の概要

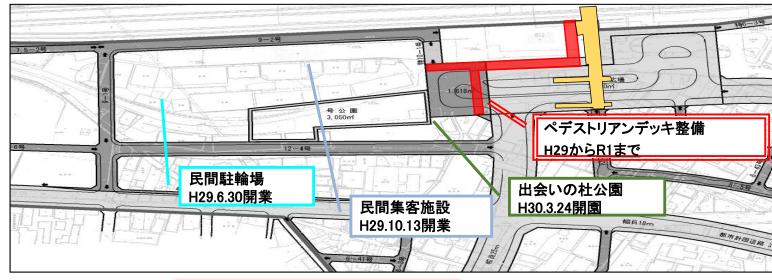
駅周辺にある市有地を活用し、民間事業者の提案を受けて新たに交流拠点の整備等を行い、 岡崎駅前の魅力あるまちづくりを促進するもの。

## 事業のポイント

【課題】岡崎駅東地区は、 交通拠点として明治・大正 時代から発展してきた既成 市街地だが、近年は都市機 能の低下などが問題となっ ていた。

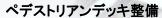
(個別施設計画) 岡崎市立地適正化計画

事業実施期間:H29~R2年度 総事業費12.3億円











民間集客施設・駐輪場出会いの杜公園

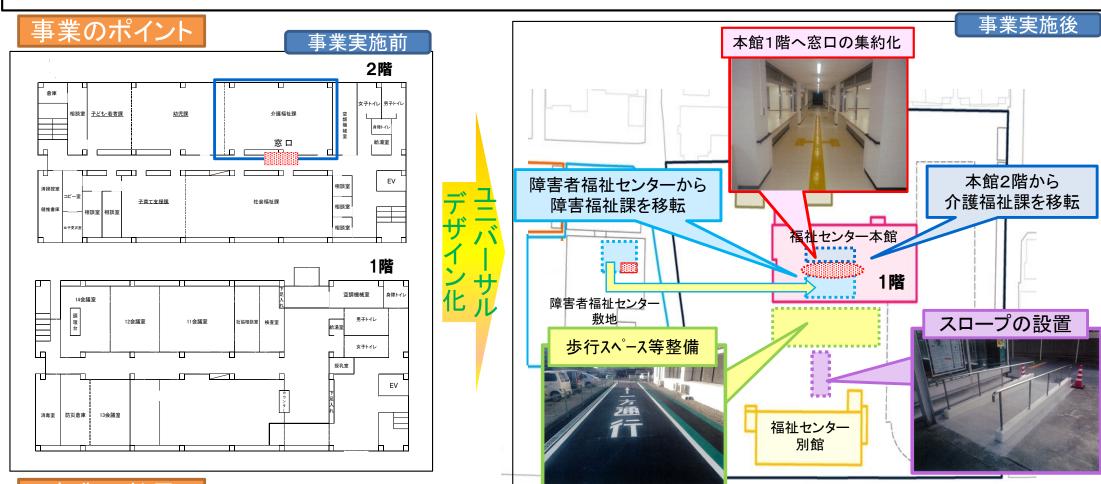
- 国庫補助事業と一体となって実施する地方単独事業に対して、充当率の高い地方債を活用することで、事業を着実に実施 するとともに、財政負担の平準化を図ることができるようになった。
- ペデストリアンデッキ整備により、駅前広場及び周辺の利便性向上、駅前広場での歩行者の安全確保と渋滞対策を図る。

## ユニバーサルデザイン化事業 ①

## 事業の概要

滋賀県彦根市(人口11.3万人)「彦根福祉センターユニバーサルデザイン化事業」

昭和56年に建設された福祉センターは、段差や駐車場からの動線、窓口の配置などが利用者にとって不便な配置・構造となっていたため、これらを解消すべく、本館1階への窓口の集約化や段差解消、点字ブロックの設置等の整備を行った。



- ハンディキャップを持った方でも利用しやすい施設となった。
- 利用者の動線を意識することで、効率的かつ利便性の高い機能配置となった。

## ユニバーサルデザイン化事業 ②

## 事業の概要

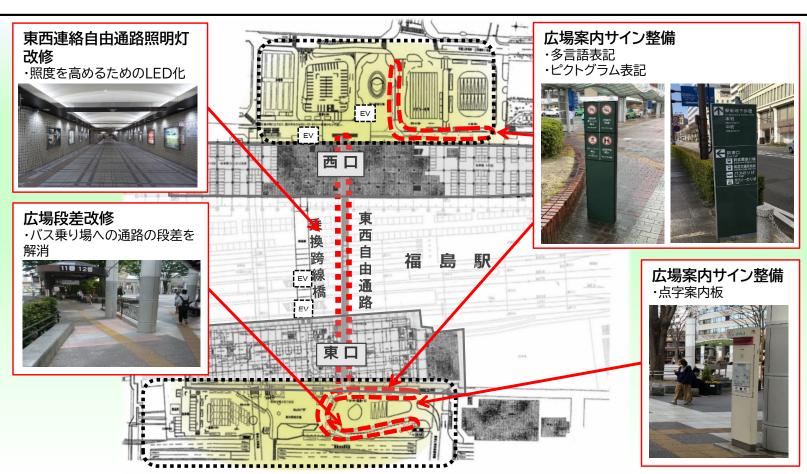
福島県福島市(人口29.4万人)「福島駅周辺バリアフリー推進事業」

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の福島市開催を契機に、障がいのある方や外国人を含め、だれもが安心して訪れることのできるまちづくりを推進するため、玄関口となる福島駅前広場の段差の解消や案内看板の多言語表記化等を行う。

## 事業のポイント

- 福島駅周辺エリアの面 的なバリアフリー化を 行った。
- ・広場の案内サインの多言 語表記、ピクトグラム表 記、点字案内板の設置
- 広場内の段差解消
- 地下歩道の照明改修 (LED化)

事業実施期間:R元~R2年度 総事業費0.2億円



## 事業の効果

○ ユニバーサルデザイン化事業を活用することで、市の「顔」となる駅前広場が、障害のある方や外国人を含めて、 安心して利用できるエリアとなった。

和歌山県那智勝浦町(人口1.5万人)「湊地区津波避難タワー整備事業」

### 事業の概要

- ・ 湊地区(最大3メートルの浸水が想定)の住民が避難するための施設整備
- 那智勝浦町地域防災計画(平成27年度改訂)に位置付け

### 整備の必要性・効果

- 平成26年10月に和歌山県より巨大地震等に対する対策案が発表され、町内の海岸部分の多くが津波避難困難地域に 指定されており、まずは発生確率の高い三連動地震での津波避難困難地域の解消を10年間で完了させることを目標 に対策を進めている。
- ・ 津波避難タワーの整備にあたっては、三連動地震による津波避難困難地域を優先し、構造については巨大地震を基準とした仕様としている。
- 湊地区の沿岸部は、巨大地震発生の際には最大約3.0mの津波が予想され、津波避難困難地域となる。
- ・ 周囲には高台はあるものの、津波到達時間が早いため(巨大地震で約8分)、住民の避難が困難になることも想定 されることから、津波避難タワーを建設することにより、住民の安全・安心を確保。

#### 施設の概要

総事業費 : 0.5億円 うち緊防債: 0.5億円

高さ:7m、延床面積:54.0m。RC構造

その他:100名収容可能

防災物資収納BOX 3基設置

ソーラー照明灯内蔵非常用コンセント





## 緊急防災·減災事業 ②

宮崎県新富町(人口1.6万人)「指定避難所(中学校体育館)の空調設備整備事業」

### 事業の概要

- 中学校体育館(指定避難所)の空調整備
- 新富町地域防災計画(R2年度改訂)に位置付け

### 整備の必要性・効果

・ 南海トラフ巨大地震等による大規模災害の発生に備え、指定避難所である富田中学校体育館に空調設備を整備し、避難者 の良好な生活環境の確保を図った。

#### 施設の概要

· 総事業費 : 13.2百万円

・うち緊防債:13.2百万円

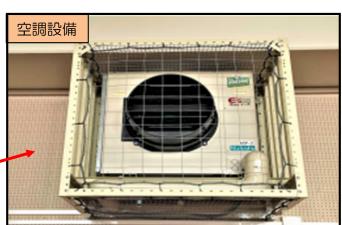
•面積:754㎡

・その他:空調機4か所設置

・発災時、本体育館には最大約190名の避難者が見込まれる。







## 緊急防災·減災事業 ③

三重県亀山市(人口4.9万人)「指定避難所(体育館アリーナ)の空調設備整備事業」

### 事業の概要

- 体育館(指定避難所)の空調整備
- ・ 亀山市地域防災計画 (H30年度改訂) に位置付け

### 整備の必要性・効果

・指定避難所である西野公園体育館アリーナ等に空調設備を整備することにより、東南海・南海トラフ地震等による 大規模地震災害の発生時に備え、避難者の良好な生活環境の確保を図った。

#### 施設の概要

· 総事業費 : 1.2億円

・うち緊防債:1.2億円

・面積:体育館 4,010㎡、アリーナ1,312㎡

・発災時、本体育館には最大約300名の避難者が見込まれる。







北海道士幌町(人口0.6万人)「指定避難所Wi-Fi整備事業」

### 事業の概要

- ・ 町内最大の指定避難所である総合研修センターに固定回線をベースとする公衆Wi-Fiを整備し、災害時に連絡・情報収集が可能な環境を強化するもの。
- 町の地域防災計画(H30.8改訂)に位置付け。

### 整備の必要性・効果

- 携帯電話のインフラ網が整備され、スマートフォンやタブレット端末が活用されているなか、災害発生時の通信手段の確保が課題となっていた。
- ・とりわけ大規模な災害発生時には、携帯電話回線の混雑によるトラブルなど、避難者が利用不能な状態が発生する恐れがあることから、多数同時使用が可能なWi-Fiを整備。







#### 施設の概要

総事業費 : 1.7百万円

・うち緊防債:1.7百万円

・Wi-Fi設置か所数:収納機器1か所、アクセスポイント4か所。アクセスポイントには、合計で最大200台の端末が同時接続可能。

・指定避難所は最大4,000名収容可能。総合研修センターは、体育館、武道館、ホール、和室、会議室を備えた複合施設。

## 広島県呉市(人口21.5万人)「指定避難所多目的トイレ整備事業」

### 事業の概要

- ・ 指定避難所に指定されている呉市つばき会館(生涯学習センター)の多目的トイレのバリアフリー化
- 呉市地域防災計画(R4年度改訂)に位置付け

### 整備の必要性・効果

・平成30年7月豪雨災害と同等の大規模災害の発生時に備え、指定避難所の多目的トイレのバリアフリー化を行うことにより、障害者を含む避難者の良好な生活環境の確保を図った。

#### 設備の概要

·総事業費 : 9.4百万円

・うち緊防債:9.4百万円

・設置箇所:本施設1階、2階の2箇所

整備内容:オストメイト対応流し、温水対応洗面器、

フィッティングボード

・発災時、本施設には最大約250名の避難者が見込まれる。







## 和歌山県有田市(人口2.9万人)「指定避難所ブロック塀改修事業」

### 事業の概要

・ 市の地域防災計画と整合を図りつつ、指定避難所である保育所(計4か所)に設置されている危険ブロック塀を撤去し、メッシュフェンスを設置することで、機能強化を図る。

### 整備の必要性・効果

・ 災害時に近隣住民が多く避難する施設となるため、ブロック塀を改修し、避難者の安全確保を図った。

#### 整備の概要

総事業費 : 9.1百万円

(4か所分)

・うち緊防債:9.1百万円

(4か所分)

- ・最大2m程度の高さがあったブロック塀を、高さを低くしてメッシュフェンスに改修。
- ・各避難所には100名~300 名の避難者が想定されることから、避難者滞留スペースの安全確保を図るため改修したもの。













## 高知県黒潮町(人口1.1万人)「備蓄倉庫設置事業(H30~R元年度計16か所)」

### 事業の概要

- ・ 災害時における防災拠点の安全化を図り、防災・減災を加速化させるため、想定津波高よりも高所の津波避難場所に備蓄倉庫を整備して備蓄を進める。
- 黒潮町地域防災計画(H27.3策定)に位置付け。

### 整備の必要性・効果

- ・ 黒潮町は、南海トラフ巨大地震の被害想定で津波高が最大34メートルとなっている。
- ・ 津波災害時には各地域が孤立することが予想されるため、それぞれで独立して活動できる体制を構築する必要がある。
- 被害想定に基づいて避難場所の見直しや協議を住民と行い、整備箇所を決定。

#### 施設の概要

総事業費: 0.2億円

・うち緊防債: 0.2億円

・規格:間口4.4m、奥行2.3m、高さ2.6m

- ・計16か所の津波避難場所に備蓄倉庫を設置
- ・倉庫内には、炊き出し用資機材や担架、簡易トイレ、発電機、災害用テント等を備蓄





## 和歌山県有田市(人口2.8万人)「庁舎電源設備等移設事業」

### 事業の概要

・ 有田市役所の自家発電・受電設備が浸水区域にあるため、電源嵩上げのための3階建て管理棟を整備し、自家発電・受電設備を移設する。

### 整備の必要性・効果

- ・ 有田市役所は洪水時、最大6m程度の浸水が予想されており、現在の自家発電設備・受電設備の位置では浸水の危険性が高い。
- ・ 災害対策本部が設置されるなど災害時の拠点となる有田市役所の電源を確保することで、大規模災害時における役場の機能を強化する。

#### 施設の概要

市役所北側のスペースを活用 し、電源嵩上げのための管理棟 を整備。3階部分に電源設備等 を移設する。

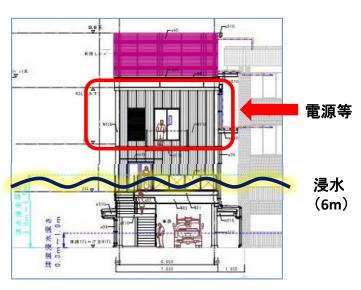
• 事 業 費: 2.6億円

・ うち緊防債 : 2.6億円

事業年度:令和2年度

#### 完成イメージ





愛媛県今治市(人口15万人)「消防ドローン(無人航空機)等整備事業」

### 事業の概要

・ 大規模災害時等における情報収集のための消防ドローン整備(2機)

### 整備の必要性・効果

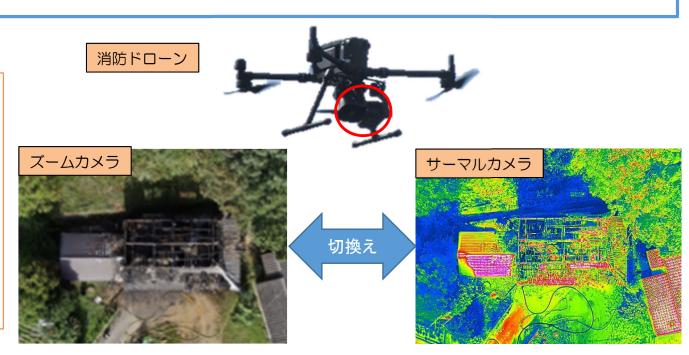
- ・ 市内中心市街地を管轄する消防の拠点となる中央消防署と、島しょ部の中心で消防の拠点となる北消防署に配備
- ・ 大規模災害発生時において、被害状況を広範囲に、かつ俯瞰的に収集することを容易にするとともに、火災等の 災害時においても、消防職員が立ち入ることが困難な地域や現場の情報を早期に収集し、迅速・的確な人命救助に つなげる。

#### 設備の概要

総事業費:8.2百万円

・うち緊防債:8.2百万円

- ・ドローン2機 (DJI Matrice300RTK)
- ・ズームカメラ、広角カメラ、サーマルカメラ
- ・レーザー距離計
- ・スピーカー
- ・測量用ソフトウェア及び地図画像作成システム



温度を可視化するカメラ(サーマルカメラ)で、火災現場や要救助者の様子を確認可能。

## 緊急自然災害防止対策事業 ①

## 熊本県(人口174.8万人)「白川・緑川圏域河川整備事業」

### 事業の概要

- 護岸、排水機場、水門の再整備
- ·H31年4月着手、R3年3月完成

### 整備の必要性・効果

- ・白川・緑川圏域においては、護岸について老朽化等により亀裂や洗掘等の損傷が生じており、また、排水機場や水門についてゲートの水密ゴムの欠損・劣化等による発錆が生じているため、洪水時に適切な機能を十分に発揮できない可能性がある。
- ・今後の大雨や洪水等による河川の氾濫、家屋の浸水被害を防止するため、緊急に護岸、排水機場、水門の機能向上 を図るための再整備を行うものである。

#### 整備の概要

総事業費 : 3.0億円

うち緊自債:3.0億円

河川の長さ:1,960m 護岸の高さ:5.0m

その他:排水機場の性能(ポンプ:2台、排

水能力:5.0m<sup>2</sup>/秒)

#### 護岸整備:施工前





#### 護岸整備:施工後



## 緊急自然災害防止対策事業 ②

## 北海道上川郡和寒町(人口0.3万人)「農業用水路整備事業」

### 事業の概要

- 農業用水路の改修
- H31年4月着手、R2年10月完成

### 整備の必要性・効果

- ・整備対象の農業用水路はコンクリート等で補強されておらず、大雨等の増水に際し、土砂堆積等を原因とした農地 等への越水が頻繁に発生している。
- ・今後の大雨や洪水等に伴う越水による農地等への浸水被害の発生を防止するため、緊急に農業用水路についてコンクリートによる補強を行うとともに、勾配を急にするための工事を実施するもの。

#### 整備の概要

総事業費 : 0.2億円 うち緊自債: 0.2億円

水路の長さ:360m 護岸の高さ:0.6m

水路整備:施工前



水路整備:施工後



## 緊急自然災害防止対策事業 ③

## 宮城県大崎市(人口13万人)「松山地区ため池整備事業」

### 事業の概要

- ・ため池の堤体の補強工事
- · R 1 年 9 月着手、R 3 年 2 月完成

### 整備の必要性・効果

- ・H30年度に実施した緊急点検において、ため池の堤体の内側に設置されている遮水シートに損傷が発見され、このまま放置した場合、法面崩壊と洗掘が進み、最終的に決壊する危険性がある。
- ・ため池が決壊した場合の農用地や沿道の浸水被害等を防止するため、緊急にため池の堤体の補強を行うものである。

#### 整備の概要

総事業費 : 0.6億円

うち緊自債: 0.5億円(0.1億円は県補助金)

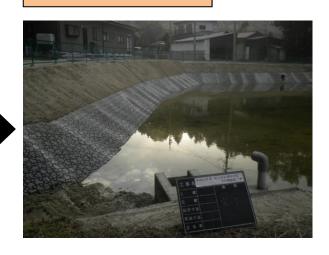
ため池貯水量: 23,100m 受益面積:16ha

堤体の高さ: 6.7m

#### ため池堤体整備:施工前



#### ため池堤体整備:施工後



## 緊急自然災害防止対策事業 ④

## 兵庫県太子町(人口3.4万人)「町道丸山線法面防護事業」

## 事業の概要

- 法面防護事業
- · R 1年11月着手、R 2年3月完成

### 整備の必要性・効果

- ・法面より落石及び浮石が確認され、上部においても風化が進んでおり、今後同様の落石事故発生の危険性が高い状況であった。
- ・事業箇所は、人や車両の往来が多い幹線道路と鉄道高架が交差する場所であり、官民の安全パトロール等で危険を 察知していたが、当該事業債の活用により早期事業化が実現し、通行者の安全確保に寄与した。

#### 整備の概要

総事業費 : 6.6百万円 うち緊自債: 6.6百万円

施工範囲:落石防護策:185㎡

法面防護:施工前





法面防護:施工後



## 緊急自然災害防止対策事業 ⑤

愛媛県今治市(人口15.8万人)「波止浜公園法面崩落防止対策事業」

### 事業の概要

- 急傾斜地の法面対策工事
- ·H30年6月着手、R2年3月完成

### 整備の必要性・効果

- ・急傾斜地の表土質が脆く、イノシシの獣害もあり、頻繁に土が民家等に落下し被害を及ぼしている箇所について、 更なる被害を防止するため行うもの。
- ・法面直下への土砂流入を予防することができ、周辺民家等への被害抑制、また法面上部にある公園内通路の崩壊を 防止でき、公園施設の安全な利用促進の効果あり。

#### 整備の概要

総事業費 : 0.2億円 うち緊自債: 0.1億円 施工延長: L=30.1m 急傾斜地法面対策:施工前



急傾斜地法面対策:施工後



## 緊急自然災害防止対策事業債 ⑥ (流域治水対策)

#### 雨水貯留施設

(例:公園貯留施設、校庭貯留施設の整備)

○ 公園や校庭の地下に、浸透槽用貯留材等を設置することにより、雨水を貯留する施設を整備し、周辺地域の浸水・冠水等による被害を防止。





#### 移動式排水施設

(例:排水ポンプ車の整備)

○ 豪雨等により流れが悪くなり、氾濫のおそれのある支流から、本流へ雨水を排水することで、周辺地域の浸水・冠水被害を防止。

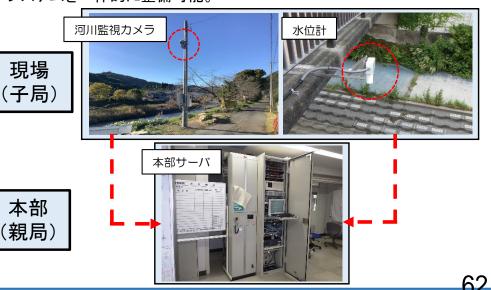


本流側

情報基盤整備

(例:災害監視設備、情報通信機器、災害監視システムの整備)

○ 現場の監視設備、本部への情報通信設備及びサーバ等を含む災害監視 システムを一体的に整備可能。



## 緊急浚渫推進事業債 ①

## 山口県防府市(人口11.6万人)「河川浚渫事業」

#### 国・県・市の河道掘削・浚渫箇所

平成30年度から令和2年度まで 合計 1,650,000千円

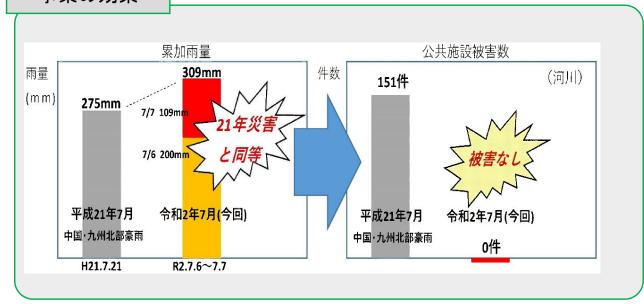
■ 国管理一級河川 箇所数: 5箇所 855,000千円

■ 県管理一級·二級河川 箇所数:14箇所 300,000千円

■ 市管理準用・普通河川 箇所数:35箇所 500,000千円

国・県・市が 一体的に取り組んだ結果

#### 事業の効果



#### 実施箇所(例)





## 緊急浚渫推進事業債 ②

### 【岡山県井原市 竜王川(準用河川)】

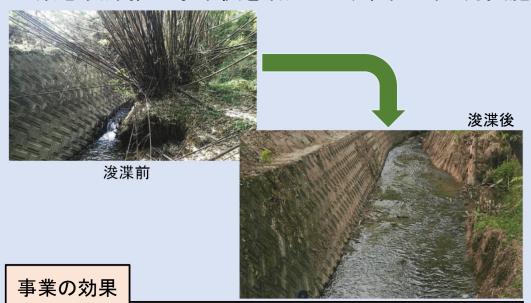
■ 緊急浚渫推進事業債を活用して、令和2年5月実施



平成30年豪雨時に、竜王川が氾濫し近隣に浸水被害があったが、同程度の雨量の令和2年7月豪雨では氾濫・浸水被害が発生しなかった。

### 【宮崎県日南市 水ヶ谷川(普通河川)】

■ 緊急浚渫推進事業債を活用して、令和2年6月実施



浚渫事業実施後、令和2年度7月豪雨では冠水の危険性が発生せず、道路の冠水および農地への被害を防ぐことができた。

### 【鹿児島県龍郷町 秋名川(普通河川)】

■ 緊急浚渫推進事業債を活用して、令和2年9月実施

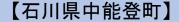
### 事業の効果

堆積した土砂の流入により、下流の県管理河川(2級河川)の水位が豪雨時に氾濫危険水位となったり、集落排水が逆流し浸水被害が発生するリスクを低減した。

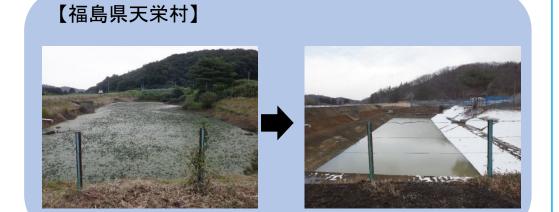


## 緊急浚渫推進事業債 ③

## 農業用ため池の浚渫







### 農業用ダムの浚渫

#### 【長野県上田市】



### クリークの浚渫

#### 【福岡県みやま市】



緊急浚渫推進事業債については、創設から令和5年度で4年目を迎え、全国の地方公共団体の多くの箇所で活用されています。 当事業債の更なる活用を目的に、活用事例を以下のURLに掲載しておりますので、そちらもご参考にしてください。 https://www.soumu.go.jp/main\_content/000856054.pdf

# 4. 活用可能な資金

## 起債時に活用可能な資金について

- ①集約化・複合化事業、②長寿命化事業、③転用事業、④立地適正化事業、⑤ユニバーサルデザイン化事業、 ⑦緊急防災・減災事業、⑧緊急自然災害防止対策事業については、地方公共団体金融機構資金、銀行等引受 資金及び市場公募資金の活用が可能。
- ※ ①集約化・複合化事業のうち国庫補助事業として実施される事業については、財政融資資金(国が国債を発行し市場から調達 したもの)の活用が可能
- ※ ⑧緊急自然災害防止対策事業債のうち、流域治水プロジェクト又は流域治水計画に基づき都道府県又は指定都市が行う一級河川又は二級河川に係る事業(河川改修及びダムを除く。)については、財政融資資金(国が国債を発行し市場から調達したもの)の活用が可能。
- ⑥除却事業、⑨緊急浚渫推進事業債については、銀行等引受資金及び市場公募資金の活用が可能。

地方公共団体 金融機構資金	すべての都道府県、市区町村が共同で設立した機構が市場で債券を発行 して調達したもの
銀行等引受資金	指定金融機関やそれ以外の銀行・信用金庫・信用組合・農協あるいは共 済組合等から借り入れるもの
市場公募資金	債券発行市場において公募により借り入れるもの

## 地方公共団体金融機構資金について

## 地方公共団体金融機構



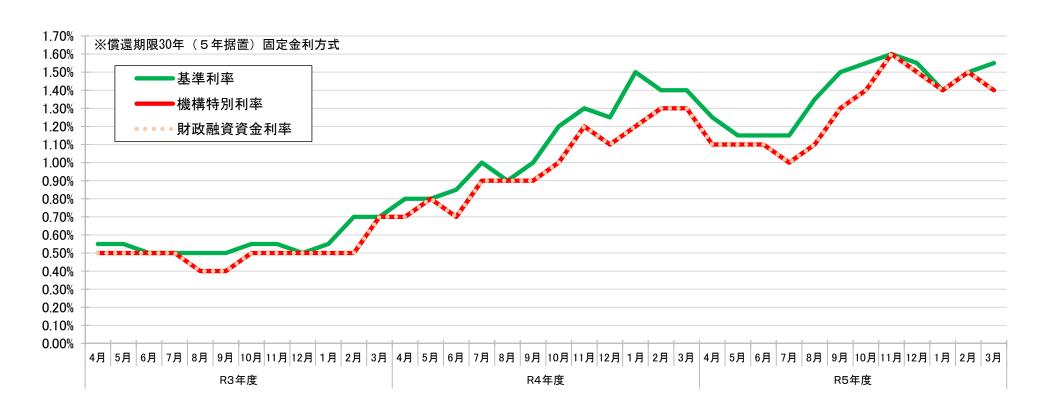
- 〇地方公共団体金融機構は、**全ての都道府県、市区町村の出資**により設立された地方債資金の共同調達機関である地方共同法人です。
- ○資本市場から資金を調達し、地方公共団体に**最長40年におよぶ長期・低利の資金**を安定的に供給しています。
- 〇機構に設置されている地方公共団体健全化基金の運用益等を用いて地方公共団体への貸付けについて利下げを行うことにより、 「機構特別利率」を適用し低利による資金融資を実現しています。
- ○「借入条件セルフチェックシート」や総支払額の試算ができる「償還年次表シミュレーション」機能の提供により、地方公共団体の資金調達をサポートしています。
- 〇借入の申込書類は、電子申請やWEB入力申請で作成することができ、省力化・効率化を図っています。

## 公共施設などの整備事業に最長30年の長期資金を低利での融資を行っています

事業名		償還年限	適用利率	R6地方債計画額
適正管理推進	公共施設等適正管理推進事業	30年	機構特別利率	1, 728億円
防災•減災対策	緊急防災・減災事業			1, 678億円
	緊急自然災害防止対策事業			1, 007億円

## 長期・低利資金の貸付

- ◆ 公共施設等適正管理推進事業債等(上記3事業)については、<mark>償還年限30年(5年据置)の長期貸付を実施しています。</mark>
- ◆ 基準利率(資金調達コストを基礎として算定)より低い機構特別利率を適用し、 低利での貸付を行っています。(同一償還条件における財政融資資金利率が 下限となります。)



## 最適な借入れ条件での資金調達をサポート

金利方式は、

- 〇固定金利
- 〇利率見直し「5年ごと」「10年ごと」「15年ごと」 「20年後」「30年後」 のなかから選択できます。

償還方法は、

- 〇元利均等償還
- 〇元金均等償還

を選択できます。

多様な金利方式や償還方法から最適な借入れ条件を選択

## 借入条件セルフチェックシート

金利方式・償還方法等、借入条件に関する簡単な5つの設問(選択式)に回答することで、その<u>借入条件の特徴と留</u> 意事項が整理できるようになっています。回答結果に続く参考資料で起債に関する知識を深めることができます。

取得方法:機構内HP>融資のご案内>様式ダウンロード

または 電子申請・通知システム>その他>ダウンロード>その他

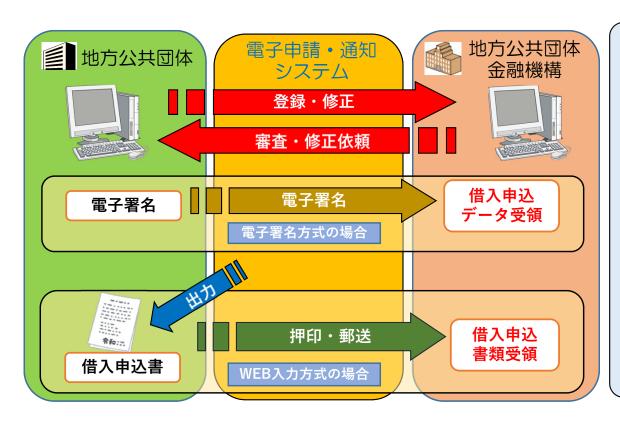
## 償還年次表シミュレーション

金利方式・償還方法・借入金額・想定利率等、借入条件を入力することで、総支払額の試算ができます。

取得方法:電子申請・通知システム>情報提供>シミュレーション

## 最小限の書類、電子申請による簡便な借入申込み

- ◆借入れに必要な書類は、<u>3枚</u>(①借入申込書、②借入申込調書、③起債計画書等の写し) のみです。
- ◆電子申請・通知システムによる電子申請により書類作成が簡便です。



### 電子申請によるメリット

### ● 借入申込書の作成時

電子申請・通知システムに金利方式、 償還方法等の入力・登録した情報が、借 入申込書に自動反映されます。

### ● 借入申込調書の作成時

同意額、実起債額、借入額、不用額等 のエラーチェックにより誤入力を防ぐこと ができます。

事業費や実起債額から充当率のチェックが行われ、過充当となることを防ぐことができます。

# 5. 参 考 資 料

## 関係通知等①

## 【適正管理関係】

1	ンフラ長寿	命化基本計	画の決定につい	て」(半成25年	₹12月3日付	け総務省	目治財政局財務	調査課事務連絡)		
									• • •	78頁
_					**					

- ・「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成26年4月22日付け総財務第74号総務大臣通知)
- ・「公共施設等の適正管理の更なる推進について」(平成30年4月25日付け総務省自治財政局財務調査課事務連絡)
- ・「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」(令和3年1月26日付け総財務 6号総務省自治財政局財務調査課長通知)・・・・92頁
- ・「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」(令和4年4月1日付け総財務第43号総務省 自治財政局財務調査課長通知) ・・・ 94頁
- ・「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」(令和5年10月10日付け総財務第152号総務省 自治財政局財務調査課長通知) ・・・ 96頁
- ・「公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における河川管理施設に係る事業の取り扱いについて(周知)」(令和6年4月1日付け国土交通省水管理・国土保全局治水課、河川環境課流水管理室、総務省自治財政局調整課事務連絡)
  ・・・ 100頁
- ・「公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における砂防関係施設に係る事業の取り扱いについて(周知)」(令和6年4月1日付け国土交通省水管理・国土保全局 砂防部 保全課 土砂災害対策室、総務省自治財政局調整課事務連絡)
  - \*\*\* 102頁
- ・「公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における海岸保全施設に係る事業の取り扱いについて(周知)」(令和6年4月1日付け農林水産省農村振興局整備部 防災課、農林水産省水産庁漁港漁場整備部 防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局 海岸室、国土交通省港湾局 海岸・防災課、総務省自治財政局調整課事務連絡) ・・・ 104頁

••• 89頁

••• 89頁

## 関係通知等②

- ・「公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における港湾施設に係る事業の取り扱いについて(周知)」(令和6年4月1日付け国土交通省港湾局計画課、技術企画課、総務省自治財政局調整課事務連絡) ・・・ 107頁
- ・「公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における治山施設に係る事業の取り扱いについて(周知)」(令和6年 4月1日付け林野庁森林整備部治山課、森林利用課、総務省自治財政局調整課事務連絡) ・・・ 109頁
- ・「公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における漁港施設に係る事業の取り扱いについて(周知)」(令和6年 4月1日付け水産庁漁港漁場整備部計画課、整備課、総務省自治財政局調整課事務連絡) ・・・ 111頁
- ・「公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における農業水利施設等に係る事業の取り扱いについて(周知)」(令和6年4月1日付け農林水産省農村振興局設計課、総務省自治財政局調整課事務連絡) ・・・ 112頁
- ・「公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における林道に係る事業の取り扱いについて(周知)」(令和6年 4月1日付け林野庁森林整備部整備課、森林利用課、総務省自治財政局調整課事務連絡) ・・・ 114頁
- ・「公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における都市公園施設に係る事業の取り扱いについて(周知)」(令和 6年4月1日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課、総務省自治財政局調整課事務連絡) ・・・ 115頁
- ・「公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における道路事業の取り扱いについて(周知)」(令和6年4月1日 付け国土交通省道路局総務課、企画課、環境安全・防災課、総務省自治財政局調整課事務連絡 ・・・ 117頁
- ・「公共施設等適正管理推進事業債(立地適正化事業)の取扱いについて(周知)」(令和6年4月1日付け国土交通省 都市局都市計画課、総務省自治財政局調整課事務連絡) ・・・ 120頁
- ・「公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における空港施設に係る事業の取り扱いについて(周知)」(令和6年4月1日付け国土交通省航空局航空ネットワーク部空港計画課、空港技術課、総務省自治財政局調整課事務連絡)

## 関係通知等③

## 【防災・減災対策関係】

- ・「消防団拠点施設及び地域防災の拠点施設について(通知)」(平成26年3月28日付け消防災第122号消防庁国民保護・ 防災部防災課長通知) ・・・ 123頁
- ・「消防学校における実践的訓練施設の整備の推進について」(平成29年4月3日付け消防消第62号消防庁消防・救急課 長通知) ・・・ 125頁
- ・「市町村防災行政無線(同報系)等の戸別受信機の整備に係る財政措置の拡充について」(平成29年4月3日付け消防情 第106号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知) ・・・ 126頁
- ・「防災行政無線の機能強化に関する緊急防災・減災事業債の対象事業の拡充について」(平成31年2月19日付け消防情 第29号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知) ・・・ 127頁
- ・「全国瞬時警報システムの情報伝達手段の多重化の推進について」(平成30年2月14日付け消防国第15号消防庁国民 保護室長、消防運第10号消防庁国民保護運用室長、消防情第27号消防庁防災情報室長通知) ・・・ 128頁
- ・「消防救急デジタル無線の更新・維持について」(令和4年1月24日付け消防情第36号消防庁国民保護・防災部 防災情報室長通知) ・・・ 129頁
- ・「消防本部における災害対応ドローンの更なる活用推進について」(令和4年3月31日付け消防消第99号消防庁 消防・救急課長通知) ・・・ 130頁
- ・「消防の連携・協力による消防用車両等の共同整備の実施にあたっての留意事項について」(令和4年3月31日付け 消防消第102号消防庁消防・救急課長通知)・・・・131頁
- ・「「災害時の住民への情報伝達体制の更なる強化について」の一部改正について」(令和4年年4月1日付け消防情第176号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知)・・・ 132頁

## 関係通知等④

- ・「緊急防災・減災事業債における地方公共団体の防災部局が整備する災害対応ドローンに係る事業の取扱いについて (周知)」(令和6年4月1日付け消防庁国民保護・防災部防災課、総務省自治財政局地方債課事務連絡) ・・・ 137頁
- ・「緊急防災・減災事業債における高機能消防指令センターの整備に係る事業の取扱いについて(周知)」(令和6年4月1日 付け消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室、消防庁消防・救急課、総務省自治財政局地方債課事務連絡)

••• 139頁

- ・「緊急自然災害防止対策事業債における治山施設に係る事業の取扱いについて(周知)」(令和6年4月1日付け林野庁森 林整備部治山課、林野庁森林整備部森林利用課、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課事務連絡) ・・・ 141頁
- ・「緊急自然災害防止対策事業債における砂防関係施設に係る事業の取扱いについて(周知)」(令和6年4月1日付け国土 交通省水管理・国土保全局砂防部保全課土砂災害対策室、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課 事務連絡)
  ・・・ 143頁
- ・「緊急自然災害防止対策事業債における農業水利防災に係る事業の取扱いについて(周知)」(令和6年4月1日付け農 林水産省農村振興局整備部設計課、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課事務連絡) ・・・ 145頁
- ・「緊急自然災害防止対策事業債における河川に係る事業の取扱いについて(周知)」(令和6年4月1日付け国土交通省 水管理・国土保全局治水課、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室、総務省自治財政局調整課、総務 省自治財政局地方債課事務連絡
  ・・・ 148頁
- ・「緊急自然災害防止対策事業債における林地崩壊防止事業等の取扱いについて(周知)」(令和6年4月1日付け林野庁 森林整備部治山課、林野庁森林整備部森林利用課、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課事務連絡)
- ・「緊急自然災害防止対策事業債における海岸保全施設に係る事業の取扱いについて(周知)」(令和6年4月1日付け農 林水産省農村振興局整備部防災課、農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局 海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課事務連絡)・・・ 151頁

## 関係通知等⑤

- ・「緊急自然災害防止対策事業債における道路防災に係る事業の取扱いについて(周知)」(令和6年4月1日付け国土 交通省道路局総務課、国土交通省道路局企画課、国土交通省道路局環境安全・防災課、総務省自治財政局調整課、 総務省自治財政局地方債課事務連絡)
  ・・・ 153頁
- ・「緊急自然災害防止対策事業債における港湾防災に係る事業の取扱いについて(周知)」(令和6年4月1日付け国土交通省港湾局計画課、国土交通省港湾局海岸・防災課、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課事務連絡)
  ・・・ 155頁
- ・「緊急自然災害防止対策事業債における漁港防災に係る事業の取扱いについて(周知)」(令和6年4月1日付け水産庁 漁港漁場整備部計画課、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課事務連絡) ・・・ 157頁
- ・「緊急自然災害防止対策事業債における林道防災に係る事業の取扱いについて(周知)」(令和6年4月1日付け林野庁 森林整備部整備課、林野庁森林整備部森林利用課、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課事務連絡) ・・・ 158頁
- 「緊急自然災害防止対策事業債における都市公園防災に係る事業の取扱いについて(周知)」(令和6年4月1日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課事務連絡)

••• 160頁

- ・「緊急自然災害防止対策事業債における下水道に係る事業の取扱いについて(周知)」(令和6年4月1日付け国土交通省 水管理・国土保全局下水道部下水道事業課、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課、総務省 自治財政局準公営企業室事務連絡) ・・・ 162頁
- ・「緊急浚渫推進事業債に係る事業の取扱いについて(周知)」(令和6年4月1日付け国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室、国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課土砂災害対策室、農林水産省農村振興局整備部設計課、林野庁森林整備部治山課、林野庁森林整備部森林利用課、総務省自治財政局地方債課事務連絡)
  ・・・ 165頁

## 目 次

	10. 0	,	,-																•
Ι.	目指	iす	ベ	き	姿														2
Ⅲ.	基本	的	な	考	え	方													3
IV .	イン	・フ	ラ	長	寿	命	化	計	画	等	の	策	定						5
<b>V</b> .	必 要	施	策	の	方	向	性												8
VI.	国と	地	方	公	共	団	体	の	役	割								1	6
VII.	産学	' 界	の	役	割													1	7
VIII.	その	他																1	8
(別	添)		_	ド	マ	ッ	プ											1	ç

## インフラ長寿命化基本計画

平成25年11月 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議

#### I. はじめに

国民生活やあらゆる社会経済活動は、道路・鉄道・港湾・空港等の産業 基盤や上下水道・公園・学校等の生活基盤、治山治水といった国土保全の ための基盤、その他の国土、都市や農山漁村を形成するインフラによって 支えられている。

我が国では、昭和39年に開催された東京オリンピックと同時期に整備された首都高速1号線など、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に高齢化する。例えば、今後20年で、建設後50年以上経過する道路橋(橋長2m以上)の割合は現在の約16%から約65%となるなど、高齢化の割合は加速度的に増加する。

これらのインフラの中には、建設年度や構造形式等の施設諸元や、劣化や 損傷等の老朽化の進展状況など、維持管理に必要な情報が不明な施設も多く 存在している。また、維持管理に係る基準やマニュアル等は管理者間で ばらつきが存在するほか、国・地方を通じ職員定数の削減が進む中、地方 公共団体の中には維持管理を担当する技術職員が不在、若しくは不足して いる団体も存在するなど、制度や体制についても、我が国全体として十分 とは言えないという指摘もある。このような現状に至った背景には、戦後、 短期間で集中的にインフラ整備を進める必要があったことや、経年劣化や 疲労等に伴う損傷はその進行速度が遅く、問題が顕在化するまでに長期間 を要するため必要な措置が講じられてこなかったことなどが考えられ、一刻 も早く取組を開始する必要がある。

一方、インフラ長寿命化に資する新技術の研究開発・実証やその導入も 重要であり、国として戦略的に推進していく必要がある。センサーやロボット、 非破壊検査技術等、劣化や損傷状況等の様々な情報を把握・蓄積・活用する 技術は、研究機関や産業界を中心に開発が進められており、これらを維持 管理に活用することで、インフラの安全性・信頼性や業務の効率性の向上等 が図られることが期待される。

今後、約800兆円に及ぶインフラストックの高齢化に的確に対応するとともに、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、成長著しいアジアの新興国との競争に打ち勝ちながら世界の先進国として存り続けるためには、国土、都市や農山漁村を形成するあらゆる基盤を広く「インフラ」として捉え、これまで以上に戦略的に取組を進めることが重要である。このため、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業(メンテナンス産業)の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に、「インフラ長寿命化基本計画(以下「基本計画」という。)」を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進する。

#### Ⅱ. 目指すべき姿

戦略的な維持管理・更新等が行われた将来の目指すべき姿を示すとともに、 年次目標等を設定し、その達成に向けたロードマップを明らかにする。

(ロードマップは別添)

#### (1) 安全で強靱なインフラシステムの構築

我が国は、戦後の厳しい社会経済情勢の中、度重なる大規模災害等の経験を踏まえつつ、困難な地形条件を克服し、多様な気象条件に適応するための取組を進めてきた。その過程において、必要なインフラ整備を推進し、新技術を開発・導入することで、安全性や利便性に係るインフラの機能や建設技術の高度化が図られてきた。

今後は、これまでに整備したインフラの老朽化や、切迫する首都直下 地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対応し、国民の安全・安心を 確保することが求められる。

未成熟の維持管理・更新に係る技術(メンテナンス技術)の基盤強化を 図り、建設から維持管理・更新に至る一連のサイクルにおいて世界最先端 の技術を開発・導入するなど、将来にわたって安全で強靱なインフラを 維持・確保するためのシステムを構築することで、国土の脆弱性に対応する。

[目標]

- ・国内の重要インフラ・老朽インフラの 20%でセンサー、ロボット、非破壊検査技術等の活用により点検・補修を高度化 (2020 年頃) \*\*
- ・新材料の実用化に目途(2020年頃)\*
- ・国内の重要インフラ・老朽インフラの全てでセンサー、ロボット、非破壊検査技術等を 活用した高度で効率的な点検・補修を実施(2030年)\*
- ・老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ (2030年) \*\*

#### (2) 総合的・一体的なインフラマネジメントの実現

変化のスピードが速く、複雑化した社会経済システムの下では、既存のインフラを安全に安心して利用し続けられるようにするための取組はもとより、時代とともに変化する社会の要請に的確に対応していくことが必要である。

一方、厳しい財政状況下において人口減少や少子高齢化が進展する将来を見据えると、維持すべきインフラの機能の適正化を図るとともに、 官民が連携してそれらを賢く使うなど、戦略的に維持管理・更新等を 行うことが重要である。

アイデアやビジョンにとどまることなく、必要な人材の確保・育成も含め、 総合的かつ一体的にインフラをマネジメントすることにより、トータルコスト の縮減や予算の平準化を図り、持続可能で活力ある未来を実現する。

[目標]

- ・行動計画で対象とした全ての施設について個別施設毎の長寿命化計画を策定 (2020 年頃)
- ・適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保(2020年頃)

#### (3) メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

インフラの老朽化への対応は万国共通の課題である。今後、アジアの 新興国などで整備されているインフラが一斉に老朽化していくことに 鑑みると、その重要性は一層高まるものと考えられる。

今後は、世界最先端の技術に支えられた安全で強靱なインフラを 維持・確保するシステムをインフラビジネスの柱の一つとして位置付け、 メンテナンス産業として発展させることが重要である。

研究開発の推進によるイノベーションの創出や市場の整備、国際展開等の取組を通じ、メンテナンス産業において世界のフロントランナーとしての地位を築き、我が国のインフラビジネスの競争力強化を実現する。

[目標]

## Ⅲ.基本的な考え方

#### 1. インフラ機能の確実かつ効率的な確保

#### (1)安全・安心の確保

国民生活や社会経済活動の基盤であるインフラは、時代とともに変化する社会の要請を踏まえつつ、利用者や第三者の安全を確保した上で、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提であり、そのために必要な取組を確実に推進する。

#### ① メンテナンスサイクルの構築

インフラは、利用状況、設置された自然環境等に応じ、劣化や損傷 の進行は施設毎に異なり、その状態は時々刻々と変化する。現状では、 これらの変化を正確に捉え、インフラの寿命を精緻に評価することは 技術的に困難であるという共通認識に立ち、インフラを構成する 各施設の特性を考慮した上で、定期的な点検・診断により施設の 状態を正確に把握することが重要である。

このため、点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築し、継続的に発展させていく。

#### ② 多段階の対策

維持管理・更新に係る技術的知見やノウハウは、未だ蓄積途上である。このため、新たに得られた知見やノウハウを確実に蓄積し、それらを基に、管理水準を向上させる取組を継続していく。

一方、修繕や更新の実施時期等の判断には限界があることを考慮する必要がある。このため、劣化や損傷が直ちに利用者や第三者の被害につながることがないよう、施設の特性に応じて必要な多段階の対策(フェイルセーフ)を講じていく。

#### (2) 中長期的視点に立ったコスト管理

厳しい財政状況下で必要なインフラの機能を維持していくためには、 様々な工夫を凝らし、的確に維持管理・更新等を行うことで中長期的な トータルコストの縮減や予算の平準化を図る必要がある。これらを確実に 実行することにより、インフラ投資の持続可能性を確保する。

#### ① 予防保全型維持管理の導入

中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減し、 予算を平準化していくためには、インフラの長寿命化を図り、大規模 な修繕や更新をできるだけ回避することが重要である。このため、 施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微で ある早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復 を図る「予防保全型維持管理」の導入を推進する。

#### ② 維持管理の容易な構造の選択等

維持管理コストは、管理水準や採用する構造・技術等によって 大きく変化する。このため、新設・更新時には、維持管理が容易かつ 確実に実施可能な構造を採用するほか、修繕時には、利用条件や設置 環境等の各施設の特性を考慮するなど、合理的な対策を選択する。

#### ③ 社会構造の変化や新たなニーズへの対応

今後、グローバルな都市間競争や、人口減少、少子高齢化、地球 温暖化等の進展が見込まれる中、インフラに求められる役割や機能 も変化していくものと考えられる。このため、老朽化対策の検討に 当たっては、その時点で各施設が果たしている役割や機能を再確認 した上で、その施設の必要性自体を再検討する。

その結果、必要性が認められる施設については、更新等の機会を 捉えて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更 や複合化・集約化を図る一方、必要性が認められない施設については、 廃止・撤去を進めるなど、戦略的な取組を推進する。

#### 2. メンテナンス産業の育成

一連のメンテナンスサイクルを継続し、発展させていくためには、 インフラの安全性・信頼性の向上や、維持管理・更新業務の効率性の 向上を図るための新技術の開発・導入が極めて重要である。このため、 産学官の連携の下、研究開発を推進し、生み出される新技術を積極的に 活用することで、メンテナンス産業に係る市場の創出・拡大を図る。

これらを通じ、民間開発を活性化させ、我が国のメンテナンス技術を世界の最先端へと導くことで、世界をリードする輸出産業へと発展させる。

#### 3. 多様な施策・主体との連携

インフラは、社会経済活動の基盤であり、インフラ相互はもとより、 ソフト施策とも相まって、様々な機能を発揮する。このため、多様な施策 や主体との連携により維持管理・更新等の効率化を図りつつ、その機能を 最大限発揮させていく。

#### (1) 防災・減災対策等との連携

インフラがその機能を発揮し続けるためには、経年劣化や疲労に加え、 地震動等の災害外力にも耐える必要がある。このため、修繕等の機会を 捉え、インフラの防災・耐震性能や、事故に対する安全性能についても 向上を図るなど、効率的・効果的な対策を推進する。

#### (2) 様々な主体との連携

限られた予算や人材で、安全性や利便性を維持・向上していくためには、新技術の開発・活用や、多様な主体との積極的な連携が重要である。このため、適切な役割分担の下、政府内や地方公共団体内の連携はもとより、国と地方公共団体、都道府県と市町村、官と民、地域社会等の相互連携を強化し、各々が責任を持って取組を推進する。

#### Ⅳ. インフラ長寿命化計画等の策定

各インフラの管理者(管理者以外の者が法令等の規定によりそのインフラの維持管理・更新等を行う場合にあっては、その者。以下同じ。)及びその者に対して指導・助言するなど当該インフラを所管する立場にある国や地方公共団体の各機関(以下「各インフラを管理・所管する者」という。)は、本基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画(以下「行動計画」という。)」を策定する。

さらに、各インフラの管理者は、行動計画に基づき、個別施設毎の 具体の対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画(以下 「個別施設計画」という。)」を策定する。

#### 1. インフラ長寿命化計画

必要なインフラの機能を維持していくためには、メンテナンスサイクル を構築するとともに、それらを支える技術、予算、体制、制度を一体的に 整備することが必要である。

このため、各インフラを管理・所管する者は、各施設の特性や維持 管理・更新等に係る取組状況等を踏まえた上で、以下に示す記載事項を 基本として行動計画をできるだけ早期に策定する。

なお、各インフラを管理・所管する者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、行動計画の策定に代えることができるものとする。この場合において、各インフラを管理・所管する者は、本基本計画の趣旨を踏まえ、できるだけ早期に必要な見直しを行うよう努める。

#### [記載事項]

#### 対象施設

自らが管理者である又は所管する立場にあるインフラを構成する 各施設のうち、安全性、経済性や重要性の観点から、計画的な点検・ 診断、修繕・更新等の取組を実施する必要性が認められる全ての 施設について、行動計画の対象とする。

#### ② 計画期間

後述の「IV. 1. ④中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し」を踏まえつつ、「IV. 1. ⑤必要施策に係る取組の方向性」で明確化する事項の実施に要する期間を考慮の上、計画期間を設定する。

なお、取組の進捗状況、情報や知見の蓄積状況等を踏まえ、適宜、 計画の更新を実施することで、取組を継続し、発展させていく ものとする。

#### ③ 対象施設の現状と課題

対象施設について、維持管理・更新等に係る取組状況(点検・診断、修繕・更新等の措置の進捗状況、維持管理・更新等に係る情報や組織体制、基準等の整備状況等)や、行動計画の策定時点で把握可能な施設の状態(建設年度、利用状況、点検・診断の結果等)等を踏まえ、維持管理・更新等に係る課題を整理する。

#### ④ 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

行動計画の策定時点で把握可能な情報に基づき、対象施設の維持 管理・更新等に係る中長期的なコストの見通しを明示する。

なお、行動計画の策定時点で把握可能な情報が限定的であるなど、中長期的なコストの見通しに一定の精度が確保されず、必要施策に係る取組を検討する上で参考とすることが困難と判断される場合にあっては、必要な情報が蓄積できた段階で実施することとする。

5

#### ⑤ 必要施策に係る取組の方向性

後述の「V. 必要施策の方向性」に掲げる施策のうち、「IV. 1. ③ 対象施設の現状と課題」や「IV. 1. ④中長期的な維持管理・更新等コストの見通し」に照らして必要性が高いと判断されるものについて、自らの取組の方向性を明確化する。

その際、「IV. 2. 個別施設毎の長寿命化計画」に基づく個別施設計画の策定方針についても明らかにする。

#### ⑥ フォローアップ計画

「IV. 1. ⑤必要施策に係る取組の方向性」で明確にした取組について進捗状況を定期的に把握するなど、行動計画を継続し、発展させるための取組について明記する。

#### 2. 個別施設毎の長寿命化計画

各インフラの管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組 状況等を踏まえつつ、以下に示す記載事項を基本として、メンテナンス サイクルの核となる個別施設計画をできるだけ早期に策定し、これに基づき 戦略的な維持管理・更新等を推進する。

なお、各インフラの管理者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができるものとする。この場合において、各インフラの管理者は、本基本計画の趣旨を踏まえ、できるだけ早期に適切な見直しを行うよう努める。

#### [記載事項]

#### ① 対象施設

行動計画において、個別施設計画を策定することとした施設を 対象とする。計画の策定に当たっては、各施設の維持管理・更新等 に係る取組状況や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンス サイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる 計画策定の単位(例えば、事業毎の分類(道路、下水道等)や、 構造物毎の分類(橋梁、トンネル、管路等)等)を設定の上、その 単位毎に計画を策定する。

#### ② 計画期間

インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化する ことから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検 結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。

本基本計画で示す取組を通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、 計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に 係るコストの見通しの精度向上を図る。

#### ③ 対策の優先順位の考え方

個別施設の状態(劣化・損傷の状況や要因等)の他、当該施設が 果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際 に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を 明確化する。

#### ④ 個別施設の状態等

点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。なお、点検・診断を未実施の施設については、点検実施 時期を明記する。

また、「IV. 2. ③対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。

#### ⑤ 対策内容と実施時期

「IV. 2③対策の優先順位の考え方」及び「IV. 2. ④個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。

#### ⑥ 対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

#### V. 必要施策の方向性

「Ⅱ. 目指すべき姿」の実現に向け、各インフラを管理・所管する者は、維持管理・更新等に係る取組状況や、把握している施設の状態等を踏まえ、以下に示す取組の具体化を図るとともに、それらを行動計画や個別施設計画としてとりまとめ、必要な取組を確実に実行する。

#### (1)点検・診断、修繕・更新等

#### 〔点検・診断〕

各インフラの管理者は、行動計画や個別施設計画に基づき、できるだけ 早期に必要な体制を整備し、定期的な点検により劣化・損傷の程度や 原因等を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える 影響等について評価(診断)を実施する。

一方、点検・診断に必要な知見やノウハウは蓄積途上であることから、維持管理・更新等に係る基準等を自ら有していない管理者は、当分の間、国が定めた基準等を参考に点検・診断を実施するものとする。その取組を継続する中で、知見やノウハウを蓄積し、必要な基準等の整備や、

一定の技術力を持った人材の確保・育成に取り組むことで、点検・診断 の精度向上を図る。

また、実施に当たっては、安全性の向上やコスト縮減に配慮しつつ、 新技術を積極的に活用することで、有用な新技術の開発・導入・普及を 後押しする。

#### 「修繕・更新等〕

各インフラの管理者は、各施設の健全性や行動計画等の策定時点で 果たしている役割、機能、利用状況、重要性等を踏まえ、対策の優先順位 の考え方を明確にした上で、行動計画や個別施設計画に基づき、必要な 修繕・更新等を効率的かつ効果的に実施する。

その際、各施設の必要性自体についても再検討し、検討の結果、必要性が認められない施設については廃止や撤去を進めるほか、必要性が認められる施設にあっては、更新等の機会を捉え、社会経済情勢の変化に応じた用途変更や集約化なども含めて対応を検討する。また、維持管理・更新等に当たり、兼用工作物や占用物件が存在する施設等については、工事内容や実施時期等について事前に十分な調整を行うなど、効率的に実施する。

さらに、安全性の向上やコスト縮減に配慮しつつ、新技術を積極的に 活用することで、有用な新技術の開発・導入・普及を後押しする。

#### (2) 基準類の整備

各インフラを管理・所管する者は、各施設の特性を踏まえ、各々、法令や要領、基準、マニュアル等の基準類を全体として過不足なく、整合性をもって体系的に整備する必要がある。

このため、国は、各施設の特性に応じ、メンテナンスサイクルを構築し、継続、発展させる上で不可欠な事項について、各インフラの管理者の対応の指針となる基本的な考え方や、必要な基準類を策定し、各インフラの管理者に提供する。これを踏まえ、各インフラを管理・所管する者は、各施設の特性に鑑み、維持管理・更新等に必要な基準類を整備する。

また、メンテナンスサイクルの取組を通じて得られた新たな知見や ノウハウは、各インフラを管理・所管する者の間で相互に共有を図り、 それらを基準類に反映することで、維持管理・更新等に係る取組の更なる 高度化を図る。

その際、同種・類似の施設については、各インフラを管理・所管する者の間で連携を図るほか、各施設の利用状況や重要度等に応じて 点検体制や実施ルール等の管理水準を設定するなど、効率化に向けた 取組も推進する。

#### (3)情報基盤の整備と活用

各インフラを管理・所管する者は、メンテナンスサイクルを継続し、 発展させていくため、維持管理・更新等に係る情報を収集・蓄積する。 さらに、それらを分析・利活用するとともに、広く国民に発信・共有する ことで、取組の改善を図る。

#### 「収集・蓄積〕

各インフラを管理・所管する者は、建設当初の状態<sup>\*1</sup>、経年劣化や 疲労に影響を及ぼす要因<sup>\*2</sup>、強度・機能の回復・向上に係る取組の 履歴<sup>\*3</sup>、最新の状態<sup>\*4</sup>等について、その利活用も念頭に置きながら、 情報の収集・蓄積を推進する。

- ※1 施設の諸元 (建設時期、構造形式、施設規模、建設費用、施工者等) 等
- ※2 利用状況、気象条件、災害履歴 等
- ※3 修繕・更新の履歴(対策の実施時期・内容・費用、施工者等) 等
- ※4 点検・診断の履歴(劣化・損傷状況、健全性) 等

情報の収集に当たっては、現在の手法に加え、センサーや ICT 等の新技術も活用し、情報の高度化、作業の省力化、コスト縮減を推進するとともに、得られた情報については、各インフラを管理・所管する者で相互に共有すること等を通じ、情報のビッグデータ化を図る。その際、蓄積される情報の質を確保することが重要であることから、国は、劣化・損傷レベルの判定等の判断を要する事項について、実施主体によらず一定の水準が確保されるよう、各施設の特性に応じた尺度で評価される仕組みを構築する。

さらに、情報の蓄積に当たっては、利活用が容易となるよう、国は、電子化、フォーマットの統一はもとより、既存のデータベース等を最大限活用しつつ、3次元の形状データや施設の様々な属性を一体的にわかりやすい形式で管理できるシステム(Construction Information Modeling (CIM)等)の導入や、GISと衛星測位を活用した地理空間情報(G空間)との統合運用についても検討し、将来的には、得られた情報を自動で解析し、修繕や更新の時期、内容を明示するシステムを構築するなど、より汎用性の高いシステムを目指す。

また、設計や施工時に作成・活用した図面等の図書や記録について、 各施設の特性等も踏まえつつ、供用期間中の保存を義務付けることなど についても検討する。

#### 「分析・利活用〕

各インフラを管理・所管する者は、メンテナンスサイクルの発展につなげるため、以下の観点から利活用を推進する。

・設計・施工時に検討・把握した維持管理上の留意事項等の継承による、効果的な維持管理の実施、作業の効率化

- ・事故等が発生した場合における、同種・類似のリスクを有する施設 の特定、予防的な対策の実施
- ・安全の確保や、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコスト の縮減や予算の平準化を図る上で有効な知見・ノウハウの基準等へ の反映や、過去に講じた対策や新技術の導入効果の分析等による、 対策の高度化
- ・インフラの資産価値の評価等、国際的な標準化の動きへの対応

#### 〔発信・共有〕

各インフラを管理・所管する者は、インフラの維持管理・更新等の必要性や重要性に対する国民の理解を促進するとともに、老朽化が進むインフラの安全性に対する不安を払拭し、併せて、民間企業等における研究開発等の取組を促すため、必要な情報について広く発信し、共有化を図る。

国は、これらの取組が円滑かつ効率的・効果的に図られるよう、各施設の特性等を踏まえつつ、維持管理・更新等に係る各データベース等とも連携しながら、情報プラットフォームを構築するとともに、情報の取扱いのルールを明確化し、メンテナンスサイクルの取組を進める中でその改善・充実を図る。

#### (4) 新技術の開発・導入

#### [老朽化対策における技術開発・導入の重要性・必要性]

予算の制約のある中で、インフラの老朽化対策を進め、インフラの安全性・信頼性を確保するためには、維持管理・更新等に係る費用の低減を図りつつ、目視等のこれまでの手法では確認困難であった損傷箇所等も的確に点検・診断・対処することが重要であり、そのためには、技術開発や新技術の導入を積極的に推進することが必要である。

#### 「技術開発・導入の方向性〕

国は、技術開発を効果的・効率的に進めるため、技術開発に対する 社会ニーズと、これに関連する技術シーズを的確に把握するとともに、 これらのマッチングを図る。

さらに、技術開発の成果を速やかに社会的な成果へとつなげ、メンテナンスサイクル全体の底上げを図るため、研究段階における実証実験等の実施や、実用化段階における試行の実施等について、関連する事業・施策とも連携しながら、一連の取組を円滑かつ強力に推進する。

具体的には、ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術研究開発を進め、それらを積極的に活用するとともに、既存の技術や他分野の技術についてもその有用性を認識し、有効に活用する。さらに、その結果を速やかに評価し、有用な技術に

ついて基準等に反映することで、現場への導入を加速させる。評価の 結果、課題がある場合には、改善点等を明らかにし、更なる技術の 改善につなげる。

#### (5) 予算管理

各インフラの管理者は、厳しい財政状況下においても、必要な維持 管理・更新等を適切に行えるよう、新技術の導入等によりコスト縮減を 図りつつ、行動計画や個別施設計画に基づき投資することで、必要予算の 平進化を図る。

その際、既存インフラのみならず、今後新たに整備されるインフラも 含め、総合的かつ計画的見地から維持すべきインフラの機能の適正化を 図り、それらを賢く使うことで、維持管理・更新等に係るインフラ投資の 効率化を図る。

また、費用や効果に関する知見の蓄積を図るとともに、人口減少・少子 高齢化の進展等の社会情勢の変化等に鑑み、必要に応じて受益と負担の あり方等についても再考し、必要な取組を推進することで、投資の持続 可能性を確保する。

#### (6) 体制の構築

全てのインフラにおいてメンテナンスサイクルを確実に実行するため、 各施設の特性に応じて、人員・人材等を確保することが必要である。

#### (1) 国

国は、自らが管理・所有するインフラについて、全国各地で発生する劣化や損傷、災害等に迅速に対応するとともに、地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者の技術力の維持・向上が図られるよう、本省と地方支分部局、更には研究機関等が、適切な役割分担の下、一体となって取組を進める体制を構築する。

その際、新技術の開発・活用や、民間等の様々な主体との連携強化 を図りつつ、組織・人員の再配置を行うことで、職員の技術力の 維持・向上を図る。

#### [資格・研修制度等の充実]

インフラの安全を確実に確保するためには、一定の技術的知見に 基づき基準類を体系化するとともに、それらを正確に理解し、的確 に実行することが不可欠である。さらに、今後、新技術の開発・導入 に伴い、メンテナンス技術の高度化が期待され、それらを現場で的確 に活用し、最大限の効果を発揮させることが重要である。

このため、国は、維持管理・更新等に係る様々な知見やノウハウ の集約を図るとともに、資格制度の充実や、外部有識者を交えた 教育・研修制度を活用するなどにより、各インフラの管理者の技術力の底上げを図る。また、高度な技術力を有する技術者から成る組織の創設等により、管理者が実施する点検・診断等を踏まえて必要となる専門的な対応を行うなど、国や地方公共団体等の管理者の違いにかかわらず、その機能を発揮させるための新たな制度についても検討する。

#### [技術開発・導入を推進するための体制強化]

技術開発・導入の重要性に鑑み、国等の研究機関の機能を強化する とともに、民間で開発された新技術や新材料等について、その普及 が促進されるよう、国は、評価や認証に係る制度の充実や、標準化 に向けた取組を推進する。

また、各インフラに共通する課題については、産学官や関係省庁の連携を強化し、社会ニーズ及び技術シーズを踏まえた的確な研究開発を推進する。適切な役割分担の下で、現場と一体となって取組を推進することで、分野を超えた技術の統合、融合、組合せを実現し、効果の向上を図る。

なお、具体的な取組内容等については、行動計画において研究開発、 実証、導入などの各段階に対応した新技術の活用推進に係る計画を 明記することで、取組を着実に推進する。

#### [地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者への支援]

国は、自らが保有する知見やノウハウを必要とする地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者に対し、常時相談に応じることができるよう、本省や地方支分部局、研究機関に相談窓口を設置するとともに、資格・研修制度の充実、講習会の実施等により、国が有する技術的知見やノウハウを提供する。

また、高度な技術力を要する施設の修繕・更新など、必要性が 認められるものについては、国による代行制度の活用や技術者の 派遣、地方公共団体等の先進事例の収集・共有等、国・都道府県・ 市区町村等の各インフラを管理・所管する者が相互に連携して対策 を講じる仕組みを構築する。

#### ② 地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者

人口規模や産業構造、地形、気象条件等は地域毎に様々であり、これに呼応し、施設の種類、規模、健全性等も地域によって異なる。各インフラの管理者は、各々の置かれた状況に応じ、自らの判断により維持すべきインフラの機能を適正化し、適切な管理を行うための体制を整えることが重要である。

一方、維持管理・更新業務を担当する技術職員が不在、若しくは 不足している団体も存在する等、現状の体制は必ずしも十分とは 言えないとの指摘もあり、厳しい財政状況の下、インフラの老朽化 が進行しているにも関わらず、維持管理・更新等の必要な対策が 講じられない事態も発生する恐れがある。

このような現状を打開するためには、各インフラの管理者は自らの責務に鑑み、維持管理や更新、統廃合等を含めた取組実態を再確認するとともに、積極的に国の支援制度や民間のノウハウ、新技術等を活用しつつ、インフラの健全性の把握や、必要な対策等を進めることが必要である。

その取組を進める中で、維持管理や更新、統廃合等における課題を明確化し、組織・人員の維持管理・更新部門への適正な配置について検討するほか、インフラ全体を総合的かつ計画的に管理するための体制を組織全体で構築することが重要である。必要な技術職員がいない場合には、必要とするノウハウのアウトソーシングを図るなどにより、人員・人材の両面から体制を構築することも検討していく必要がある。

#### ③ 維持管理等の担い手

財政制約の高まりや、関係予算の縮減に伴い、維持管理等の担い手となる地域の建設産業が疲弊している。また、若年入職者の減少もあり、ノウハウや技術の継承に支障が生じ、将来の施工力の低下が懸念されている。このため、各インフラの管理者と一体となって、将来にわたってインフラの維持管理・更新等に取り組んでいけるよう、対策を講じる必要がある。

一方、地域貢献を目的とする活動に対する市民意識の高揚が見られる。限られた人材・予算で膨大なインフラの維持管理・更新等が求められる状況下、これらの積極的な活用が必要である。

#### 〇民間企業

点検・診断、修繕、更新等を実行するためには、それらを担う 建設産業における人材の確保・育成及びノウハウの蓄積、技術力・ 技能の向上が不可欠である。加えて、維持管理・更新等に係る業務 の採算性の確保に向けた取組が必要である。

このため、建設企業が維持管理・更新等の担い手となる上で不可欠な入札契約に係る諸制度の改善等を図り、適正な協力関係を構築する。

また、民間の技術やノウハウ、資金等を活用することにより、インフラの維持管理・更新等の効率化、サービスの質的向上、

財政負担の軽減が図られる事業については、PPP/PFI の積極的な活用を検討することとする。

#### [入札契約制度等の改善]

維持補修工事は、施設毎に構造形式や劣化・損傷の状況等が 異なることから、新設工事と比べて多くの労力を要し、人件費や 機材のコストも割高になる場合がある。また、既存の施設の中には、 老朽化対策を実施する上で必要となる構造形式等の情報が保存 されていない施設も存在しており、このような施設の対策実施に 当たっては、目視、非破壊検査等により状態を把握した上で設計 を行っているものの、施工段階において設計と現場条件が異なり、 手戻りが生じるケースも発生している。

このため、現場条件に見合った適切かつ計画的な発注や、それらを実現するための入札契約制度の改善を推進する。

具体的には、工種や施工条件に応じた積算基準の見直しを図るとともに、調査・設計・施工の各段階の連携による発注や、あらかじめ工事材料等について単価を契約で定める単価・数量精算方式の活用、発注者支援のための新たな仕組みの活用など、入札契約制度の見直しを推進する。

さらに、地方公共団体等が事業の特性に応じてこれらの入札 契約方式を適切に選択し運用できるよう、国が支援していく。

#### 〔技術者・技能者の人材確保・育成〕

インフラを安全に安心して利用し続けるようにするためには、 維持管理・更新等の担い手となる建設産業が持続的に発展し、 将来にわたって建設企業の施工力や維持・修繕を含めた工事の 品質等を確保することが不可欠である。

このため、企業にとって「ヒト・モノ・カネ」の投資に値する 魅力的な環境整備を図るとともに、将来を担う技術者・技能者の 確保・育成に向けた取組を推進する。

具体的には、積算基準や入札契約制度の見直しにより業務の 採算性の確保を図るほか、地域や施設毎に求められる技術・技能 が異なる状況に鑑み、それらの習得を地域が一体となって後押し する取組や、資格制度の充実等を推進する。

併せて、技能労働者の処遇改善を図るため、各自が保有する施工力に係る資格や研修履歴、工事経験等の情報を ICT 技術により管理・蓄積・活用する仕組みの構築を始めとした取組についても、関係者とともに検討する。

#### 〇市民団体等

各インフラを管理・所管する者は、各施設の特性等を踏まえつつ、インフラの維持管理の担い手としての役割を期待されている地域の市民団体等の活用を検討する。

活用が可能な施設にあっては、情報提供や人材・資機材の活用ルール等を明確化するなどにより、市民団体等による維持管理を推進する。

#### (7) 法令等の整備

各インフラを管理・所管する者が共通して取り組むべき事項や、 必要な制度等については、各インフラを構成する各施設の特性等を 踏まえつつ、法令等で定めることにより、その責務を明確化すること が重要である。

このため、国は、基準類の体系的な整備や必要施策の制度化を検討する中で、機会を捉えて必要な法令等を整備するとともに、各インフラを管理・所管する者は、その体系の中で、自らの工夫や判断が求められる内容について、必要な基準、制度等を整備するものとする。

#### VI. 国と地方公共団体の役割

インフラの維持管理・更新等は、一義的に法令等に基づき、各インフラの管理者の責任の下で行われるべきものである。しかしながら、現状では、維持管理・更新等に係る体制の整備や予算の確保を自ら行うことが困難な管理者も存在しており、国等が必要な支援を実施しつつ、インフラに求められる安全や機能を確保し、国民生活や社会経済活動を支えていく必要がある。

また、技術力の向上やメンテナンス産業の発展に資する取組は、産学界との 連携の下、国・地方公共団体等が一体となって推進する必要がある。

#### [国の役割]

国は、インフラの安全や求められる機能を確保する上で必要な事項を各インフラの法令等において明確化するとともに、それらの確実な実施を図るため、管理の実態等を踏まえつつ、必要な体制や制度等を構築する。自らが管理・所有するインフラについては、他の各インフラの管理者とも連携を図りつつ、効率性にも配慮しながら適切に管理する。

また、各インフラを管理・所管する者に対しては、本基本計画の考え方等に基づき、過去に整備したインフラの状態、配置、利用状況、さらには人口動態、市町村合併の進展状況、財政状況等を総合的に勘案し、各々の団体が置かれた実情に応じた行動計画及び個別施設計画を策定するよう要請する。さらに、その確実な実行に向け、各インフラの管理者に対し、

維持管理・更新等に係る体制の整備や予算の確保について必要な支援を 実施する。

あわせて、維持管理・更新等を進める中で蓄積したデータやノウハウを、各インフラを管理・所管する者や産学界等と共有し、新技術の開発等のメンテナンスの高度化に向けた取組を進めるとともに、それらの成果を積極的に活用するなどにより、我が国のメンテナンス産業の発展を全面的に支援していく。

#### 〔地方公共団体の役割〕

地方公共団体は、自らが管理・所有するインフラについて、国が構築 した体制や制度等も活用し、国やその他の各インフラの管理者とも連携 を図りつつ、効率性にも配慮しながら適切に管理するとともに、出資等 を行っている各インフラの管理者に対し、必要に応じて行動計画及び 個別施設計画の策定等を要請するなどにより、インフラの安全や必要な 機能を確保することが求められる。

その際、過去に整備したインフラの状態、配置、利用状況、さらには 人口動態、市町村合併の進展状況、財政状況等を総合的に勘案し、各々 の団体が置かれた実情に応じて、インフラの維持管理・更新等を総合的 かつ計画的に行うことが重要である。

また、データやノウハウの蓄積など、メンテナンスの高度化に向けた 国の取組に協力し、国全体としての技術力の向上や、メンテナンス産業 の発展に協力していくことも求められる。

#### Ⅷ. 産学界の役割

産業界では、これまで、様々な分野において、センサーやデータ解析などの個別の要素技術の開発・活用が進展している一方、それらをインフラの維持管理・更新等に活用する取組は始まったばかりである。

また、大学や研究機関等においても、これまで、維持管理・更新等に 関する取組は個別性が高い課題との認識の下、専門分化が進んできた。 その結果、主に施設分野毎、管理者毎に知識と技術が蓄積され、相互の 情報共有が十分とは言えない状況にあり、今後、更なる成熟化や体系化が 求められている。

このような現状を踏まえ、今後は、これまで以上に産学官の連携を図り、適切な役割分担の下、取組を進めていく必要がある。

#### 〔「産」の役割〕

これまで産業界が自らの技術開発等の取組を通じて蓄積した知見や ノウハウはもとより、今後、各インフラを管理・所管する者が取組を 進める中で蓄積し、共有化を図っていく情報も最大限活用しながら、 インフラの安全性や信頼性の向上、維持管理・更新業務の効率化に資する 新技術の開発が進められることが求められる。

さらに、これらの取組によって生み出される我が国の先進的なメンテナンス技術で世界の市場を開拓し、世界の最前線で活躍する人材を育成することが期待される。

#### 「「学」の役割〕

維持管理・更新等に係る知見やノウハウについて、これまでに蓄積 された情報に加え、今後、各インフラを管理・所管する者により蓄積、 共有化が図られる情報を含め、体系化が図られることが求められる。

その中で、経年劣化や疲労等が施設に及ぼす影響の評価や、それらを 踏まえた対策の検討、さらには対策による効果や耐用年数の評価等、 メンテナンス技術の発展や、より計画的で効果的な維持管理・更新等の 実現へとつながる研究開発が進むことが期待される。

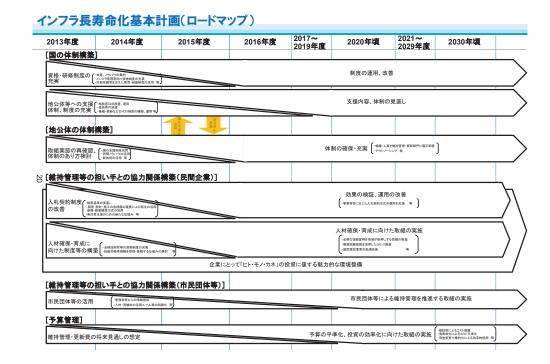
さらには、これらの取組を通じて、高度な技術力を有する技術者を 社会に輩出することが期待される。

#### Ⅷ. その他

#### 〔フォローアップ〕

本基本計画の実効性を確保するため、国は、各インフラを管理・所管する者の取組状況を把握、公表することとする。その結果に基づき、必要に応じ、追加的な対策を検討する。

#### インフラ長寿命化基本計画(ロードマップ) 2020年頃 2013年度 2014年度 2015年度 2016年度 2030年頃 2019年度 2029年度 [長寿命化計画(行動計画)の策定] 取組の進捗状況や情報・知見の 蓄積状況等をふまえ、計画を更新 行動計画に基づき取組を推進 長寿命化計画(行動計画)の策定 [点検·診断] 要領等に基づく定期的な点検・診断を実施 点検未実施の全対象施設に関し点検・診断を実施 [個別施設毎の長寿命化計画策定] 老朽化に起因する 点検・診断結果や維持・更新状況等をふまえ、計画を更新 未策定の施設の計画策定を推進 重要インフラの 重大事故【ゼロ】 [修繕・更新] 点検・診断結果を踏まえた 緊急的な修繕・更新への対応 個別施設毎の長寿命化計画に基づく修繕・更新の実施 □ [情報基盤の整備・活用] 各インフラ情報の電子化、 フォーマット統一 データベース・プラットフォームを活用した データの蓄積、共有、利活用の推進 電子化フォーマットの統一ルールの明確化 ○データの書積 ・構造物の構元(接致年度、構造形式、規模、費用、施工者等) ・利用状況や気象・実書展歴 ・野経帯の度歴(特際、内容、費用、施工者等) ・劣化・損傷状況、健全性 等 国内の重要インフラ・ 老桁インフラの 全てでセンサー、 ロボット等を活用 各インフラ毎のデータベースの構築・運用 プラットフォームの構築、運用 ○データの共有、利活用 ・地理空間情報との統合 ・交通等情報との統合 分析・利活用・共有・発信ルールの明確化 プラットフォーム等を通じた情報の公開 国内の重要インフラ・ 老朽インフラの20%で センサー、ロボット等を活用 点検・補修等の センサー・ロボット等の 世界市場の3割を獲得 新材料の実用化に目途 [新技術の開発・導入] 随時現場導入 既存技術も含めた現場での実証・ 実証結果の分析・評価 各種技術研究開発 (ICT、センサー、モニタリング、ロボ・小、 監視・観測デバイス、非確環検査、構造物の性能評価、 経絡・経改、構造材料の情報性保証、新材料 等 ニーズ・シーズの的確な把握 新技術の開発・導入体制の見直し 「研究機関の機能強化 [基準類、法令等の整備] 蓄積された知見・ノウハウに基づき見直し(評価尺度の統一、新技術の導入等) 見直された基準・マニュアル等に 個別施設毎の基準・マニュアル等の見直し 基づき運用



事 務 連 絡 平成30年4月25日

総 財 務 第 74 号 平成 26 年 4 月 22 日

総務大臣 新藤 義孝

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針〜脱デフレ・経済 再生〜」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽 化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」へ の重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「イ ンフラ長寿命化基本計画」が策定されたところです。

各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、 速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計 画(公共施設等総合管理計画)の策定に取り組まれるよう特段のご 配慮をお願いします。

また、各都道府県においては、貴都道府県内市区町村(指定都市を除く。)に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その 趣旨が徹底されますようお願いします。 各都道府県財政担当部 各都道府県公共施設マネジメント担当部 各都道府県市区町村担当部 各指定都市財政担当局 各指定都市公共施設マネジメント担当局

総務省自治財政局財務調査課

公共施設等の適正管理の更なる推進について

公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)は、平成29年9月30日時点で、全ての地方公共団体の99.4%にあたる1,777団体において策定済みとなり、現在は、個別施設計画を策定し、また、これらの計画に基づいた具体的な取組を進めていく段階に入っています。

こうした中、総務省では、各地方公共団体における取組を一層推進するため、「公共施設等適正管理推進事業債」について、平成30年度から、長寿命化事業の対象を拡充するとともに、ユニバーサルデザイン化事業を追加することとしたところです。また、財政力が弱い団体であっても必要な取組を着実に推進できるよう、長寿命化事業等について、財政力に応じて交付税措置率を引き上げることとしたところであり、各地方公共団体においては、これらの措置を活用し、公共施設の老朽化対策等に着実に取り組んでいただきたいと考えています。

すでに、平成30年2月27日付けで「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂し、同日付けで事務連絡「公共施設等総合管理計画の更なる推進のための留意点について」(以下「平成30年2月27日付け事務連絡」という。)を発出したところですが、公共施設等の適正管理をより効率的に進めるためには、長寿命化対策等の効果額を示すことが重要であると考えています。

ついては、当該改訂された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(以下「改訂指針」という。)に基づき、総合管理計画の推進のための取組を実施するに当たっては、下記のことに御留意いただくよう、改めてお願いします。

なお、平成30年2月27日付け事務連絡について、当該事務連絡中、第一の

一及び二の部分並びに別紙1については、本事務連絡(別紙1及び別紙2を含 すg。)の内容に代えさせていただくことを申し添えます。

各都道府県及び各指定都市におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村(指定都市を除く。)に対しても本事務連絡について速やかに御連絡いただき、その趣旨を周知いただくようお願いします。

記

#### 第一 改訂指針に基づく総合管理計画の策定・改訂等について

- 一 総合管理計画の推進体制等について
- 1 総合的かつ計画的に公共施設等を管理することができるよう、全庁的な取組体制について総合管理計画に記載することとしているが、総合管理計画の策定・改訂の検討の際の情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築して取り組むこと。具体的には、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、各部局において進められる個別施設計画策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるとともに、部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場を設けるなどが想定されること。(第一 二(2)全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 関係)
- 2 総合管理計画の進捗管理を着実に行うため、PDCAサイクルの推進 方針を総合管理計画に記載することとしているが、総合管理計画に定め たPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を 評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確 立に努めること。(第一 二(5) PDCAサイクルの推進方針 関係)

#### 二 総合管理計画の充実について

- 1 総合管理計画は、中期的な取組の方向性を明らかにするものであるが、 策定の検討時点において把握可能な公共施設等の状態や取組状況等を整理し策定したものであることから、その内容は、策定後も、総合管理計画 及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実 させていくこと。(第二 二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の 策定・充実 関係)
- 2 総合管理計画に記載すべき事項について、現在の総合管理計画に記載していない地方公共団体においては、記載事項について検討を行い、内容の充実を図ること。特に、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みやその財源、数値目標等については、総合管理計画の進捗状況等を評価しながら効果的に対策を推進していくために重要であることから、まだ定め

ていない場合には、速やかに検討を行うこと。

3 公共施設等の現況及び将来の見通しの一項目として、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みを総合管理計画に記載することとしているが、経年や団体間の比較可能性を高める観点から、30年程度以上の期間に関し、普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を区分し、維持管理・修繕、改修及び更新等の経費区分ごとに示すこと。その際、個別施設計画の策定の進捗に合わせ、当該個別施設計画で定めた具体的な取組の効果を反映したものとするとともに、既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)見込みも記載し、長寿命化対策等の効果額を示すこと。

また、当該団体としての現状や課題に対する基本認識を検討するため にも、中長期的な経費の見込みに対し充当可能な地方債・基金等の財源の 見込みについても、総合管理計画に記載すること。

具体的には、各地方公共団体においては、別紙1及び別紙2を参考に、 中長期的な経費の見込み等を総合管理計画に記載すること。

なお、中長期的な経費の見込みを含めた総合管理計画の改訂状況等については、各地方公共団体の毎年度末の状況を調査・公表する予定としていること。

(第一 一(3)公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の 見込みやこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等 関係)

4 総合管理計画において、「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」の一つとして、「ユニバーサルデザイン化の推進方針」について記載することとしているが、ユニバーサルデザインの具体的な内容については、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)において、ユニバーサルデザインの街づくりについての考え方が示されているところであり、この考え方を踏まえたものとすること。(第一 二 (4) ⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針 関係)

#### (問合せ先)

全体について

総務省自治財政局財務調査課

担当: 小谷理事官、成瀬事務官 TEL 03-5253-5647

・中長期的な経費の見込みについて 総務省自治財政局財務調査課

担当: 小谷理事官、成瀬事務官 TEL 03-5253-5647

・ユニバーサルデザイン化の推進方針について

総務省自治財政局財務調査課

担当: 大宅課長補佐、宮野係長 TEL 03-5253-5647

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式(30年以上の例)

別紙1

#### 【経費の見込みの記載について】

- (18 対 (25 公本)の 30 公本 (25 公本) 25 公本 (25 公本)

- (3) 備考の定義に基づき、「維持管理・修繕」、「改修」、「更新等」ことの見込み稿を記載すること。 (4) 既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)見込みも記載すること。
- (5) そのほか、財政負担の平準化を図る観点から、対象期間の各年度ごとの経費見込みを記載した資料を別途作成すること。
- (6) 現在、維持管理・更新等に要している経費について直近のものを記載すること。

【平成○年度から○年間】 今後○年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み (百万円)												
		維持管理 ・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等の 効果額(④-⑤)	現在要している経費 (過去〇年平均)				
	建築物(a)											
普通会計	インフラ施設(b)											
	計(a+b)											
	建築物(c)											
公営事業会計	インフラ施設(d)											
	計(c+d)											
建築物計(a+c)												
インフラ施	設計(b+d)											
스타(2+	$b \pm c \pm d$											

#### 【備考】

- ※ 建築物:学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。 ※ インフラ施設・道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ インノノ加政、連組、物ツより、無道、やは、川川、ル西、県本と、公園、銀本、石川、上水道、ド外は単水化でわらて「中などのごかませか。 維持管理・特殊・施政、政債、構造物等の機能の包括のでありに必要なる品体・調査・構築、修繕などをいう。なお、補修、修繕を 行った後の効用が自動の効用を上回らないものをいう。例えば、表有に基うく法定点除や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく 排耗部品の取替え等のを整成で作業、外建コンクリートの重要の補修等を行うこと。 ※ 改修・公共施設等を直すこと、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。 ※ 更新等・老朽化等に件、地能が他ていた加速等を取り続き、同種技の機能に再整備すること。除却も含む。

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式(10年間の例)

別紙2

(百万円)

【経費の見込みの記載について】

- 「転貨の児 必かの記載に いたり」 (1) 総合管理計画の初年度を起点とした10年間について、次の表の区分により、長寿命化対策等の効果を反映した当該10年間において必要となる 経費について、普通会計と公営事業会計に区分した上で、それぞれを建築物とインフラ施設に区分して記載すること。 (2) 備考の定義に基づき、「維持管理・修繕」、「改修」、「更新等」ごとの見込み額を記載すること。 (3) 既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)見込みも記載すること。

- (は) 似行派政と側が中央域と呼べて手が定めてごろする日か、日本派やグラルジャリの取り、30-C-c。 (4) 普通会計と公室事業会計のそれぞれの区分ごとに、充当可能な財源の見込み(地方債、基金等の充当額の見込み、充当の考え方等)を記載する
- (5) そのほか、財政負担の平準化を図る観点から、対象期間の各年度ごとの経費見込みを記載した資料を別途作成すること。
- (6) 現在、維持管理・更新等に要している経費について直近のものを記載すること。

【平成〇年度から10年間】 今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

> 更新等(③) 建築物(a)

インフラ施設( 普通会計 計(a+b) 建築物(c) 公営事業会計 インフラ施設(d 計(c+d) 建築物計(a+c) インフラ施設計(b+d) 合計(a+b+c+d)

#### 【備者】

- ※ 建築物:学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ↑ 歴史が上では今日直路、大し直は、月 6 内間・大型展示的・ファント 20 というできます。 ※ インフラ施設・道路、格りよう、農道、本道、河川、港湾、温港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。 ※ 維持管理・修繕・施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が
- ※ 執行者と下かば、記述、公益、特益の呼びが能心が見からない。 当初の効用を上回らは、ものをいう。例えば、法令に基づく送上放金を管理者の判断で目主的に行う議会、直検部果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コングリートの亀製の補修等を行うこと。 ※ 改修・公共施設等を直すこと。 改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等: 老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

総財務第6号

各都道府県財政担当部長 各都道府県公共施設マネジメント担当部長 各都道府県市区町村担当部長 各指定都市財政担当局長 各指定都市公共施設マネジメント担当局長

**≻** 御中

総務省自治財政局財務調査課長 (公印省略)

令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての 留意事項について

公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)は、令和2年3月31日時点で、全地方公共団体の99.9%にあたる1786団体において策定済みとなり、また、個別施設計画についても、令和2年10月13日に開催されたインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議幹事会において、令和2年度末には、ほとんどの施設類型で8割以上の策定率となる見込みとの調査結果が示されました。

このような中、具体的な施設の状況に基づき、長期的な視点をもって、公共施設マネジメントを推進する観点から、「経済財政運営と改革の基本方針 2019 ~『令和』新時代:『Society 5.0』への挑戦~」(令和元年6月21日閣議決定)等も踏まえつつ、令和3年度中に個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しを行うことが重要です。

総務省としても、これまで、公共施設等総合管理計画に関し、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 75 号総務省自治財政局財務調査課長通知(平成 30 年 2 月 27 日付け総財務第 28 号同課長通知により改訂)。以下「指針」という。)、同日付け事務連絡「公共施設等総合管理計画の更なる推進のための留意点について」(以下「平成 30 年 2 月通知」という。)、同年 4 月 25 日付け事務連絡「公共施設等の適正管理の更なる推進について」(以下「平成 30 年 4 月通知」という。)などにより、見直しに当たっての留意点等についてお示ししてきたところですが、今般、総合管理計画の見直しに際し、記載事項の考え方等について、改めて周知いたします。

貴団体におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道 府県におかれては、貴都道府県内市区町村(指定都市を除く。)に対しても本 通知について速やかに御連絡いただき、その趣旨を周知いただくようお願いし ます。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項(技術的な助言)に基づくものであることを申し添えます。

記

#### 第一 総合管理計画の見直しについて

一 総合管理計画の見直しに当たっての基本的な考え方

これまでも総合管理計画については、指針等において、「総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当である」としているところであるが、その策定を要請してきた平成26年度から平成28年度以降、一定の期間が経過するとともに、国(各省)のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和3年度中に、総合管理計画の見直しを行うこと。

その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の 策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏ま え、見直しを行うこと。

#### 二 総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等

総合管理計画の記載事項については、これまでも指針等によりお示ししてきたところであるが、改めて、見直しに当たっての考え方について、以下のとおりお示しするので、ご留意いただきたい。 (カッコ内は指針等における該当箇所)

なお、以下に示す事項以外の事項についても、指針等も踏まえつつ、各 団体の判断により、公共施設マネジメントの推進に必要な事項を記載する こと。

#### 1 必須事項

#### 基本的事項

以下の事項は、総合管理計画の基本的な構成要素であるため、盛り込む必要があること。

- 計画策定年度及び改訂年度
- 計画期間(指針P.2 第一 二(1))
- · 施設保有量(指針 P. 2 第一 (1))
- 現状や課題に関する基本認識(指針 P. 2 第一 二(3))
- 過去に行った対策の実績

- 施設保有量の推移
- 有形固定資産減価償却率の推移(指針 P. 7 第三 六)
- ② 維持管理・更新等に係る経費(指針 P. 2 第一 (3)、平成 30 年 4 月通知)

以下の事項は、総合管理計画の進捗や効果等を評価するために不可欠な要素であるため、盛り込む必要があること。また、既に総合管理計画に盛り込まれている場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ、精緻化を図ること。

- 現在要している維持管理経費
- 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
- 長寿命化対策を反映した場合の見込み
- 対策の効果額

※ 見込みについては、少なくとも 10 年程度の期間

③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

以下の事項は、総合管理計画が、地方公共団体の有する全ての公共施設等についての基本方針を定める計画であることを踏まえ、盛り込む必要があること。

- ・ 公共施設等の管理(点検・診断、維持管理・更新、安全確保、耐 震化、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合・廃止)に係る方 針(指針P.2~4 第一 二(4))
- 全庁的な取組体制の構築や PDCA サイクルの推進等に係る方針 (指針 P. 2 第一 二 (2)、P. 4 第一 二 (5))

#### 2 記載が望ましい事項

- ① 数値目標(指針P.4、5 第二 三、平成30年4月通知第一 二 2) 以下の事項は、総合管理計画の進捗や効果等の評価に資することから、盛り込むことが望ましいこと。
  - 計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する目標
  - ・ トータルコストの縮減・平準化に関する目標 等
- ② 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針(指針 P. 4 第一 三) この事項は、総合管理計画が、個々の施設や施設類型(道路、学校、 病院等)をまたいだ優先順位や整備方針の検討に資する計画であること を踏まえ、盛り込むことが望ましいこと。
- ③ 地方公会計(固定資産台帳)の活用(指針 P. 7 第三 六) 地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たって前提となるものであり、その活用の考え方について

盛り込むことが望ましいこと。なお、地方公会計の情報の適切な活用の ためには、毎年度、決算年度の翌年度末までに固定資産台帳及び財務書 類を作成・更新することが適当であること。

④ 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針 この事項は、用途廃止された資産や売却可能資産等について、効率的な 運用や売却等を行うことは、資産利用の最適化及び将来の維持管理等に 係る負担の軽減に資することから、盛り込むことが望ましいこと。

#### 3 団体の状況に応じて記載する事項

① 広域連携(指針 P. 5 第二 六)

団体内における集約化・複合化には一定の進捗が見られるが、より広域での最適配置を図る観点から、複数団体の連携による取組も積極的に推進することが重要であり、必要に応じ、広域連携の取組について盛り込むことが望ましいこと。なお、令和2年度から、公共施設等適正管理推進事業債の集約化・複合化事業について、複数団体が連携して実施する取組における実施主体を拡充していること。

② 地方団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方都市計画等の各種計画との整合性や、国が管理する施設との連携を図ることは重要であり、その団体の実情に応じて、盛り込むことが望ましいこと。

#### 第二 その他

総合管理計画の見直しの検討に当たっては、以下の点についても留意されたいこと。

- 総合管理計画の見直しに係る財政措置 令和3年度に限り、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費 (専門家の招へいに要する経費(旅費、報償費等)、計画の見直しに要す る経費(委託料、印刷費等))について、特別交付税措置を講じることと したこと。

二 「地方団体の経営・財務マネジメント強化事業」の創設

令和2年12月24日総財公第147号、総財務第124号「地方団体の『経営・財務マネジメント強化事業』の創設について(周知)」のとおり、来年度より、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じ、総合管理計画の見直しも含めた政策テーマについて、アドバイザーを派遣する事業を創設することとしたところであるため、活用いただきたいこと。

総財務第 43 号 令和4年4月1日

#### 三 公共施設等適正管理推進事業債の今後のあり方

令和3年度までを事業期間とする公共施設等適正管理推進事業債の令和4年度以降のあり方については、地方公共団体における総合管理計画の見直し状況等も踏まえつつ、検討する予定であること。

なお、令和3年度までに建設工事に着手した事業については、令和4年 度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずることとしたこと。 各都道府県財政担当部長 各都道府県公共施設マネジメント担当部長 各都道府県市区町村担当部長 各指定都市財政担当局長 各指定都市公共施設マネジメント担当局長

総務省自治財政局財務調査課長 (公印省略)

御中

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について

公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)については、「経済財政運営と改革の基本方針2019~『令和』新時代:『Society5.0』への挑戦~」(令和元年6月21日閣議決定)や「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」(令和3年1月26日付け総財務第6号総務省自治財政局財務調査課長通知。以下「令和3年1月通知」という。)等を踏まえ、各地方公共団体において、令和3年度中の見直しを進めていただいたところです。

また、見直し後の総合管理計画に基づき、令和4年度以降も、地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業債について、令和8年度まで5年間事業期間を延長するとともに、対象事業の拡充を行いました。

このような状況も踏まえ、令和4年度以降も、各地方公共団体において、見直し後の総合管理計画の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(平成26年4月22日策定(平成30年2月27日改訂))について、必要な見直しを行い、別添のとおり改訂しました。

また、今後の総合管理計画の見直しに当たっての留意事項や、総合管理計画に 基づく取組等に係る財政措置等については、下記のとおりです。

貴団体におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府 県におかれては、貴都道府県内市区町村(指定都市を除く。)に対して本通知につ いて速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願 いします。 なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項(技術的な助言)に基づくものです。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じ て、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添 えます。

記

#### 第一 総合管理計画の見直しに当たっての留意事項

令和3年度中に、令和3年1月通知を踏まえた総合管理計画の見直しを完了した地方公共団体については、令和4年度以降も、今般の改訂後の「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」(以下「指針」という。)等を踏まえ、各地方公共団体における公共施設等の脱炭素化の推進方針や、総合管理計画及び個別施設計画に基づき実施する点検・診断の結果を反映させるなど、不断の見直しを実施し、順次充実させていくこと。

新型コロナウイルス感染症の影響等により、やむを得ず総合管理計画の見直しの完了が令和4年度以降となる地方公共団体については、適切に見直しを進め、令和5年度末までに見直しを完了させること。見直しの際に盛り込むべき記載事項等については、指針によるほか、令和3年1月通知と同様の考え方によること。なお、総合管理計画の見直しの状況等について、今後フォローアップを実施する予定であることにご留意いただきたいこと。

#### 第二 総合管理計画に基づく取組等に係る財政措置等について

一 公共施設等適正管理推進事業債の延長・拡充

令和4年度以降も、地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業債について、令和8年度まで5年間事業期間を延長し、長寿命化事業の対象施設に空港施設及びダム(本体、放流設備等)を追加するとともに、脱炭素化事業(事業期間は令和7年度まで)を新たに追加することとしたこと。

脱炭素化事業については、総合管理計画及び地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画(同法第21条第2項に掲げる事項について定める計画。以下「実行計画(事務事業編)」という。)の双方に基づいて行われる事業が対象となること。ただし、総合管理計画又は実行計画(事務事業編)について、令和4年度中に策定又は改訂を予定している場合には、協議等手続の時点で策定又は改訂が完了していないときでも、総合管理計画又は実行計画(事務事業編)の策定又は改訂に係る検討状況を記載した簡易な計画を作成することにより、総合管理計画又は実行計画(事務事業編)の策定又は改訂に代えることができるものとしたこと。

#### 二 総合管理計画の見直しに係る財政措置

市町村における総合管理計画の見直しに係る経費(専門家の招へいに要する 経費(旅費、報償費等)、計画の見直しに要する経費(委託料、印刷費等))に 対する特別交付税措置を令和5年度まで延長することとしたこと。

#### 三 「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」の継続

「令和4年度の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」に係る派遣申請の照会について(第1次)」(令和4年2月28日付け総財公第30号・総財務第11号・地公機調第149号総務省自治財政局公営企業課長・財務調査課長・地方公共団体金融機構地方支援部長通知)のとおり、公共施設マネジメントの専門知識等を有するアドバイザーの派遣により、総合管理計画の見直し・実行を支援することとしていること。

特に、課題達成支援事業の対象となっている市区町村については、都道府県市区町村担当課からの積極的な働きかけを要請したところであるが、今後、申請状況についてフォローアップを実施する予定であることにご留意いただきたいこと。

#### 【問い合わせ先】

·総務省自治財政局財務調査課 担当 佐藤係長、髙野主査、神田事務官 TEL: 03-5253-5647

(別添)

総財務第 152 号 令和5年10月10日

各都道府県財政担当部長 各都道府県公共施設マネジメント担当部長 各都道府県市区町村担当部長 各指定都市財政担当局長 各指定都市公共施設マネジメント担当局長

≻ 御中

総務省自治財政局財務調査課長 (公印省略)

公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について

公共施設等総合管理計画については、「経済財政運営と改革の基本方針 2019~『令和』新時代:『Society5.0』への挑戦~」(令和元年6月21日閣議決定)や「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」(令和4年4月1日付け総財務第43号総務省自治財政局財務調査課長通知)等を踏まえ、各地方公共団体において見直しを進め、公共施設等の適正管理の取組を進めていただいているところです。

今般、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)において、「公共施設等総合管理計画の記載事項については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、公共施設等の適正な管理のために必要な事項を十分精査し、その簡素化について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされたことを踏まえ、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」(平成26年4月22日策定(令和4年4月1日改訂))について、必要な見直しを行い、別添のとおり改訂しました。

貴団体におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村(指定都市を除く。)に対して本通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項(技術的な助言)に基づくものです。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、 各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

#### 【問い合わせ先】

総務省自治財政局財務調査課 担当 佐藤係長、岡主査、倉下事務官 TEL: 03-5253-5647

#### 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針

平成 26 年 4 月 22 日 (平成 30 年 2 月 27 日改訂) (令和 4 年 4 月 1 日改訂) (令和 5 年 10 月 10 日改訂) 総 務 省

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地 方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公 共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共 施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化 などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施 設等の最適な配置を実現することが必要となっています。また、このように公共 施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のま ちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化 (ナショナル・レジリエンス) にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針〜脱デフレ・経済再生〜」(平成25年6月14日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成25年6月14日閣議決定)においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定する」とされたところです。

平成 25 年 11 月には、この「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画(行動計画)・個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。

#### 第一 総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)に記載すること。

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等:及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析し、記載すること。なお、これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましいこと。(3)の中長期的な経費の見込みは、30年

程度以上の期間について、普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を 区分し、維持管理・修繕<sup>ii</sup>、改修<sup>iii</sup>及び更新<sup>iv</sup>等(以下「維持管理・更新等」 という。)の経費区分ごとに記載することが望ましいが、少なくとも 10 年程度 の期間について記載すること。

- (1) 公共施設等の状況 (施設保有量とその推移、老朽化の状況、有形固定資 産減価償却率の推移及び利用状況) 及び過去に行った対策の実績
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- (3) 公共施設等の現在要している維持管理経費、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み(施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策の効果額)及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等
- 二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 上記「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。
- (1) 計画策定年度、改訂年度及び計画期間 計画策定年度、改訂年度及び計画期間について記載すること。なお、総合管理計画は、当該団体の将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討するものであるが、一方で、個別施設毎の長寿命化計画 (個別施設計画)に係る基本的な方針に関するものでもあることから、計画期間については「一公共施設等の現況及び将来の見通し」の期間に関わらず設定する(ただし、少なくとも10年以上の計画期間とする)ことも可能であること。
- (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 公共施設等の管理については、現状、施設類型(道路、学校等)ごとに 各部局において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁 的に共有されていないことに鑑み、総合的かつ計画的に管理することがで きるよう、全庁的な取組体制について記載すること。なお、情報の洗い出 しの段階から、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、個別施設計 画の策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部 署を定めるほか、部局横断的な施設の適正管理に係る取組を検討する場を 設けるなど、全庁的な体制を構築し取り組むことが望ましいこと。
- (3) 現状や課題に関する基本認識 当該団体としての現状や課題に対する認識(充当可能な財源の見込み等 を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にある か、総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考 えた場合、公共施設等の数量等が適正規模にあるかなど)を記載するこ と。
- (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施 設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本

的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を 行うとともに、PPP"/PFI'iの活用などの考え方について記載することが望ま しいこと。

具体的には、以下の事項について考え方を記載すること。

① 点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。 なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映 し充実を図るとともに、維持管理・更新等を含む老朽化対策等に活かして いくべきであること。

② 維持管理・更新等の実施方針

維持管理・更新等の実施方針(予防保全型維持管理\*iの考え方を取り入れる、トータルコスト\*iiの縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新するなど)などを記載すること。更新の方針については、⑧統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直し に反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

④ 耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能 確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記 載すること。

(5) 長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について 記載すること。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29 年 2 月 20 日ユニバー サルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)におけるユニバーサルデザインの 街づくりの考え方を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバー サルデザイン化の推進方針について記載すること。

(7) 脱炭素化の推進方針

地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に即して策定し、 又は改訂する地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画(同法第21条第2項に掲げる事項について定める計画)の内容を踏まえ、公共施設等の計画的 な改修等による脱炭素化の推進方針について記載すること。

⑧ 統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討に当たっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築 等についても検討することが望ましいこと。

#### ⑨ 数値目標

計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する目標、トータルコストの縮減・平準化に関する目標等について、数値目標を記載することが望ましいこと。

- ⑩ 地方公会計(固定資産台帳等)の活用 地方公会計の情報、特に固定資産台帳の活用の考え方について記載する ことが望ましいこと。
- ① 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針 用途廃止された資産や売却可能資産等の活用や処分に関する基本方針に ついて記載することが望ましいこと。

#### ① 広域連携

複数団体による広域連携の取組について、団体の状況に応じ、記載することが望ましいこと。

- (3) 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第1項に規定する都市計 画、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画、公営企業に おける経営戦略等の各種計画との整合性や、国が管理する施設との連携の 考え方について、団体の状況に応じ、記載することが望ましいこと。
- ④ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載する ほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も 記載することが望ましいこと。
- (5) PDCAサイクルの推進方針

総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、当該評価の結果に基づき総合管理計画を改訂する旨を記載すること。なお、PDCAサイクルの期間や手法、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。

#### 三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

上記「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中(3)及び(4)の各項目のうち必要な事項について、施設類型(道路、学校等)の特性を踏まえて記載することが望ましいこと。また、個別施設計画の記載事項と

重複する内容については、当該個別施設計画における該当箇所(記載頁数等)を記載することで足りること。

#### 第二 総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項

総合管理計画の策定・改訂に当たっては、以下の事項について所要の検討を 行うことが適当であること。

一 行政サービス水準等の検討

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の前提として、当該団体として あるべき行政サービス水準を検討することが望ましいこと。その上で、個別の 公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討するに際して は、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか (民間代替可能性)など、公共施設等とサービスの関係について十分に留意す ることが必要であること。

二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・充実

総合管理計画は、策定・改訂の検討時点において把握可能な公共施設等の状態(建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等)や取組状況(点検・診断、維持管理・更新等の履歴等)を整理し、策定・改訂をされたいこと。

また、総合管理計画の内容については、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であること。

#### 三 議会や住民との情報共有等

当該団体における公共施設等の最適な配置を検討するに当たっては、まちづくりのあり方に関わるものであることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定・改訂段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ進めていくことが望ましいこと。

四 PPP/PFI の活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討に当たっては、PPP/PFI の積極的な活用を検討されたいこと。また、公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めること。

五 市区町村域を超えた広域的な検討等について

総合管理計画の策定・改訂に当たっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。

また、都道府県にあっては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。

六 合併団体等の取組について

4

合併団体においては、公共施設等の統廃合の難航等が課題となっていること、また、過疎地域等においては、都市部と比べ人口減少や高齢化が急激に進んでいることなど、公共施設等を建設した当時と比較して環境が大きく変化している場合も多いことから、特に早急に総合管理計画を策定し、計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を進めていくことが望ましいこと。

#### 第三 その他

公共施設等の総合的かつ計画的な管理により老朽化対策等を推進するに当たっては、第二の留意事項のほか、以下の点についても留意されたいこと。

「インフラ長寿命化基本計画」について

「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体において、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするインフラ長寿命化計画(行動計画)及び個別施設毎の具体の対応方針を定める個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)を策定することとされているが、総合管理計画は、この行動計画に該当するものであること。

なお、「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者への支援として、国が有する技術的知見やノウハウを提供することが定められており、また、個別施設計画の策定に当たっては、各インフラの所管省庁より技術的助言等が実施されており、個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等については、総務省のホームページ (http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou/kobetu-keikaku\_manual-

(http://www.soumu.go.jp/lken/kousninniyou/kobetu-keikaku\_manuai-guideline/index.html) に掲載しているので、参考にされたいこと。

- 二 公共施設マネジメントの取組状況等に係る情報について
- 各地方公共団体における総合管理計画の策定・改訂に当たっては、先進団体の事例や各団体の総合管理計画の主な記載事項等をとりまとめた一覧表等を総務省のホームページ(http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html)に掲載しているので参考にされたいこと。
- 三 総合管理計画に基づく取組に係る財政措置について 公共施設等適正管理推進事業債において、総合管理計画に基づく集約化・複 合化事業、長寿命化事業等について、地方財政措置が講じられていること。
- 四 地方公会計(固定資産台帳等)の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たっての前提となるものであり、毎年度、遅くとも決算年度の翌年度末までに適切に更新することが求められる。点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うことが望ましいこと。

固定資産台帳及び財務書類から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用できるほか、事業別・施設別のセグメント分析を行うことなどにより、各事業・施設について効率的・効

果的な対策の検討を可能にするものであり、総合管理計画に基づく具体的な取組等の検討においても、公共施設等の適正管理に積極的に活用することが望ましいこと。

- i公共施設等・・・公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設(上水道、下水道等)、プラント系施設(廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等)等も含む包括的な概念である。なお、地方独立行政法人が保有する施設など、当該地方公共団体が所有していないが、維持管理・更新費等の財政負担を負うことが見込まれる施設を含む。

- iv更新…老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。
- vPPP・・・Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
- viPFI···Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及 び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。
- vii予防保全型維持管理・・・損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復 を図る管理手法をいう。((参考)事後的管理・・・施設の機能や性能に関する明らかな 不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。)
- viiiトータルコスト・・・中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。

事 務 連 絡 令和6年4月1日

各都道府県河川関係所管課 各都道府県財政担当課 各都道府県市区町村担当課 各指定都市河川関係所管課 各指定都市財政担当課

一 御中

国土交通省水管理・国土保全局 治水課 河川環境課 流水管理室

総務省自治財政局 調整課

公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における 河川管理施設に係る事業の取り扱いについて(周知)

令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)等に定める公共施設 等適正管理推進事業債(長寿命化事業)(以下「本事業債」という。)のうち、河川 管理施設に係る事業については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱 うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお 願いします。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市区町村(指定都市を除く。)に対しても 周知されるようお願いします。

記

#### 1. 制度概要

(1) 対象施設

河川管理者が管理する堤防、ダム等の河川管理施設

(2) 対象事業

対象施設において地方単独事業として実施される長寿命化対策(事業の実施により、10年以上の長寿命化が見込まれるもの)のうち、以下の事業とする。

- ① 排水機場、水門、桶門・桶管等の機能に致命的な影響を与えない部分の改修
- ② 樋門・樋管等の小規模な施設において、その施設単独で実施する国庫補助事業の要件を満たさない規模(事業費が概ね5千万円未満)の改修(更新を含む)
- ③ 護岸・堤防の改修
- ④ 国庫補助事業の要件を満たさない規模(事業費が概ね4億円未満)のダム本体、放流設備及びこれに附属する設備並びにダム周辺設備(観測設備、通報設備、警報設備、係船設備、管理棟、昇降設備、照明設備、水質保全設備等)の改修(更新を含む)
- (3) 事業要件

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

① 国土交通省が定める管理方針(インフラ長寿命化計画等)を踏まえて実施される事業であること。

- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明示された 事業であること。
- (4) 措置内容:充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30~50%\*※ 交付税措置率=-0.5X+0.7(X=財政力指数)

ただし、財政力指数が0.8を超えるときは交付税措置率を0.300とし、0.4に満たないときは0.500とする。なお、財政力指数は、本事業債を起こす年度前3年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数(小数点以下2位未満は、四捨五入する。)を用いるものとする。

- (5) 措置期間: 令和8年度まで
- 2. 公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における手続(別紙1参照)
- (1) 施設管理者は、毎年度、公共施設等適正管理推進事業(河川管理施設に係る事業)の事業計画(長寿命化対策の内容)について、国土交通省に提出する。
- (2) 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1.(2)の対象事業及び1. (3)の事業要件に該当することを確認する。
- (3) 国土交通省は、(2)の確認が完了したときは、施設管理者に連絡する。
- (4) 施設管理者は、(3)の連絡を踏まえ、総務省へ地方単独事業に係る起債届出・協議等を行う。
- (5) 市町村が施設管理者の場合の(1)~(4)の手続については、都道府県を経由して行う。

(お問合せ先)

河川管理施設に係る事業 (ダム事業を除く)

国土交通省水管理・国土保全局治水課

課長補佐 今井、流域調査係長 下舘

TEL 03-5253-8455 (内線 35612、35583)

#### ダム事業

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室 課長補佐 三浦、ダム管理係長 仲野

TEL 03-5253-8449 (内線 35492、35494)

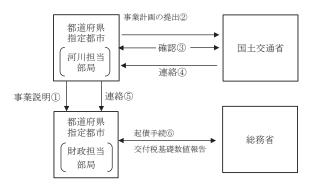
#### 地方債制度関係

総務省自治財政局調整課 巻田

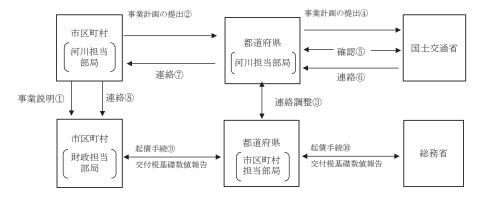
TEL 03-5253-5619

(別紙1) (別紙2)

#### (都道府県・指定都市が施設管理者の場合)



#### (市区町村が施設管理者の場合)



#### 公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)のうち河川管理施設に係る事業に 関する照会に係る国土交通省の支分部局等一覧

○国土交通省水管理・国土保全局治水課 (河川事業関係)

TEL:03-5253-8455 (内線35612)

○国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室 (ダム事業関係)

TEL:03-5253-8449 (内線35492)

○北海道開発局建設部地方整備課 TEL:011-709-2311

(内線5675 [河川]、5674 [ダム])

○東北地方整備局河川部地域河川課 TEL:022-225-2171

(内線3821 [河川]、3826 [ダム])

○関東地方整備局河川部地域河川課 TEL:048-600-1903

(内線3821 [河川]、3826 [ダム])

○北陸地方整備局河川部地域河川課 TEL:025-370-6768

(内線3821 [河川]、3826 [ダム])

○中部地方整備局河川部地域河川課 TEL:052-953-8257

(内線3826 [河川]、3821 [ダム])

○近畿地方整備局河川部地域河川課 TEL:06-6942-4407

(内線3826 [河川]、3828 [ダム])

○中国地方整備局河川部地域河川課 TEL:082-221-9231

(内線3821 [河川]、3826 [ダム])

○四国地方整備局河川部地域河川課 TEL:087-811-8318

(内線3821 [河川]、3826 [ダム])

○九州地方整備局河川部地域河川課 TEL:092-476-3524

(内線3821 [河川]、3828 [ダム])

○沖縄総合事務局開発建設部河川課 TEL:098-866-1911

(内線3641 [河川]、3771 [ダム])

事 務 連 絡 令和6年4月1日

各都道府県砂防担当課 各都道府県財政担当課 各都道府県市区町村担当課 各指定都市財政担当課

- 御中

国土交通省水管理·国土保全局 砂防部 保全課 土砂災害対策室 総務省自治財政局 調整課

公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における 砂防関係施設に係る事業の取り扱いについて(周知)

令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)等に定める公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)(以下「本事業債」という。)のうち、砂防関係施設(砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設をいう。以下同じ。)に係る事業については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては適切に対処されるようお願いします。なお、都道府県におかれては貴管内の市区町村(指定都市を除く。)に対しても周知されるようお願いいたします。

記

#### 1. 制度概要

(1) 対象施設 砂防関係施設

(2) 対象事業

対象施設において地方単独事業として実施される長寿命化対策(事業の実施により、10年以上の長寿命化が見込まれるもの)のうち、国庫補助事業の要件を満たさない砂防関係施設の改修事業とする(長寿命化計画の個別施設計画に位置づけられている施設のうち、概ね10年間の年次計画に位置づけられていない総事業費が1億円未満となる施設に係るもの)。

(3) 事業要件

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- ① 国土交通省が定める管理方針(インフラ長寿命化計画等)を踏まえて実施される事業であること。
- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画(維持管理計画)\*に おいて明示された事業であること。
- ※ 本事業債の活用に当たっては、インフラ長寿命化基本計画の内容を踏まえ、対象施設に係る 個別施設計画の策定が完了するまでの間について、インフラ長寿命化基本計画において個別施 設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、個別施設の状態等、対策内容と

実施時期、対策費用)が記載された同種・類似の計画をもって代えることとして差し支えない。 また、個別施設計画の策定単位を地方公共団体等として設定し、個別施設計画が完成していない場合であっても、事業を行う個別の施設について、インフラ長寿命化基本計画において求められている必要事項を記載した資料を国土交通省に提出し、確認を受けることでこの要件を満たすこととする。

(4) 措置内容:充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30~50%\*※ 交付税措置率=-0.5X+0.7(X=財政力指数)

ただし、財政力指数が0.8を超えるときは交付税措置率を0.300とし、0.4に満たないときは0.500とする。なお、財政力指数は、本事業債を起こす年度前3年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数(小数点以下2位未満は、四捨五入する。)を用いるものとする。

- (5) 措置期間:令和8年度まで
- 2. 公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における手続(別紙1参照)
- (1) 施設管理者は、毎年度、公共施設等適正管理推進事業(砂防関係施設に係る事業)の事業計画(長寿命化対策の内容)について、国土交通省に提出する。
- (2) 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1.(2)の対象事業及び1. (3)の事業要件に該当することを確認する。
- (3) 国土交通省は、(2)の確認が完了したときは、施設管理者に連絡する。
- (4) 施設管理者は、(3)の連絡を踏まえ、総務省へ地方単独事業に係る起債届出・協議等を行う。
- (5) 市区町村が施設管理者の場合の(1)~(4)の手続については、都道府県を経由して 行う。

(お問合せ先)

国土交通省水管理·国土保全局砂防部保全課土砂災害対策室 課長補佐 菅原、砂防技術係長 和田

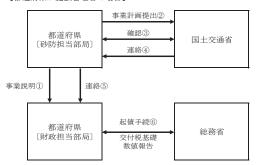
TEL 03-5253-8470 (内線 36232)

総務省自治財政局調整課 巻田

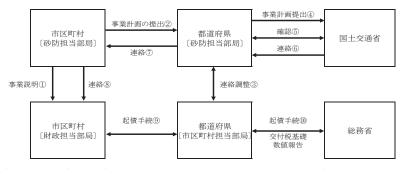
TEL 03-5253-5619

(別紙1)

#### 【都道府県が施設管理者の場合】



#### 【市区町村が施設管理者の場合】



#### 公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)のうち砂防関係施設に係る事業に 関する照会に係る国土交通省の支分部局等一覧

○国土交通省水管理·国土保全局砂防部保全課土砂災害対策室

TEL:03-5253-8470 (内線36232)

①北海道開発局建設部地方整備課
TEL:011-738-0230 (内線:5675)

①東北地方整備局河川部地域河川課
TEL:022-225-2024 (内線:3831)

②財東地方整備局河川部地域河川課
TEL:048-600-1903 (内線:3831)

②北陸地方整備局河川部地域河川課
TEL:052-380-6768 (内線:3826)

②中部地方整備局河川部地域河川課
TEL:052-953-8257 (内線:3821)

③近畿地方整備局河川部地域河川課
TEL:06-6942-4407 (内線:3641)

③中国地方整備局河川部地域河川課
TEL:087-811-8318

(内線:3636、3641)

①九州地方整備局河川部地域河川課
TEL:092-476-3524 (内線:3626)

②沖縄総合事務局建設開発部河川課
TEL:098-862-1457 (内線:3631)

事 務 連 絡 令和6年4月1日

各都道府県海岸行政担当課 各都道府県財政担当課 各都道府県市区町村担当課 各指定都市海岸行政担当課 各指定都市財政担当課

一 御中

農林水産省農村振興局整備部 農林水産省水産庁漁港漁場整備部 防災漁村課 国十交通省水管理·国十保全局 国土交通省港湾局 総務省自治財政局

防災課 海岸室 海岸・防災課 調整課

公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における 海岸保全施設に係る事業の取り扱いについて (周知)

令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)等に定める公共施設 等適正管理推進事業債(長寿命化事業)(以下「本事業債」という。)のうち、海岸 保全施設に係る事業については、農林水産省及び国土交通省並びに総務省が協調し、 下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切 に対処されるようお願いします。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市区町村(指定都市を除く。)及び一部事 務組合に対しても周知されるようお願いします。

記

#### 1. 制度概要

(1) 対象施設 海岸管理者が管理する海岸保全施設

(2) 対象事業

対象施設において、地方単独事業として実施される長寿命化対策(事業の実施 により、10年以上の長寿命化が見込まれるもの)のうち、国庫補助事業の要件 を満たさない規模(都道府県が行うものにあっては事業費が概ね5千万円未満、 市町村が行うものにあっては事業費が概ね2千5百万円未満)の以下の事業とす る。

- ① 堤防等の改修
- ② 水門・陸閘等の改修 (更新を含む)

#### (3) 事業要件

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- ① 農林水産省農村振興局、水産庁又は国土交通省が定める管理方針(インフラ 長寿命化計画等)を踏まえて実施される事業であること。
- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明示された 事業であること\*。
- ※ 本事業債の活用に当たっては、インフラ長寿命化基本計画の内容を踏まえ、対象施設に係る 個別施設計画の策定が完了するまでの間について、インフラ長寿命化基本計画において個別施 設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、個別施設の状態等、対策内容と 実施時期、対策費用)が記載された同種・類似の計画をもって代えることとして差し支えない。
- (4) 措置内容:充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30~50%\*
- ※ 交付税措置率=-0.5X+0.7(X=財政力指数)

ただし、財政力指数が0.8を超えるときは交付税措置率を0.300とし、0.4に満た ないときは0.500とする。なお、財政力指数は、本事業債を起こす年度前3年度内の各年 度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数 (小数点以下2位未満は、四捨五入する。) を用いるものとする。

- (5) 措置期間: 令和8年度まで
- 2. 公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における手続(別紙1参照)
- (1) 海岸管理者は、毎年度、公共施設等適正管理推進事業(海岸保全施設に係る事 業)の事業計画(長寿命化対策の内容)について、農林水産省又は国土交通省に 提出する。
- (2) 農林水産省及び国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1.(2)の対 象事業及び1.(3)の事業要件に該当することを確認する。
- (3) 農林水産省及び国土交通省は、(2)の確認が完了したときは、海岸管理者に連絡 する。
- (4) 海岸管理者は、(3)の連絡を踏まえ、総務省へ地方単独事業に係る起債届出・協 議等を行う。
- (5) 市町村が海岸管理者の場合の(1)~(4)の手続については、都道府県を経由して行 う。

# (お問合せ先)

### 海岸保全施設整備事業関係

### (農村振興局所管海岸)

農林水産省農村振興局整備部防災課 課長補佐 鈴村、海岸計画係長 加藤 TEL 03-3502-8111 (内線 5511)

### (水産庁所管海岸)

農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 課長補佐 片石、海岸係長 熊谷

TEL 03-3502-8111 (内線 6903)

# (水管理・国土保全局所管海岸)

国土交通省水管理・国土保全局海岸室 課長補佐 中﨑、侵食対策係長 梅田 TEL 03-5253-8111 (内線 36332、36325)

### (港湾局所管海岸)

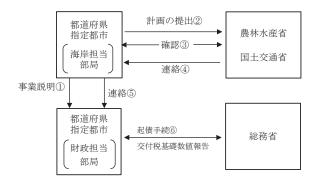
国土交通省港湾局海岸・防災課 津波対策企画調整官 邊見、海岸係長 上中 TEL 03-5253-8111 (内線 46714、46734)

### 地方債制度関係

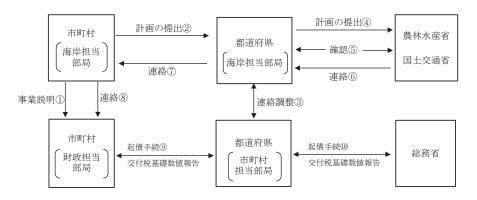
総務省自治財政局調整課 土屋

TEL 03-5253-5619

# (都道府県・指定都市が海岸管理者の場合)



# (市町村が海岸管理者の場合)



# 公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)のうち海岸保全施設に係る事業に 関する照会に係る農林水産省及び国土交通省の支分部局等一覧

# (農林水産省農村振興局所管海岸)

○農林水産省農村振興局整備部防災課 TEL:03-3502-8111(内線5511)

 ○東北農政局農村振興部防災課
 TEL:022-262-1394

 ○関東農政局農村振興部防災課
 TEL:048-740-0053

 ○北陸農政局農村振興部防災課
 TEL:076-232-4727

 ○東海農政局農村振興部防災課
 TEL:052-223-4640

 ○近畿農政局農村振興部防災課
 TEL:075-414-9562

 ○中国四国農政局農村振興部防災課
 TEL:086-224-9424

 ○九州農政局農村振興部防災課
 TEL:096-300-6524

 ○沖縄総合事務局農林水産部農村振興課
 TEL:098-866-1652

### (農林水産省水産庁所管海岸)

○農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課

TEL:03-3502-8111 (内線6903)

#### (国土交通省水管理・国土保全局所管海岸)

○国土交通省水管理·国土保全局海岸室

TEL:03-5253-8111 (内線36325)

- ○東北地方整備局河川部地域河川課 TEL:022-225-2171
- ○関東地方整備局河川部地域河川課 TEL:048-600-1903
- ○北陸地方整備局河川部地域河川課 TEL:025-380-6768
- 〇中部地方整備局河川部地域河川課 TEL: 052-953-8257
- ○近畿地方整備局河川部地域河川課 TEL:06-6942-4407
- 〇中国地方整備局河川部地域河川課 TEL: 082-511-6245
- ○四国地方整備局河川部地域河川課 TEL:087-811-8318
- ○九州地方整備局河川部地域河川課 TEL:092-476-3524
- ○沖縄総合事務局建設開発部河川課 TEL:098-866-1911

### (国土交通省港湾局所管海岸)

○国土交通省港湾局海岸・防災課

TEL:03-5253-8111 (内線46734)

- ○北海道開発局港湾空港部港湾計画課 TEL: 011-709-2311
- ○東北地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL:022-716-0003
- ○関東地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL:045-211-7415
- ○北陸地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL: 025-370-6604

○中部地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL: 052-209-6322
 ○近畿地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL: 078-391-8361
 ○中国地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL: 082-511-3905
 ○四国地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL: 087-811-8330
 ○九州地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL: 092-418-3358
 ○沖縄総合事務局開発建設部港湾計画課 TEL: 098-866-0031

事務連絡

各都道府県港湾担当課 各都道府県財政担当課 各都道府県市区町村担当課 各指定都市港湾担当課 各指定都市財政担当課

国土交通省港湾局 計画課

技術企画課

総務省自治財政局 調整課

公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における 港湾施設に係る事業の取り扱いについて(周知)

令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)等に定める公共施設 等適正管理推進事業債(長寿命化事業)(以下「本事業債」という。)のうち、港湾 施設に係る事業については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこ ととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願い します。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市区町村(指定都市を除く。)に対しても 周知されるようお願いします。

記

### 1. 制度概要

(1) 対象施設

港湾施設(水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設)

(2) 対象事業

対象施設において地方単独事業として実施される長寿命化対策(事業の実施により、10年以上の長寿命化が見込まれるもの)のうち、国庫補助事業の要件を満たさない規模(1件当たりの事業規模が、都道府県及び指定都市が行うものにあっては2億円未満、市区町村が行うものにあっては90百万円未満)の改修事業(腐食対策、沈下対策、コンクリート劣化対策、埋没対策等)とする。

(3) 事業要件

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- ① 国土交通省が定める管理方針(インフラ長寿命化計画等)を踏まえて実施される事業であること。
- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画(維持管理計画)\*において明示された事業であること。
  - ※ なお、本事業債の活用に当たっては、インフラ長寿命化基本計画の内容を踏まえ、対

象施設に係る個別施設計画の策定が完了するまでの間について、インフラ長寿命化基本 計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、個 別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が記載された同種・類似の計画をも って代えることとして差し支えない。

(4) 措置内容:充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30~50%\*※ 交付税措置率=-0.5X+0.7(X=財政力指数)

ただし、財政力指数が0.8を超えるときは交付税措置率を0.300とし、0.4に満たないときは0.500とする。なお、財政力指数は、本事業債を起こす年度前3年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数(小数点以下2位未満は、四捨五入する。)を用いるものとする。

- (5) 措置期間: 令和8年度まで
- 2. 公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における手続(別紙1参照)
- (1) 地方公共団体は、毎年度、公共施設等適正管理推進事業(港湾施設に係る事業) の事業計画(長寿命化対策の内容)について、国土交通省に提出する。
- (2) 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1.(2)の対象事業及び1. (3)の事業要件に該当することを確認する。
- (3) 国土交通省は、(2)の確認が完了したときは、地方公共団体に連絡する。
- (4) 地方公共団体は、(3)の連絡を踏まえ、総務省へ地方単独事業に係る起債届出・ 協議等を行う。
- (5) 市区町村の場合の(1)~(4)の手続については、都道府県を経由して行う。

(お問合せ先)

<事業の実施に関すること>

国土交通省港湾局計画課 古澤

TEL 03-5253-8111 (内線 46335)

国十交诵省港湾局技術企画課 下谷

TEL 03-5253-8111 (内線 46838)

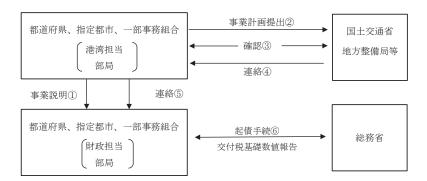
<事業債の制度に関すること>

総務省自治財政局調整課 宮澤

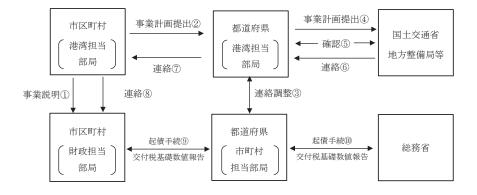
TEL 03-5253-5619

(別紙1) (別紙2)

# (都道府県、指定都市、一部事務組合の場合)



# (市区町村の場合)



# 公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)のうち港湾施設に係る事業に 関する照会に係る国土交通省の支分部局等一覧

○国土交通省港湾局技術企画課 TEL: 03-5235-8111 (内線46838)
 ○北海道開発局港湾空港部港湾計画課 TEL: 011-709-2137
 ○東北地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL: 022-716-0003
 ○関東地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL: 045-211-7415
 ○北陸地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL: 025-370-6604

○国土交通省港湾局計画課 TEL:03-5235-8111 (内線46335)

○中部地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL: 052-209-6322 ○近畿地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL: 078-391-8361

○中国地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL:082-511-3905○四国地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL:087-811-8330

○九州地方整備局港湾空港部港湾計画課 TEL:092-418-3358○沖縄総合事務局開発建設部港湾計画課 TEL:098-866-1906

事務連絡

各都道府県林務担当課 各都道府県財政担当課 御中

林野庁森林整備部 治 山 課

森林利用課

総務省自治財政局 調 整 課

公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における 治山施設に係る事業の取り扱いについて(周知)

令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)等に定める公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)(以下「本事業債」という。)のうち、治山施設に係る事業については、林野庁と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各都道府県におかれては、適切に対処されるようお願いします。

記

# 1. 制度概要

# (1) 対象施設

治山施設(保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設及び山林施設災害復旧 事業又は山林施設災害関連事業により整備された施設)

(2) 対象事業

対象施設において地方単独事業として実施される長寿命化対策(事業の実施により、10年以上の長寿命化が見込まれるもの)のうち、以下の事業とする。

① 機能強化対策

次のアからウのいずれかに該当するものとする。

- ア 全体計画の工事規模が国庫補助事業の要件を満たさない規模 (1,500万円未満) であること。
- イ 山地災害危険地区及びなだれ危険箇所(以下、「山地災害危険地区等」という。) 以外にあるものであること。
- ウ 山地災害危険地区等であって、直接被害を与えるおそれのあるものが人家等10 戸未満の集落であること(主要公共施設がある場合を除く。)。ただし、以下の (i)及び(ii)を除く。
  - (i) 山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険 度が「a2」評価であるもの又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関 する計画において避難経路等に指定されている道路に被害を及ぼすおそ

れのあるもの

- (ii)激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年 法律第150号)に基づき指定された激甚災害に対して行う災害関連緊急治 山事業又は災害関連緊急地すべり防止事業若しくは治山施設災害復旧事 業の実施簡所が所在する地域であるもの
- ② 老朽化対策

次のア、イのいずれかに該当するものとする。

- ア 1 施工箇所の事業費が国庫補助事業の要件を満たさない規模(年度計画200万円未満)であること。
- イ 1級河川、2級河川以外の河川又は地区であって、次のいずれかの保護に該当するものであること。ただし、①ウ(i)及び(ii)を除くものとする。
  - 人家等(10戸未満)
  - · 農地 (10ha未満)
  - ・ ため池(「防災重点農業用ため池」又は指定予定のため池以外であって貯水 量3万㎡未満)
  - · 用排水施設(関係面積100ha未満)
  - 漁場(受益戸数20未満)
  - その他国庫補助事業の機能強化・老朽化対策事業の対象とならないもの
- (3) 事業要件

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- ① 林野庁が定める管理方針(インフラ長寿命化計画等)を踏まえて実施される 事業であること。
- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画\*において明示された事業であること。
- ※ 本事業債の活用に当たっては、インフラ長寿命化基本計画の内容を踏まえ、対象施設に 係る個別施設計画の策定が完了するまでの間について、インフラ長寿命化基本計画におい て個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、個別施設の状態 等、対策内容と実施時期、対策費用)が記載された同種・類似の計画をもって代えること として差し支えない。
- (4) 措置内容: 充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30~50%\*\*
- ※ 交付税措置率=-0.5X+0.7(X=財政力指数)

ただし、財政力指数が0.8を超えるときは交付税措置率を0.300とし、0.4に満たないときは0.500とする。なお、財政力指数は、本事業債を起こす年度前3年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数(小数点以下2位未満は、四捨五入する。)を用いるものとする。

- (5) 措置期間: 令和8年度まで
- 2. 公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における手続(別紙参照)
- (1) 都道府県は、毎年度、公共施設等適正管理推進事業(治山施設に係る事業)の 事業計画を、林野庁に提出する。
- (2) 林野庁は、当該年度の地方単独事業について、1.(2)の対象事業及び1.(3)の

事業要件に該当することを確認する。

- (3) 林野庁は、(2)の確認が完了したときは、都道府県に連絡する。
- (4) 都道府県は、(3)の連絡を踏まえ、総務省へ地方単独事業に係る起債届出・協議等を行う。

(お問合せ先)

<長寿命化対策の実施に関すること>

林野庁治山課 中島、佐々木

TEL 03-6744-2308 (直通)

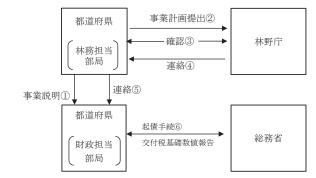
林野庁森林利用課 白井

TEL 03-3502-0048 (直通)

<事業債の制度に関すること>

総務省自治財政局調整課 土屋

TEL 03-5253-5619 (直通)



(別紙)

事務連絡

各都道府県水産基盤整備担当主務課 各都道府県財政担当課 各都道府県市区町村担当課 各指定都市水産基盤整備担当主務課 各指定都市財政担当課

〉 御中

水産庁漁港漁場整備部 計画課

整備課

総務省自治財政局 調整課

公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における 漁港施設に係る事業の取り扱いについて(周知)

令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)等に定める公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)(以下「本事業債」という。)のうち、漁港施設に係る事業については、水産庁と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いします。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市区町村(指定都市を除く。)に対しても 周知されるようお願いします。

記

# 1. 制度概要

(1) 対象施設

第1種又は第2種漁港であって、1港あたりの港勢が次のいずれにも該当するもの

- ・利用漁船の実隻数が50隻程度未満
- ・登録漁船隻数が50隻程度未満
- ・陸揚金額が1億円程度未満
- (2) 対象事業

地方単独事業として実施される漁港施設(外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設(道路及び橋に限る。)、漁港施設用地(用地護岸及び人工地盤に限る。)、荷さばき所等(衛生管理に資するものに限る)、漁港浄化施設、漁港環境整備施設(水域施設に接する護岸に限る))に係る長寿命化対策(事業の実施により、10年以上の長寿命化が見込まれるもの)

(3) 事業要件

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

① 水産庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえて実施される事業であること。

- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明示された 事業であること (\*\*)。
- ※ 本事業債の活用に当たっては、インフラ長寿命化基本計画の内容を踏まえ、対象施設 に係る個別施設計画の策定が完了するまでの間について、インフラ長寿命化基本計画に おいて個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、個別施設 の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が記載された同種・類似の計画をもって代 えることとして差し支えない。
- (4) 措置内容:充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30~50%\*
- ※ 交付税措置率=-0.5X+0.7(X=財政力指数)

ただし、財政力指数が0.8を超えるときは交付税措置率を0.300とし、0.4に満たないときは0.500とする。なお、財政力指数は、本事業債を起こす年度前3年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数(小数点以下2位未満は、四捨五入する。)を用いるものとする。

- (5) 措置期間:令和8年度まで
- 2. 公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における手続(別紙参照)
- (1) 漁港管理者は、毎年度、公共施設等適正管理推進事業 (漁港施設に係る事業) の事業計画(長寿命化対策の内容)について、水産庁に提出する。
- (2) 水産庁は、当該年度の地方単独事業について、1.(2)の対象事業及び1.(3)の事業要件に該当することを確認する。
- (3) 水産庁は、(2)の確認が完了したときは、漁港管理者に連絡する。
- (4) 漁港管理者は、(3)の連絡を踏まえ、総務省へ地方単独事業に係る起債届出・協議等を行う。
- (5) 市町村が漁港管理者の場合の(1)~(4)の手続については、都道府県を経由して行う。

(お問合せ先)

<長寿命化対策の実施に関すること> 水産庁漁港漁場整備部整備課 白谷、佐久間 TEL 03-3502-8111 (内線 6880)

水産庁漁港漁場整備部計画課 前野、齊藤

TEL 03-6744-2387 (内線 6843)

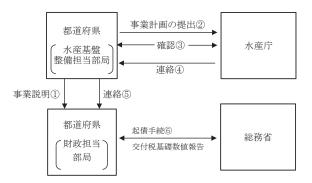
<事業債の制度に関すること>

総務省自治財政局調整課 土屋

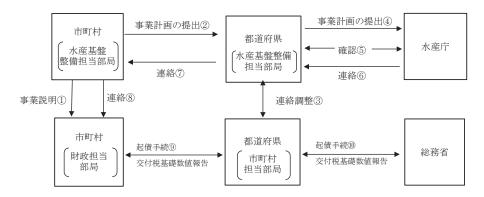
TEL 03-5253-5619

(別紙)

### (都道府県が漁港管理者の場合)



### (市町村が漁港管理者の場合)



事務連絡

各地方農政局農村振興部設計課 沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 各都道府県財政担当課 各都道府県市区町村担当課 各指定都市財政担当課

農林水産省農村振興局整備部 設計課 総務省自治財政局 調整課

公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における農業水利施設等 に係る事業の取り扱いについて(周知)

→ 御中

令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)等に定める公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)(以下「本事業債」という。)のうち、農業水利施設、農道及び地すべり防止施設に係る事業(以下「本事業」という。)については、農林水産省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いします。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市区町村(指定都市を除く。)に対しても 周知されるようお願いします。

記

# 1. 制度概要

(1) 対象事業

地方単独事業により実施する次の老朽化対策\*

- ① 農業水利施設(水路、機場、ため池等)のうち、受益面積が概ね20ha未満(ため池については概ね2ha未満)の施設の改修事業
- ② 受益面積が概ね50ha未満の農道 (橋梁、トンネル、舗装、小規模構造物、法面・斜面の小規模対策工等)の改修事業
- ③ ②に掲げる以外の農道に対する国庫補助事業の要件を満たさない規模(総事業費が3千万円未満)の改修事業
- ④ 地すべり防止施設(総事業費800万円未満)の改修事業
- ※ 事業の実施により、10年以上の長寿命化が見込まれるもの
- (2) 事業要件

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- ① 農林水産省が定める管理方針 (インフラ長寿命化計画等)を踏まえて実施される事業であること。
- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画(長寿命化計画)\*において明示された事業であること。

- ※ 本事業債の活用に当たっては、インフラ長寿命化基本計画の内容を踏まえ、対象施設 に係る個別施設計画の策定が完了するまでの間について、インフラ長寿命化基本計画に おいて個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、個別施設 の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が記載された同種・類似の計画をもって代 えることとして差し支えない。
- (3) 措置内容:充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30~50%\*
- ※ 交付税措置率=-0.5X+0.7(X=財政力指数)

ただし、財政力指数が0.8を超えるときは交付税措置率を0.300とし、0.4に満たないときは0.500とする。なお、財政力指数は、本事業債を起こす年度前3年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数(小数点以下2位未満は、四捨五入する。)を用いるものとする。

- (4) 措置期間:令和8年度まで
- 2. 公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における手続
- (1) 本事業については、補助事業の実施状況その他の地域の状況を踏まえ計画的に 実施されることが重要であることから、市区町村は本事業を農業農村整備事業管理計画(平成3年6月24日付け3構改D第400号通知に基づき市区町村が策定する計画)(以下「事業管理計画」という。)に記載する。
- (2) 都道府県が実施する本事業については、都道府県と市区町村が必要に応じ相互に連絡調整を行い、市区町村が策定する事業管理計画に記載する。
- (3) 都道府県及び市区町村は、上記(1)及び(2)における本事業の内容を予め農林水産省に提出した上で、本事業に係る起債届出・協議等を行う。

(お問合せ先)

農林水産省農村振興局整備部設計課 浅川、山田

TEL 03-3595-6338

総務省自治財政局調整課 十屋

TEL 03-5253-5619

# 公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)のうち農業水利施設等に係る事業 に関する照会に係る農林水産省の支分部局等一覧

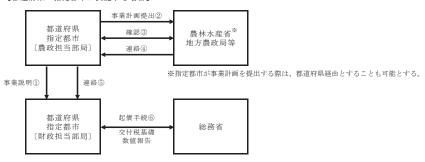
〇農林水産省農村振興局整備部設計課 TEL:03-3595-6338

○東北農政局農村振興部設計課 TEL:022-221-6277
 ○関東農政局農村振興部設計課 TEL:048-740-0534
 ○北陸農政局農村振興部設計課 TEL:076-232-4722
 ○東海農政局農村振興部設計課 TEL:052-223-4634
 ○近畿農政局農村振興部設計課 TEL:075-414-9513
 ○中国四国農政局農村振興部設計課 TEL:086-224-9419
 ○九州農政局農村振興部設計課 TEL:096-300-6403

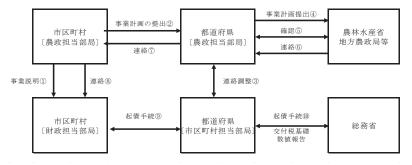
○沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 TEL:098-866-1652

公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)のうち農業水利施設等に係る事業 の手続き

#### 【都道府県・指定都市が実施する場合】



#### 【市区町村が実施する場合】



事務連絡

各都道府県林務担当課各都道府県財政担当課各都道府県市区町村担当課各指定都市林務担当課各指定都市財政担当課

林野庁森林整備部 整 備 課 森林利用課

総務省自治財政局 調 整 課

公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における 林道に係る事業の取り扱いについて(周知)

令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)等に定める公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)(以下「本事業債」という。)のうち、林道に係る事業については、林野庁と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各都道府県におかれては、適切に対処されるようお願いします。

なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区 町村(指定都市を除く。)に対しても周知されるようお願いします。

記

# 1. 制度概要

(1) 対象施設

林道施設のうち、林道台帳に記載された橋梁、トンネル及びその他重要な施設

(2) 対象事業

対象施設において地方単独事業として実施される長寿命化対策(事業の実施により、10年以上の長寿命化が見込まれるもの)のうち、1箇所の事業費が国庫補助事業の要件を満たさない規模(40万円未満)であること。

(3) 事業要件

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- ① 林野庁が定める管理方針(インフラ長寿命化計画等)を踏まえて実施される 事業であること。
- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画\*において明示された事業であること。
- ※ 本事業債の活用に当たっては、インフラ長寿命化基本計画の内容を踏まえ、対象施設に 係る個別施設計画の策定が完了するまでの間について、インフラ長寿命化基本計画におい

て個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が記載された同種・類似の計画をもって代えることとして差し支えない。

(4) 措置内容:充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30~50%\*※ 交付税措置率=-0.5X+0.7(X=財政力指数)

ただし、財政力指数が0.8を超えるときは交付税措置率を0.300とし、0.4に満たないときは0.500とする。なお、財政力指数は、本事業債を起こす年度前3年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数(小数点以下2位未満は、四捨五入する。)を用いるものとする。

- (5) 措置期間: 令和8年度まで
- 2. 公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における手続(別紙参照)
- (1) 都道府県は、毎年度、公共施設等適正管理推進事業(林道に係る事業)の事業 計画を、林野庁に提出する。
- (2) 林野庁は、当該年度の地方単独事業について、1.(2)の対象事業及び1.(3)の事業要件に該当することを確認する。
- (3) 林野庁は、(2)の確認が完了したときは、都道府県に連絡する。
- (4) 都道府県は、(3)の連絡を踏まえ、総務省へ地方単独事業に係る起債届出・協議等を行う。
- (5) 市町村が実施する場合の(1)~(4)の手続については、都道府県を経由して行う。

(お問合せ先)

<長寿命化対策の実施に関すること>

林野庁整備課 和田、池田 TEL 03-6744-2303 (直通)

林野庁森林利用課 白井

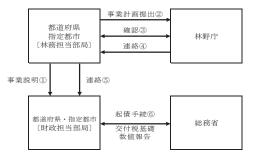
TEL 03-3502-0048 (直通)

<事業債の制度に関すること>

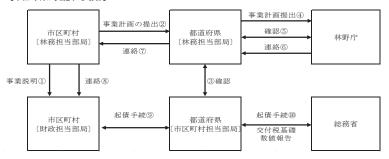
総務省自治財政局調整課 土屋

TEL 03-5253-5619 (直通)

#### 【都道府県・指定都市が実施する場合】



### 【市区町村が実施する場合】



各都道府県財政担当課 各都道府県都市公園担当課 各都道府県市区町村担当課 各指定都市財政担当課 各指定都市都市公園担当課

> 国土交通省都市局 公園緑地·景観課 総務省自治財政局 調整課

公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における 都市公園施設に係る事業の取り扱いについて(周知)

御中

令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)等に定める公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)(以下「本事業債」という。)のうち、都市公園施設に係る事業については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いします。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市区町村(指定都市を除く。)に対しても周 知されるようお願いします。

記

# 1. 制度概要

(1) 対象施設

都市公園法施行令第31条各号に掲げる公園施設

# (2) 対象事業

対象施設において地方単独事業として実施される長寿命化対策(事業の実施により、10年以上の長寿命化が見込まれるもの)のうち、国庫補助事業の要件を満たさない以下の事業とする。

- ① 2 ha 未満の都市公園における公園施設の改築(ただし、遊戯施設の改築を除く)
- ② 公園施設の改築で、総事業費が3千万円(都道府県が行うものにあっては6 千万円)×事業年数未満であるもの。

(3) 事業要件

- ① 国土交通省が定める管理方針 (インフラ長寿命化計画等) を踏まえて実施される事業であること。
- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明示され た事業であること。
- (4) 措置内容:充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30~50%\*※ 交付税措置率=-0.5X+0.7(X=財政力指数)

ただし、財政力指数が0.8を超えるときは交付税措置率を0.300とし、0.4に満たないときは0.500とする。なお、財政力指数は、本事業債を起こす年度前3年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数(小数点以下2位未満は、四捨五入する。)を用いるものとする。

- (5) 措置期間:令和8年度まで
- 2. 公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における手続(別紙1参照)
- (1) 施設管理者は、毎年度、公共施設等適正管理推進事業(都市公園施設に係る事業)の事業計画(長寿命化対策の内容)について、国土交通省に提出する。
- (2) 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1.(2)の対象事業及び1. (3)の事業要件に該当することを確認する。
- (3) 国土交通省は、(2)の確認が完了したときは、施設管理者に連絡する。
- (4) 施設管理者は、(3)の連絡を踏まえ、総務省へ地方単独事業に係る起債届出・ 協議等を行う。
- (5) 市区町村が施設管理者の場合の(1)  $\sim$  (4) の手続については、都道府県を経由して行う。

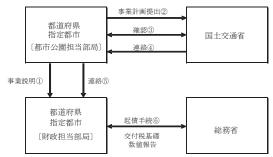
(お問合せ先)

<事業の実施に関すること>

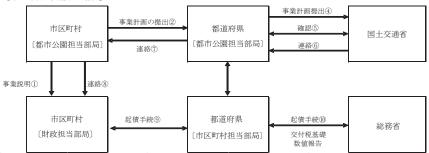
国土交通省都市局公園緑地·景観課 石川、服部 TEL:03-5253-8111 (内線 32953)

<事業債の制度に関すること> 総務省自治財政局調整課 平間 TEL:03-5253-5619 (直通) (別紙1)

### 【都道府県・指定都市が実施する場合】



#### 【市区町村が実施する場合】



(別紙2)

公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)のうち都市公園施設に係る事業に関する 照会に係る国土交通省の支分部局等一覧

○国土交通省都市局公園緑地・景観課

TEL:03-5253-8111 (内線32953)

○北海道開発局事業振興部都市住宅課

TEL:011-709-2311 (内線5868)

○東北地方整備局建政部都市·住宅整備課

TEL:022-225-2171 (内線6172)

○関東地方整備局建政部都市整備課

TEL:048-600-1907 (内線6174)

○北陸地方整備局建政部都市·住宅整備課

TEL:025-280-8755 (内線6171)

○中部地方整備局建政部都市整備課

TEL:052-953-8573 (内線6178)

○近畿地方整備局建政部都市整備課

TEL:06-6942-1141 (内線6172)

○中国地方整備局建政部都市・住宅整備課

TEL:082-221-9231 (内線6171)

○四国地方整備局建政部都市·住宅整備課

TEL:087-851-8061 (内線6171)

○九州地方整備局建政部都市整備課

TEL:092-471-6331 (内線6171)

○沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課

TEL:098-866-1910 (内線3226)

事務連絡

各都道府県道路担当課 各都道府県財政担当課 各都道府県市区町村担当課 各指定都市道路担当課 各指定都市財政担当課

国土交通省道路局 総務課

企画課

環境安全 · 防災課

総務省自治財政局 調整課

公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における 道路事業の取り扱いについて(周知)

▶ 御中

令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)等に定める公共施設 等適正管理推進事業債(長寿命化事業)(以下「本事業債」という。)のうち、道路 事業については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしてお りますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いします。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市区町村(指定都市を除く。)に対しても 周知されるようお願いします。

記

### 1. 制度概要

#### (1) 対象道路

一般国道、都道府県道及び市町村道のうち、地方公共団体において道路の適正 な管理を実施するため、特に長寿命化対策を推進する必要がある地域内の道路と する。

# (2) 対象事業

対象道路において単独事業として実施される長寿命化対策(事業の実施により、10年以上の長寿命化が見込まれるもの)のうち、補助事業等(社会資本整備総合交付金事業を含む。)と一体として実施される以下の事業(適債性のある事業に限る。)とする。

- ① 舗装の表層に係る補修(例:切削、オーバーレイ、路上再生等)※簡易アスファルト舗装(全層を対象)を含む
- ② 小規模構造物(例:道路照明施設、道路標識、防護柵、防雪柵、側溝、機械 設備、小型擁壁、カルバート(大型を除く)等)の補修・更新
- ③ 法面・斜面の小規模対策工(例:落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工、土留工等)

# (3) 事業要件

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- ① 国土交通省が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえて実施される事業であること。
- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画\*において明示された事業であること。
- ※ 既に同種・類似の計画(長寿命化修繕計画、防災カルテ等)を策定している場合には、当該計画をもって個別施設計画に代えることとして差し支えない。

また、個別施設計画の策定単位を地方公共団体単位等として設定し、個別施設計画が完成していない場合であっても、事業を行う個別の施設について、インフラ長寿命化基本計画において求められている必要事項を記載した資料を国土交通省に提出し、確認を受けることでこの要件を満たすこととする。

- (4) 措置内容:充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30~50%\*
- ※ 交付税措置率=-0.5X+0.7(X=財政力指数)

ただし、財政力指数が0.8を超えるときは交付税措置率を0.300とし、0.4に満たないときは0.500とする。なお、財政力指数は、本事業債を起こす年度前3年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数(小数点以下2位未満は、四捨五入する。)を用いるものとする。

(5) 措置期間: 令和8年度まで

### 2. 計画の策定(別紙1参照)

- (1) 地方公共団体は、既存の道路計画(社会資本総合整備計画等)との整合を図りつつ、補助事業等と単独事業を組み合わせることが効果的な事業について、国土交通省が定める様式により、補助事業等とあわせた計画を策定する。
- (2) 計画の策定に当たっては、補助事業等と単独事業の適切な役割分担を図ることとし、単独事業の事業費は、各計画ごとに補助事業等と概ね同等程度までとする。
- (3) 地方公共団体は、策定した計画を国土交通省に提出する。
- (4) なお、市区町村に係る計画の策定に当たっては、都道府県と市区町村が必要に応じ相互に連絡調整を行い、市区町村と都道府県の連名による計画又は市区町村のみによる計画とし、都道府県を経由して提出する。
- (5) 対象道路の選定及び計画策定の主務は、地方公共団体の道路担当部局が行う。

### 3. 事業の実施(別紙1参照)

- (1) 地方公共団体は、当該年度の単独事業の実施箇所及び事業内容について、補助事業等の申請に併せて国土交通省に提出する。
- (2) 国土交通省は、当該年度の単独事業について、1.(2)の対象事業及び1.(3) の要件に該当することを確認する。
- (3) 国土交通省は、(2)の確認が完了したときは、補助事業等の通知と併せて、地方公共団体に連絡する。
- (4) 地方公共団体は、(3)の連絡を踏まえ、単独事業に係る起債届出・協議等を行う。
- (5) 市町村道に係る(1)~(4)の手続きについては、都道府県を経由して行う。

# (お問合せ先)

国土交通省道路局環境安全,防災課

担当:神宮(内線38-132)、鵜木(内線38-135)

TEL 03-5253-8111 (代表)

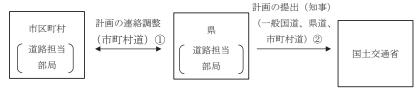
総務省自治財政局調整課 土屋

TEL 03-5253-5619

(別紙1) (別紙2)

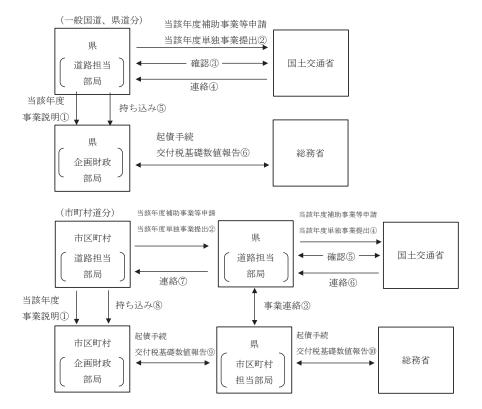
公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における道路事業の手続き

### 「計画の策定]



注 市区町村の計画は県を経由して国土交通省に提出すること。

[各年度における公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における道路事業の手続き]



# 公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)のうち道路事業に関する 照会に係る国土交通省の支分部局等一覧

○国土交通省道路局環境安全·防災課 TEL:03-5253-8111

(内線38132, 38135)

○北海道開発局建設部地方整備課 TEL:011-709-2311 (内線5672) TEL:022-225-2035 (内線4611) ○東北地方整備局道路部地域道路課 ○関東地方整備局道路部地域道路課 TEL:048-600-1346 (内線4611) TEL:025-280-8880 (内線4611) ○北陸地方整備局道路部地域道路課 ○中部地方整備局道路部地域道路課 TEL: 052-953-8119 (内線4611) ○近畿地方整備局道路部地域道路課 TEL: 06-6942-1141 (内線4611) TEL:082-221-9231 (内線4611) ○中国地方整備局道路部地域道路課 ○四国地方整備局道路部地域道路課 TEL: 087-851-8061 (内線4611) ○九州地方整備局道路部地域道路課 TEL:092-471-6331 (内線4611)

○沖縄総合事務局開発建設部道路建設課 TEL:098-866-0031

(内線4353)

事務連絡

各都道府県立地適正化計画担当課 各都道府県財政担当課 各都道府県市区町村担当課 各指定都市立地適正化計画担当課 各指定都市財政担当課

国土交通省都市局 都市計画課 総務省自治財政局 調 整 課

公共施設等適正管理推進事業債(立地適正化事業)の取扱いについて(周知)

令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)等に定める公共施設等適正管理推進事業債のうち、立地適正化事業については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いします。

なお、都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)に対しても 周知されるようお願いします。

記

### 1. 対象事業:

立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業 (\*) を補完し、又は一体となって 実施される地方単独事業

- (\*) 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率嵩上げ等の要件とされている以下の国庫補助事業
- 都市構造再編集中支援事業(都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内)
- ·都市再生区画整理事業(都市機能誘導区域内)
- · 市街地再開発事業(都市機能誘導区域内)
- 防災街区整備事業(都市機能誘導区域内)
- ・都市・地域交通戦略推進事業(都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内)
- ・宅地耐震化推進事業(都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内)

### (国庫補助事業を補完する地方単独事業の事業例)

- ○国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業
- ○国庫補助事業の対象となる事業について単独事業として実施するもの

(国庫補助事業と一体となって実施する地方単独事業の事業例)

○国庫補助事業の要件を一部満たさない事業

[都市構造再編集中支援事業]

・同種の誘導施設を複数整備する場合の2件目以降の事業(補助要件:同種の誘導施設は1市町村一つまで)

[都市·地域交通戦略推進事業]

事業規模1億円未満の事業(補助要件:1億円以上)

#### 2. 計画の策定

- (1) 市区町村は、都市再生特別措置法に基づき作成・公表した立地適正化計画の内容に即 して、立地適正化事業に関する計画を策定する。
- (2) 市区町村は、都道府県を経由して、策定した計画をあらかじめ国土交通省に提出した 上で、起債届出・協議等を行う。
- (3) 立地適正化事業に関する計画の策定・提出に係る詳細については、別途通知する。

# 3. 事業の支援

公共施設等適正管理推進事業債(立地適正化事業)の対象とする。

#### 4. 期間

合和8年度まで

(お問合せ先)

国土交通省都市局都市計画課 岩間

TEL 03-5253-8409

総務省自治財政局調整課 平間

TEL 03-5253-5619

事 務 連 絡 令和6年4月1日

各空港所在都道府県空港担当課 各空港所在市町村空港担当課 各都道府県財政担当課 各都道府県市区町村担当課 各指定都市財政担当課

御中

国土交通省航空局航空ネットワーク部 空港計画課 空港技術課 総務省自治財政局 調整課

公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における 空港施設に係る事業の取り扱いについて(周知)

令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)等に定める公共施設 等適正管理推進事業債(長寿命化事業)(以下「本事業債」という。)のうち、空港 施設に係る事業については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこ ととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願い します。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市区町村(指定都市を除く。)に対しても 周知されるようお願いします。

記

### 1. 制度概要

(1) 対象施設

地方公共団体が管理する空港施設のうち以下の施設

基本施設:滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、空港用地

附带施設:排水施設、護岸、道路、橋

そ の 他:気象観測施設(コミューター空港に限る)

(2) 対象事業

対象施設において地方単独事業として実施される長寿命化対策(事業の実施により、10年以上の長寿命化が見込まれるもの)のうち、国庫補助事業の要件を満たさない規模(1件当たりの事業規模が、地方管理空港及び特定地方管理空港において行われるものにあっては1億円未満、コミューター空港において行われるものにあっては5千万円未満)の改修事業(舗装劣化対策、腐食対策等)とする。

(3) 事業要件

次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

① 国土交通省が定める管理方針 (インフラ長寿命化計画等) を踏まえて実施さ

れる事業であること。

- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画(維持管理・更新計画書)において明示された事業であること。
- (4) 措置内容:充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30~50%\*※ 交付税措置率=-0.5X+0.7(X=財政力指数)

ただし、財政力指数が0.8を超えるときは交付税措置率を0.300とし、0.4に満たないときは0.500とする。なお、財政力指数は、本事業債を起こす年度前3年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数(小数点以下2位未満は、四捨五入する。)を用いるものとする。

- (5) 措置期間: 令和8年度まで
- 2. 公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)における手続(別紙参照)
- (1) 地方公共団体は、毎年度、公共施設等適正管理推進事業(空港施設に係る事業) の事業計画(長寿命化対策の内容)について、空港整備補助事業に係る予算要求 資料の提出と併せて国土交通省に提出する。
- (2) 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1.(2)の対象事業及び1. (3)の事業要件に該当することを確認する。
- (3) 国土交通省は、(2)の確認が完了したときは、地方公共団体に連絡する。
- (4) 地方公共団体は、(3)の連絡を踏まえ、総務省へ地方単独事業に係る起債届出・ 協議等を行う。
- (5) 市の場合の(4)の手続については、都道府県を経由して行う。

(お問合せ先)

<事業の実施に関すること>

国土交通省航空局航空ネットワーク部空港計画課 助成係 飯塚

TEL 03-5253-8111 (内線 49233)

国土交通省航空局航空ネットワーク部空港技術課 土木係 辻

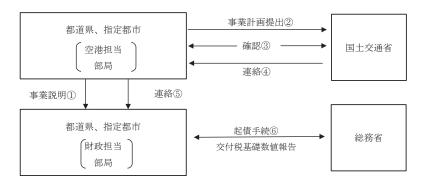
TEL 03-5253-8111 (内線 49514)

<事業債の制度に関すること>

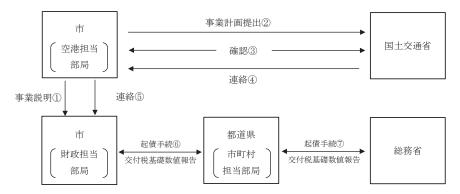
総務省自治財政局調整課 宮澤

TEL 03-5253-5619

# (都道県、指定都市の場合)



# (指定都市を除く市の場合)



消防災第 122 号 平成 26 年 3 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁·各指定都市消防長

> 消防庁国民保護・防災部防災課長 (公印省略)

消防団拠点施設及び地域防災の拠点施設について (通知)

消防団の拠点施設は、消防防災用車両や資機材の収納場所であり、災害時は消防団員の参集場所や活動の拠点等として、平常時は消防団員の教育・訓練の場や各種会議の実施場所等として活用されており、消防団の活動にとって重要な役割を果たしております。

消防庁では、東日本大震災の教訓や「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)」の制定をはじめとして、消防団を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、大規模災害時に備え、地域の自主防災組織や住民等との連携強化に資する地域の防災及びコミュニティの拠点施設としての標準的な考え方について整理しました。

なお、整備に当たっては、防災拠点施設(地域防災センター等)及び消防団の拠点施設の機能強化を図るための整備事業が、引き続き、平成26年度から平成28年度まで緊急防災・減災事業債の対象とされること、また、地域防災拠点としての機能を有する備蓄倉庫の整備事業が新たに消防防災施設整備費補助金の対象とされるなど財政措置の充実を図っているところです。

ついては、下記の考え方を参考に、拠点施設の整備や機能強化に努めていただくと ともに、各都道府県におかれては、市町村(消防団の事務を処理する消防本部又は一 部事務組合等を含む。)に対して、積極的に助言等を行っていただきますようお願いし ます。

なお、本通知は、消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

### 1 趣旨

各市町村が地域防災の拠点施設を整備するに当たって参考となるよう、「標準的に 整備することが必要な施設」と「付加的に整備することが望ましい施設」とに整理 するとともに、「設置場所」に関する留意事項を取りまとめたもの。

- 2 標準的に整備することが必要な施設・機能
- (1) 地域防災の拠点施設
- ① 大規模災害時において災害活動が長期化する中、活動に専念するための拠点機能の必要性
  - ・ 団員数に応じた十分なスペースを備えた待機室や広間等の整備

(台所や収納場所に加え、団員 1 人当たり 1  $\rm m^2\sim 1.5~m^2$ 程度を目安として必要なスペースを確保)

- 発災直後の初動対応に必要な期間の活動に必要な非常用備蓄物資や発電機等の整備
- ② 安全管理対策、救助活動及び他機関との連携等に係る団員への教育・訓練の充 実及び自主防災組織や地域住民等への防災指導の充実
  - ・ 消防学校等で教育・訓練を受けた団員が他の団員に対し行う教育・訓練や自主防災組織等及び地域住民向けの教育・訓練に活用できる研修室の整備 (待機室や広間と兼ねることができるものとし、団員に対し、教育・訓練を スクール形式等で行うことを想定した十分なスペースを確保)
- ③ 「消防団の装備の基準」の改正に基づく、安全装備品や救助資機材等の充実
  - ・ 消防団が使用する車両や新たな資機材の収納場所の整備 (整備される車両に応じた車庫スペースの確保及び平成26年2月7日消防庁告示第2号による改正後の「消防団の装備の基準(昭和63年消防庁告示第3号)」に基づく個人装備や資機材が格納できる十分なスペースを確保)
- ④ 情報収集や他機関との情報共有のための機能
- ・ 無線機器等及び災害現場からの情報を収集し共有するための設備の整備
- ⑤ 女性消防団員の増加
  - ・ 女性用トイレ・更衣室の設置

(更衣室の設置が困難な場合は、間仕切り等で仕切りを行う)

- ⑥ 自主防災組織等や地域住民と連携した災害対応の重要性
  - ・ 住民や自主防災組織向けの備蓄物資や資機材を収納する備蓄スペースの整備
  - ・ 自主防災組織等の会議や研修のための研修室の整備
- (7) 市町村等の防災部局との連携強化
  - 市町村の防災拠点施設の整備
- (2)消防団拠点施設

上記①から⑤を参照

- 3 必要に応じて、付加的に整備することが望ましい施設・機能
- ① 火災予防啓発活動等の準備に資する女性消防団員等の活動スペース
- ② 大規模災害時の寝泊まりや、地域住民の緊急避難場所となり得るスペース、シャワー等の機能(困難な場合は、エアーテントや寝袋の整備) なお、トイレについては、住民の利用が可能なよう、出入口を外側に設けること

なお、トイレについては、住民の利用が可能なよう、出入口を外側に設けることも検討。

# 4 設置場所

- ① 大規模災害時に、拠点機能を維持するための設置場所
  - ・ 想定される災害による影響が比較的少ない場所
  - 沿岸部については、津波浸水想定地域を避け、高台に設置
  - 周辺に、危険を及ぼす恐れのある建築物・工作物などがないこと
  - ・ 拠点施設への延焼を避けるため、木造住宅密集地域の近隣を避けること
  - ・ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所
  - ・ 水利の確保の観点から、貯水槽等に隣接した場所

- ② 訓練等を行うに当たっての利便性の確保
- ・ 訓練スペースや宿泊場所(テントの設置)の確保のため、広場や(防災)公 園に隣接した場所
- ③ 自主防災組織との連携(消防団の拠点施設のみの整備)
- 自主防災組織の拠点や備蓄倉庫に隣接した場所

一方で、設置場所については、通常の火災等の場合には、即座に消火等の対応をするには、団員の住居や勤務先に近い方が利便性が高いこともあり、拠点施設の整備に当たっては、これらの項目を考慮しつつ、適切な場所に設置することが望ましい。

# 5 地域防災の拠点施設の管理方法

災害時の自主防災組織等との連携や消防団による防災指導の充実強化の観点から、地域の実情に応じ、施設全体を共同で管理することが望ましいこと。

# <参考>

# 「地域防災の拠点施設」イメージ図

備蓄スペース (地域住民向けの 食料や資機材の 保管庫) ※ 消防防災施設整備費 補助金においては30㎡以上	消防防災用車両の収納スペース	
	資機材の収納スペース	
	情報機器 待機室、広間、 研修室等	男性用 更衣室
		男性用 トイレ
自主防災組織等の 活動スペース 等	<ul> <li>台所や収納場所に加え、団員1人 当たり1㎡~1.5㎡程度を目安 又は</li> <li>・団員に教育・訓練をスクール形式</li> </ul>	女性用 更衣室
	等で行うことを想定した十分な スペースを確保	女性用 トイレ

# 「消防団拠点施設」イメージ図



消防消第 62 号 平成 29 年 4 月 3 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁消防・救急課長 (公印省略)

消防学校における実践的訓練施設の整備の推進について

全国の消防本部において、職員の大量退職及びこれに伴う新規採用者の大幅な増加が みられる中で、今後、職員に対する教育訓練がこれまで以上に必要になることを踏まえ、 「消防学校における教育訓練に関する検討会報告書(以下「報告書」という。)」(平成 27年3月25日公表)において、実践的訓練施設の充実が求められました。

この報告書の提言を受け、消防学校の教育訓練の更なる充実を図る観点から、「消防学校の施設、人員及び運営の基準」(昭和46年消防庁告示第1号)が改正され、実践的訓練施設が同基準に新たに位置づけられました。

この改正を踏まえ、「消防学校の施設、人員及び運営の基準及び消防学校の教育訓練の基準の一部改正について」(平成27年3月31日付け消防消第59号消防庁次長通知)において、実践的訓練施設の計画的整備を推進することとされています。

その後、平成27年9月の関東・東北豪雨や平成28年4月の熊本地震等、大規模災害が発生したことから、改めて、大規模災害に対する消防隊員の活動技術の底上げのため、当該施設の整備の推進が必要となっています。

つきましては、貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、当該施設の計画的な 整備を推進し、消防防災体制の充実に一層努めていただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法 (昭和22年法律第226号) 第37条の規定に基づく助言 として発出するものであることを申し添えます。

記

実践的訓練施設のうち、模擬消火訓練装置(Advanced Fire-fighting Training system (以下「AFT」という。))(※1)、実火災体験型訓練装置(ホットトレーニング)(※2)については、平成29年度から防災対策事業債(充当率75%、交付税措

置率30%)の対象とし、事業期間は平成32年度までとしています。

### ※1 模擬消火訓練装置(AFT)

プロパンガスバーナー等によって、火炎を発生させ訓練室内で火災を模擬するとともに、消火作業時の放水をセンサーが感知し、火勢を制御する消火訓練システムであり、燃料供給を調節することにより、火炎高、成長速度、再発生等火炎を自在にコントロールでき、実際の火災に近い環境を再現できる装置をいう。

#### ※2 実火災体験型訓練装置 (ホットトレーニング)

内部の燃焼部分で燃焼用部材(木材パレット等)を燃焼させ、熱気と煙を発生させることにより、実際の火災と同等の熱環境、濃煙、中性帯等を体験できる装置であり、火災性状を初期から観察し、最盛期になるまでの火災の状況及び熱環境を体験できる装置(コンテナを訓練用に改装したものが一般的)をいう。

#### 【事務担当】

消防庁消防・救急課 教養係 芥田係長、島田事務官

〒100-8927 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2

電 話 03-5253-7522 (直通) FAX 03-5253-7532

E-mail shokuin@soumu.go.jp

消防情第 106 号 平成 29 年 4 月 3 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護·防災部防災情報室長 (公印省略)

市町村防災行政無線(同報系)等の戸別受信機の整備に係る財政措置の拡充について

災害時において住民等の生命を守るためには、市町村から住民等に対し、避難情報等の災害関連情報が迅速かつ確実に伝達されなければなりません。その重要性は、昨年4月の熊本地震、8月の台風第10号による岩手県等の水害、12月の糸魚川大規模火災等の災害においても、改めて認識されたところです。

市町村防災行政無線(同報系)は、緊急時において災害関連情報を住民等に対し直接 伝達できる重要な手段であり、戸別受信機の整備は、屋外拡声子局(スピーカー)から の音声が大雨等の天候や建物の構造等により屋内の住民等に聞こえない場合があると いう課題を解決するためにも、有効であると考えられます。

市町村防災行政無線(同報系)の戸別受信機については、これまでも、屋外スピーカー等と一体でデジタル化する場合は緊急防災・減災事業債の対象とするとともに、戸別受信機のみを追加整備する場合は特別交付税措置の対象とするなど、その整備を促進してきたところです。

この度、比較的安価に整備可能と考えられる仕組み(地域振興波(367~385MHz 帯)等)を活用した戸別受信機の整備についても、新たに財政措置の対象とすることとしましたので、下記の事項に留意し、財政的理由等によりデジタル方式による整備が困難な場合には、地域の実情に応じてこれらの手段を活用するなど、戸別受信機の整備に向けて積極的に取り組んでいただくようお願いします。

このことについて、貴都道府県内の市町村にもこの趣旨を速やかに周知されるようお 願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 比較的安価に整備可能と考えられる仕組み(地域振興波等)を活用した戸別受信機 の整備
- (1) 仕組み

親局から屋外拡声子局等までは市町村防災行政無線(同報系)のデジタル方式等※1

で整備するが、屋外拡声子局等に接続された送信機から地域振興波 (367~385MHz 帯) 又は市町村防災行政無線 (同報系) アナログ波により、戸別受信機へ災害関連情報を伝達する仕組み (図参照)

※1 市町村防災行政無線(同報系)のデジタル方式の代替となる MCA 陸上移動通信システム等の他の手段と接続している場合を含む。



【図】システムイメージ

### (2) 留意点

- ア 地域振興波又は市町村防災行政無線(同報系)アナログ波の周波数については割り当てが困難な地域があり得るため、事前に管轄の総合通信局等に相談すること。
- イ 地域振興波を使用する場合、主として自治会の情報等を伝送することが必要となること。また、屋外拡声子局等に接続された送信機には無線従事者が必要となる。 詳細は、管轄の総合通信局等に相談すること。
- ウ 地域振興波は、デジタル方式である場合は、戸別受信機側に音源データを保有させること等の対応をしている場合を除き、サイレン等に必要な音質が確保されない場合があること。

#### 2 財政措置

住民への災害関連情報の伝達を目的とした地域振興波等を活用した戸別受信機の整備について、①その整備経費及び運用経費の合計が、市町村防災行政無線(同報系)のデジタル方式の場合よりも安価である場合であって、②十分な耐災害性を有するよう、地震対策、停電対策及び浸水対策について、所要の措置を講ずる場合に限り、下記のとおり財政措置の対象となる。

- (1) 地域振興波を活用した戸別受信機を整備する場合は、市町村防災行政無線(同報系)のデジタル方式等 \*\*² と接続し、地域振興波の送信機、戸別受信機等を一体で整備する場合には、緊急防災・減災事業債の対象となる。
- ※2 市町村防災行政無線 (同報系) のデジタル方式の代替となる MCA 陸上移動通信システム等の他の手段と接続している場合を含む。
- (2) 市町村防災行政無線(同報系)アナログ波を活用した戸別受信機を整備する場合は、市町村防災行政無線(同報系)の親局、屋外拡声子局等のデジタル化に合わせて市町村防災行政無線(同報系)アナログ波の送信機、戸別受信機等を一体

で整備する場合に限り、緊急防災・減災事業債の対象となる※3。

※3 なお、既に親局、屋外拡声子局等がデジタル化されている場合は、市町村防災行政無 線(同報系)アナログ波の送信機、戸別受信機等を一体で整備する場合に、防災対策事 業債(充当率75%、交付税算入率30%)の対象となる。

(連絡先)

消防庁 国民保護 · 防災部 防災課防災情報室

担当:鈴木、城門、三浦 電話:03-5253-7526 FAX:03-5253-7536 消防情第 29 号 平成 31 年 2 月 19 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護·防災部防災情報室長 (公印省略)

防災行政無線の機能強化に関する緊急防災・減災事業債の対象事業の拡充について

平成30年7月豪雨による災害では、気象状況の悪化等により、屋外スピーカーを用いた防災行政無線等からの音声が聞き取りづらい場合があることが課題となったことから、中央防災会議防災対策実行会議「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」の報告書(平成30年12月26日公表)において、今後実施すべき取組として、豪雨時でも聞こえやすい屋外スピーカーなど、技術革新により開発の進む新たな伝達手段を含め、多様な伝達手段の導入を促す取組を強化することが提言されたところです。

この報告書等を踏まえ、防災行政無線について、アナログ方式の防災行政無線をデジタル化する場合に加え、既にデジタル化された防災行政無線を更新する場合であっても、住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化については、緊急防災・減災事業債の対象とすることとしました。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、下記の事項に留意の上、地域の実情に応じて災害時の情報伝達体制の更なる強化を図るよう速やかに周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 防災行政無線の機能強化について

防災行政無線について、アナログ方式の防災行政無線をデジタル化する場合は緊急防災・減災事業債(充当率 100%、交付税措置率 70%)の対象(事業期間は 2020 年度まで)としているところであるが、これに加え、既にデジタル化された防災行政無線を更新する場合であっても、「住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化」については緊急防災・減災事業債の対象とする。

2 機能強化の例

(1) 音達を改善した屋外スピーカーへの機能強化

既設のスピーカーと比べて、距離による音の減衰等が少ない高性能スピーカーに 機能強化する場合

(2) 視覚効果付き屋外スピーカーへの機能強化

ア 既設の屋外スピーカーにパトライトを設置し、放送時に点灯させることができるようにする場合

イ 既設の屋外スピーカーに大型表示盤を設置し、放送内容を表示させることができるようにする場合

(3) 屋外スピーカーの停電対策による機能強化

ア 既設の屋外スピーカーにバッテリーを設置し、停電時の使用可能時間を確保する場合

イ 既設の屋外スピーカーにソーラーパネルを設置し、停電時の使用可能時間を確保する場合

3 留意点

(1) 「住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化」の対象は、屋外スピーカー の機能強化に限らない。

- (2) 既にデジタル化された防災行政無線の屋外スピーカー等に「住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化」を行う際に、これと一体的に戸別受信機の配備を行う場合は緊急防災・減災事業債の対象となる。
- (3) 防災行政無線(同報系)の代替として利用される、FM 放送、MCA 陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、280MHz 帯電気通信業務用ページャー、V-Low マルチメディア放送を活用した情報伝達手段についても「住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化」については緊急防災・減災事業債の対象とする。

(連絡先)

消防庁 国民保護 · 防災部 防災課防災情報室

担当:岡澤、城門、矢野 電話:03-5253-7526 FAX:03-5253-7536 消防国第 15 号 消防運第 10 号 消防情第 27 号 平成30年2月14日

各都道府県防災·国民保護担当部局長 殿

消防庁国民保護室長 消防庁国民保護運用室長 消防庁防災情報室長 (公印省略)

全国瞬時警報システムの情報伝達手段の多重化の推進について

平素より全国瞬時警報システム(以下「Jアラート」という。)の運用及び整備に御協力 いただき、厚く御礼申し上げます。

Jアラートの情報伝達手段の多重化については「全国瞬時警報システムの新型受信機導入及び情報伝達手段の多重化の推進について(平成29年4月3日付け消防国第26号・消防運第16号・消防情第112号)」によりお願いしているところです。

近年、「平成29年7月九州北部豪雨」や「平成28年熊本地震」等の大規模な自然災害が頻発するとともに、北朝鮮から発射された弾道ミサイルが予告なく我が国の上空を通過する事案が発生するなど、我が国を取り巻く環境が非常に厳しいことから、一人でも多くの住民が迅速かつ確実に避難を実施できるよう、Jアラートと連携する情報伝達手段を多重化することが一層重要な課題となっています。

つきましては、貴都道府県におかれましては、下記の事項に十分御留意の上、Jアラートの情報伝達手段の多重化が着実に推進されるよう、貴管内の市町村に対し、御助言に取り組んでいただきますとともに、この旨を周知していただきますようお願いします。

記

1 事業内容

- (1) Jアラートと連携する情報伝達手段が1手段のみの市町村におかれては、速やかに新たな情報伝達手段の整備及びJアラートとの連携を進められたいこと。また、Jアラートと連携する情報伝達手段を複数整備している市町村におかれても、可能な限り、新たな情報伝達手段の整備及びJアラートとの連携を進められたいこと。
- (2) 市町村防災行政無線(同報系)の屋外スピーカー若しくは同等の機能を有するその他の情報伝達手段を整備していない、又は整備済みにもかかわらずJアラートと連携していない市町村におかれては、その整備及びJアラートとの連携を進められたいこと。また、屋外スピーカーだけでは屋内において放送が聞こえにくい場合があるため、戸別受信機等の屋内向け情報伝達手段の整備及びJアラートとの連携もあわせて進められたいこと。

(3) その他、上記(1)及び(2)に限らず、情報伝達手段の多重化を効果的に推進するため、新たに整備及びJアラートと連携する情報伝達手段の選択に当たっては、各情報伝達手段や地域の特性等を十分に考慮されたいこと。

#### 2 地方財政措置

- (1) デジタルの市町村防災行政無線(同報系)を新たに整備するために要する経費については、緊急防災・減災事業債(充当率 100%、交付税措置率 70%)の対象(事業期間は 平成 32 年度まで)としていること(戸別受信機のみを新たに整備する場合を除く。)。
- (2) デジタルの市町村防災行政無線(同報系)の戸別受信機を新たに整備するために要する経費については、特別交付税措置(措置率 70%)の対象(<u>事業期間は平成 32 年度まで</u>)としていること。また、これと同等の機能を有するその他の装置(FM 放送の自動起動ラジオ、MCA 陸上移動通信システムの屋内受信機、市町村デジタル移動通信システムの屋内受信機、280MHz 帯電気通信業務用ページャーの屋内受信機、V·Low マルチメディア放送の屋内受信機)を新たに整備するために要する経費についても、新たに特別交付税措置(措置率 70%)の対象(<u>事業期間は平成 30 年度から平成 32 年度まで</u>)とすること。
- (3) Jアラートと連携していない情報伝達手段を新たに連携するために要する経費については、緊急防災・減災事業債(充当率 100%、交付税措置率 70%)の対象(事業期間は 平成 31 年度まで)としていること。

( J アラートの情報伝達手段について)

担 当 : 消防庁国民保護運用室 長崎、山田、佐々木、新堀、蔭山

TEL: 03-5253-7551 MAIL: <u>j-alert@ml.soumu.go.jp</u>

(地方財政措置について)

担 当 : 消防庁国民保護室 長崎、川上(進)

TEL: 03-5253-7550 MAIL: s3.kawakami@soumu.go.jp

消防情第36号令和4年1月24日

各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長

> 消防庁国民保護・防災部防災情報室長 ( 公 印 省 略 )

消防救急デジタル無線の更新・維持について(通知)

消防救急デジタル無線は消防救急活動における主たる通信連絡手段であり、このうち、共通波については緊急消防援助隊等の消防機関相互の応援活動における通信連絡手段として不可欠なものです。特に近年では自然災害が激甚化・頻発化し、商用通信網が使用不可となる状況も度々発生していることから、消防救急デジタル無線等の通信連絡手段の重要性が増しています。

一方、「消防救急デジタル無線共通仕様書第1版」(平成21年9月)に基づき、各消防本部において消防救急デジタル無線設備の整備が行われてきましたが、初期の整備から10年以上が経過し、設備の更新も検討される時期となってきています。

つきましては、消防救急活動における確実な通信体制を確保するため、消防救 急デジタル無線の更新・維持について、適切に対応いただくようお願いいたしま す

なお、管内の都市開発の進展による通信環境の変化などを踏まえた通信環境 の改善や、近年の技術動向を踏まえた端末・システムの改良などの機能強化を伴 う更新を行う場合には、下記のとおり地方財政措置を講じることとしています。 各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防 の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知くださいます ようお願いします。

本通知は、消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 消防救急デジタル無線の機能強化(例) ①通信環境の改善

地域状況の変化による通信環境の悪化等に対応するための措置

- ・基地局・中継局の増設、出力変更、アンテナ改良
- ・ 基地局間の干渉を防止するための措置
- ・基地局選択や端末捕捉に係る機能の改良 等

### ②端末・システムの改良

消防救急活動のより円滑な実施に資するための措置

- ・データ通信機能など新たな機能の付加
- ・スピーカ、ディスプレイ等の改良や、端末の操作性向上
- ・端末・システムのメンテナンス性の向上 等

# 2. 地方財政措置

消防救急デジタル無線について、通信環境の改善や端末・システムの改良等の機能強化を伴う更新を行う場合は、緊急防災・減災事業債の対象となること (令和4年度以降)。

なお、緊急防災・減災事業債の対象は、上記1に例示するものに限らない。

総務省消防庁 国民保護·防災部防災課

防災情報室

電話: 03-5253-7526 FAX: 03-5253-7536

(消防救急デジタル無線に係る事項)

担当:中村、宇都、澤村、赤木 (地方財政措置に係る事項)

担当:竹本、中森

消防消第99号令和4年3月31日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁消防·救急課長

消防本部における災害対応ドローンの更なる活用推進について(通知)

災害対応におけるドローンの活用については、近年頻発化している大規模水害や 昨年7月に発生した熱海市土石流災害において、その有効性が改めて確認されました。

また、大規模災害に限らず、常時発生する災害(火災、捜索救助、NBC や多数傷病者等の特異災害等)に対してもドローンの俯瞰的視点からの情報収集は非常に有用です。

消防庁では、平成30年1月に「消防防災分野における無人航空機の活用の手引き (以下「手引き」という。)」を作成するとともに、災害対応ドローン運用推進事業 の展開等により、消防本部におけるドローンの活用を推進し、令和3年6月現在で 全国の消防本部において、383本部(52.9%)がドローンを活用しております。

こうした状況にあって、災害対応ドローンの更なる活用推進を図るため、航空法 改正の動向や地方財政措置も含めた消防庁の取組や、これまでに蓄積された消防本 部における活用事例などを盛り込み、手引きを改訂しました。

また、消防本部が下記の要件を満たした災害対応ドローンの整備を進めることが 重要であり、その場合の機体等(災害対応に有効な機能を備えるために必要な機材 も含む。)の調達経費(機能強化を伴う更新含む。)について、下記のとおり令和4 年度から新たに緊急防災・減災事業債の対象とすることとしています。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して周知するとともに、適切に助言していただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 37 条の規定に基づく 助言として発出するものであることを申し添えます。

記

## 1 地方財政措置

消防本部における以下の要件を満たした災害対応ドローンの整備については、 緊急防災・減災事業債の対象となること(令和4年度以降)。

- (1) 必須要件(標準的に備える必要のある機能)
- ・ ドローンの機体及び搭載するカメラは防水性能等級3以上を備えること。
- 動画撮影が可能なカメラを搭載し、撮影した動画を現場活動で有効に活用できること。
- (2) 任意で付加する機能(必要に応じて付加的に備えることが望ましい機能)
  - · 熱画像撮影機能
  - 暗所撮影機能
  - ・高倍率ズーム機能
  - ・ドローンが撮影した画像や映像をリアルタイムに伝送する機能
  - ・プログラムによる自立制御飛行(自動航行)機能
  - 物件の搬送、投下機能

など

# 2 手引きの改訂

別紙「消防防災分野におけるドローン活用の手引き<第2版>」のとおり。

### 3 その他

手引き中に記載している航空法改正により新たに創設されるドローンの登録制度、機体認証制度及び操縦ライセンス制度については、今後、所管省庁より詳細が示される予定ですので、随時、情報提供します。

消防庁 消防・救急課 警防係

担 当 池田課長補佐 平田係長

電 話 03-5253-7522 FAX 03-5253-7532

消防消第102号令和4年3月31日

各都道府県消防防災主管部(局)長 殿

消防庁消防 · 救急課長

消防の連携・協力による消防用車両等の共同整備の実施にあたって の留意事項について (通知)

市町村の消防の広域化に関する基本指針(平成18年消防庁告示第33号。以下「基本指針」という。)に定める消防の広域化の推進期限(令和6年4月1日)に向け、各都道府県におかれては消防の広域化及び連携・協力の推進に努められているものと存じます。

消防の連携・協力による消防用車両等の共同整備については、これまで防災対策事業債の対象としていたところ、取組の更なる推進を図るため、令和4年度から新たに緊急防災・減災事業債(以下「緊防債」という。)の対象とすることとしました。

緊防債の対象となる消防用車両等については、消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)に規定する消防ポンプ自動車、救急自動車、救助工作車及び指揮車以外の車両等(具体的には、はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車等、消防艇、特殊車等をいう。)であり、当該車両等の新設又は機能強化を伴う更新の場合となりますので、各都道府県におかれては、このことに留意の上、消防の広域化及び連携・協力の推進に一層取り組まれるようお願いいたします。

この趣旨については、貴都道府県内の市町村(消防事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても併せて周知いただくとともに、消防の広域化及び連携・協力に取り組む市町村に対する支援につき積極的なご対応をお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第 226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁消防・救急課

担 当:高荒課長補佐、渡辺係長、亀濹事務官

電 話:03-5253-7522

E-mail: keibou@ml.soumu.go.jp

消防情第 176 号 令和4年4月1日

以上

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護·防災部防災情報室長 (公印省略)

「災害時の住民への情報伝達体制の更なる強化について」の一部改正について

災害時においては、住民等へ確実な情報伝達をすることが重要であり、市町村防災行政無線(同報系)は、市町村における防災情報伝達の要となる情報伝達手段であることから、消防庁では、その整備(デジタル化や機能強化、代替手段の整備を含む。)を推進してきたところです。

このうち、市町村防災行政無線(同報系)の代替手段の一つとして位置づけられていた V-Low マルチメディア放送を活用した災害情報伝達手段については、サービス提供事業者によるサービスが終了したところです。これに代わる新しい情報伝達手段として、地上デジタル放送波を活用した同報系システムが開発されており、同様に災害情報伝達手段として活用できる手段となっています。

このため、「災害時の住民への情報伝達体制の更なる強化について」(平成28年4月1日付け消防情第96号。以下「96号通知」という。)を一部改正し、V-Lowマルチメディア放送を活用した災害情報伝達手段に代わり、地上デジタル放送波を活用した同報系システムについて記載するとともに、その整備等に当たっては下記のとおり地方財政措置を講じることとしています。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、下記の事項に留意の上、引き続き、 地域の実情に応じ、災害情報伝達手段の多重化・強靱化に取り組むように周知いただきます ようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 第1 96号通知の一部改正について
- 1 96 号通知を別紙のとおり改正する。
- 2 改正後の96号通知を別添として参考に添付する。

# 第2 その他 (留意点等)

改正後の96号通知に記載のとおり、地上デジタル放送波を活用した同報系システムの整備については、緊急防災・減災事業債の対象となる(令和4年度以降)。

1

(連絡先)

消防庁 国民保護·防災部 防災課防災情報室

電話:03-5253-7526

E-Mail: bgm-boujo@ml.soumu.go.jp

(地上デジタル放送波を活用した同報系シ

ステムに係る事項)

担当:金子、安達、高田 (地方財政措置に係る事項) 担当:上田、中森、赤木 別紙

「災害時の住民への情報伝達体制の更なる強化について」(平成 28 年 4 月 1 日付け消防情第 96 号。) の一部を次のように改める。

本文中「V-Low マルチメディア放送」を「地上デジタル放送波」に改める。 3を次のように改める。

- 3 地上デジタル放送波を活用した同報系システム
- (1) 仕組み

既存の地上デジタル放送事業者が所有する放送設備等を活用し、放送用電波を用いて IP パケットを一斉送信し、屋外スピーカーや屋内受信機等から音声、文字情報等を 住民に伝達する仕組み

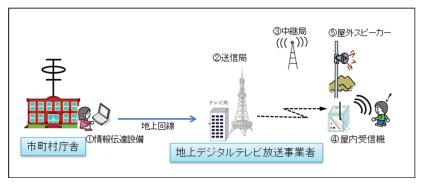
- (2) 留意点
- ア 当該仕組みを利用するためには、市町村から放送事業者までの情報伝達設備、屋 内受信機及び屋外拡声装置を整備し、放送事業者とあらかじめ契約等を締結する必 要があること。
- イ 放送事業者の設備を利用するため、契約等に基づき利用料の負担があり得ること。
- ウ 放送事業者との契約等においては、設備の維持管理が適正に行われること及び長期的に契約等が運用されることを確認しておくこと。
- 5 財政措置中「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)」に、「過疎地域自立促進市町村計画」を「過疎地域持続的発展市町村計画」に改める。

別紙2中「過疎地域自立促進市町村計画」を「過疎地域持続的発展市町村計画」に改める。

別紙2中「V-Low マルチメディア放送を活用した情報伝達手段」を次のように改める。

# 地上デジタル放送波を活用した同報系システム

# <システム構成イメージ>



<緊急防災・減災事業債の対象範囲>

対象設備	対象範囲
①情報伝達設備(操作端末、サーバー、ネットワーク回線等)	対象
市町村庁舎等に設置され、防災情報を入力、送信するため	
のもの	
②送信局(親局)(電波送信アンテナ等)	放送事業者が整備するものであるた
放送事業者が整備し、地上デジタル放送の電波を送信するも	め対象外
Ø	
③送信局(中継局)(電波を再送信するアンテナ等)	放送事業者が整備するものであるた
放送事業者が整備し、防災情報を地域住民に伝達するた	め対象外
め、親局から送出された放送電波を中継するもの	
④屋内受信機	一部対象
各世帯等に整備される受信機で、防災情報を受信すると最大	防災機能を付加するための割り増し
音量で鳴動する等の機能を付加しているもの(①又は⑤と一	の経費が対象
体で整備する場合に限る。)	
⑤屋外拡声装置	対 象
防災情報を受信し屋外拡声装置から音声放送するもの	

<sup>※</sup> 過疎地域に指定された市町村が過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業又辺地を有する市町村が総合整備計画に基づいて行う事業の場合には、①、④及び⑤全てについて全額が過疎対策事業債又は辺地対策事業債の充当が可能

別添 改正後の本文(改正箇所赤字下線)

消防情第 96 号 平成 28 年 4 月 1 日

改正 令和4年4月消防情第176号

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護·防災部防災情報室長 (公印省略)

災害時の住民への情報伝達体制の更なる強化について

昨今の水害や土砂災害においては、避難勧告等や防災気象情報が、住民に対し十分に伝達できていない、大雨の際には屋外からの音声が聞こえにくいなどの課題が挙げられており、 迅速かつ確実な情報伝達のための取組が一層求められています。

市町村防災行政無線(同報系)については、緊急時において住民に情報伝達できる重要な設備でありますが、財政的理由等により、市町村防災行政無線(同報系)を早期に整備することが困難な場合には、MCA陸上移動通信システム又は市町村デジタル移動通信システム(以下「MCA陸上移動通信システム等」という。)に屋外拡声機能を設けることにより市町村防災行政無線(同報系)の代替として利用することも可能となっています。

今般、新たな情報伝達手段の開発等に伴い、280MHz 帯電気通信業務用ページャー、FM 放送 又は地上デジタル放送波 (以下「280MHz 帯電気通信業務用ページャー等」という。) を活用した情報伝達手段についても、市町村防災行政無線 (同報系) を早期に整備することが困難な場合には、一定の要件を満たし、市町村防災行政無線 (同報系) と同等の機能を有するときは、MC A 陸上移動通信システム等と同様に、市町村防災行政無線 (同報系) を代替するものとして利用することも可能となることから、下記の事項に留意するとともに、地域の実情に応じ、これらの手段も活用して災害時の情報伝達体制の更なる強化を図っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 280MHz 帯電気通信業務用ページャーを活用した情報伝達手段
- (1) 仕組み

電気通信業務用ページャー (いわゆるポケットベル) を活用して、市町村から防災情報を送信し、屋内受信機 (防災情報を受信すると自動起動するもの。以下同じ。) や屋外 拡声装置から音声や文字により情報伝達する仕組み

5

(2) 留意点

- ア 当該仕組みを利用するためには、市町村から無線を運用する電気通信事業者までの情報伝達設備、280MHz 帯の電波を送出する送信局、屋内受信機及び屋外拡声装置を整備し、送信局を電気通信事業者に貸し付けるとともに電気通信事業者とあらかじめ契約等を締結する必要があること。なお、既に電気通信事業者において送信局を整備している地域においては、当該設備の整備は要しない。
- イ 電気通信事業者の設備を利用するため、契約等に基づき利用料の負担があり得ること。
- ウ 電気通信事業者との契約等においては、設備の維持管理が適正に行われること及び長期的に契約等が運用されることを確認しておくこと。
- 2 FM 放送を活用した情報伝達手段
- (1) 仕組み

FM 放送を用いて、市町村から防災情報を送信し、割り込み放送を行って、屋内受信機 や屋外拡声装置から音声により情報伝達する仕組み

- (2) 留意点
- ア 当該仕組みを利用するためには、市町村から放送事業者までの情報伝達設備(緊急時に割り込み放送するためのもの。以下同じ。)、屋内受信機及び屋外拡声装置を整備し、放送事業者とあらかじめ契約等を締結する必要があること。
- イ 放送事業者が計画的に整備する送信局だけでは必ずしも市町村の全域をカバーしていない場合もあることから、カバーエリアを事前に確認する必要があること。また、放送事業者の送信局のカバーエリア外において利用するためには、放送事業者との協議の上、市町村が送信局(中継局)を整備し、放送事業者に貸し付ける必要があること。
- ウ 放送事業者の設備を利用するため、契約等に基づき利用料の負担があり得ること。
- エ 放送事業者との契約等においては、設備の維持管理が適正に行われること及び長期的 に契約等が運用されることを確認しておくこと。
- 3 地上デジタル放送波を活用した同報系システム
- (1) 仕組み

既存の地上デジタル放送事業者が所有する放送設備等を活用し、放送用電波を用いて IP パケットを一斉送信し、屋外スピーカーや屋内受信機等から音声、文字情報等を住民 に伝達する仕組み

- (2) 留意点
- ア 当該仕組みを利用するためには、市町村から放送事業者までの情報伝達設備、屋内受 信機及び屋外拡声装置を整備し、放送事業者とあらかじめ契約等を締結する必要がある こと。
- イ 放送事業者の設備を利用するため、契約等に基づき利用料の負担があり得ること。
- ウ 放送事業者との契約等においては、設備の維持管理が適正に行われること及び長期的 に契約等が運用されることを確認しておくこと。
- 4 市町村防災行政無線(同報系)の代替として認められる要件

6

280MHz 帯電気通信業務用ページャー等を活用した情報伝達手段については、次の要件を満たし、市町村防災行政無線(同報系)と同等の機能を有するときは、市町村防災行政無線(同報系)を代替するものとして利用することも可能となること。

- (1) 市町村防災行政無線(同報系)又はその戸別受信機が整備されていない地域において、280MHz 帯電気通信業務用ページャー等を活用した情報伝達手段を整備する場合であって、当該情報伝達手段の整備経費及び運用経費の合計が市町村防災行政無線(同報系)の場合よりも安価であること。
- (2) 十分な耐災害性を有するよう、地震対策、停電対策及び浸水対策について、別紙1を 参考に所要の措置を講ずること。

### 5 財政措置

上記4の要件を満たし、市町村防災行政無線(同報系)の代替として認められる280MHz 帯電気通信業務用ページャー等を活用した情報伝達手段については、別紙2のとおり、緊 急防災・減災事業債(防災対策事業債を含む。以下同じ。)の対象となる。

なお、MCA陸上移動通信システム等については、従前のとおり、「MCA陸上移動通信システム及び市町村デジタル移動通信システムによる地域住民への災害情報等伝達体制の整備について」(平成19年8月17日付け消防情第193号消防庁防災情報室長通知)に基づき、一定の要件を満たす場合に限り、対象となる。

また、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)</u>により過疎地域に指定された市町村が<u>過疎地域持続的発展市町村計画</u>に基づいて行う事業又は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)により辺地を有する市町村が総合整備計画に基づいて行う事業については、過疎対策事業債又は辺地対策事業債の対象となる。

### 6 その他

- (1) 280MHz 帯電気通信業務用ページャー等を活用した情報伝達手段は、比較的新しい仕組みであることから、当面の間、本通知により当該情報伝達手段を整備する場合においては、事前に消防庁に相談されたい。
- (2) 全国瞬時警報システム (Jアラート) の受信機及び自動起動機については、多様な伝達手段と連携することが可能であるため、280MHz 帯電気通信業務用ページャー等を活用した情報伝達手段との接続性の確保にも配慮する必要がある。

7

# 別紙1

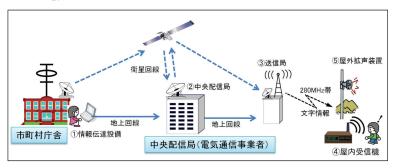
### 必要な地震対策、停電対策及び浸水対策

		地域防災計画上の災害想定としている地震により機能停止に陥らない措置を講ずること。	
地震対策	耐震措置	対策例:主要な通信設備や電源設備を設置している庁舎 等の耐震化(建築基準法の新耐震基準等)、設備等の固 定(基礎ボルトやストッパー等)、配線や配管の揺れに よる破損対策(フレキシブル管や余長確保等)	
	伝送路が無 線により構 成	地震動等により通信断とならないよう庁舎から送信局 (親局・中継局) までの主な伝送路が、無線回線及び有 線回線(二重化) 又は無線回線で構成されていること。	
		非常用電源を確保すること。	
停電対策		対策例:主要な通信設備が、48 時間以上稼働できる容量 の非常用電源を設置。加えて、最悪の想定も考慮し、迅 速な電源供給や燃料補給等の対策も実施。	
浸水対策		洪水、津波、高潮などによる浸水想定区域においては、 主要な通信設備や電源設備が浸水により機能停止に陥ら ない措置を講ずること。	
		対策例:想定される浸水高よりも高い位置へ設置又は浸水防止措置	

# 別紙2

# 280MHz 帯電気通信業務用ページャーを活用した情報伝達手段

# <システム構成イメージ>



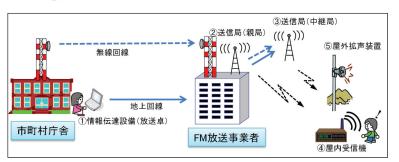
# <緊急防災・減災事業債の対象範囲>

対象設備	対象範囲
①情報伝達設備(操作端末、サーバー、ネットワーク回	対象
線等)	
市町村庁舎等に設置され、防災情報を入力、送信する	
ためのもの	
②中央配信局(管制設備等)	電気通信事業者が整備するもので
市町村からの情報を一元的に配信し、システム全体を監	あるため対象外
視するもの	
③送信局(電波送信アンテナ等)	対象
市町村が整備、電気通信事業者に長期貸与し、	
280MHz 帯の電波を送出するもの	
④屋内受信機	一部対象
各世帯等に整備される受信機で、防災情報を受信する	防災機能を付加するための割り増し
と電源オフの場合でも自動起動するよう機能を付加して	の経費が対象
いるもの(①、③又は⑤と一体で整備する場合に限る)	
⑤屋外拡声装置	対 象
防災情報を受信し屋外拡声装置から音声放送するもの	

※ 過疎地域に指定された市町村が<u>過疎地域持続的発展市町村計画</u>に基づいて行う事業又 辺地を有する市町村が総合整備計画に基づいて行う事業の場合には、①、③~⑤まで全てに ついて全額が過疎対策事業債又は辺地対策事業債の充当が可能

# FM 放送を活用した情報伝達手段

# <システム構成イメージ>



# <緊急防災・減災事業債の対象範囲>

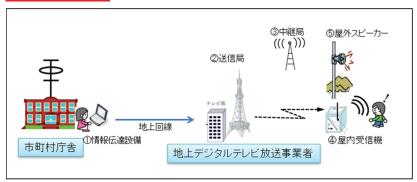
対象設備	対象範囲	
①情報伝達設備(操作端末、サーバー、ネットワーク回線等)	対象	
市町村庁舎等に設置され、防災情報を入力、送信するため		
のもの		
②送信局(親局)(電波送信アンテナ等)	放送事業者が整備するものであるた	
放送事業者が整備し、FM 放送の電波を送信するもの	め対象外	
③送信局(中継局)(電波を再送信するアンテナ等)	一部対象	
防災情報を地域住民に伝達するため、放送事業者が計画的	1/2の経費が対象	
に整備する送信局ではカバーできないエリアにおいて、市町		
村が整備し、放送事業者に長期貸与するもの		
④屋内受信機	一部対象	
各世帯等に整備される受信機で、防災情報を受信すると電源	防災機能を付加するための割り増し	
オフの場合でも自動起動するよう機能を付加しているもの	の経費が対象	
(①、③又は⑤と一体で整備する場合に限る)		
⑤屋外拡声装置	対 象	
防災情報を受信し屋外拡声装置から音声放送するもの		

※ 過疎地域に指定された市町村が<u>過疎地域持続的発展市町村計画</u>に基づいて行う事業又辺 地を有する市町村が総合整備計画に基づいて行う事業の場合には、①、③~⑤まで全てについ て全額が過疎対策事業債又は辺地対策事業債の充当が可能

10

# 地上デジタル放送波を活用した同報系システム

# <システム構成イメージ>



# <緊急防災・減災事業債の対象範囲>

対象設備	対象範囲
①情報伝達設備(操作端末、サーバー、ネットワーク回線等)	対象
市町村庁舎等に設置され、防災情報を入力、送信するため	
<u>のもの</u>	
②送信局(親局)(電波送信アンテナ等)	放送事業者が整備するものであるた
放送事業者が整備し、地上デジタル放送の電波を送信するも	め対象外
<u></u>	
③送信局(中継局)(電波を再送信するアンテナ等)	放送事業者が整備するものであるた
放送事業者が整備し、防災情報を地域住民に伝達するた	め対象外
め、親局から送出された放送電波を中継するもの	
④屋内受信機	一部対象
各世帯等に整備される受信機で、防災情報を受信すると最大	防災機能を付加するための割り増し
音量で鳴動する等の機能を付加しているもの(①又は⑤と一	の経費が対象
体で整備する場合に限る。)	
⑤屋外拡声装置	対 象
防災情報を受信し屋外拡声装置から音声放送するもの	

※ 過疎地域に指定された市町村が過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業又辺 地を有する市町村が総合整備計画に基づいて行う事業の場合には、①、④及び⑤全てについ て全額が過疎対策事業債又は辺地対策事業債の充当が可能 事務連絡

各都道府県防災担当課 各都道府県財政担当課 各都道府県市区町村担当課

御中

消防庁国民保護·防災部防災課 総務省自治財政局地方債課

緊急防災・減災事業債における地方公共団体の防災部局が整備する災害対応ドローンに係る事業の取扱いについて (周知)

令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)等に定める緊急防災・減災事業のうち、地方公共団体の防災部局が整備する災害対応ドローンに係る事業については、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各都道府県におかれては、適切に対処されるようお願いします。

なお、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村に対しても周知されるよう お願いします。

記

# 1 制度概要

(1)対象設備 災害対応ドローン

# (2) 対象事業

地方公共団体の災害対策本部の事務局を担う部局(以下「防災部局」という。)が物 資輸送等の災害対応のために活用することを目的として、地方公共団体が策定する「地 方公共団体災害対応ドローン整備・運用事業計画」に基づき実施される地方単独事業

# (3) 財政措置

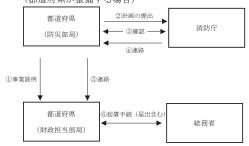
緊急防災・減災事業債(充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%)

- 2 緊急防災・減災事業債における手続(別紙参照)
- (1) 地方公共団体の防災部局は、「地方公共団体災害対応ドローン整備・運用事業計画」 (「地方公共団体の防災部局における災害対応ドローンの活用について(通知)」(令 和6年3月29日付け消防庁国民保護・防災部防災課長通知)別添参照)を消防庁国 民保護・防災部防災課に提出する。
- (2)消防庁は、当該年度の地方単独事業について、1 (2)の対象事業に該当することを 確認する。
- (3)消防庁は、(2)の確認が完了したときは、地方公共団体に連絡する。
- (4) 地方公共団体は、(3) の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う。
- (5) 市区町村が実施する場合の (1)  $\sim$  (3) の手続きについては、都道府県を経由して行う。

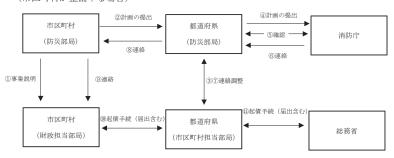
また、同計画の提出から確認完了の連絡まで1か月程度を要することから、各地方公共団体におかれては(4)の起債届出・協議等を踏まえ、期間に余裕をもって提出すること。

なお、(4) の起債届出・協議等については、地方債同意等基準等に従い手続きを行うこと。

担当 消防庁国民保護・防災部防災課 震災対策専門官 櫻井 震災対策係長 木村 電話:03-5253-7525 (都道府県が整備する場合)



# (市区町村が整備する場合)



(別紙)

事 務 連 絡 令和6年4月1日

各都道府県消防防災担当課 各都道府県財政担当課 各都道府県市区町村担当課

> 消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室 消防庁消防・救急課 総務省自治財政局地方債課

緊急防災・減災事業債における高機能消防指令センターの整備に係る事業の取扱い について (周知)

令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)等に定める緊急防災・減災事業債のうち、協議等手続の時点では広域消防運営計画等又は連携・協力実施計画の策定に至っていない消防本部による高機能消防指令センターの整備に係る事業については、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各都道府県におかれては、適切に対処されるようお願いします。

なお、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村 (消防の事務を処理する一部事 務組合等を含む。) に対しても周知されるようお願いします。

記

# 1 制度概要

# (1) 対象施設

「消防指令システムの標準仕様書等の策定に伴う財政措置について(通知)」(令和6年4月1日付け消防災第75号・消防情第97号・消防消第95号)(以下「通知」という。)の別添1の別紙のうち、資料種別S7(指令制御装置の整備を伴う場合は資料種別S3及び資料種別S7。以下「標準仕様書」という。)に基づく消防指令システムの整備を伴う高機能消防指令センター

### (2) 対象事業

情報収集能力の向上や他機関との連携強化を図ることを目的として、協議等手続の時点では広域消防運営計画等又は連携・協力実施計画の策定に至っていない消防本部が策定する「消防の広域化又は連携・協力に向けた計画」に基づき実施する地方単独事業

### (3) 財政措置

緊急防災・減災事業債(充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%)

#### 2 緊急防災・減災事業債における手続(別紙参照)

- (1) 地方公共団体(消防本部)は、広域化又は連携・協力の実施に向けた関係団体の合意内容 (広域化等の実施時期、関係本部名を含むもの)を記載した「消防の広域化又は連携・協力に向けた計画」(通知別添2参照)、及び根拠となる協議体の規約、関係団体間の合意文 (首長間・消防長間)又はその他合意が確認できる書類を、都道府県を通じて、消防庁国 民保護・防災部防災課防災情報室に提出する。
- (2) 消防庁は、当該年度の地方単独事業について、広域化又は連携・協力に向けた具体的な取組が行われていることを確認する。なお、消防庁は必要に応じて地方公共団体(消防本部)に対してヒアリングを行う。
- (3)消防庁は、(2)の確認が完了したときは、都道府県を通じて地方公共団体(消防本部)に連絡する。
- (4) 地方公共団体 (消防本部) は、(3) の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協 議等を行う。
- (5) 同計画の提出から確認完了の連絡まで1か月程度を要することから、各地方公共団体におかれては(4)の起債届出・協議等を踏まえ、期間に余裕をもって提出すること。なお、(4)の起債届出・協議等については、地方債同意等基準等に従い手続を行うこと

担当 消防庁国民保護·防災部

防災課 防災情報室

担当:吉田、豊國、久米、大谷、中野

電話: 03-5253-7526

(別紙) ④計画の提出 ②計画の提出 市区町村 都道府県 ◆ ⑤確認 → 消防庁 (消防本部) (消防防災主管部局) ⑧連絡 ⑥連絡 ①事業説明 ⑨連絡 ③⑦連絡調整 ①起債手続(届出含む) 市区町村 ⑩起債手続(届出含む) 都道府県 総務省 (財政担当部局) (市町村担当部局)

# (留意事項)

・消防事務を処理する一部事務組合等については、「市町村」を「一部事務組合等」と読み替えて適用する。ただし、一部事務組合等の事務を代表して行う市町村が定められている場合には当該市町村が手続を行うなど、当該一部組合等における取決めに従って手続を行うこと。

事 務 連 絡 令和6年4月1日

各都道府県林務担当課

御中

各都道府県財政担当課

林野 庁森 林整備部 治山課 林野庁森林整備部森林利用課 総務省自治財政局調整課 総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における 治山施設に係る事業の取扱いについて(周知)

令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)等に定める緊急自然災害防止対策のうち、治山施設に係る事業(以下「本事業」という。)については、林野庁と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各都道府県におかれては、適切に対処されるようお願いします。

記

#### 1 制度概要

(1) 対象施設

治山施設 (保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設)

(2) 対象事業

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、都道 府県が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単 独事業(国庫補助の要件を満たさない事業を対象)。

(国庫補助の要件を満たさない事業の例)

○ 復旧治山事業

次のア、イのいずれかに該当するものとする。

ア 1級河川、2級河川上流以外の河川又は地区で、人家等(10戸未満)、農地(10ha未満)、ため池(貯水量3万㎡未満)、用排水施設(関係面積100ha未満)、漁場(受益戸数20未満)又はその

他国庫補助事業の復旧治山事業の対象とならないものの保護であること。

イ 1 施行箇所の事業費が国庫補助事業の要件を満たさない規模 (全体計画 7,000 万円未満) であること。

〇 予防治山事業

次のア、イのいずれかに該当するものとする。

ア 1級河川、2級河川上流以外の河川又は地区で、人家等(10戸末満)、農地(10ha未満)、ため池(「防災重点農業用ため池」又は指定予定のため池以外であって貯水量3万㎡未満)、用排水施設(関係面積100ha未満)、漁場(受益戸数20未満)又はその他国庫補助事業の予防治山事業の対象とならないものの保護であること。

イ 1 施行箇所の事業費が国庫補助事業の要件を満たさない規模 (全体計画 山腹 2,500 万円未満、渓流 4,500 万円未満かつ年度 計画 山腹 800 万円未満、渓流 1,500 万円未満) であること。

○ 保安林整備事業(保安林総合改良事業)

次のア、イのいずれかに該当するものであって、治山施設の整備(地方 単独事業に限る。)と併せて実施する森林の改良整備(被害木の除去対策 (伐採、集積、燻蒸、薬剤処理等)を含む。)も対象とするものとする。

ア 地区で、人家等 (10 戸未満)、農地 (10ha 未満)、ため池 (貯水量3万㎡未満)、用排水施設 (関係面積100ha 未満)、漁場 (受益戸数20未満) 又はその他国庫補助事業の保安林総合改良事業の対象とならないものの保護であること。

イ 1施行箇所の事業費が国庫補助事業の要件を満たさない規模 (年度計画 200万円未満)であること。

(3) 財政措置

充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%

(4) 事業期間

令和3年度から令和7年度

- 2 緊急自然災害防止対策事業債における手続(別紙参照)
- (1) 都道府県は、緊急自然災害防止対策事業計画(本事業分)を、林野庁に 提出する。
- (2) 林野庁は、当該年度の地方単独事業について、1(2)の対象事業に該当することを確認する。

- (3) 林野庁は、(2) の確認が完了したときは、都道府県に連絡する。
- (4) 都道府県は、(3) の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う(総務省においても1(2)の対象事業に該当することの確認を行う。)。

(お問合せ先)

<事業の実施に関すること>

林野庁森林整備部治山課

中島、佐々木

TEL:03-6744-2308 (直通)

林野庁森林整備部森林利用課 白井

TEL:03-3502-0048 (直通)

<事業債の制度に関すること>

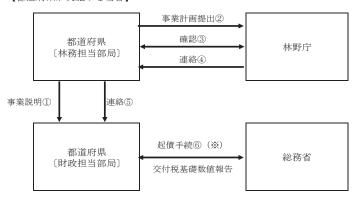
総務省自治財政局地方債課 岡崎

TEL:03-5253-5629 (直通)

# (別紙)

# 緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

# 【都道府県が実施する場合】



# (※) 届出を含む

事 務 連 絡 令和6年4月1日

各都道府県砂防担当課 各都道府県財政担当課 各都道府県市区町村担当課 各指定都市財政担当課

御中

国土交通省水管理·国土保全局 砂防部保全課土砂災害対策室 総務省自治財政局調整課 総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における 砂防関係施設に係る事業の取扱いについて(周知)

令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)等に定める緊急自然災害防止対策のうち、砂防関係施設に係る事業(以下「本事業」という。)については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いします。なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村に対しても周知されるようお願いします。

記

# 1 制度概要

- (1) 対象施設
  - 砂防設備(砂防堰堤、床固工等)
  - 地すべり防止に係る施設(横ボーリング工、集水井工等)
  - 急傾斜地崩壊防止(雪崩防止含む)に係る施設(法枠工、擁壁工等) ※ 市区町村については、急傾斜地でその崩壊により居住者その他の 者に危害のおそれのあるもの(急傾斜地崩壊危険区域に指定されて いない区域を含む。)。
- (2) 対象事業
- ① 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地 方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される

地方単独事業 (国庫補助の要件を満たさない事業を対象)。

(国庫補助の要件を満たさない事業の例)

- 砂防事業事業費が概ね1億円未満のもの。
- 地すべり対策事業事業費が概ね1億円未満のもの。
- 急傾斜地崩壊対策事業 事業費が概ね7千万円未満のもの。
- ② 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業で流域治水プロジェクト又は流域治水計画(※)に位置づけられた総合流域防災事業(情報基盤の整備)については、①に関わらず、国庫補助事業の要件を満たす事業も対象とする。
- ※ 流域治水プロジェクトを現在策定中の水系における事業については、「流域治水プロジェクトの検討状況」、市区町村の事業及び令和6年度以降も流域治水プロジェクトの策定が見込まれない水系における事業については、流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画(「流域治水計画」)を作成することによって流域治水プロジェクトの策定への位置付けに代えることができるものとする。
- (3) 財政措置

充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%

(4)事業期間 令和3年度から令和7年度

- 2 緊急自然災害防止対策事業債における手続(別紙参照)
- (1) 地方公共団体は、緊急自然災害防止対策事業計画(本事業分)を、国土交通省に提出する(1(2)②については、流域治水プロジェクト又は流域治水計画を添付)。
- (2) 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1(2)の対象事業に 該当することを確認する。
- (3) 国土交通省は、(2) の確認が完了したときは、地方公共団体に連絡する。
- (4) 地方公共団体は、(3) の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う(総務省においても1(2)の対象事業に該当することの確認を行う。)。
- (5) 市区町村が実施する場合の(1)~(4) の手続については、都道府県を 経由して行う。

(お問合せ先)

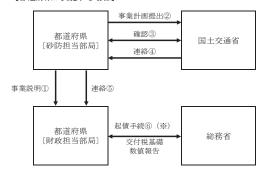
<事業の実施に関すること>

国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課土砂災害対策室 課長補佐 菅原、砂防技術係長 和田 TEL:03-5253-8470 (内線 36233)

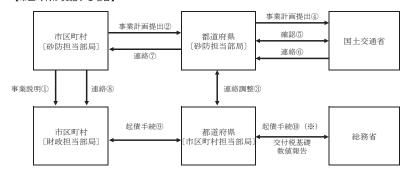
<事業債の制度に関すること> 総務省自治財政局地方債課 岡崎 TEL:03-5253-5629 (直通) (別紙)

# 緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

#### 【都道府県が実施する場合】



#### 【市区町村が実施する場合】



(※) 届出を含む

事 務 連 絡 令和6年4月1日

各地方農政局農村振興部設計課 沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 各都道府県財政担当課 ▶ 御中 各都道府県市区町村担当課 各指定都市財政担当課

農林水産省農村振興局整備部設計課 総務省自治財政局調整課 総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における 農業水利防災に係る事業の取扱いについて (周知)

令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)等に定める緊 急自然災害防止対策事業債のうち、農業水利防災に係る事業(以下「本事業」と いう。) については、農林水産省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこと としておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願 いします。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市区町村(指定都市除く。)及び一部 事務組合に対しても周知されるようお願いします。

記

# 1 制度概要

- (1) 対象施設
- 農業水利防災 農業水利施設(ため池、機場、水路等、安全対策施設を含む)
- ② 地すべり 地すべり防止施設、その他地すべりを防止するための施設
- ③ 急傾斜地崩壊、特殊土壌 急傾斜地帯若しくはこれに準じる地帯又は特殊土壌地帯における排水施 設、防風施設、土留工、その他農用地の侵食、崩壊を防止するための施設
- ④ 湛水防除

排水機場、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水路、堤防、排水管理に必 要な施設、その他湛水被害を防止するための施設

⑤ 地盤沈下対策

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されてい る地域における農業用排水施設、農道及びこれらに関連する施設

⑥ 農道防災

農道(橋梁、トンネル、舗装、小規模構造物、法面・斜面の小規模対策 丁.等)

- (2) 対象事業
- ① 国庫補助の要件を満たさない事業

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方 公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地 方単独事業のうち、国庫補助の要件を満たさない事業

(国庫補助の要件を満たさない事業の例)

ア 農業水利防災

総事業費が200万円未満であること。

イ 地すべり

総事業費が 7,000 万円未満 (地すべり防止施設対策事業長寿命化対策 については、800万円未満)であること。

- ウ 急傾斜地崩壊、特殊土壌 受益面積がおおむね 10ha 未満であること。
- 工 湛水防除 総事業費が200万円未満であること。
- 才 地盤沈下対策 総事業費が200万円未満であること。
- カ 農道防災

次のいずれにも該当するものであること。

- (ア) 総事業費がおおむね800万円未満であること。
- (イ) 防災受益面積がおおむね 30ha 未満の農道であること。
- ② 国庫補助の要件を満たす事業

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方 公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地 方単独事業で流域治水プロジェクト又は流域治水計画(※)に位置づけら れた総事業費200万円以上の農業水利防災(1(2)③「防災重点農業用 ため池の整備」を除く)、湛水防除、地盤沈下対策事業については、①に関 わらず、以下の要件を満たす事業も対象とする。

#### ア農業水利防災

・農業水利施設については、受益面積がおおむね 100ha 未満であること

#### イ 湛水防除

- 次のいずれかに該当するものであること。
- (ア) 受益面積がおおむね 30ha 未満であること。
- (イ)総事業費がおおむね5,000万円未満であること。
- ウ 地盤沈下対策
  - ・受益面積がおおむね 20ha 未満であること。
- ※ 流域治水プロジェクトを現在策定中の水系における事業については、「流域治水プロジェクトの検討状況」、市区町村の事業及び令和6年度以降も流域治水プロジェクトの策定が見込まれない水系における事業については、流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画を作成することによって流域治水プロジェクトの策定への位置付けに代えることができるものとする。
- ③ 防災重点農業用ため池の整備

地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施 される地方単独事業で、総事業費 4,000万円未満の防災重点農業用ため池 の整備

(3) 財政措置

充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%

(4) 事業期間

令和3年度から令和7年度

- 2 緊急自然災害防止対策事業債における手続(別紙参照)
- (1) 地方公共団体は、緊急自然災害防止対策事業計画(本事業分)を、農林水産省(北海道にあっては農林水産本省、沖縄県にあっては沖縄総合事務局、その他は地方農政局とする。以下同じ。)に提出する(1(2)②については、流域治水プロジェクト又は流域治水計画を添付)。
- (2)農林水産省は、当該年度の地方単独事業について、1 (2)の対象事業に 該当することを確認する。
- (3)農林水産省は、(2)の確認が完了したときは、地方公共団体に連絡する。
- (4) 地方公共団体は、(3) の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う(総務省においても1(2)の対象事業に該当することの確認を行う。)。
- (5) 市区町村が実施する場合の(1)  $\sim$  (4) の手続については、都道府県を 経由して行う。

# (お問合せ先)

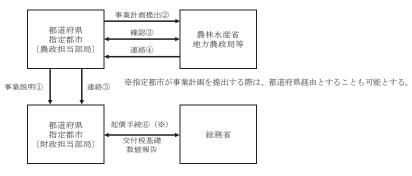
<事業の実施に関すること> 農林水産省農村振興局整備部設計課 浅川、山田 TEL:03-3595-6338

<事業債の制度に関すること> 総務省自治財政局地方債課 岡崎 TFL:03-5253-5629

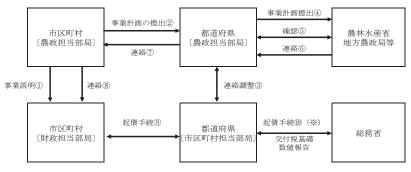
# (別紙)

# 緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

# 【都道府県・指定都市が実施する場合】



# 【市区町村が実施する場合】



# (※) 届出を含む

# ○事業の実施に関する照会に係る農林水産省の支部部局等一覧

農林水産省農村振興局整備部設計課	TEL:03-3595-6338
東北農政局農村振興部設計課	TEL:022-221-6277
関東農政局農村振興部設計課	TEL:048-740-0534
北陸農政局農村振興部設計課	TEL:076-232-4722
東海農政局農村振興部設計課	TEL:052-223-4634
近畿農政局農村振興部設計課	TEL:075-414-9513
中国四国農政局農村振興部設計課	TEL:086-224-9419
九州農政局農村振興部設計課	TEL:096-300-6403
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課	TEL:098-866-1652

事 務 連 絡 令和6年4月1日

各都道府県河川関係所管課 各都道府県財政担当課 各都道府県市区町村担当課 ▶ 御中 各指定都市河川関係所管課 各指定都市財政担当課

国十交诵省水管理 · 国十保全局治水課 国十交诵省水管理 • 国十保全局河川環境課流水管理室 総務省自治財政局調整課 総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における 河川に係る事業の取扱いについて (周知)

令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)等に定める竪 急自然災害防止対策事業債のうち、河川に係る事業(以下「本事業」という。) については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしてお りますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いします。 なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の 市区町村(指定都市除く。)に対しても周知されるようお願いします。

記

#### 1 制度概要

(1) 対象施設

護岸、堤防、排水機場、水門、桶門・桶管、ダム等の河川に係る施設及び 河道

- (2) 対象事業
- ① 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方 公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地 方単独事業 (国庫補助の要件を満たさない事業を対象)。

(国庫補助の要件を満たさない事業の例)

ア 河川 (ダムに関する事業を除く。) に関する事業

- ○河川改修
  - ・ 防災・安全交付金の広域河川改修事業の対象工事とならない総事

業費10億円未満の一級河川、二級河川に係る河川改修

- 防災・安全交付金の総合流域防災事業の対象工事とならない総事 業費4億円未満の準用河川に係る河川改修
- 普通河川に係る河川改修
- 雨水貯留浸透施設の整備
  - ・ 防災・安全交付金の流域貯留浸透事業の対象工事とならない 500 m 未満の容量の雨水貯留浸透施設の整備、3,000 m 未満の容量 の溜め池の整備
- 二線堤の築造
  - ・ 洪水氾濫域減災対策協議会において策定した地域全体の減災計画 に位置付けのない二線堤の築浩

# イ ダムに関する事業

- ダムに係る改良等
  - 総事業費が概ね10億円未満の洪水叶、ゲート等洪水放流設備及 び低水放流設備の改良又は新設、排砂バイパスの設置等による堆砂 対策、ダム本体付近の大規模な地山安定工事等、緊急性の高い施設 改良等
  - ・ 総事業費が概ね4億円未満のダム本体、放流設備及びこれに附属 する設備、ダム周辺設備(観測設備、通報設備、警報設備等)の改 良(ダム周辺設備の新設を含む)及び貯水池周辺(地すべり等)の 地山安定のための工事等
  - 総事業費が概ね1.5億円未満のダム直下の河道改良工事等
  - ・ 総事業費が概ね1.5億円未満の貯砂ダム等の設置工事等
- ② 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方 公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地 方単独事業で流域治水プロジェクト又は流域治水計画(※)に位置づけられ た以下の事業については、①に関わらず、国庫補助の要件を満たす事業も対 象とする。
- ※ 流域治水プロジェクトを現在策定中の水系における事業については、「流 域治水プロジェクトの検討状況」、市区町村の事業及び令和6年度以降も流 域治水プロジェクトの策定が見込まれない水系における事業については、 流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画(「流域治 水計画」)を作成することによって流域治水プロジェクトの策定に代えるこ とができるものとする。
- ア 河川 (ダムに関する事業を除く。) に関する事業
- ・ 流域に関する対策 (例:防災・安全交付金の流域貯留浸透事業 (雨水貯 留浸透施設・溜め池の整備等)、総合流域防災事業(二線堤・移動式排水 施設の整備等)等)

(別紙)

- ・ 準用河川に係る河川改修
- 総合流域防災事業(情報基盤の整備)
- イ ダムに関する事業
- 総合流域防災事業(情報基盤の整備)
- (3) 財政措置

充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%

(4) 事業期間

令和3年度から令和7年度

- 2 緊急自然災害防止対策事業債における手続(別紙参照)
- (1) 施設管理者は、緊急自然災害防止対策事業計画(本事業分)を、国土交通 省に提出する(1(2)②については、流域治水プロジェクト又は流域治水 計画を添付)。
- (2) 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1 (2) の対象事業に 該当することを確認する。
- (3) 国土交通省は、(2) の確認が完了したときは、施設管理者に連絡する。
- (4) 施設管理者は、(3) の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・ 協議等を行う(総務省においても1(2)の対象事業に該当することの確認 を行う。)。
- (5) 市区町村が実施する場合の(1)  $\sim$  (4) の手続については、都道府県を 経由して行う。

# (お問合せ先)

<事業の実施に関すること>

(河川に係る事業(ダム事業を除く))

国土交通省水管理・国土保全局治水課 課長補佐 今井、流域調査係長 下舘 TEL:03-5253-8455 (内線 35612、35583)

(ダム事業)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室 課長補佐 三浦、ダム管理係長 仲野 TEL:03-5253-8449 (内線 35494)

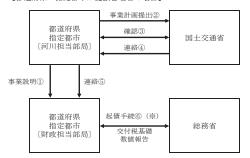
<事業債の制度に関すること>

総務省自治財政局地方債課 岡崎

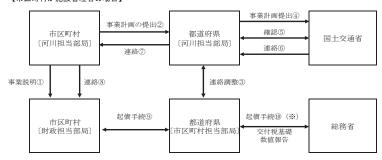
TEL:03-5253-5629 (直通)

# 緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

#### 【都道府県・指定都市が施設管理者の場合】



#### 【市区町村が施設管理者の場合】



(※) 届出を含む

事 務 連 絡 令和6年4月1日

各都道府県林務担当課 各指定都市財政担当課 各都道府県市区町村担当課

御中

林野庁森林整備部治山課 林野庁森林整備部森林利用課 総務省自治財政局調整課 総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における 林地崩壊防止事業等の取扱いについて(周知)

令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)等に定める緊急自然災害防止対策事業債のうち、林地崩壊防止事業等(以下「本事業」という。)については、林野庁と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いします。

なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の 市区町村(指定都市除く。)に対しても周知されるようお願いします。

記

# 1 制度概要

# (1) 対象施設

林地崩壊(土砂の流出、なだれ含む。)及び地すべりによる災害の発生を 予防し、又は災害の拡大を防止する施設

#### (2) 対象事業

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、市区 町村が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき市区町村が実施す る地方単独事業。なお、林地崩壊及び地すべりによる災害の発生を予防し、 又は災害の拡大を防止する施設の整備(地方単独事業に限る。)と併せて実 施する場合は、森林の改良整備(被害木の除去対策(伐採、集積、燻蒸、薬 剤処理等)を含む。)も対象とする。 (3) 財政措置

充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%

(4) 事業期間

令和3年度から令和7年度

- 2 緊急自然災害防止対策事業債における手続(別紙参照)
- (1) 市区町村は、緊急自然災害防止対策事業計画(本事業分)を、林野庁に 提出する。
- (2) 林野庁は、当該年度の地方単独事業について、1(2)の対象事業に該当することを確認する。
- (3) 林野庁は、(2) の確認が完了したときは、市区町村に連絡する。
- (4) 市区町村は、(3) の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う(総務省においても1(2)の対象事業に該当することの確認を行う。)。
- (5)(1)~(4)の手続については、都道府県を経由して行う。

#### (お問合せ先)

<事業の実施に関すること>

林野庁森林整備部治山課

中島、佐々木

TEL:03-6744-2308 (直通)

林野庁森林整備部森林利用課 白井

TEL:03-3502-0048 (直通)

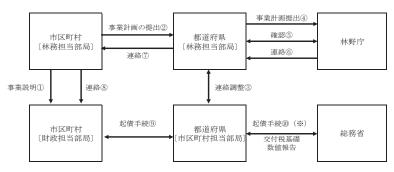
<事業債の制度に関すること>

総務省自治財政局地方債課 岡崎

TEL:03-5253-5629 (直通)

(別紙)

# 緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続



(※) 届出を含む

事 務 連 絡 令和6年4月1日

各都道府県海岸行政担当課 各都道府県財政担当課 各都道府県市区町村担当課 各指定都市海岸行政担当課 各指定都市財政担当課

農林水産省農村振興局整備部防災課農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課国土交通省水管理・国土保全局海岸室国土交通省港湾局海岸・防災課総務省自治財政局調整課総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における 海岸保全施設に係る事業の取扱いについて(周知)

令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)等に定める緊急自然災害防止対策事業債のうち、海岸保全施設に係る事業(以下「本事業」という。)については、農林水産省、国土交通省及び総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いします。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市区町村(指定都市を除く。)及び一 部事務組合に対しても周知されるようお願いします。

記

# 1 制度概要

- (1)対象施設 海岸管理者が管理する海岸保全施設
- (2) 対象事業
- ① 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方 公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地 方単独事業(国庫補助の要件を満たさない事業を対象)。

(国庫補助の要件を満たさない事業の例)

○ 高潮対策・侵食対策に係る事業のうち、総事業費が、以下に該当するも 0

離島・奄美・北海道・沖縄 5千万円未満 1 億円未満

○ 海岸耐震対策に係る事業のうち、海岸保全施設の新設又は改良で、総事 業費が以下に該当するもの。

都道府県が行うもの

5 千万円未満

市区町村が行うもの 2千5百万円未満

○ 津波・高潮危機管理対策に係る事業のうち、海岸保全施設の新設又は改 良で、総事業費が以下に該当するもの。

都道府県が行うもの

5 千万円未満

市区町村が行うもの

2 千 5 百万円未満

- ② 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方 公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地 方単独事業で流域治水プロジェクト又は流域治水計画(※)に位置づけられ た海岸事業(情報基盤の整備) については、①に関わらず、国庫補助の要 件を満たす事業も対象とする。
- ※ 流域治水プロジェクトを現在策定中の水系における事業については、「流域 治水プロジェクトの検討状況」、市区町村の事業及び令和6年度以降も流域 治水プロジェクトの策定が見込まれない水系における事業については、流 域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画(「流域治水 計画」)を作成することによって流域治水プロジェクトの策定への位置付け に代えることができるものとする。
- (3) 財政措置

充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%

(4) 事業期間

令和3年度から令和7年度

- 2 緊急自然災害防止対策事業債における手続(別紙参照)
- (1)海岸管理者は、緊急自然災害防止対策事業計画(本事業分)を、農林水産 省又は国土交通省に提出する(1(2)②については、流域治水プロジェク ト又は流域治水計画を添付)。
- (2)農林水産省又は国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1(2) の対象事業に該当することを確認する。
- (3) 農林水産省又は国土交通省は、(2) の確認が完了したときは、海岸管理

者に連絡する。

- (4) 海岸管理者は、(3) の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協 議等を行う(総務省においても1(2)の対象事業に該当することの確認 を行う。)。
- (5) 市区町村が実施する場合の(1)~(4)の手続については、都道府県を 経由して行う。

(お問合せ先)

<事業の実施に関すること>

(農村振興局所管海岸)

農林水産省農村振興局整備部防災課 課長補佐 鈴村、海岸計画係長 加藤 TEL 03-3502-8111 (内線 5511)

(水産庁所管海岸)

農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 課長補佐 片石、海岸係長 熊谷

TEL 03-3502-8111 (内線 6903)

(水管理・国十保全局所管海岸)

国土交通省水管理・国土保全局海岸室

課長補佐 中崎、侵食対策係長 梅田 TEL 03-5253-8111 (内線 36332、36325)

(港湾局所管海岸)

国土交通省港湾局海岸·防災課

津波対策企画調整官 邊見、海岸係長 上中 TEL 03-5253-8111 (内線 46714、46734)

<事業債の制度に関すること>

総務省自治財政局地方債課 岡崎

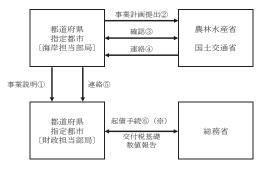
TEL:03-5253-5629 (直通)

(別紙)

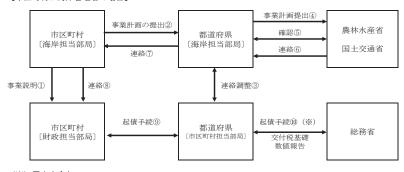
事 務 連 絡 令和6年4月1日

# 緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

#### 【都道府県・指定都市が海岸管理者の場合】



#### 【市区町村が海岸管理者の場合】



(※) 届出を含む

各都道府県道路関係所管課 各都道府県財政担当課 各都道府県市区町村担当課 各指定都市道路関係所管課 各指定都市財政担当課

国土交通省道路局総務課国土交通省道路局企的課課工交通省道路局環境安全的災課総務省自治財政局調整課総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における 道路防災に係る事業の取扱いについて(周知)

令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)等に定める緊急自然災害防止対策事業債のうち、道路防災に係る事業(以下「本事業」という。)については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いします。なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村(指定都市除く。)に対しても周知されるようお願いします。

記

# 1 制度概要

#### (1) 対象施設

一般国道、都道府県道及び市区町村道のうち、地方公共団体において災害 の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に緊急に実施する必 要がある地域内の道路とする。

# (2) 対象事業

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」と連携して実施される以下

#### の地方単独事業。

① 道路の法面・盛土の土砂災害防止対策

(例:落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工、土留工等)

② 道路施設(小規模構造物等)の予防保全のための対策 (例:防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁等の対策、舗装の表層に 係る対策等)

③ 渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策

(例:橋梁・道路の洗掘・流失対策)

④ 道路における無停電設備等に関する対策(※)

(例:機械設備の整備、道路照明のLED化等)

⑤ 大雪時の車両滞留危険箇所に関する対策(※)

(例:防雪施設、消融雪施設、除雪機械等の整備等)

※ 令和2年度までに実施していた事業と同等のもの

(3) 財政措置

充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%

(4) 事業期間

令和3年度から令和7年度

- 2 緊急自然災害防止対策事業債における手続(別紙参照)
- (1) 道路管理者は、緊急自然災害防止対策事業計画(本事業分)を、国土交通 省に提出する。本事業が社会資本総合整備計画に含まれている場合には、当 該要素事業の廃止等の整備計画の変更をあわせて行う。
- (2) 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1 (2) の対象事業に 該当することを確認する。
- (3) 国土交通省は、(2) の確認が完了したときは、道路管理者に連絡する。
- (4) 道路管理者は、(3) の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・ 協議等を行う(総務省においても1(2)の対象事業に該当することの確認 を行う。)。
- (5) 市区町村が実施する場合の (1)  $\sim$  (4) の手続については、都道府県を 経由して行う。

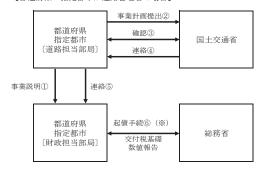
(お問合せ先)

<事業の実施に関すること> 国土交通省道路局環境安全・防災課 神宮、鵜木 TEL:03-5253-8495 (直通)

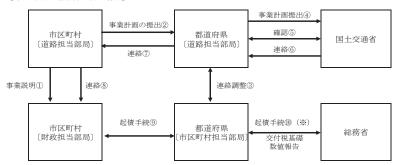
<事業債の制度に関すること> 総務省自治財政局地方債課 岡崎 TEL:03-5253-5629 (直通)

# 緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

#### 【都道府県・指定都市が道路管理者の場合】



#### 【市区町村が道路管理者の場合】



(※) 届出を含む

事 務 連 絡 令和6年4月1日

各都道府県港湾担当課 各都道府県財政担当課 各都道府県市区町村担当課 ➤ 御中 各指定都市港湾担当課 各指定都市財政担当課

国土交通省港湾局計画課 国土交通省港湾局海岸・防災課 総務省自治財政局調整課 総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における 港湾防災に係る事業の取扱いについて (周知)

令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)等に定める緊 急自然災害防止対策事業債のうち、港湾防災に係る事業(以下「本事業」という。) については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしてお りますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いします。 なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の 市区町村(指定都市除く。)及び一部事務組合に対しても周知されるようお願い します。

記

# 1 制度概要

#### (1) 対象施設

港湾施設(水域施設、外郭施設(護岸については廃棄物埋立護岸、緑地護 岸を含む)、係留施設、臨港交通施設、旅客施設及び荷さばき施設(地方財 政法施行会第46条第1項第7号に規定する港湾整備事業に係る施設を除 < ())

# (2) 対象事業

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方 公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地 方単独事業 (国庫補助の要件を満たさない事業を対象)。

(国庫補助の要件を満たさない事業の例)

- 1件あたりの事業規模が、都道府県及び指定都市が行うものにあっては 2億円未満、市区町村が行うものにあっては90百万円未満の改修事業
- 浸水被害を生じさせるおそれがある場合の浚渫及び竹木等の除去作業
- (3) 財政措置 充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%
- (4) 事業期間 令和3年度から令和7年度
- 2 緊急自然災害防止対策事業債における手続(別紙参照)
- (1) 地方公共団体は、緊急自然災害防止対策事業計画(本事業分)を、国土交 通省に提出する。
- (2) 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1(2)の対象事業に 該当することを確認する。
- (3)国土交通省は、(2)の確認が完了したときは、地方公共団体に連絡する。
- (4) 地方公共団体は、(3) の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・ 協議等を行う(総務省においても1(2)の対象事業に該当することの確認 を行う。)。
- (5)市区町村が実施する場合の(1)~(4)の手続については、都道府県を 経由して行う。

(お問合せ先)

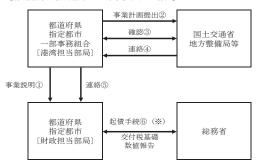
<事業の実施に関すること> 国土交通省港湾局計画課 古澤 TEL:03-5253-8111 (内線 46-335) 国土交通省港湾局海岸·防災課 若山 TEL:03-5253-8111 (内線 46-736)

<事業債の制度に関すること> 総務省自治財政局地方債課 岡崎 TEL:03-5253-5629 (直通)

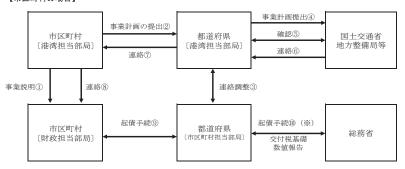
# (別紙)

# 緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

# 【都道府県、指定都市、一部事務組合の場合】



# 【市区町村の場合】



# (※) 届出を含む

# ○事業の実施に関する照会に係る国土交通省の支部部局等一覧

北海道開発局港湾空港部港湾計画課	TEL: 011-709-2137
東北地方整備局港湾空港部港湾計画課	TEL: 022-716-0003
関東地方整備局港湾空港部港湾計画課	TEL: 045-211-7415
北陸地方整備局港湾空港部港湾計画課	TEL: 025-370-6604
中部地方整備局港湾空港部港湾計画課	TEL: 052-209-6322
近畿地方整備局港湾空港部港湾計画課	TEL: 078-391-8361
中国地方整備局港湾空港部港湾計画課	TEL: 082-511-3905
四国地方整備局港湾空港部港湾計画課	TEL: 087-811-8330
九州地方整備局港湾空港部港湾計画課	TEL: 092-418-3358
沖縄総合事務局開発建設部港湾計画課	TEL: 098-866-1906

事 務 連 絡 令和6年4月1日

各都道府県水産基盤整備担当課 各都道府県財政担当課 各都道府県市区町村担当課 各指定都市財政担当課

· 御中

水産庁漁港漁場整備部計画課 総務省自治財政局調整課 総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における 漁港防災に係る事業の取扱いについて(周知)

令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)等に定める緊急自然災害防止対策事業債のうち、漁港防災に係る事業(以下「本事業」という。)については、水産庁と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いします。

なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の 市区町村(指定都市除く。)に対しても周知されるようお願いします。

記

# 1 制度概要

(1) 対象施設

漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条に掲げる漁港施設

(2) 対象事業

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、 地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施され る地方単独事業(国庫補助の要件を満たさない事業を対象)。

(国庫補助の要件を満たさない事業の例)

- 漁港施設整備事業(新設)
  - 1漁港当たりの計画事業費が5億円以下であること。
- 漁港施設整備事業(改良) 1漁港当たりの計画事業費が5千万円未満であること。

- 浸水被害を生じさせるおそれがある場合の浚渫及び竹木等の除去作業
- (3) 財政措置

充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%

(4) 事業期間

令和3年度から令和7年度

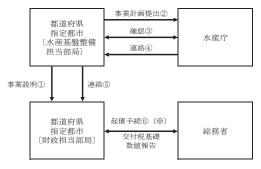
- 2 緊急自然災害防止対策事業債における手続(別紙参照)
- (1)漁港管理者は、緊急自然災害防止対策事業計画(本事業分)を、水産庁に 提出する。
- (2) 水産庁は、当該年度の地方単独事業について、1(2)の対象事業に該当することを確認する。
- (3) 水産庁は、(2) の確認が完了したときは、漁港管理者に連絡する。
- (4)漁港管理者は、(3)の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う(総務省においても1(2)の対象事業に該当することの確認を行う。)。
- (5) 市区町村が実施する場合の(1)  $\sim$  (4) の手続については、都道府県を 経由して行う。

(お問合せ先)

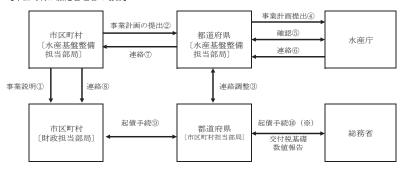
<事業の実施に関すること> 水産庁漁港漁場整備部計画課 前野・齊藤 TEL:03-6744-2387 (内線 6843)

<事業債の制度に関すること> 総務省自治財政局地方債課 岡崎 TEL:03-5253-5629 (直通) 緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

#### 【都道府県・指定都市が漁港管理者の場合】



#### 【市区町村が漁港管理者の場合】



(※) 届出を含む

各都道府県林務担当課 各都道府県財政担当課 各都道府県市区町村担当課 各指定都市財政担当課

御中

林野庁森林整備部整備課 林野庁森林整備部森林利用課 総務省自治財政局調整課 総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における 林道防災に係る事業の取扱いについて(周知)

令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)等に定める緊急自然災害防止対策事業債のうち、林道防災に係る事業(以下「本事業」という。)については、林野庁と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いします。

なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の 市区町村(指定都市除く。)に対しても周知されるようお願いします。

記

# 1 制度概要

(1) 対象施設

林道(橋梁、トンネル、路面、小規模構造物、法面・斜面対策工等)

- (2) 対象事業
- ① 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、 地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施され る地方単独事業(国庫補助の要件を満たさない事業を対象)。

(国庫補助の要件を満たさない例)

- 林道全般
  - ・地域森林計画に計画が記載されていない

- ・改良効果指数が 0.9 未満
- ・利用区域面積が 50ha 未満 (林業専用道は 10ha 未満)
- 林道整備事業(林業生産基盤整備道整備)
  - ・効率的施業区域内又は生産基盤強化区域内等に設置されていない
- 林道整備事業(山村強靱化林道整備)
  - ・地域防災計画等において代替路として位置づけられていない
- ② 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業で流域治水プロジェクト又は流域治水計画(※)に位置づけられた事業のうち、林業・木材産業循環成長対策の路網の機能強化の要件を満たす事業については、①に関わらず、国庫補助の要件を満たす場合であっても対象とする。
- ※ 流域治水プロジェクトを現在策定中の水系における事業については、「流域 治水プロジェクトの検討状況」、市区町村の事業及び令和6年度以降も流域 治水プロジェクトの策定が見込まれない水系における事業については、流 域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画(「流域治水 計画」)を作成することによって流域治水プロジェクトの策定への位置付け に代えることができるものとする。
- (3) 財政措置

充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%

(4) 事業期間

令和3年度から令和7年度

- 2 緊急自然災害防止対策事業債における手続(別紙参照)
- (1)地方公共団体は、緊急自然災害防止対策事業計画(本事業分)を、林野庁に提出する(1(2)②については、流域治水プロジェクト又は流域治水計画を添付)。
- (2) 林野庁は、当該年度の地方単独事業について、1(2)の対象事業に該当することを確認する。
- (3) 林野庁は、(2) の確認が完了したときは、地方公共団体に連絡する。
- (4) 地方公共団体は、(3) の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う(総務省においても1(2)の対象事業に該当することの確認を行う。)。
- (5) 市区町村が実施する場合の(1)  $\sim$  (4) の手続については、都道府県を 経由して行う。

#### (お問合せ先)

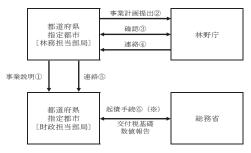
<事業の実施に関すること> 農林水産省林野庁森林整備部整備課 和田、池田 TEL:03-6744-2303 (直通) 農林水産省林野庁森林整備部森林利用課 白井 TEL:03-3502-0048 (直通)

<事業債の制度に関すること> 総務省自治財政局地方債課 岡崎 TEL:03-5253-5629 (直通) (別紙)

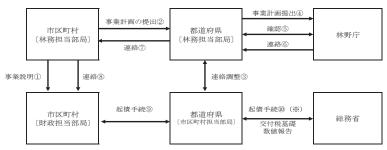
事 務 連 絡 令和6年4月1日

# 緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

#### 【都道府県・指定都市が実施する場合】



#### 【市区町村が実施する場合】



(※) 届出を含む

各都道府県財政担当課 各都道府県都市公園担当課 各都道府県市区町村担当課 各指定都市財政担当課 各指定都市都市公園担当課

> 国土交通省都市局公園緑地・景観課 総務省自治財政局調整課 総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における 都市公園防災に係る事業の取扱いについて(周知)

令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)等に定める緊急自然災害防止対策のうち、都市公園防災に係る事業(以下「本事業」という。)については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いします。なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村(指定都市除く。)に対しても周知されるようお願いします。

記

# 1 制度概要

(1) 対象施設

都市公園法施行令第31条各号に掲げる公園施設

- (2) 対象事業
- ① 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される以下の地方単独事業(国庫補助(社会資本整備総合交付金等における都市公園事業、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業等)の要件を満たさない事業を対象)。

# ア 施設整備

都市公園法施行令第31条各号に掲げる公園施設の整備

イ 用地取得

都市公園の用地の取得

# (国庫補助の要件を満たさない事業の例)

- 〇 都市公園事業
  - ・ 公園面積が 2 ha (三大都市圏の既成市街地等に位置する都市等における防災公園は 1 ha) 未満であること
  - ・ 総事業費が 2.5 億円 (都道府県事業は 5 億円) 未満であること 等
- 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業
  - ・ 総事業費が30百万円(都道府県事業は60百万円)×計画年数未満であること
- ② 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方 共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方 単独事業(都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業の「豪雨対策」の対象 となる事業に限る)で流域治水プロジェクトに位置付けられた(※)事業に ついては、①に関わらず、国庫補助の要件を満たす事業も対象とする。
- ※ 流域治水プロジェクトを現在策定中の水系における事業については、「流域 治水プロジェクトの検討状況」、市区町村の事業及び令和6年度以降も流域 治水プロジェクトの策定が見込まれない水系における事業については、流 域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画(「流域治水 計画」)を作成することによって流域治水プロジェクトの策定への位置付け に代えることができるものとする。
- (3) 財政措置

充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%

(4) 事業期間

令和3年度から令和7年度

- 2 緊急自然災害防止対策事業債における手続(別紙参照)
- (1) 地方公共団体は、緊急自然災害防止対策事業計画(本事業分)を、国土交通省に提出する(1(2)②については、流域治水プロジェクト又は流域治水計画を添付)。
- (2) 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1 (2) の対象事業に 該当することを確認する。
- (3) 国土交通省は、(2) の確認が完了したときは、地方公共団体に連絡する。
- (4) 地方公共団体は、(3) の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・

協議等を行う(総務省においても1(2)の対象事業に該当することの確認を行う。)。

(5) 市区町村が実施する場合の(1)~(4)の手続については、都道府県を 経由して行う。

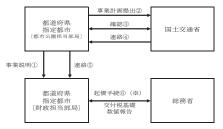
#### (お問合せ先)

- <事業の実施に関すること> 国土交通省都市局公園緑地・景観課 石川、服部 TEL:03-5253-8419 (直通)
- <事業債の制度に関すること> 総務省自治財政局地方債課 岡崎 TEL:03-5253-5629 (直通)

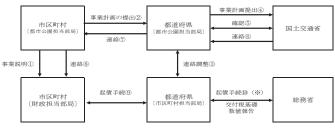
(別紙)

# 緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

#### 【都道府県・指定都市が実施する場合】



#### 【市区町村が実施する場合】



(※) 届出を含む

事務連絡

各都道府県下水道関係所管課 各都道府県財政担当課 各都道府県市区町村担当課 各指定都市下水道関係所管課 各指定都市財政担当課

> 国土交通省水管理·国土保全局下水道事業課 総務省自治財政局調整課 総務省自治財政局地方債課 総務省自治財政局準公営企業室

緊急自然災害防止対策事業債における 下水道に係る事業の取扱いについて(周知)

令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)等に定める緊急自然災害防止対策事業債のうち、下水道に係る事業(以下「本事業」という。)については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いします。なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村(指定都市除く。)に対しても周知されるようお願いします。

記

# 1 制度概要

# (1) 対象施設

- ① 雨水公共下水道(下水道法(昭和33年法律第79号(以下「法」という。)) 第2条第3号ロに規定するもの。以下同じ。)及び都市下水路(法第2条第 5号に規定するもの。以下同じ。)に係る管渠、ポンプ施設、樋門・樋管、 雨水貯留浸透施設等
- ② 公共下水道(法第2条第3号イに規定するもの。以下同じ。)に係るポンプ施設(雨水に係るものに限る。)、樋門・樋管、雨水貯留浸透施設

# (2) 対象事業

① 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される

地方単独事業(国庫補助の要件を満たさないものに限る。)で、(1)①に掲げる施設の整備事業。

(国庫補助の要件を満たさない事業の例)

- 〇 雨水公共下水道
  - 口径300mm未満のもの(町村の場合)
- 都市下水路
  - 事業費が概ね3億円未満のもの
- ② 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方 公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地 方単独事業で流域治水プロジェクト又は流域治水計画(※)に位置づけられ た以下の事業については、①に関わらず、(1)①に掲げる施設の整備事業 のうち、国庫補助の要件を満たすもの及び(1)②に掲げる施設の整備事業 も対象とする。
- ※ 流域治水プロジェクトを現在策定中の水系における事業については、「流域治水プロジェクトの検討状況」、市町村の事業及び令和6年度以降も流域治水プロジェクトの策定が見込まれない水系における事業については、流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画(「流域治水計画」)を作成することによって流域治水プロジェクトの策定への位置付けに代えることができるものとする。
- 〇 雨水公共下水道
- 都市下水路
- 公共下水道(浸水対策)
- (3) 財政措置

充当率 100% (公共下水道は(2)の対象事業の実施に要する経費についての下水道事業会計への一般会計繰出金に充当)、元利償還金に対する交付税措置率 70%

(4) 事業期間

令和3年度から令和7年度

- 2 緊急自然災害防止対策事業債における手続(別紙参照)
- (1) 施設管理者は、緊急自然災害防止対策事業計画(本事業分)を、国土交通 省に提出する(1(2)②については、流域治水プロジェクト又は流域治 水計画を添付)。
- (2) 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1 (2) の対象事業に 該当することを確認する。
- (3) 国土交通省は、(2) の確認が完了したときは、施設管理者に連絡する。

- (4) 施設管理者は、(3) の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・ 協議等を行う(総務省においても1(2)の対象事業に該当することの確 認を行う。)。
- (5) 市町村が実施する場合の(1)~(4) の手続については、都道府県を 経由して行う。

#### (お問合せ先)

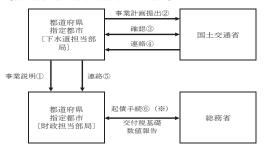
<事業の実施に関すること>

(雨水公共下水道、都市下水路、公共下水道) 国土交通省水管理・国土保全局下水道事業課 課長補佐 川島、計画調整係長 鈴木 TEL:03-5253-8430 (直通) (内線 34242、34235)

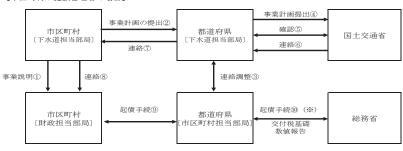
- <公共下水道事業の対象施設に関すること> 総務省自治財政局準公営企業室 富崎 TEL:03-5253-5642(直通)(内線 23457)
- <事業債の制度に関すること> 総務省自治財政局地方債課 岡崎 TEL:03-5253-5629 (直通)

# 緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

# 【都道府県・指定都市が施設管理者の場合】



# 【市区町村が施設管理者の場合】



(※) 届出を含む

事務連絡

各都道府県河川関係所管課 各都道府県農政担当課 各都道府県林務担当当課 各都道府県財政担当当課 各都道府県市区町村担当課 各指定都市河川関係所管課 各指定都市農政担当課 各指定都市財政担当課

御中

国土交通省水管理·国土保全局河川環境課流水管理室 国土交通省水管理·国土保全局河川環境課河川保全企画室 国土交通省水管理·国土保全局砂防部保全課土砂災害対策室 農 林 水 産 省 農 村 振 興 局 整 備 部 設 計 課 林 野 庁 森 林 整 備 部 治 山 課 林 野 庁 森 林 整 備 部 森 林 利 用 課 総 務 省 自 治 財 政 局 地 方 債 課

緊急浚渫推進事業債における取扱いについて (周知)

令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)等に定める緊急浚渫推進事業債に係る事業については、国土交通省、農林水産省及び林野庁と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いします。

なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の 市区町村に対しても周知されるようお願いします。

記

#### 1 制度概要

- (1) 対象施設
  - 一級河川、二級河川、準用河川、及び普通河川
  - ・ダム (河川管理施設)
  - 砂防設備
  - · 治山施設
  - ・農業用ため池、農業用ダム及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設であって堤体を有しないもの (クリーク・調整池・遊水池等)

#### (2) 対象事業

地方財政法第33条の5の11に規定する浚渫に関する個別計画(河川維持管理計画等)に基づき、地方単独事業として緊急に実施される浚渫事業 ※個別計画への具体的な記載事項等については、該当する施設の別添資料 1~5を参照すること。

※農業用ため池等については、公共的団体が所有又は管理する施設において、公共的団体が実施する事業に係る負担又は助成も対象

#### (3) 対象経費

- 土砂等の除去、樹木伐採等に係る費用(土砂等の除去等の実施に当たり 必要となる測量・設計費を含む)
- 附帯工事費(仮設道路の設置費(借地費含む)等)
- 除去した土砂等の運搬・処理費用(土砂等仮置きのための借地費含む)
- 土砂等の除去や処分等のために必要不可欠な用地取得費(土砂等の除去箇所への進入路の整備のための必要な用地取得費等)

# (4) 対象期間

令和2年度~令和6年度まで

- 2 緊急浚渫推進事業債の起債における手続(別紙参照)
- (1) 地方公共団体は、個別計画を国土交通省・農林水産省・林野庁に提出する。
- (2) 国土交通省・農林水産省・林野庁は、当該年度の地方単独事業について、 1(2) の対象事業に該当することを確認する。
- (3) 国土交通省・農林水産省・林野庁は、(2) の確認が完了したときは、地方公共団体に連絡する。
- (4) 地方公共団体は、(3) の連絡を踏まえ、総務省(下記担当者宛)へ個別計画を提出の上、事業に係る起債届出・協議等を行う(総務省においても1(2)の対象事業に該当することの確認を行う。)。

なお、個別計画は「令和6年度起債協議書、起債協議等一覧表、起債届出書及び届出地方債一覧表等の提出について(第1次分)」で指定する提出期限の10日前までに提出する。第2次分以降についても同様に、起債協議書等の提出期限の10日前までに提出する。既に提出した個別計画の記載内容(事業量・実施期間等)に変更がある場合には随時変更して差し支えないが、起債にあたり(1)及び(4)の提出を行う際には、必ず変更のうえ提出するものとする。

(5) 市町村が実施する場合の(1)  $\sim$  (4) の手続きについては、都道府県を 経由して行う。 (お問合せ先)

# <事業の実施に関すること>

(河川) 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 河川保全企画室 内田、保田

TEL:03-5253-8448 (直通)

(ダム) 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 流水管理室 三浦、仲野

TEL:03-5253-8449 (直通)

(砂防) 国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課 土砂災害対策室 菅原、和田

TEL:03-5253-8470 (直通)

(治山) 林野庁森林整備部治山課 中島、佐々木 TEL:03-6744-2308 (直通)

(農業用ため池等)

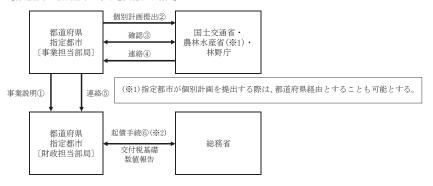
農林水産省農村振興局整備部設計課 浅川、山田 TEL:03-3595-6338 (直通)

<事業債の制度に関すること>

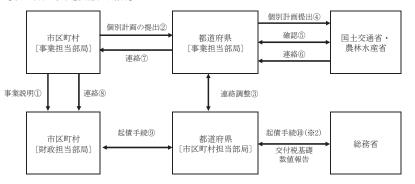
総務省自治財政局地方債課 山本、西 TEL:03-5253-5629 (直通) (別紙)

# 緊急浚渫推進事業債における事業の手続

#### 【都道府県・指定都市が事業を実施する場合】



#### 【市区町村が事業を実施する場合】



(※2)届出を含む

別添 1

# 河川維持管理計画等の記載事項

#### 1 河川維持管理計画への位置付け

緊急浚渫推進事業債を活用する河川にあっては、「河川砂防技術基準維持管理編 (河川編)」を参考に、4の事項を河川維持管理計画に定めるものとする。

※ 「緊急浚渫推進事業債」の対象となる河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普 通河川である。

# 2 計画への位置付けに係る特例

地方自治体は、4の事項を定めた(別紙1)「堆積土砂管理計画」を作成することによって河川維持管理計画への位置付けに代えることができるものとする。

※ なお、4の事項を全て記載した河川維持管理計画以外の計画を既に策定済みの場合 には、当該計画をもって「堆積土砂管理計画」に代えることができるものとする。

#### 3 市町村における特例

市町村が管理する準用河川及び普通河川に係る浚渫事業については、年度内の起債協議等申請にあたり総務省へ提出する前に、計画を作成することを前提として、作成未了であっても緊急浚渫推進事業債を財源として活用予定の浚渫事業を実施できるものとする。

#### 4 河川維持管理計画等に定める事項

# (1) 浚渫を実施する区間区分

浚渫(土砂の撤去、樹木伐採等)を実施する河川区間区分について、適切な維持管理を計画的に行うため、必要に応じて氾濫形態、河川背後地の状況、人口・資産(家屋、農地等)の状況、河道特性等を考慮の上、以下の例を参考に設定し、記載する。

- [例] 区間区分の影響度に応じた設定
  - A) 維持管理上特に重要な区間
  - B) 維持管理上重要な区間
  - C) A, B区間以外の区間
- ※ なお、河川特性・地域特性等から、必要に応じて区間内をさらに細分又は大 別し記載することができる。
- ※ 区間区分については、当該河川に係る全区間区分を記載する必要はなく、浚 渫を緊急に実施する必要がある区間のみを特定して記載すれば足りる。
- ※ 市町村が管理する準用河川及び普通河川については、河川延長が短い等の事情により、複数の区間区分を設定することが困難な場合には、当該河川全体を維持

管理上の区間区分として設定することができるものとする。

※ 区間区分については、具体的な区分を記載することに代え、具体的な箇所が分かる図面等を添付する方式も可とする。

#### (2) 当該実施区間区分における浚渫の防災・減災上の緊急性

当該実施区間区分における浚渫の防災・減災上の緊急性について、(1)で設定 した区間区分の影響度(影響度設定の考え方を記載)や河道の阻害状況(堆積土砂 率等)を踏まえて適切に区分の上記載する。

- ※ 例えば「重点」(3か年程度で緊急的に実施)、「優先」(5か年程度で緊急的に 実施)等に区分することが考えられる。
- ※ 市町村が管理する準用河川及び普通河川については、河川延長が短く影響度等が同一等の場合には、複数の区分は設定せず、例えば「緊急」(3か年程度で緊急的に実施)等の設定も可とする。

#### (3) 確保(維持) すべき河道の目標

確保(維持)すべき河道の目標は、河川の現状や河川整備計画等の当面の目標を 踏まえて、浚渫を実施すべき河川の区間区分毎に下記を参考に設定のうえ記載する ことを基本とする。

例①現況河道の流下能力を維持する。

例②現況河道の河道断面(断面積)を維持する。

- ※ ここで、確保(維持)すべき目標とは、上下流バランス等を考慮した一連区間において確保することを基本とし、河道断面(洪水を流す器)確保の基本である場所の高さ・形状については現況断面を維持することを目標とする。
- ※ 現況河道とは、維持管理計画または河川整備計画等の計画策定時のものを基本 とするが、策定された計画等がない河川においては過去の整備状況等を参考に個 別に設定できるものとする。

# (4) 浚渫の事業量の目標

浚渫を実施するにあたり目標とする事業量(例:土砂:○○○㎡)を記載する。

※ なお、浚渫予定事業量の算出にあたりデータ等が無い場合には、現地確認・測定などの簡便な調査により事業量見込みを記載すれば足りることとし、施工時等において精査するものとする。

#### (5) 浚渫の実施期間

事業実施期間は令和6年度とする。

# 別添2

# (6) 河道の状態把握(巡視、点検、調査等)

河川の状態把握の手法、頻度等は、区間区分、維持管理目標等に応じて設定のうえ、可能な範囲で記載する。

- 注1) 浚渫の実施にあたっては、貴重種等の生息・生育・繁殖、あるいは地域の生態系保 全上配慮すべき場所がある場合は、必要に応じて環境に関する助言を有識者に求める など、浚渫に伴う環境負荷を最大限低減するよう努めるものとする。
- 注2) 浚渫の実施にあたっては、発生する土砂等の掘削・運搬・処分等については、築堤・道路等の公共事業での再利用や、建設発生土情報交換システム・官民マッチングシステム等への登録など、より緊密な情報共有によって有効活用・コスト縮減に積極的に取り組むとともに、浚渫発生土砂情報の公表に努めるものとする。また、発生する土砂等の処分等については、宅地造成及び特定盛土等規制法((昭和 36 年法律第 191 号)等関係法令を遵守し、適切に処理すること。
- 注3)河川の維持管理にあたっては、さらなる効率化、あるいは改善を促進するための新 たな取り組みにも努めるものとする。

# (参考)「河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)より

「河川維持管理計画」

河川維持管理計画には、河川の概要、河川維持管理上留意すべき事項、河川の区間区分、河川や地域の特性に応じた河川維持管理の目標、河川の状態把握の手法及び頻度、 具体的な維持管理対策、地域連携等、効率化・改善に向けた取り組み等を定めるものである。

河川維持管理の目標や実施内容を定めるにあたって、その頻度や密度は河川の区間毎の特性に応じたものとする必要がある。

河川の状態把握は、設定された目標を達成するため、河川巡視、点検等により、治水・ 利水・環境の機能に支障を及ぼすおそれのある状態や、河川管理上の不法行為等の把握 のために行われるものである。

# 個別施設毎の長寿命化計画等(ダム)の記載事項

#### 1 個別施設毎の長寿命化計画への位置付け

緊急浚渫推進事業債を活用するダムにあっては、「河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)」及び「ダム貯水池土砂管理の手引き(案)」を参考に、3の事項について個別施設毎の長寿命化計画に定めるものとする。

#### 2 計画への位置づけに係る特例措置

地方自治体は、3の事項を定めた(別紙2)「堆積土砂管理計画」を作成することによって個別施設毎の長寿命化計画への位置付けに代えることができるものとする。

※ なお、3の事項を全て記載した個別施設毎の長寿命化計画以外の計画を既 に策定済みの場合には、当該計画をもって「堆積土砂管理計画」に代えるこ とができるものとする。

#### 3 個別施設毎の長寿命化計画に定める事項

※ 「堆積土砂管理計画」については、土砂掘削を実施する施設を記載すること。

# (1) 土砂掘削を実施する施設の概要

管理開始経過年数、年平均堆砂量、主な出水における堆砂状況などについて簡潔に記載する。

#### (2) 洪水調節容量及び余裕量

洪水調節容量及び余裕量を記載する。

#### (3) 当該実施施設における土砂掘削の緊急性

洪水調節容量内の余裕に対する堆砂率が 15%以上である施設を土砂掘削の緊急性のある施設とし、現在の堆砂率を踏まえ緊急性を記載する。あわせて、目標とする堆砂率 (洪水調節容量の余裕に対する堆砂率 15%未満) も記載する。

#### (4) 土砂掘削の事業量の目標

土砂掘削を実施するにあたり目標とする事業量 (例:土砂:○○○m) を記載する。

※ なお、土砂掘削予定事業量の算出にあたりデータ等が無い場合には、現 地確認・測定などの簡便な調査により事業量見込みを記載すれば足りるこ ととし、施工時等において精査するものとする。

# (5) 土砂掘削の実施期間

事業実施期間は令和6年度とする。

# (6) 掘削以外の取組

掘削以外の取組について検討している内容や実施している内容があれば 記載する。

注) 掘削の実施にあたり発生する土砂等の処分等については、宅地造成及び特定盛土等規制法 ((昭和 36 年法律第 191 号) 等関係法令を遵守し、適切に処理すること。また、関係機関で緊密な情報共有を行うことにより、他の公共事業への再利用等の有効活用・コスト縮減に取り組むとともに、浚渫発生土砂情報の公表に努めるものとする。

(参考)「河川砂防技術基準 維持管理編 (ダム編)」より

#### 4.2 堆砂対策

<考え方>

堆砂対策は、貯水池容量や取水・放流機能の保持、貯水池上流端部の堆砂に起因する浸水 対策等を目的として行う。堆砂対策は、貯水池流入土砂の軽減対策、貯水池流入土砂の通過対 策、及び貯水池堆砂の排除対策に大別されるが、必要に応じて、それらの対策を組み合わせて 行う。対策工法は、堆砂の将来予測、対策の目標、管理堆砂面の設定、施工性、土砂処分方 法等について詳細に検討し選定することが重要である。 下流河川の環境改善を含む総合的な 土砂管理の観点から、排除土砂は、その量や性状について検討した上で、必要に応じて、下流 河川への土砂還元に努めることが重要である。

#### (個別施設毎の長寿命化計画における記載例)

#### 〇〇ダム維持管理方針

1. 健全度評価及び維持管理方針

4)今後の維持管理の方針		
項目	維持管理の方針	
④ 個別の課題に対す	【その他のダム施設等】 ・管理開始後の年軽過した〇〇ダムでは、年平均約〇m3の堆砂が流入するとともに、このうち〇年台風第〇号による出水では於 〇m3の堆砂が流入した。 ・令和を模技化、洪水調節容量内の堆砂は〇千m3であり、余裕の〇%を堆砂が占めている状況である。 ・洪水調節容量〇千m3のうち、〇千m3の余裕量を見込んでいる。 ・そのため、今和2年度~年度の5年間で〇千m3の立りが個所を行い、洪水調節容量の余裕に対する堆砂率を〇%未満にする。 ・そのため、今和2年度~年度の5年間で〇千m3の立りが個所を行い、洪水調節容量の余裕に対する堆砂率を〇%未満にする。 ・その他の敬組として、流入する堆砂即制のため、令和〇年度より、貯砂ダム設置検討を開始する。	

別添3

# 個別施設毎の長寿命化計画等(砂防)の記載事項

#### 1 個別施設毎の長寿命化計画への位置付け

緊急浚渫推進事業債を活用し、除石を実施する砂防設備(砂防堰堤、渓流保全工等)にあっては、「砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)」を参考に3の事項について個別施設毎の長寿命化計画に定めるものとする。

※ 3の事項については全ての砂防設備について定める必要はなく、緊急的に 除石を実施する必要がある砂防設備についてのみ定めれば足りる。

#### 2 計画への位置づけに係る特例措置

地方自治体は、3の事項を定めた(別紙3)「堆積土砂管理計画」を作成する ことによって個別施設毎の長寿命化計画への位置付けに代えることができる ものとする。

※ なお、3の事項を全て記載した個別施設毎の長寿命化計画以外の計画を既 に策定済みの場合には、当該計画をもって「堆積土砂管理計画」に代えるこ とができるものとする。

#### 3 個別施設毎の長寿命化計画に定める事項

※ 「堆積土砂管理計画」については、除石を実施する施設を記載すること。

#### (1) 除石を実施する施設における影響度区分

除石を実施する施設について、適切な維持管理を計画的に行うため、対象 施設の周辺の保全対象(人家、公共施設(官庁、学校、病院、鉄道、道路、 橋梁等のうち相当規模以上のもの)及び市町村地域防災計画に位置付けられ ている避難場所等)の有無を鑑み、下記を参考に影響度区分を設定し、記載 する。

区分 A: 土砂災害により特に甚大な被害が想定される箇所

区分B: 土砂災害により甚大な被害が想定される箇所

区分 C: 区分 A, B 以外の箇所

※ なお、地域特性等から必要に応じて区分をさらに細分又は大別し記載することができる。

# 別添4

# (2) 当該実施施設における除石の防災・減災上の緊急性

当該実施箇所における除石の防災・減災上の緊急性について、(1)で設定 した区分の影響度(影響度設定の考え方を記載)や堆砂状況を踏まえて適切 に区分の上記載する。

※ 例えば「重点」(3か年程度で緊急的に実施)、「優先」(5か年程度で緊急的に実施)等に区分することが考えられる。

#### (3)管理目標

砂防設備の機能及び性能を維持・確保するための管理目標は施設毎に下記を参考に定量的に設定のうえ記載することを基本とする。

- ・ 砂防堰堤、遊砂地、床固工、流木捕捉工等については計画捕捉(堆積) 量を確保する。
- ・ 渓流保全工等については現況河道の流下能力を確保する。
- ※ なお、現況河道は過去の整備状況等を参考に個別に設定できるものとする。

#### (4) 除石の事業量の目標

除石を実施するにあたり目標とする事業量 (例:土砂: $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ m³) を記載する。

※ なお、除石予定事業量の算出にあたりデータ等が無い場合には、現地確認・測定などの簡便な調査により事業量見込みを記載すれば足りることとし、施工時等において精査するものとする。

#### (5) 除石の事業期間

事業実施期間は令和6年度とする。

※ 除石の実施にあたり発生する土砂等の処分等については、宅地造成及び 特定盛土等規制法 ((昭和36年法律第191号) 等関係法令を遵守し、適切 に処理すること。また、関係機関で緊密な情報共有を行うことにより、他 の公共事業への再利用等の有効活用・コスト縮減に取り組むとともに、浚 漂発生土砂情報の公表に努めるものとする。

# 個別施設計画等(治山施設)の記載事項

# 1 個別施設計画への位置付け

「緊急浚渫推進事業債」を活用する治山ダムにあっては、3の事項を個別施設 計画に定めるものとする。

※ 個別施設計画は5年間から10年間を目安に計画期間を設定

#### 2 特例措置

地方自治体は、3の事項を定めた(別紙4)「堆積土砂管理計画」を作成することによって個別施設計画への位置付けに代えることができるものとする。

※ なお、3の事項を全て記載した個別施設計画以外の計画を既に策定済みの場合には、当該計画をもって「堆積土砂管理計画」に代えることができるものとする。

#### 3 個別施設計画に定める事項

- ※ 「治山施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン (平成 28 年 3 月 28 日)」を踏まえ、個別施設計画における「別表 1 個別施設計画整理表」に記載する。
- ※ 「堆積土砂管理計画」については、排土を実施する施設を記載すること。

#### (1) 排土を実施する施設における防災上及び減災上の緊急性

①山地災害危険地区に存するものであり、かつ、②堆積した土砂が治山ダム設置時の計画勾配を超え排土の緊急性のある施設について、危険地区や堆積土砂の状況を踏まえ、緊急性を記載する。

#### (2)管理目標

治山ダムの機能及び性能を維持・確保するための管理目標は、施設毎に堆積土砂を治山ダム設置時の計画勾配以下とするために、定量的に設定することを基本とする。

# (3) 排土の事業量の目標

排土の予定事業量を記載する。

※ なお、排土の予定事業量の算出にあたりデータ等が無い場合には、現地 確認・測定などの簡便な調査により事業量見込みを記載すれば足りること とし、施工時等において精査するものとする。

# 別添5

# (4) 排土の実施期間

事業実施期間は令和6年度とする。

※ 排土の実施にあたり発生する土砂等の処分等については、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)等関係法令を遵守し、適切に処理すること。また、関係機関で緊密な情報共有を行うことにより、他の公共事業への再利用等の有効活用・コスト縮減に取り組むとともに、浚渫発生土砂情報の公表に努めるものとする。

# 個別施設計画等(農業用ため池等)の記載事項

# 1 個別施設計画への位置付け

緊急浚渫推進事業債を活用する農業用ため池等(農業用ため池、農業用ダム及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設(クリーク・調整池・遊水池等))にあっては、3の事項について個別施設計画\*\*に定めるものとする。

※ 特例措置として、地方自治体は(別紙5)「堆積土砂管理計画」等により3の事項を全て記載した計画を定めることによって、個別施設計画への位置付けに代えることができる。

# 2 特例

市町村が実施する浚渫事業及び公共的団体が実施する浚渫事業で市町村が負担 又は助成を行う事業については、年度内の起債協議等申請にあたり総務省へ提出 する前に計画を作成することを前提として、作成未了であっても緊急浚渫推進事 業債を財源として活用予定の土砂掘削等を実施できるものとする。

# 3 個別施設計画に定める事項

※ 「堆積土砂管理計画」については、土砂掘削等を実施する施設を記載すること。

# (1) 分類

浚渫の対象施設を「ため池」、「農業用ダム」、「クリーク」、「その他貯水施設」 から選択して記載

#### (2)施設名

施設の名称及び所在地を記載

#### (3) 所有者

施設の所有者を記載

# (4)管理者

施設の管理者を記載

# (5) 事業主体

浚渫事業の事業実施主体を記載

# (6) 防災上・減災上の緊急性

当該施設の危険度区分(想定される被害や農地の防災保全の観点等)や堆砂率 等を踏まえて、緊急性を記載する。 <参考>危険度区分及び堆砂率の基準については下表を目安とする(堆砂率の状態把 握については目視等の現地確認による簡便な調査も可とする。)

# 【農業用ため池及びクリーク等】

危険度	のほ	≅分
-----	----	----

区分	内 容
a区分	決壊・溢氷した場合に、特に基大な人的被害や農地への被害が想定される箇所 (①想定浸水区域に家屋や公共施設、避難路や拠点施設等が 存在すること、かつ ②防災受益面積が10ha以上あること)
b 区分	決壊・溢水した場合に基大な被害が想定される箇所 (①想定浸水区域に家屋や公共施設等が存在すること、かつ ②防災受益面積が5ha以上あること)
c区分	a, b 区分以外の箇所

※ 施設ごと(又は施設のまとまりごと)に危険度の区分を設定 ※ 防災受益面積とは、洪水や農業用ため池の決壊等によって農地や農業用施設等が流出し、 浸水、湯水による農作物核害を受ける地域(直接核害)と、農業用施設が核害を受け、取水不能となることにより農作物核害を受ける地域(間接核害)の合計面積

堆砂率の基準			
危険度の区分※1			
a 区分	b区分	c E	区分
経過観察	経過観察	経過	観察
優先	状態監視 【注意】	経過観察	
重点	優先	状態監視 【注意】	
重点	重点	優先**3	状態監視 【注意】
	a区分 経過観察 優先 重点	危険度の区分       a区分     b区分       経過観察     経過観察       優先     (注意)       重点     優先	危険度の区分※1         よび         c I           a 区分         b 区分         c I           経過観察         経過観察         経過観察           優先         状態監視         (注意)           重点         優先         状態           [注         (注意)         (注意)

- ※1「重点」: 2か年程度で対策実施、「優先」: 4か年程度で対策実施、「状態監視[注意]」: 構造物周辺の対策など※2 危険な状態とは、堤防により構成される施設(農業用ため池)において、取水 施設の底樋管頂以上の堆砂により緊急放流ができない状態
- ※3 c区分は、危険な状態の場合のみ「優先」

#### 【農業用ダム(農地防災ダム及びかんがい用ダム)】

#### 堆砂率の基準

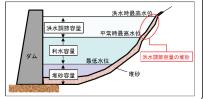
洪水調節容量又は洪水調節可能容量の3%※を上回る土砂が堆積して いる状況

※ 現行、緊急浚渫推進事業債の対象とされている河川管理施設であるダムと同様の基準

#### 【参考】農地防災ダムとかんがい用ダムの比較

	農地防災ダム	かんがい用ダム
対象	すべての農地防災ダム	治水協定を締結したかんがい 用ダム
堆砂率の基準	<u>洪水調節容量</u> の3%を上回る 堆砂	洪水調節可能容量の3%を上 回る堆砂

# (参考) 農地防災ダムにおける堆砂の概念図



# (7) 管理目標(土砂撤去事業量)

管理目標は、対象施設の機能及び性能を維持・確保するために必要とされる土 砂撤去事業量等を定量的に設定することを基本とする。

※ なお、土砂撤去事業量の算出にあたりデータ等が無い場合には、現地確認・測定など の簡便な調査により推定され得る事業量を見込んで記載するものとし、施工時等におい て精査するものとする。

# (8) 事業費及び財源

浚渫事業の事業費及びその財源を区分ごとに記載する。

※ なお、事業費の算出にあたりデータ等が無い場合には、現地確認・測定などの簡便な 調査による推定値から算出した額を記載し、施工時等において精査するものとする。

# (9) 実施期間

事業実施期間は令和6年度とする。

※ 浚渫の実施にあたり発生する土砂等の処分等については、宅地造成及び特定 盛土等規制法((昭和36年法律第191号)等関係法令を遵守し、適切に処理す ること。また、関係機関で緊密な情報共有を行うことにより、他の公共事業へ の再利用等の有効活用・コスト縮減に取り組むとともに、浚渫発生土砂情報の 公表に努めるものとする。

# 同意等基準•運用要綱•質疑応答集等

# 地方債同意等基準 ①

# 〇令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)(適正管理関係抜粋)

- 第二 協議団体に係る同意基準
  - 二 協議に当たっての事業区分
    - 1 通常収支分
    - 一) 一般会計債
      - (6) 一般単独事業
        - ⑦ 公共施設等適正管理推進事業

公共施設等適正管理推進事業については、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等における次に掲げる地方単独事業等を対象とするものとする。

- ア 集約化・複合化事業
- イ長寿命化事業
- ウ 転用事業
- 工 立地適正化事業
- オ ユニバーサルデザイン化事業
- 力 除却事業

なお、令和2年度地方債同意等基準(令和2年総務省告示第127号)第二の二の1の(一)の(6)の⑦の力に定める「市町村役場機能緊急保全事業」については、令和2年度までに実施設計に着手した事業を引き続き対象とするものとする。

# 地方債同意等基準 ②

# 〇令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)(防災・減災対策関係抜粋)

- 第二 協議団体に係る同意基準
  - 二 協議に当たっての事業区分
  - 1 通常収支分
  - 一)一般会計債
    - (2) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年 12月11日閣議決定。以下「5か年加速化対策」という。)に基づく補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負 担金並びに5か年加速化対策に基づく独立行政法人水資源機構の行う農業農村整備事業に係る法令に基づく負担金を 対象とするものとする。

# 地方債同意等基準③

# 〇令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)(防災・減災対策関係抜粋)

- 第二 協議団体に係る同意基準
  - 二 協議に当たっての事業区分
    - 1 通常収支分
    - 一)一般会計債
      - (6) 一般単独事業
        - ⑥ 緊急防災・減災事業 緊急防災・減災事業については、防災基盤の整備事業及び公共施設又は公用施設の耐震化事業で、東日本大震 災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等(機能 強化を伴わない既存の施設・設備の更新を除く。)を対象とするものとする。
        - ⑧ 緊急自然災害防止対策事業 緊急自然災害防止対策事業については、緊急自然災害防止対策事業計画において緊急に行うべき事業として位置 づけられた災害発生予防及び災害拡大防止に係る地方単独事業を対象とするものとする。
        - ⑨ 緊急浚渫推進事業 緊急浚渫推進事業については、地財法第33条の5の11の規定に基づき、同条に規定する計画において緊急に行うべき事業として位置づけられたしゆんせつ及び樹木の伐採に係る地方単独事業を対象とするものとする。

### 地方債同意等基準運用要網 ①

#### 〇令和6年度地方債同意等基準運用要綱(適正管理関係抜粋)

- 第一 協議等手続に関する事項
  - 二 対象事業に関する事項
    - 1 通常収支分
    - 一 一般会計債
      - (6) 一般単独事業
      - ⑥ 公共施設等適正管理推進事業
        - ア 集約化・複合化事業の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。
        - (ア) 集約化又は複合化を行おうとする施設に係る個別施設計画(当該地方公共団体における公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた集約化事業又は複合化事業であって、建築物にあっては全体として延床面積が減少するもの、非建築物にあっては全体として維持管理経費等が減少すると認められるものであること。
        - (イ)集約化又は複合化による統合前の施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年(都市再生特別措置 法(平成14年法律第22号)第81条第1項に規定する立地適正化計画(以下「立地適正化計画」という。)に基づき施設の集約化又は複 合化を行う場合にあっては10年)以内に行われるものを対象とするものであること。
        - (ウ) 公用施設や公営住宅、公営企業施設等(以下「公用等施設」という。)を整備する事業は、対象とならないものであること。
        - (エ)複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業(集約化・複合化する施設を有しない地方公共団体が事業の実施主体となる場合を含む。)についても、当該事業が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項に規定する連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となるものであること。
        - (オ) 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれるものであること。
        - イ長寿命化事業の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。
        - (ア) 個別施設計画に位置付けられた公共用の建築物並びに道路、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設、林道、漁港施設、農業水利施設、農道及び地すべり防止施設((ウ)において「道路等」という。)に係る長寿命化事業を対象とするものであること。
        - (イ)公共用の建築物については、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1に掲げる耐用年数をいう。)を超えて公共用の建築物を使用するために行う改修事業を対象とするものであること。
        - (ウ) 道路等については、インフラ長寿命化計画(「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)に基づき、維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として所管省庁が策定することとされている計画をいう。)等を踏まえて実施される改修事業を対象とするものであること。
        - (エ) 公用等施設の改修事業は、対象とならないものであること。
        - (オ) 対象となる事業について、改修前の施設の面積を上限として、起債対象事業費を算出するものであること。

### 地方債同意等基準等運用要綱 ②

- ウ 転用事業の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。
- (ア) 個別施設計画に位置付けられた施設の転用事業を対象とするものであること。
- (イ) 転用後の施設が公用等施設である事業は、対象とならないものであること。
- (ウ) 対象となる事業について、転用前の施設の面積を上限として、起債対象事業費を算出するものであること。
- エ 立地適正化事業の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。
- (ア) 立地適正化計画に基づく事業であって、都市再生特別措置法第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域又は同項第3号に規定する都市機能誘導区域で実施することが補助率かさ上げ等の要件となっている国庫補助事業を補完する事業((ウ)において「補完事業」という。)及び当該国庫補助事業と一体的に実施される事業を対象とするものであること。
- (イ)公用等施設を整備する事業は、対象とならないものであること。
- (ウ)補完事業については、対象となる事業について、事業実施前の施設の面積を上限として、起債対象事業費を算出するものであること。
- オユニバーサルデザイン化事業の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。
- (ア) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)に基づく公共施設又は公用施設のバリアフリー改修事業であり、具体的には次の事業を対象とするものであること。
  - a バリアフリー法第25条に規定する移動等円滑化基本構想に基づく事業
  - b バリアフリー法第10条に規定する道路移動等円滑化基準、第13条に規定する都市公園移動等円滑化基準及び第14条に規定する 建築物移動等円滑化基準等に適合させるための改修事業
- (イ)(ア)以外の公共施設又は公用施設のユニバーサルデザイン化のための改修事業(「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議)におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえて実施される公共施設又は公用施設の改修事業)についても対象とするものであること。
- (ウ)(ア)b及び(イ)については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること。
- (I) 公営住宅や公営企業施設等を整備する事業は、対象とならないものであること。
- カ 除却事業については、地財法第33条の5の8に規定する公共施設等の除却を行う事業を対象とするものであること。
- キ 資金は、地方公共団体金融機構資金又は民間等資金とすること。また、集約化・複合化事業(国庫補助事業として実施される事業に限る。)については、財政融資資金も充てることができるものであること。

ただし、除却事業に係る資金は、民間等資金とし、償還年限は、原則として10年以内とすること。

### 地方債同意等基準運用要綱 ③

#### 〇令和6年度地方債同意等基準運用要綱(防災・減災対策関係抜粋)

- 第一 協議等手続に関する事項
  - 二 対象事業に関する事項
    - 1 通常収支分
    - 一 一般会計債
    - (2) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業
      - ア 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業の対象事業に係る継ぎ足し単独事業及び関連して実施される単独事業については、事業内容に 応じてそれぞれ他の事業債の対象とするものであること。
      - イ国営、都道府県営及び団体営土地改良事業に係る地方公共団体の負担金については、「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」(平成3年5月31日付け構改D第389号農林水産省農村振興局長通知)において、地方公共団体が負担すべきとされている額を対象とするものであること。
      - ウ資金は、財政融資資金又は民間等資金とすること。

# 地方債同意等基準運用要網 ④

- 第一 協議等手続に関する事項
  - 二 対象事業に関する事項
    - 1 通常収支分
    - 一 一般会計債
    - (6) 一般単独事業
      - ⑤ 緊急防災・減災事業
      - ア 緊急防災・減災事業については、次に掲げる事業を対象とするものであること。
      - (ア) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備
        - a 消防団拠点施設等(災害時に消防団や自主防災組織等の活動拠点となるよう、備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備え、平時に消防団 や自主防災組織等の訓練・研修等が行える公共施設)
        - b 防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地(夜間照明や備蓄倉庫等を併設した大規模災害発生時の避難地となる施設)
        - c 災害応急対策を継続するための設備・車両資機材(非常用電源及びトイレカー)
        - d 緊急時に避難又は退避するための施設(津波避難タワー、活動火山対策避難施設等)
        - e 避難路・避難階段(避難経路や緊急車両の進入経路等災害時において、避難するために特に必要な道路や階段の新設・改良等。社会 福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する幼稚園等に係るものを含む。(地方公共団体の補助金を限度とする。))
        - f次の公共施設又は公用施設において、防災機能を強化するための施設(電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等の浸水対策、災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策、天井に設置している設備の落下防止対策、夜間照明、避難のための屋上階段の設置など避難者の安全性向上のために必要な改修等。社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する学校施設に係るものを含む。(地方公共団体の補助金を限度とする。))
        - (a) 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所(以下「指定避難所」という。)
        - (b) 災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設
        - (c) 不特定多数の者が利用する公共施設(橋梁等の道路及び歩道橋等の交通安全施設を含む。)
        - (d) 災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設
        - (e) 災害時に要配慮者対策が必要となる幼稚園等

## 地方債同意等基準運用要綱 ⑤

- g 指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設(トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、男女別の専用室、非接触対応設備、発熱者専用室、要配慮者を滞在させるための居室等。社会福祉法人が避難者のために整備する社会福祉施設及び学校法人が避難者のために整備する学校施設に係るものを含む。(地方公共団体の補助金を限度とする。))
- h 災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設(地域防災計画等に位置付けられる災害対策本部員室、災害対策本部事務局室(オペレーションルーム)(危機管理担当執務室を含む。)、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等)
- i 救急業務に従事する救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員の使用する消防本部、消防署及び出張所における感染症対策に 係る施設(仮眠室・浴室の個室化、消毒室、トイレ、換気扇、非接触対応設備、固定式間仕切り、救急資器材・資機材用備蓄倉庫等)
- j 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設
- k 緊急消防援助隊の編成に必要な施設のうち、緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等
- I 緊急消防援助隊受援計画に宿営場所として位置付けられた消防本部、消防署、出張所及び消防学校における女性専用施設(浴室、トイレ、 仮眠室、更衣室、洗面所等)
- m 消防団に整備される施設(消防団活動を行うにあたり必要となる、指揮広報車、消防ポンプ自動車、消防団情報伝達システム等)のうち、消防団の機能強化を図るための施設・設備(消防団車両の増強、初期消火資機材の増強や救助活動等を行うために必要な車両の整備、避難誘導を行う消防団の情報伝達手段の整備等)
- n 消防水利施設
- o初期消火資機材
- р 消防本部又は防災部局に整備される災害対応ドローン(水中ドローン及び物資輸送用ドローンを含む。)
- (イ) 大規模災害に迅速に対応するために緊急に整備する必要のある情報網の構築
  - 消防防災情報通信施設のうち、次の事業を対象とする。
  - a 消防救急デジタル無線の機能強化を伴う更新
  - b 防災行政無線のデジタル化及びデジタル化された防災行政無線の住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化
  - c 全国瞬時警報システム(Jアラート)に係る情報伝達手段の多重化
  - d 防災情報システムなど大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設
  - e「地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の一体的な整備の推進について」(令和3年1月22日付け消防情第30号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知)に基づき、都道府県が実施する以下の(a)から(c)までの要件の全てを満たす、都道府県庁と都道府県内の全市町村とを結ぶ一体的な衛星通信システムに係る整備事業等(同衛星通信システム整備事業に対する市町村が実施する追加的整備事業及び負担金を含む。)
  - (a) 災害発生時に輻輳を回避するための専用通信網もしくは帯域保証により安定的な通信を確保できること
  - (b) 災害対応を円滑に行うために画像やデータを円滑にやり取りできるだけの十分な回線容量を常に確保すること
  - (c) 被害状況等に係る情報を円滑に共有するために都道府県庁と都道府県内の全市町村とを結ぶ一体的なネットワークであること
  - f災害時オペレーションシステム

# 地方債同意等基準運用要網⑥

- (ウ)施設の大宗が浸水想定等区域内にあり、地域防災計画上、浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられた次の公共施設又は公用施設 の移転
  - a次の施設の移転を対象とする。
  - (a)施設の大宗が津波浸水想定区域内にあり、大規模地震が発生した場合に甚大な被害を受けると想定され、災害時に災害対策の拠点となる 公共施設又は公用施設、災害時に要配慮者対策が必要となる公共施設(社会福祉事業の用に供する公共施設及び幼稚園等)の移転
  - (b) 施設の大宗が洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の区域内にある消防署所等の移転
  - b 庁舎については、原則として次に定める面積及び㎡当たり単価に基づき算定した額を上限として、起債対象事業費を算出するものであること。
    - (a) 面積

入居職員数×職員一人当たり面積(35.3㎡)と移転前面積を比較して大きい方

- (b) m<sup>3</sup>当たり単価 468千円
- c 庁舎以外の公共施設又は公用施設の移転については、原則として移転前の延床面積を上限とするものであること。
- d 用地については、移転前の用地面積を上限とするものであること(庁舎の用地費については、bで算定した起債対象事業費とは別に対象となるものであること。)。
- e 地理的な制約のため浸水想定等区域内において建替えを行う場合のかさ上げに要する経費等も対象となるものであること(庁舎のかさ上げに要する経費等については、bで算定した起債対象事業費とは別に対象となるものであること。)。
- (エ)「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づき、広域化したもの又は広域化の期限までに広域化するもの(消防広域化重点地域に指定されたものに限る。)が実施する消防広域化事業又は「消防の連携・協力の推進について」(平成29年4月1日付け消防消第59号消防庁長官通知)に基づき、消防の連携・協力を行うものが実施する消防の連携・協力に関する事業
  - a 広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画(以下「広域消防運営計画等」という。)に基づき必要となる消防署所等の増改築(一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。)

ただし、広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要であると位置付けられたものは、新築についても対象とするものであること。

- b 広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備
- c 広域消防運営計画等に基づき統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築
- d 連携・協力実施計画に基づき必要となる高機能消防指令センターの整備
- e 連携・協力実施計画に基づき必要となる訓練施設の整備
- f 連携・協力実施計画に基づき必要となる消防用車両等の整備(「消防の連携・協力による消防用車両等の共同整備の実施にあたっての留意 事項」(令和4年3月31日付け消防消第102号消防庁消防・救急課長通知)に掲げる消防用車両等に限る。)

### 地方債同意等基準運用要綱?

(オ) 大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれるため、地域防災計画上、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設又は公用施設の耐震化

次の施設の耐震化(社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する学校施設に係るものを含む。(地方公共団体の補助金を限度とする。))を対象とする。なお、原則として耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を対象とするものであること。ただし、消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについて対象とするものであること。

- a 指定避難所
- b災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設
- c 不特定多数の者が利用する公共施設(橋梁等の道路及び歩道橋等の交通安全施設を含む。)
- d 災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設
- e 災害時に要配慮者対策が必要となる幼稚園等
- f 地震による倒壊の危険性が高い庁舎(Is値0.3未満)であって、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められ た施設
- イ上記アで対象としている事業を、防衛施設周辺の生活環境の整備に係る補助金、社会資本整備総合交付金(離島広域活性化事業に限る。)及び奄美群島振興交付金を受けて実施する場合も、緊急防災・減災事業の対象とするものであること。
- ウ上記アで対象としている事業のうち、高機能消防指令センターの整備に係る事業については、標準仕様書に基づく消防指令システムの整備を伴うものに限り、対象とするものであること。なお、令和5年度までに基本設計が完了した消防指令システムの整備を伴うものについては、令和6年度以降も引き続き緊急防災・減災事業の対象とするものであること。
- エ 資金は、地方公共団体金融機構資金又は民間等資金とすること。

## 地方債同意等基準運用要網 ⑧

- 第一 協議等手続に関する事項
  - 二 対象事業に関する事項
    - 1 通常収支分
    - 一 一般会計債
    - (6) 一般単独事業
      - ⑦ 緊急自然災害防止対策事業
      - ア緊急自然災害防止対策事業については、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するための治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利防災(防災重点農業用ため池(防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(令和2年法律第56号)第2条の2に規定するもの)の防災工事を含む。)、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、港湾防災、漁港防災、農道防災、林道防災、都市公園防災、下水道(flこ定める事業に限る。)及び道路防災(glこ定める事業に限る。)に係る国庫補助の要件を満たさない地方単独事業を対象とする。

ただし、流域治水プロジェクト(「流域治水プロジェクトの推進について」(令和2年6月10日付け国水河計第17号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長通知)及び「二級水系における流域治水プロジェクトの推進について」(令和2年10月27日付け国水河計第39号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長通知)に基づき策定されるものをいう。以下同じ。)又は流域治水計画(流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画。以下同じ。)に基づき行う事業でaからfに掲げるもの及び道路防災に係る事業に限り、国庫補助の要件を満たす事業も対象とする。

- a流域に関する対策(防災·安全交付金の流域貯留浸透事業(雨水貯留浸 透施設·溜め池の整備等)、総合流域防災事業(二線堤·移 動式排水施設·情報基盤の整備)等)
- b準用河川に係る河川改修
- c農業水利防災(ため池・機場・水路等。安全対策施設を含む。)、湛水防除(排水機場・排水樋門・遊水池等貯留施設・排水路・堤防・排 水管理に必要な施設等)、地盤沈下対策(農業用排水施設等)(原則、公共事業の要件を満たす事業を除く。)
- d 林道防災のうち林業・木材産業循環成長対策の路網の機能強化の要件を満たす事業
- e 都市公園防災(都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業における豪雨対策の要件を満たす事業)
- f下水道(雨水公共下水道事業、都市下水路事業及び公共下水道事業(公共下水道事業(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号イに規定するもの)については、浸水対策のうち、流域治水プロジェクト又は流域治水計画に基づき行う、ポンプ施設(雨水に係るものに限る。)、樋門・樋管、雨水貯留浸透施設の整備事業に係る一般会計から公営企業会計に繰り出した経費に限る。))

### 地方債同意等基準運用要綱 ⑨

- g 道路防災のうち防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策と連携して実施される以下の事業
- (a) 道路の法面・盛土の土砂災害防止対策(落石防止柵・植生工・モルタル吹付工・排水工・土留工等)
- (b) 道路施設(小規模構造物等)の予防保全のための対策(防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁等の対策、舗装の表層に係る対策等)
- (c) 渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策(橋梁·道路の洗掘·流失対策)
- (d) 道路における無停電設備等に関する対策(機械設備の整備、道路照明のLED化等)
- (e) 大雪時の車両滞留危険箇所に関する対策(防雪施設・消融雪施設・除雪機械等の整備等)
- イ流域治水プロジェクト又は流域治水計画に基づき都道府県又は指定都市が行う一級河川又は二級河川に係る事業(河川改修及びダムを除く。)を対象とした緊急自然災害防止対策事業債に係る資金については、財政融資資金を優先的に配分すること。
- ウイに定める事業以外の事業を対象とした緊急自然災害防止対策事業債に係る資金については、地方公共団体金融機構資金又は民間等 資金とすること。

#### ⑧ 緊急浚渫推進事業

緊急浚渫推進事業の取扱いについては、次に掲げるところによるものであること。

- ア地財法第33条の5の11に規定する河川、ダム、砂防設備、治山事業及び防災重点農業用ため池等事業により設置された施設において、 同条に規定する計画において緊急に行うべき事業として位置付けられたしゆんせつ及び樹木の伐採に係る地方単独事業を対象とするもの とする。
- イ資金は民間等資金とし、償還年限は原則として10年以内とすること。

#### 適正管理関係 取扱い三段表

適正管理関係 取扱い三段表		
地 方 債 同 意 等 基 準	運 用 要 綱	(参考)質疑応答集
第二 協議団体に係る同意基準	第一 協議等手続に関する事項	
二 協議に当たっての事業区分	二 対象事業に関する事項	
1 通常収支分	1 通常収支分	
地方債(通常収支分)の協議に当たっては、次	協議等手続の対象となる事業区分(通常収支分)	
に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに		
定める事業等を対象とするものとする(ただし、	一の一の一般的事項に定めるもののほか、次に掲げ	
2に掲げる事業の対象となるものを除く。)。	るところによるものであること。	
(一) 一般会計債	(一) 一般会計債	
(6) 一般単独事業	(6) 一般単独事業	
⑦ 公共施設等適正管理推進事業	⑥ 公共施設等適正管理推進事業	Q15-1 国庫補助を受けて実施する事業について、公
公共施設等適正管理推進事業について		共施設等適正管理推進事業の取扱いはどうな
は、公共施設等総合管理計画に基づいて行		りますか。
われる公共施設等における次に掲げる地		A15-1 国庫補助を受けて実施する事業については、
方単独事業等を対象とするものとする。		集約化・複合化事業のみが対象となります。
		Q15-2 公共施設等適正管理推進事業の期間はいつまでですか。
		A15-2 令和8年度までです。
		Q15-3 集約化・複合化事業等を実施する場合に必要
		となる「個別施設計画」については、記載項目
		等の具体的な内容をどのように検討して策定
		すればよいでしょうか。
		A15-3 「個別施設計画」の具体的な内容については、
		インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月、
		インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁
		連絡会議) や当該施設を所管する省庁が示す指
		針・ガイドラインを踏まえ、策定してください。
		なお、インフラ長寿命化基本計画において個
		別施設計画に記載することとされている事項
		(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え
		方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、
		対策費用)が「施設整備計画」や「統廃合計画」
		等に全て記載されている場合は、インフラ長寿
		命化基本計画において「各インフラの管理者が
		既に同種・類似の計画を策定している場合に
		は、当分の間、当該計画をもって、個別施設計
		画の策定に代えることができるものとする。」
		とされていることを踏まえ、個別施設計画を策
		定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象とないます。また、光林同様、類似の表面が
		象となります。また、当該同種・類似の計画が
		一部の施設のみを対象としている場合でも対

地		債	同	意	 等	基	準	運	用	要	網	(	参	考	) 質	疑	応	答	生
تاء	/)	贝	[H]	心	<u> </u>		<del></del>	Æ	л	<u> </u>	Vibil	<u> </u>		よります		77.0	<i>''</i> '		
														ょりょり ぎし、イ	-	長寿命	ツ 其 木	計画()	- [-
														こし、イ 合におい					
														ゴで越旨					
														直しを行					
														とにご留			,		,
												Q15-4		務教育施		-	<b>圴運動</b> :	場)に	2係る大
													規模	改造事業	に該当	する事	ま業や関	を 存の	スポー
													ツ施詞	設の改修	事業に	ついて	は、公司	共施討	2等適正
													管理技	推進事業	の対象	となり	ますか	0	
												A15-4	4 当計	該事業が	、法定而	引用年数	数を超れ	えて靠	義務教育
														又はスオ					
														別施設計					
														場合や、					
														事業であ					
														デザイン	,			,,.,-	- /
														位置付け それぞれ					
														てれてれ ン化事業				_/\-	- 9 / 2 /
	7	ァ 焦	約化・	複合化	車業				ア 集約化・2	夏合化事業の取扱し	ルについて	Q16-1		ノルザネ 共施設等				「隹糹	544•複
	,	<i>&gt;</i>	1.2   [		<b>T</b> //					ずるところによるも		Q 10 1		へ過して 事業」の					
									と。	, 0 = = 51=00 0 0				よ、それる			–		
										又は複合化を行お	うとする施	A16-1		集約化事					-
										固別施設計画(当該				し、一体	– .				
									体における	5公共施設等総合管	<b>管理計画に基</b>		て、当	当該既存	の公共旅	施設に値	系る個別	別施割	計画に
									づき、個別	別施設ごとの具体の	の対応方針を		位置位	付けられ	たものだ	が、「	複合化	事業」	は、既
										<b>画をいう。以下同し</b>				異なる種					
										た集約化事業又は裕				の機能を					
										<b>建築物にあっては</b>				って、当					
										載少するもの、非類				こ位置付	けられる	たもの	が、それ	れぞれ	い対象と
										として維持管理経費			なりる	ます。					
										られるものであるこ		0.10	7-11. A	₩ 44-) - J-		\		<u> </u>	J. 4-4.95 ±
										又は複合化による。		Q16-2		築物にお					
										集約化又は複合作				事業」と		うしては4	とのよ	ソな手	乗か対
										)供用開始から5年 法(平成14年法律第		A 16- 9		なります 合した施	-	<b>宇石</b> 珪	の合計	が 幺	な合命の
										5 (平成14年伝年) 2.規定する立地適1		A10-2		可したM する施設					
										- 成化りる立地週11 歯正化計画」という				9つ旭ii 事業が対				トソゼ	) 11, G /
										製血化計画」 こくだ 長約化又は複合化を				きがって			-	書が涯	がした
										0年)以内に行われ				合には、					
									(J) J (141	0 1 / 501 110 11404	くろのうなです		· ///// L	1 1-101	- rv + 7	C> I	TOW STA	- / ·	- //J // C

象とするものであること。

ならないことに留意する必要があります。

地 方 債 同 意 等 基 準	運用要綱	(参考)質疑応答集
	(ウ) 公用施設や公営住宅、公営企業施設 等(以下「公用等施設」という。)を整 備する事業は、対象とならないものであ	Q16-3 非建築物における「全体として維持管理経費 等が減少すると認められる事業」について、具 体的にどのような事業が対象となりますか。
	ること。 (エ) 複数の地方公共団体が連携して実施 する集約化事業や複合化事業(集約化・	A16-3 グラウンド等の非建築物の集約化等を行う 事業であって、事業計画や集約化等を行った前 後の施設の状況等を踏まえ、将来にわたる維持
	複合化する施設を有しない地方公共団体 が事業の実施主体となる場合を含む。) についても、当該事業が地方自治法(昭	管理・更新等にかかる経費の見込みが、集約化 等を行わなかった場合と比較して少なくなる と認められるものが対象となります。
	和22年法律第67号)第252条の2第1項 に規定する連携協約や協定等に基づいて	なお、建築物と非建築物の集約化等について は、集約化等の前後における延床面積や将来に
	行われる場合には、対象となるものであること。 (t) 国庫補助事業として実施される事業	わたる維持管理・更新等にかかる経費を勘案し、 公共施設の適正管理に資すると認められる場合 には対象となります。
	についても対象事業に含まれるものであ ること。	Q16-4 複数の公共施設を複合化する事業において、 個別の公共施設としては延床面積が増加する (建築物) 又は維持管理経費等が増加すると認
		められる(非建築物)ものの、施設全体として 延床面積が減少する又は維持管理経費等が減 少すると認められる場合には、「複合化事業」
		の対象となりますか。 A16-4 施設全体の事業費が対象となります。 Q16-5 集約化又は複合化による統合前の施設を転
		用する場合、転用部分は延床面積(建築物)又 は維持管理経費等(非建築物)の減少の要件に
		関して、どのように取り扱われますか。 A16-5 統合前の施設を転用する場合、当該転用部分 については延床面積又は維持管理経費等の減
		少の要件において考慮しません。 ただし、統合前の施設を転用する場合であっ ても、他施設を廃止した上で当該統合前の施設
		に移転する場合には、当該廃止分は延床面積又 は維持管理費経費等の減少の要件において考 慮します。
		Q16-6 集約化又は複合化による統合前の施設を統合後の施設の建設着工前に廃止した場合、当該廃止分は延床面積(建築物)又は維持管理経費
		等(非建築物)の減少の要件に関して、どのように取り扱われますか。
		A16-6 統合後の施設の建設着工前に統合前の施設 が廃止された場合であっても、当該統合前の施

	地	方	債	同	意	等	基	 準	運	 用	要	綱	(参考)質疑応答集
と、統合前の施設の廃止と総合後の施設の発動 が一体的に行われているものと認められる場合には、温波統合前の施設の廃止分は延床面積 では、温波統合前の施設の廃止分は延床面積 では、温波統合前の施設の廃止分は延床面積 を建す。 (A16-7 「集彩化・液合化・薬素」における「既存施設 をします。) (A16-7 「集彩化・液合化・薬素」における「既存施設 のがしょうか。 (A16-7 「無彩化・液合化・薬素」における「既存施設・水のでしょうか。 (A16-7 「無容をからない。) (A16-1 大きないます。)													設の廃止以前から「集約化事業」又は「複合化
が一体的に行われているものと認められる場合には、当該液合剤の施設の原中分は延末面類で入域維持管理経費等の減少の要件において考慮します。  Q16-7 (集彩化・複合化率業)における「既存施設の原中分とかまたとを得すのでしょうか。 A16-7 (既存施設の廃止)とは、単に機能を廃止することを得すのでしょうか。 とは、どのような状態にすることを得すのでしょうな。とは、単に機能を廃止することを相比ます。 の廃止」とは、どのような状態にすることを得すの水事等により、旋前の公共施設として直ちに使用することができない状態にすることを相します。 Q16-8 集物に又は複合化による統合前の施設について、統合後の施設の供用開始から5年(立地通正化計画に基づき施設の生物化又に複合化を行う場合であっては10年)以内に廃止することなった場合には、どのように対応する必要がありますが。 A16-8 集物化又は複合化による統合前の施設について、統合後の施設の供用開始から5年(立地通常な合後のようを表のように対していた。) Q16-7 (本語を定しては、近年)の本語をできることは、対応では、どのように対応できることは、対応では、どのように対応できることは、対応に対応を確しまする。 A16-9 (本語を定しては、対策を認定を複合化する事業については、対策を認定を複合化する事業については、対策を認定を複合化する事業については、対策を認定を複合化する事業については、対策を認定を複合化は、(集部)が表の基份には、対策を認定を複合化する事業については、対策を認定を複合化する事業については、対策を認定を複合化する事業については、対策を認定を複合化する事業については、対策を認定を複合化する事業については、対策を認定を複合化する事業については、対策を可能となります。 A16-10 を含後の施設にはの機能となります。 A16-10 を含後の施設にはの機能となりますか。 A16-10 を含後の施設に私の機能となりますか。 A16-10 を含後の施設に私の機能となりますか。 A16-10 を含後の施設に私の機能となりますか。 A16-10 来的では20年では、実施のに20年で表別を記述していませないませないますか。 A16-10 来の後な20年では、実施のに30年では、実施のに40年では、実施のな20年では、実施のな20年では、実施のな20年では、実施のな20年では、実施のな20年では、実施のな20年では、実施のな20年では、実施のな20年では、実施のな20年では、実施のな20年では、実施のな20年では、実施のな20年では、実施のな20年では、実施のな20年では、実施のな20年では、実施のな20年では、実施のな20年では、2													
合には、当該政合前の施設の歴史分は延年新練 又は維持管理経費等の減少の要件において考 慮 はます。  Q16-7 「集彩化・複合化事業」における「既存施設 の施止」とは、どのような吹嘘とすることを行 すのでしょうか。 A16-7 「既存施設の施止」とは、単に機能を廃止するのでしょうか。 (A16-7 「既存施設の施止」とは、単に機能を廃止するが出版を止てはなく、除動、転出や他の団体・民間等への元却等により、推力の大地部設として値ちに使用することができない状態にすることを指します。  Q16-8 集彩化又は複合化による結合前の施設について、総合後の施設の映用開始から5年(立地適正估判画に基づき施設の実施なりますをなかった場合には、どのようだが取する必要があります。  A16-8 集約化又は核合化による統合前の施設について、総合後の施設の共用開始から5年(立地位を行う場合にあっては、10年)以内に廃止することが日報となった場合は、地の主意への変更を行うため、機能等な行う必要があります。  Q16-9 火歩施設と行合等の対象外施設を複合化でありますが。 A16-8 外表地では、「強合化事業」の対象となりますか。 A16-9 火歩施設と行合等の対象外施設を複合化する事実については、減免除事業」の対象となります。 「結合化事業」の対象となります。 なお、共用部分がある場合、当該部分については、研究が表別を表別と限りますが。 A16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新かに限り、指念企び事業」の対象となります。 なお、共用部分がある場合、当該部分については研解技学体により策由された対象に確立して、「確定化を対します。 なお、共用部分がある場合、「当該部分については研解技学体により変しまります。 A16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに解決する場合には、「集命化・複合化事業」の対象となりますか。 A16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに解決する場合には、「集命化・複合化事業」の対象となりますか。 A16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに解決する場合には、「集命化・複合化事業」の対象となりますか。 A16-10 条合を記載を新たに対象を新たに解決する場合には、「集命化・複合化事業」の対象となりますか。 A16-10 条合を記載を新たらないますがあり、対象となりますか。 A16-10 条合を記載を新たいますがあり、表別を記述していませないませないませないませないませないませないませないませないませないませな													
又は維持管理経費等の減少の要件において考慮します。  (216-7 「集約化・複合化事業」における「既存施設の廃止」とは、どのような状態にすることを指すっのでしょうか。  (216-7 「既存施設の廃止」とは、単に機能を廃止する用途廃止ではなく、除却、転用や他の団体・民間等へのが却等により、後前の公共施設として動もに供用することができない状態にすることを指します。  (216-8 集約化又は複合化による統合前の施設について、統合後の施設の供用開始から5年(立地 遠正化計画に基づき施設の集制をから5年(立地 遠正化計画に基づき施設の集制をから5年(立地 遠正化計画に基づき施設の集制化スは複合化を行う場合にあっては10年)以内に廃止するようないのた場合にあるのでは10年)以内に廃止することが同難とかった場合に、他の事業への委員を行うため、接続等を行う必要があります。  (216-9 公共施設と庁舎等の以来外施設を積合化する事業については、「複合化事業」の対象となりますが、  (216-9 公共施設と庁舎等の以来外施設を積合化する事業については、「複合化事業」の対象となりますが、  (216-9 公共施設と庁舎等の以来外施設を複合化する事業については、「複合化事業」の対象となりますが、  (216-0 統分後の年業)の対象とからまず。  (216-10 統分後の年業)の対象とからまず。  (216-10 統分後の年業)の対象とからまず。  (216-10 統分後の本設と範分を記り、対象をとからます。)  (216-10 統分後の施設ともの機能を有したなが施設を言といます。)  (216-10 統分後の施設ともの機能を有したを施設を新たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」の対象とからます。)													
度します。 Q16-7 「集約化・複合化事業」における「既存施設の施止」とは、どのような状態にすることを指すのでしょうか。 A16-7 「既存極政府化」とは、単に機能を廃化する用途廃止ではなく、除知、転用や他の団体・民間等への赤野等により、統行の公共施設にすることができない状態にすることを指します。 Q16-8 集約化又は複合化による統合前の施設について、統合後の施設の供用開始から5年(立地通正化計画に基づき施設の集約化又は複合化を行う場合にあっては10年)以内に廃止できなかった場合によっな統合では10年)以内に廃止できなかった場合にあっては10年)以内に廃止できなかった場合にあっては10年)以内に廃止できるからないのでは1分割が高いの上間では1分割が高いの上間では1分割が高いの上間では1分割が高いの上間では1分割が高いの表別では1分割が高いる場所では1分割が高いる場所では1分割が高います。 A16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、7級を経験と序合等の対象外施設を複合化する事業については、7級を経験に係る部分に限り、「極待化事業」の対象となります。  A16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り、「複合化事業」の対象となります。  なは、共用部分がある場合、当該部分にいては、商権合化等を記り、対象を認りに限り、対象をおります。  なは、共用部分がある場合、当該部分にいては、面積を行うの施設に他の機能を有した施設を対しては面積な分字により第倍、当該部分にいて、では面積な分字によります。  Q16-10 係合後の施設とかします。  ない、共和的の対象となります。  ない、共和的の対象を対象と対象を対象となります。  ない、共和的の対象を対象と対象を対象を対象となります。  ない、共和的の対象を対象となります。  ない、共和的の対象を対象と対象となります。  ない、共和的の対象を対象となります。  ない、共和的の対象を対象となります。  ない、共和的の対象を対象となります。  ない、共和的の対象を対象と対象となります。  ない、対象をなります。  ない、対象をなります。  ない、対象をなります。  ない、対象をなります。  ない、対象をなります。  ない、対象をなります。  ない、対象を対象となります。  ない、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対													
Q16-7 「集約化・複合化率製」に対する「既存施設の廃止」とは、足のような状態にすることを指すのでしょうか。 A16-7 「既存施設の廃止」とは、単に機能を廃止する日本になる、除却、転用や他の団体・民間等への売到等により、径前の公共施設として底ら低使用することを指します。 Q16-8 集約化又は複合化による総合前の施設について、総合後の施設の供用開始から5年(立地、適正化計画に基づき施設の集約化又は複合化をを行う場合にあっては10年)以内に廃止できなかった場合には、どのように対応する必要がありますが。 A16-8 集約化又は後合化による総合前の施設について、統合後の施設の供用開始から5年(立地、適正化計画に基づき施設の集約化又は複合化を行う場合にあっては10年)以内に廃止すると多数の場合に表しては関連となった場合は、他の平象への変更を行う活合にあるでは10年)以内に廃止することが問題となった場合は、他の平象への変更を行う活動となった。以内に廃止することが関連となった。対象を支持を持つが表されることが関連となった。以内に廃止することが関連となりますが、 Q16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事実については、「複合化事業」の対象となります。 A16-19 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事実については、対象施設に係る部分に限り、非常化化事業」の対象となります。 なお、共用部分がある場合、当該部分については両格段分等により享用された支援を施設分に限り、対象となります。 Q16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに供表する場合には、「集約化・複合化率業」の対象となりますか。 A16-10 集給をの施設に他の機能を有した施設を新たに供表する場合には、「集約化・複合化率業」の対象となりますか。													
の廃止」とは、どのような状態にすることを指 すのでしょうか。 A16-7 「既存施設の廃止」とは、単に機能を廃止す る用途軽止ではなく、除却、転却や他の団体・ 民内等への元却等により。後前の公共施設として直ちに使用することができない状態にする ことを指します。 Q16-8 集約化又は複合化による統合前の施設について、結合後の施設の供用関熱から5年(火地 適能化計劃に基づき施設の集約化又は複合化を行う場合にを行う場合に入どのように対応する必要が ありますか。 A16-8 集約化又は複合化による統合前の施設について、結合後の施設の供用関熱から5年(火地 適能工化計劃に基づき施設の集約化又は複合化を行う場合化によう統合後の施設の供用関熱から5年(火地 適能工化計劃に基づき施設の集約化又は複合化を行う場合となった場合に、どのように対応する一般であっますか。 A16-9 集約他又は複合化で表行の場合により手の美内を表示の必要見を行うため、協議等を行う必要があります。 ことが規範となった場合は、他の事業への変更を行うため、協議等を行う必要があります。 とそ行うため、協議等を行う必要があります。 ことが確定と行き等の対象外施設を複合化する事業については、「複合化事業」の対象となります。 A16-9 公共施設と行舎等の対象外施設を複合化する事業については、「複合化事業」の対象となります。 なは、共用部分がある場合、当該部分については、確な分割となり、 り、「複合化事業」の対象となります。 なは、共用部分がある場合、当該部分については、確な分割となりについては、対象地設に他の機能を有した地設を新分に、 では、対象となります。 の対象となります。 Q16-10 統合後の観診と他の機能を有した地設を新たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」の対象となりますか。 A16-19 集約化又は複合化により整備する施設に統													·-·
すのでしょうか。 A16-7 「既存施設の廃止」とは、単に機能を廃止する用途廃止ではなく、除却、転用や他の団体・民間等への売却等により、従前の公共施設として直ちに供用することができない状態にすることを指します。 Q16-8 集約化又は複合化による統合前の施設について、統合後の施設の供用開始から5年(近地適正化計画に基づき施設の集約化又は複合化を行う場合になっては10年)以内に廃止できなかった場合には、どのように対応する必要がありますか。 A16-8 集約化又は複合化による統合前の施設について、統合後の施設の供用開始から5年(近地適正化計画に基づ金施設の集約化又は複合化を行う場合にあっては10年)以内に廃止することが困難となった場合は、他の事業へ変更を行うため、協議をそ行う必要があります。 Q16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、「複合化事業」の対象となります。 A16-9 公共施設と下舎等の対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に切り、背積合化事業」の対象となります。 A16-9 公共施設と複合化する事業については、対象施設に係る部分に関り、「複合化事会」の対象となります。 A16-0 公共施設と複合化する事業については、対象施設に係る部分に関り、「複合化事会」の対象となります。 A16-6 公共施設と「持ちにより集団を持ちにより、対象をとなります。 A16-6 公共施設と「持ちにより集団を持ちにより、対象をとなります。													
A16-7 「既存施設の廃止」とは、単に機能を廃止する用途廃止ではなく、除却、転用や他の団体・ 民間等への完如等により、従前の公共施設として直ちに供用することができない状態にすることを推します。  Q16-8 集約化又は複合化による統合前の施設について、統合後の施設の供用開始から5年(公地適正化計画に基づき施設の集的化又は複合化を行う場合にあっては10年)以内に廃止できなかった場合は、どのように対応するを吸がありますか。 A16-8 集約化又は複合化による統合前の施設について、統合後の施設の供用開始から5年(公地適正化計画に基づき施設の集約化又は複合化を行う場合にあっては10年)以内に廃止することが困難となった場合は、他の事業への変更を行うため、協議等を行う必要があります。 Q16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、「複合化事業」の対象となりますか。 A16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り、対象施設に係る部分に限り、「複合化事業」の対象となります。なお、共用部分もある場合、当該部分については面積接分等により算出された対象施設分に限り、「複合化事業」の対象となります。 なお、共用部分もある場合、当該部分については面積接分等により算出された対象施設分に限り、対象をとなります。  Q16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」の対象となりますか。 Q16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」の対象となりますが、													
民間等への売却等により、従前の公共施設として直ちに供用することができない状態にすることを指します。 Q16-8 集約化又は複合化による総合前の施設について、統合後の施設の供用開始から5年(立地適正化計画に基づき施設の集約化又は複合化を行う場合にあっては10年)以内に廃止できなかった場合には、どのように対応する必要がありますか。 A16-8 集約化又は複合化による統合前の施設について、統合後の施設の使用開始から5年(立地適正化計画に基づき施設の集約化又は複合化を行う場合にあっては10年)以内に廃止することが困難となった場合は、他の事業への変更を行うため、協議等を行う必要があります。 Q16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、「積合化事業」の対象となりますか。 A16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り、「複合化事業」の対象となります。なお、共用部分がある場合、当該部分については面積按分等により算出された対象施設分に関り、対象となります。 なお、共用部分がある場合、当該部分については面積按分等により算出された対象施設分に関り、対象となります。 なお、共用部分がある場合、当該部分については面積按分等により算出された対象施設分に関り、対象となります。 Q16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」の対象となりますか。 A16-10 集約化又は複合化により整備する施設に統													
て直ちに供用することができない状態にすることを指します。 Q16-8 集約化又は複合化による統合前の施設について、統合後の施設の集制用始から5年(立地適正化計画に基づき施設の集制化又は複合化を行う場合にあっては10年)以内に廃止できなかった場合には、どのように対応する必要がありますか。 A16-8 集約化又は複合化による統合前の施設について、統合後の施設の供用開始から5年(立地適正化計画に基づき施設の供用開始から5年(立地適正化計画に基づき施設の供用開始から5年(立地通上分割を)を10年)以内に廃止することが困難となった場合は、他の事業への変更を行うため、協議等を行う必要がありな要がありまでが、2016-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、「複合化事業」の対象となりますか。 A16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り、「複合化事業」の対象となります。なお、共用部分がある場合、当該部分については価積按分等により第出された対象施設分に限り、対象となります。 なお、共用部分がある場合、当該部分については価積按分等により第出された対象施設分に限り、対象となります。 なお、共用部分がある場合、当該部分については価積接分等により第出された対象施設分に限り、対象となります。 なお、共用部分がある場合には、「集約化・複合化事業」の対象となります。 Q16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」の対象となります。													る用途廃止ではなく、除却、転用や他の団体・
(216-8) 集約化又は複合化による統合前の施設について、統合後の施設の供用開始から5年(立地 適正化計画に基づき施設の集約化又は複合化 を行う場合にあっては10年)以内に廃止できなかった場合には、どのように対応する必要がありますか。 (216-8) 集約化又は複合化による統合前の施設について、統合後の施設の供用開始から5年(立地 適正化計画に基づき施設の集約化又は複合化 を行う場合にあっては10年)以内に廃止することが困難となった場合は、他の事業への変更を行うため、協議等を行う必要があります。 (216-9) 公共施設と庁食等の対象外施設を複合化する事業については、「複合化事業」の対象となります。 (216-9) 公共施設と庁食等の対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り、「複合化事業」の対象となります。なお、共用部分がある場合、当該部分については面積按分等により算出された対象施設分に限り、「複合化事業」の対象となります。なお、共用部分がある場合、当該部分については面積按分等により算出された対象施設分に限り、対象となります。。 (216-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」の対象となりますか。													
Q16-8 集約化又は複合化による統合的の施設について、統合後の施設の供用開始から5年(立地 適正化計画に基づき施設の無別代又は複合化 を行う場合にあっては10年)以内に廃止できなかった場合には、どのように対応する必要がありますか。 A16-8 集約化又は複合化による統合的の施設について、統合後の施設の供用開始から5年(立地 適正化計画に基づき施設の無別化又は複合化を行う場合にあっては10年)以内に廃止することが困難となった場合は、他の事業への変更を行うため、といる事業については、「複合化事業」の対象外施設を複合化する事業については、「複合化事業」の対象となります。 A16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、「複合化事業」の対象となります。なお、共用部分がある場合、当該部分に限り、「複合化事業」の対象となります。なお、共用部分がある場合、当該部分については面積核分等により集出された対象施設分に限り、対象となります。なお、共用部分がある場合、当該部分については面積核分等によりませるといっては面積核分等によりませるといっては面積核分等によります。 Q16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」の対象となりますか。													
いて、統合後の施設の供用開始から5年(立地 適正化計画に基づき施設の集約化又は複合化 を行う場合にあっては10年)以内に廃止でき なかった場合には、どのように対応する必要が ありますか。 A16-8 集約化又は複合化による統合前の施設につ いて、統合後の施設の供用開始から5年(立地 適正化計画に基づき施設の集約化又は複合化 を行う場合にあっては10年)以内に廃止する ことが困難となった場合は、他の事業への変更 を行うため、協議等を行う必要があります。 Q16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化す る事業については、「複合化事業」の対象とな りますか。 A16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化す る事業については、対象施設に係る部分に限 り、「複合化事業」の対象となります。 なお、共用部分がある場合、当該部分につい ては面積按分等により算出された対象施設分 に限り、対象となります。 なお、共用部分がある場合、当該部分につい ては面積按分等により算出された対象施設分 に限り、対象となります。 なお、共同部分がある場合、当該部分につい ては面積按分等により算出された対象施設分 に限り、対象となります。 なお、共同部分がある場合には、「集約化・複合化事業」 の対象となりますか。 Q16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新 たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」 の対象となりますか。 A16-10 集約化又は複合化により整備する施設に統													, , ,
適正化計画に基づき施設の集約化又は複合化を行う場合にあっては 10 年) 以内に廃止できなかった場合には、どのように対応する必要がありますか。  A 16-8 集約化又は複合化による統合前の施設について、統合後の施設の供用開始から5 年 (立地適正化計画に基づき施設の集約化又は複合化を行う場合にあっては 10 年) 以内に廃止することが困難となった場合は、他の事業への変更を行うため、協議等を行う必要があります。  Q 16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、「復合化事業」の対象となりますか。  A 16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、「復合化事業」の対象となります。なお、共用部分がある場合、当該部分に限り、「複合化事業」の対象となります。なお、共用部分がある場合、当該部分については、対象施設に係る部分に限り、「複合化事業」の対象となります。なお、共用部分がある場合、当該部分については面積按分等により算出された対象施設分に限り、対象となります。なお、共用部分がある場合、当該部分にのいては面積接分等により算出された対象施設分に限り、対象となります。													
を行う場合にあっては 10 年)以内に廃止できなかった場合には、どのように対応する必要がありますか。 A 16-8 集約化又は複合化による統合前の施設について、統合後の施設の供用開始から 5 年(立地適正化計画に基づき施設の集約化又は複合化を行う場合にあっては 10 年)以内に廃止することが困難となった場合は、他の事業への変更を行うため、協議等を行う必要があります。 Q 16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、「複合化事業」の対象となりますか。 A 16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り、「複合化事業」の対象となります。なお、共用部分がある場合、当該部分については面積按分等により算出された対象施設分に限り、対象となります。 Q 16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」の対象となりますか。													
なかった場合には、どのように対応する必要がありますか。 A16-8 集納化又は複合化による統合前の施設について、統合後の施設の供用開始から5年(立地適正化計画に基づき施設の集約化又は複合化を行う場合にあっては10年)以内に廃止することが困難となった場合は、他の事業への変更を行うため、協議等を行う必要があります。 Q16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、「複合化事業」の対象となりますか。 A16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り、「複合化事業」の対象となります。なお、共用部分がある場合、当該部分については面積核分等により算出された対象施設分に限り、対象となります。なお、共用部分が等により算出された対象施設分に限り、対象となります。													
ありますか。 A16-8 集約化又は複合化による統合前の施設について、統合後の施設の供用開始から5年(立地適正化計画に基づき施設の集約化又は複合化を行う場合にあっては10年)以内に廃止することが困難となった場合は、他の事業への変更を行うため、協議等を行う必象外施設を複合化する事業については、「複合化事業」の対象となりますか。 A16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、「複合化事業」の対象となりますか。 A16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り、「複合化事業」の対象となります。なお、共用部分がある場合、当該部分については面積核分等により質出された対象施設分に限り、対象となります。 Q16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」の対象となりますか。 A16-10 集約化又は複合化により整備する施設に統													
A16-8 集約化又は複合化による統合前の施設について、統合後の施設の供用開始から5年(立地適正化計画に基づき施設の集約化又は複合化を行う場合にあっては10年)以内に廃止することが困難となった場合は、他の事業への変更を行うため、協議等を行う必要があります。 Q16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、「複合化事業」の対象となりますか。 A16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り、「複合化事業」の対象となります。なお、共用部分がある場合、当該部分については面積按分等により算出された対象施設分に限り、対象となります。 Q16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」の対象となりますか。 A16-10 集約化又は複合化により整備する施設に統													
適正化計画に基づき施設の集約化又は複合化を行う場合にあっては 10 年) 以内に廃止することが困難となった場合は、他の事業への変更を行うため、協議等を行う必要があります。  Q16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、「複合化事業」の対象となりますか。  A16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り、「複合化事業」の対象となります。なお、共用部分がある場合、当該部分については面積按分等により算出された対象施設分に限り、対象となります。  Q16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」の対象となりますか。  A16-10 集約化又は複合化により整備する施設に統													· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
を行う場合にあっては 10 年) 以内に廃止することが困難となった場合は、他の事業への変更を行うため、協議等を行う必要があります。 Q16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、「複合化事業」の対象となりますか。 A16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り、「複合化事業」の対象となります。なお、共用部分がある場合、当該部分については面積按分等により算出された対象施設分に限り、対象となります。 Q16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」の対象となりますか。 A16-10 集約化又は複合化により整備する施設に統													いて、統合後の施設の供用開始から5年(立地
ことが困難となった場合は、他の事業への変更を行うため、協議等を行う必要があります。 Q16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、「複合化事業」の対象となりますか。 A16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り、「複合化事業」の対象となります。なお、共用部分がある場合、当該部分については面積按分等により算出された対象施設分に限り、対象となります。 Q16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」の対象となりますか。 A16-10 集約化又は複合化により整備する施設に統													適正化計画に基づき施設の集約化又は複合化
を行うため、協議等を行う必要があります。 Q16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、「複合化事業」の対象となりますか。 A16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り、「複合化事業」の対象となります。なお、共用部分がある場合、当該部分については面積按分等により算出された対象施設分に限り、対象となります。 Q16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」の対象となりますか。 A16-10 集約化又は複合化により整備する施設に統													
Q16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、「複合化事業」の対象となりますか。 A16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り、「複合化事業」の対象となります。													
る事業については、「複合化事業」の対象となりますか。 A16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り、「複合化事業」の対象となります。 なお、共用部分がある場合、当該部分については面積按分等により算出された対象施設分に限り、対象となります。 Q16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」の対象となりますか。 A16-10 集約化又は複合化により整備する施設に統													
りますか。 A16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り、「複合化事業」の対象となります。 なお、共用部分がある場合、当該部分については面積按分等により算出された対象施設分に限り、対象となります。 Q16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」の対象となりますか。 A16-10 集約化又は複合化により整備する施設に統													
A16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り、「複合化事業」の対象となります。 なお、共用部分がある場合、当該部分については面積按分等により算出された対象施設分に限り、対象となります。 Q16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」の対象となりますか。 A16-10 集約化又は複合化により整備する施設に統													
る事業については、対象施設に係る部分に限り、「複合化事業」の対象となります。なお、共用部分がある場合、当該部分については面積按分等により算出された対象施設分に限り、対象となります。  Q16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」の対象となりますか。  A16-10 集約化又は複合化により整備する施設に統													
り、「複合化事業」の対象となります。 なお、共用部分がある場合、当該部分については面積按分等により算出された対象施設分に限り、対象となります。  Q16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」の対象となりますか。  A16-10 集約化又は複合化により整備する施設に統													
では面積按分等により算出された対象施設分 に限り、対象となります。 Q16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新 たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」 の対象となりますか。 A16-10 集約化又は複合化により整備する施設に統													
に限り、対象となります。 Q16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」の対象となりますか。 A16-10 集約化又は複合化により整備する施設に統													なお、共用部分がある場合、当該部分につい
Q16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」の対象となりますか。 A16-10 集約化又は複合化により整備する施設に統													
たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」 の対象となりますか。 A16-10 集約化又は複合化により整備する施設に統													
の対象となりますか。 A16-10 集約化又は複合化により整備する施設に統													
A16-10 集約化又は複合化により整備する施設に統													
													日本10-10 集約化文は複合化により登備する施設に統合前の施設以外の機能を有した施設を新たに

地	方	債	同	意	 等	基	準	運	用	要	和阿	(参考)質疑応答集
			-						·			併設する場合においては、統合前の種類の公共
												施設を整備する部分に限り、対象となります。
												Q16-11 1つの公共施設内に本棟と別棟を有してお
												り、本棟と別棟を集約化する場合には、「集約
												化・複合化事業」の対象となりますか。
												A16-11 「集約化・複合化事業」では、複数の公共施
												設を集約化する場合を対象としており、1つの
												公共施設内で集約化する場合は対象となりま
												せん。
												Q16-12 集約化又は複合化による統合前の施設の除
												却についても、当該事業の対象事業費に含まれ
												ますか。
												A16-12 集約化又は複合化による統合前の施設の除
												却については、当該施設が現存する敷地での建
												替えを行う場合など、当該事業による統合後の
												整備事業費の一部として捉えることができる
												場合は、当該事業の対象事業費に含まれます。
												一方、当該施設が現存する敷地での建替えを
												行わない統合前の施設の除却については、公共
												施設等適正管理推進事業の「除却事業」の対象
												となります。
												Q16-13 普通財産である施設の集約化事業は「集約
												化・複合化事業」の対象となりますか。
												A16-13 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238
												条第4項において、普通財産とは、「公用又は
												公共用に供し、又は供することと決定した財
												産」である行政財産以外の公有財産であると規
												定されていることから、基本的に公共用に供し
												ないものであり、「公共施設」には該当しない
												ため、「集約化・複合化事業」の対象となりま
												せん。
												Q16-14 「集約化・複合化事業」において、本体施設
												の附属的な施設(学校における校庭、グラウン
												ドにおける管理棟等)の整備は、どのように取
												り扱われますか。
												A16-14 本体施設が「集約化・複合化事業」の要件を
												満たす場合には、本体施設の利用や機能の発揮
												のために必須と考えられる附属的な施設の整
												備費も含めて対象事業費に含まれます。
												Q16-15 同意等基準運用要綱第一の二の1の(一)の
												(6)の⑥のアの(エ)に、「複数の地方公共団体が

Г	地	方	債	同	意	 等	基	準	運	 用	要	網	(	参	考 )	質	疑	応 智	<u></u>	
F								<u> </u>											化事業に	
														ついて	ても、当該	事業が:	地方自	治法(中	略)第25	52
																			協約等に	
																			よるもので	
																			当該「協	
																			つに限られ	
																		協定も含	含まれると	۲
													A 10 1		てよいで		-	_		
															まの協定な			-	\ TIP <del>    \ \ \</del> \ \   T	44.
													Q 10-1						ヽ地方公却 関施する剤	
																			E爬りる☆    	
																			F来いずる 川施設計画	
																			うに行う	
															ごしょう		_ , ,	( ( ) )	, , , , ,	
																-	定等に	よる集終	り化・複合	合
																			よる区分別	
																			しないこと	
														となる	る地方公式	共団体は	、当該	新施設を	と総合管理	浬
														計画・	個別施設	計画に	位置づ	ける必要	更があり言	ま
														すか。						
													A16-1						\地方公共	
																			•複合化	
																			は、連携を	
																			量づけると	
																			において 位置づける	
															L・優古年 公要があ		旭政(	· J ( · C 1	広 <u>□</u> ・フリク	Ł
																	化・複	合化する	る施設が存	左
																			の心では、	
																			多画が位置	-
																			協約・協力	
																			川施設計画	
														に位置	置づけら	れている	<b>3</b> こと	をもって	確認する	る
															こします。					
																			り化・複合	
																			る地方な	
																			へては計画	
																			官等におい	
																			) 参画が位	
									1					重付け	「られてい	いること	を踏ま	ス、集業	り化・複合	立

地 方 債 同 意 等 基 準	運 用 要 綱	(参考)質疑応答集
地 刀 頂 问 息 守 基 华	是 /// 安 神	化事業実施後に新施設を所有することとなる地方公共団体の総合管理計画・個別施設計画に位置づけられていることをもって確認することとします。  Q16-17 同意等基準運用要綱第一の二の1の(一)の(6)の⑥のアの(ウ)において、公営企業債の「病院事業・介護サービス事業」の対象として記載されている「一般行政病院等」は、公共施設等適正管理推進事業債の「集約化・複合化事業」の対象にもなりますか。  A16-17 一般行政病院等とは、主として一般行政上の目的から経営され、一般会計により経理されている病院、診療所等のことであり、同意等基準運用要綱第一の二の1の(二)の(6)のアの(ウ)において公共施設等適正管理推進事業債の対象外とされている「公営企業施設」には当たら
		ないものであることから、「集約化・複合化事
		業」の対象となります。
イー長寿命化事業	イ 長寿命化事業の取扱いについては、次に 掲げるところによるものであること。 (7) 個別施設計画に位置付けられた公共 用の建築物並びに道路、河川管理施設、 砂防関係施設、海岸保全施設、浩山施 設、林道、漁港施設、農業水利施設、農 道及び地すべり防止施設((ウ)において 「道路等」という。)に係る長寿命化事 業を対象とするものであること。 (イ) 公共用の建築物については、法定耐 用年数(減価償却資産の耐用年数等に関 する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別 表第1に掲げる耐用年数をいう。)を超 えて公共用の建築物を使用するために行 う改修事業を対象とするものであること。 (ウ) 道路等については、インフラ長寿命 化計画(「インフラ長寿命化基本計画」 (平成25年11月、インフラ老朽化対策の 推進に関する関係省庁連絡会議)に基づ き、維持管理・更新等を着実に推進する ための中期的な取組の方向性を明らかに	Q17-1 公共施設等適正管理推進事業のうち公共用の建築物に係る「長寿命化事業」は、どのような事業が対象ですか。 A17-1 法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために必要な個別施設計画に位置付けられた改修事業が対象となります。 Q17-2 「法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために必要な改修事業」とは、具体的にどのような事業が対象となるのでしょうか。 A17-2 「法定耐用年数」を超える使用目標年数が定められた公共用の建築物について、当該使用目標年数まで使用するために必要な対策として、個別施設計画に位置付けられた改修事業が対象となります。 このため、当該建築物に係る個別施設計画において、当該改修事業が位置付けられているだけでなく、長寿命化の目標として「法定耐用年数」を超える「使用目標年数」が定められている必要があることに留意する必要があります。 Q17-3 既に「法定耐用年数」を超えて使用している建築物についても、「長寿命化事業」の対象となりますか。 A17-3 既に「法定耐用年数」を超えて使用している

地	方	債	同	意	等	基	準	運	用	要	綱	( 🕏	参考	) :	質	<b>递</b> 応	答	集
										して所管省庁が第			築物に係					
										る計画をいう。)			で使用す					
										る改修事業を対象	象とするもの		には、「			_		
									であること	-		Q17-4			•			
										施設の改修事業は	、対象とな		としない			€, 1	長寿命位	化事業」
										であること。	1.16 N		対象とな				7 . H	V
										なる事業について		A17-4						
										[を上限として、走 ]るものであること			改修等で					
									賃を昇山 9	28000000000	- 0		数」まで注 て個別施					
													を回がためれば、					
													製作的に 具体的に			_		
													ス件のに いては、					-
													、躯体本位					
													年数を超					
												該	施設を使	用する	ことを	可能と	こするこ	とが個
												別力	施設計画	において	て明ら:	かにな	っており	り、施設
												の	法定耐用	年数を起	習えて.	、当該加	施設とと	ともに使
												用:	され、かつ	つ必要不	「可欠	な附属	設備の改	女修事業
													ある場合					
												-	劣化を防	-				
													ても、その					
													設定した					
												· ·	ることを					
													いて明ら; ュユ	かになっ	ってい	る場合	には、ヌ	付象とな
												Q17-5	ます。	<i>松</i>	± 1H +#+	<b>冶 中 光</b>	のるよう	关的 河
												I -	公共 他設 管理施設					
													施設、都					
													道、漁港					
													り防止施					
													「長寿命					
													すか。	,,+3	•			
												A17-5	道路等に	ついて、	各施	設の所	管省庁が	が定める
												イ	ンフラ長	寿命化記	計画等	を踏ま	え、地力	5単独事
												業	として実	延施され	る改修	を事業が	が対象と	こなりま
												す	-					
												Q17-6					_	
													には、ど	ごのよう	な点に	留意す	ければよ	こいです
												カシ	~	H = F	= ^	n . <del></del> >112		
												A17-6	直路等に	係る「	長寿命	化事業	」につい	いては、

地	方	債	同	意	 等	基	 準	運	用	要	細	(参考)質疑応答集
							•					あらかじめ、対象施設を所管する省庁が定める
												様式により策定した計画を当該省庁に提出し、
												事業内容の確認を得た上で、起債予定額一覧表
												等を提出してください。
												Q17-7 河川管理施設に係る「長寿命化事業」におい
												て、調整池は対象となりますか。
												A17-7 調整池のうち、河川管理施設として個別施設
												計画が策定されている施設については対象と
												なります。
												Q17-8 「長寿命化事業」の対象となる河川管理施設
												には準用河川や普通河川に係る施設も含まれ
												るのでしょうか。 A17-8 含まれます。
												Q17-9 土地改良区が管理する施設について都道府
												県又は市町村が実施する事業や、土地改良区が
												実施する事業に対する都道府県又は市町村の
												負担は「長寿命化事業」の対象となりますか。
												A17-9 対象となります。
												Q17-10 土地改良区が管理する施設について、当該施
												設の個別施設計画が当該土地改良区により策
												定されている場合であっても、「長寿命化事業」
												の対象となるのでしょうか。
												A17-10 個別施設計画が土地改良区により策定され
												ていても、「長寿命化事業」を実施する地方公
												共団体が定める公共施設等総合管理計画に基
												づく事業である場合には、対象となります。
												Q17-11 道路等に係る「長寿命化事業」を実施する場合、「個別施設計画」の策定に当たって特に配
												「個別地域計画」の
												A17-11 施設の点検を行い、その点検結果に基づき改
												修費用を把握し、優先順位を付けて計画的に改
												修等の対策を実施するなど点検を踏まえて効
												率的に実施されることが個別施設計画におい
												て明らかにされている必要があります。
												Q17-12 長寿命化改修に係る事業費は全て対象とな
												りますか。
												A17-12 長寿命化改修に伴い施設を増改築する場合
												等の面積が増加する場合、改修前の施設の面積
												を上限として起債対象事業費を算出します。
												具体的な取扱いとしては、長寿命化改修に係
												る事業費全体について面積按分等を行い、改修

地方債同意等基準	運 用 要 網	(参考)質疑応答集
70 77 pt 10 72 1 1	7.0 > 47.1	前の施設の面積分等の事業費を算出して対象
		事業費とします。
		なお、施設の新設に係る事業費は対象となり
		ません。
ウ 転用事業	ウ 転用事業の取扱いについては、次に掲げ	Q18-1 公共施設等適正管理推進事業のうち「転用事
	るところによるものであること。	業」は、どのような事業が対象となりますか。
	(7) 個別施設計画に位置付けられた施設 の転用事業を対象とするものであるこ	A18-1 個別施設計画に位置付けられた改修により、 改修前と異なる事業目的の施設を整備する事
	と。	業が対象となります。
	(イ) 転用後の施設が公用等施設である事	Q18-2 転用前の施設が現に供用されていない場合
	業は、対象とならないものであること。	も「転用事業」の対象となりますか。
	(ウ) 対象となる事業について、転用前の	A18-2 対象となります。
	施設の面積を上限として、起債対象事業	Q18-3 転用前の施設が公用施設、公営住宅、公営企
	費を算出するものであること。	業施設等である場合は「転用事業」の対象とな
		らないのでしょうか。
		A18-3 転用後の施設が公用施設、公営住宅、公営企 業施設等である場合は対象とはなりませんが、
		転用前の施設の種別は問わず、転用前の施設が
		これらの施設であった場合も転用事業の対象
		となります。
		Q18-4 転用に係る事業費は全て対象となりますか。
		A18-4 転用に伴い施設を増改築する場合等の面積
		が増加する場合、転用前の施設の面積を上限と
		して起債対象事業費を算出します。 具体的な取扱いとしては、転用に係る事業費
		全体について面積按分等を行い、転用前の施設
		の面積分の事業費を算出して対象事業費とし
		ます。
		Q18-5 施設全体ではなく、一部を転用する場合も対
		象となりますか。
		A18-5 対象となります。
		Q18-6 平成 28 年度までに既に地域活性化事業(転
		用事業)により公共施設等の転用事業に着手している場合でなってす。 みかて畑別族記述画な
		ている場合であっても、改めて個別施設計画を 策定しなければ、当該事業は「転用事業」の対
		象にならないのでしょうか。
		A18-6 既に地域活性化事業(転用事業)により公共
		施設等の転用事業に着手している場合、当該事
		業については、個別施設計画を策定しなくても
		対象となります。
		ただし、当該施設についても、速やかに個別

地 方 債 同 意 等 基 準	運用	要綱	(参考)質疑応答集
<b>ル 万 頃 向 息 寺 巻 卒</b> エ 立地適正化事業	エ 立地適正化事業の に掲げるところによ (7) 立地適正化計	取扱いについては、次	施設計画を策定することが望まれます。 Q19-1 公共施設等適正管理推進事業のうち「立地適 正化事業」は、どのような事業が対象ですか。 A19-1 立地適正化計画に定められた都市機能誘導 区域内又は居住誘導区域内で実施することが
	3 号に規定する都 することが補助率 っている国庫補助 ((ウ)において「ネ 及び当該国庫補助 れる事業を対象と	住誘導区域又は同項第 3市機能誘導区域で実施 3・市機能誘導区域で実施 3・かさ上げ等の要件とな 3・事業を補完する事業 第完事業」という。) 3・事業と一体的に実施さ するものであること。 整備する事業は、対象	補助率かさ上げ等の要件とされている国庫補助事業を補完する事業(以下「補完事業」という。)又は当該国庫補助事業と一体的に実施される事業(以下「一体事業」という。)であって、当該国庫補助事業の要件を一部満たさないがコンパクトシティの形成に資する事業や当該国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業を対象とします。 Q19-2 居住誘導区域又は都市機能誘導区域で実施
	(ウ) 補完事業について、事業	のること。 いては、対象となる事 主実施前の施設の面積を 対象事業費を算出する	することが補助率かさ上げ等の要件となっている国庫補助事業を教えてください。 A19-2 「都市構造再編集中支援事業」、「都市再生区画整理事業」、「市街地再開発事業」、「防災街区整備事業」、「都市・地域交通戦略推進事業」及び「宅地耐震化推進事業」の6事業が該当します。
			Q19-3 立地適正化事業の具体例を教えてください。 A19-3 例えば、 ・ 都市構造再編集中支援事業の国庫補助要件 のうち「同種の誘導施設は1市町村1つま で」とする要件のみを満たさない事業 ・ 都市・地域交通戦略推進事業の国庫補助要 件のうち「事業費1億円以上」要件のみを満 たさない事業 等が想定されます。
			Q19-4 立地適正化事業に係る事業費は全て対象となりますか。 A19-4 一体事業に係る事業費は全て対象になります。 ただし、補完事業による施設の増改築等であって、事業実施により施設面積が増加する場合においては、事業実施前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出します。
			具体的な取扱いとしては、立地適正化事業に 係る事業費全体について面積按分等を行い、事 業実施前の施設の面積分の事業費を算出して

地 方 債 同 意 等 基 準	運 用 要 綱	(参考)質疑応答集
オ ユニバーサルデザイン化事業	オ ユニバーサルデザイン化事業の取扱いに ついては、次に掲げるところによるもので	対象事業費とします。 なお、補完事業による施設の新設に係る事業 費は対象となりません。 Q20-1 「ユニバーサルデザイン化事業」はどのよう な事業が対象ですか。
	ついては、次に掲げるところによるものであること。 (ア) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)に基づく公共施設又は公用施設のバリアフリー改修事業であり、具体的には次の事業を対象とするものであること。  a バリアフリー法第25条に規定する移動等円滑化基本構想に基づく事業 b バリアフリー法第10条に規定する移動等円滑化基準、第13条に規定する都市公園移動等円滑化基準の第14条に規定する建築物移動等円滑化基準等に適合させるための改修事業(「つ (ア)以外の公共施設又は公用施設のユニバーサルデザイン化のための改修事業(「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月、ユニバーサルデザイン2020行動計でリンデザインの100円を対象とするものであること。 (カ) (ア) b 及び(イ)については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化のを推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること。 (エ) 公営住宅や公営企業施設等を整備する事業は、対象とならないものであること。	本事業が対象ですか。 A20-1 「ユニバーサルデザイン化事業」は、公共施設等総合管理計画等に基づいて行われる事業で、①高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。第25条に規定する移動等円滑化基本構想に基づく事業、②、円滑化基準第13条に規定する都古る建築等の共滑化基準等(以下「バリアフリー法第10条に規定する都古る建築地で、10元と基準第13条に規定する都古の建築地域のの公共施設又は公用施設のの公共施設又は公用施設のの公共施設又は公用施設のユニバーサルデザイン化のための改修事業が対象となりエニバーサルデザインとは「神イン化のための改修事業が対象となりエニバーサルデザインとは「神イン化のための改修事業が対象となりエニバーサルデザインとは「神イン化のための改修事業が対象となります。 ③その他の公共施設又は公用施設の立にないては、「ユニバーサルデザインとは「障害の人々が利用しやすいようあらかじめ都市いることいが利用しやすいようあらかじめ都市の名工が対象に対する考え方」とされていままえ、バリアフリー基準には定めまでは、「本土が設立、10元を対すが表別では、10元を対し、10元を

地	方	債	同	意	等	基	 準	運	 用	要	綱	(参考)質疑応答集
	. –								•			方針(基本的な考え方や取組方針など)を記載
												し、同方針に基づいて行われる事業が対象にな
												ります。
												その上で、②、③については、個別施設計画
												又はユニバーサルデザイン化を推進するため
												に策定する計画に位置付けられる必要があり
												ます。 なお、①の移動等円滑化基本構想に基づく事
												業の場合には、個別施設計画又はユニバーサル
												デザイン化を推進するための計画を策定しな
												くても対象となります。
												Q20-3 個別施設計画又はユニバーサルデザイン化
												を推進するための計画を策定する場合に、どの
												ような点に留意すればよいですか。
												A20-3 個別施設計画又はユニバーサルデザイン化
												を推進するために策定する計画については、公
												共施設等総合管理計画に記載のユニバーサル
												デザイン化の推進方針に則して、ユニバーサル
												デザイン化のための具体的な対策内容(対象施
												設、実施時期、対策内容等)を記載することに ご留意ください。
												Q20-4 公共施設又は公用施設の一部を基準適合さ
												せる事業や技術的又は物理的に基準適合させ
												ることが困難な場合も対象になりますか。
												A20-4 施設の一部をバリアフリー基準に適合させ
												る事業を含みます。また、建築物等のバリアフ
												リー改修を行う場合、技術的又は物理的にバリ
												アフリー基準に適合させることが著しく困難
												な場合には、バリアフリー基準に必ずしも適合
												しない場合であっても可能な範囲で行う改修
												事業は対象となります。
												Q20-5 老朽化したエレベーターやトイレ等の施設
												を更新する場合にも対象になりますか。 A20-5 既に移動等円滑化基準を満たしている又は
												A20-5 既に移動等円屑化基準を満たしている又は ユニバーサルデザイン化されている施設等を
												老朽化等により更新する場合は対象になりま
												せん。
												Q20-6 集約化・複合化事業や転用事業、長寿命化事
												業を行う場合に、当該事業内容の中にユニバー
												サルデザイン化に係る内容が含まれている場
												合の取扱いはどうなりますか。

地方值	i 同意	等。	基 準	運	用	要	綱	( =	参考	)	質易	<b>延</b> 応	答	集
								て等 Q20-7 せ象 A20-7 Q20-8 Q20-8 A20-8 A20-8 がでイ付推	でで、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで、これで、これで、これで、これで、これでは、これで、これでは、これでは	易こと役べまフミ・性こ等と性こ合 催に責合行な又一すリめ建化着適事化着管個進事のでうりはサかーの替事手正業事手理別す業ユも場ま公ル。改改え業し管の業し計だるでニ	、合す用デー 俊修等とて理対にて十設らあれて。施ザー・事はにい推象にい画計めれれは、設イー業業対りる進とりる基団にば	化、のン(やを象)場画なりもで又て、・集(新化)ユ象な二、業ま二にいユ定共合化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	化・ 建行 バーまー続ユカール行バる設事複 替う 一てせサ事ニ。サいわー計等業合 え場 サネムル業バ ルにれサ画適	等化 等合 ルらんデとー デスるルに正と事 には デ、 ザしサ ザ公事デ位管し業 併対 ザ施 イてル イ共業ザ置理
が 和 2 の ( 場格 年月	余却事業 さお、令和2年度 年総務省告示等 一)の(6)の⑦の 後能緊急保全事業 きまでに実施設 きき対象とするも	第127号) 第 カに定める 業」 につい 計に着手し	育二の二の1 5 「市町村役 ては、令和2 いた事業を引	÷	の8に規定す	こついては、地財法第: -る公共施設等の除却 -るものであること。	33条の 5	A20-9 ルくあ Q21-1 A21-1 体に設ま Q21-2 景	だびば、か公となび保等となる。 推進ザトの象が車せ共は共所る総 すけイ対にていて施、地有も合	るンの象な/一を役ど役すり管 りまた化のとり化使備等の、るを理 危しめ事式なまに用さ適よ公建除計 険くに業式りすあ者れ正う用築く画 除な	、	てにこ。、はレが進がの他除う、治いる位が、ト、や望事対他の却く 安た計置ー イ洋多ま業象の工でも ・・理画づサ レ式目おのて当作あの 防理	にけル の化的ようご該物っが 災由ユらデ ユだトすちか地(て対 上にニれザ ニけイ。「。方公、象 のよ	バてイ バでレ 除 公営公と 理るーいン 一は等 却 共企共な 由公サれ化 サなが 事 団業施り や共

本21-2 公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の除却が「除却事業」の対象となります。 したがって、当該計画に危険除去の力計等が 記載されており、当該力針等に基づいて行われる公共施設等の除却であれば、対象となります。  Q21-3 地方公共団体の組合が所有する公共施設等 の除却について、当該機会の加入団体が終担を 等を支出する場合に、当該検担を等は「除却事業」の対象となりますか。  A21-3 地方公共団体の組合が所有する公共施設等 の除却に対して負担金等を支出する場合については、当該検担を等を対する場合について、当該機力を持力を対象となりません。 なお、地方公共団体の組合は、自らが所有する公共施設等の除却に対しても担合等を支出する場合については、自身が極力であるとができます。 Q21-4 「除却事業」の対象事業費には、解斥機 法に要する経費のほかに何が含まれますか。 A21-4 原状間後に要する経費が含まれますか。 A21-4 原状間後に要する経費が含まれますか。 A21-5 公共施設等の除功について、本事業を活用することができます。 Q21-5 公共施設等の除功に一た後の土地の売却により収入が見込まれる場合には、「除却事業」の対象事業費から当該収入見込額を特除する必要がありますか。 A21-5 「除力事業」の対象事業費から、公共施設等を除力した後の土地の売却収入見込額を特除する必要はありません。 A21-5 「除力事業」の対象事業費から、公共施設等を除力した後の土地の売却収入見込額を控除する必要はありません。 A21-5 「除力事業」の対象事業費から、公共施設等を除力した後の土地の売却を行うことが、民財と同一年度に確認に土地の売却を行うことが民込まれている場合に、除ず取りません。 A21-5 「除力事業」の対象を持定する経費から、公共施設等を除力している場合に、除ず取りません。 A21-5 「除力事業」の対象を持定している場合に確認に対象を対象となりません。 A21-5 「除力事業」の対象を対象となりません。 A21-5 「除力事業」の対象を対象となりません。 A21-5 「除力事業」の対象を対象となりません。 A21-5 「除力事業」の対象を対象となりません。 A21-5 「除力事業」の対象を対象となりません。 A21-6 「除力事業」の対象を対象となりません。 A21-7 「除力事業」の対象を対象となりません。 A21-1 「除力事業」の対象を対象を対象となりません。 A21-1 「除力事業」の対象を対象となりません。 A21-1 「除力事業」の対象を対象となりません。 A21-1 「除力事業」の対象を対象を対象を対象となりません。 A21-1 「除力事業」の対象を対象を対象となりません。 A21-1 「除力事業」の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対
売却により実際に収入が得られた場合に、起こした地方債の繰上償還又は減債基金への積立て等に当該収入を用いることは想定されます。  Q21-6 公共施設の建物内に、温室や噴水等の附帯施設があり、これら附帯施設のみを除却することを検討していますが、当該附帯施設のみの除却

地	方	債	同	意	等	基	準	運	用	要	綱	(	参	考 )	質	疑	応 答	集
									民間等資金と 合化事業(国 事業に限る。 も充てること ただし、関	地方公共団体金融 さすること。また 国庫補助事業とし )にできるもので 会却事業に係る 賞還年限は、原則	: 、集約化・複 で実施される 財政融資資金 *あること。 :金は、民間等			Dみの除 よります		いても、	「除却事	事業」の対

#### 防災・減災対策関係 取扱い三段表

地方債同意等基準	運用	要綱	(参考)	質疑 応答集
地 方 債 同 意 等 基 準	第一 協議等手続に関する事項	業区分(通常収支分) 「はもののほか、次に掲げ でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	Q14-1 緊急防災・ か。 A14-1 令和7年の Q14-2 既存の施と が。 A14-2 機能強列でを は、ももし対学や はなもし対学や一 がの 及14-3 下ター減災費を Q14-3 下ター減災費を 以り、 第 以り、 第 と が の の の の の の の の の の の の の の の の の の	減災事業の期間はいつまでです
	レカー) d 緊急時に避難 設 (津波避難 難施設等) e 避難路・避難 車両の進入と映	離又は退避するための施 タワー、活動火山対策避 難階段(避難経路や緊急		・手术・ノハ 外 こ (よ ) よ )。

地	方	債	同	意	等	<u></u>	基	準		月	<b></b>		要			綱		(	参	考	)	質	疑	応		集	$\neg$
					J	•				g	設険井策のにすす方る(a (b (c (d (e 境イ調扇対滞人施備置性に、設必るる公。)急「)公)施交)な施)な指のレ、、応在が設す等の設夜置要社学共)〝避指〞共〞設通〝る設〞、る定改、『洗設さ避及る	あ置間なな会校団)災難旨災に不と負災させ、災め避善更「面備せ難び学公あ置間なな会権団)災難定害施特(安害社・害稚難や衣」所、る者学校共るし照び他補語は一対場避時設定橋全時会・時間所属室、多方で村民	水ブで明壁修祉役の   サ所難ド又ミ梁施F福    特園所惑室 / 発たの交施団対ロい、難等施に補  策及所災は数等設要社   実等に染、、男熱めた法設体  策ッる護者。設係助    基び」災公数のを要事    配    おほ浮ア 女者のめ人にの、 ? 言葉(4) 表の *	、ク設難の社及る金 ¼指と評用D道含己業 己 け対乳Z別専居にが係災塀備の安会びもを 法定い対施者路む慮の	うなど話とうは、基盤)の役利な)対用、対・難保シー界を活動性などを度、英難。拠・用び)策に、策・者るヤム室要社るのを全下の向法法含と、〈所)説・「歩・策供・策・者るヤム室要社るのを	倒対防屋上人人むす  くて  点  すぎ  がずの施り換、配会社た含壊策止上のがが。  指以  と  る橋  必る  必  生設一換非慮福会めむ  の、対階た整整(  定下  な  公等  要公  要  活(、気接者祉福に。	危天 段め備備地 緊、 る 共の と共 と 環ト空 触を法祉整	Q14-4	善いは ・ ・ の学整ら 通の指のて対策 技事で の学整ら 通の指のて対策 技事で の学整ら 通の	定た、象通受動をよめで交備すな教学遊め指と教業・収な育あ施事象お室校遊の定力質の明名に環り言業と、と対	難のごな室つ月容へ環)殳巻に、上施所施避りに再渡すこ境、環債な特同設に設難まつ開しるとの緊境にり別様利	「おずいにがスー 牧急改よま教の用お空とかて伴必べ一善防善りせ室考計でします。にい要べ一の災ろ馴んにえず	る明れ は、とっ 観・交客の一つ画遊Wで 学なス 点減分情 い方な難にい 対なと かり金す てでど	者is 運たし、多やべ、これにの等学、営めて、整業材で、いいにはいいでは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	生)校 上、吏 備債交で 基避い活のの 、長用 すで教あ 本難て環整普 遅期す そに育る 的列開		

地	方	債	同	意	 等	基	 準	運	 用	要	網	(	参	考 )	質	疑	応 答	 · 集
				<u>,                                    </u>		<u> </u>	•	, <u> </u>	•••		***			間の避難れる場合		ペースと		活用が見
									施設にまの 接職 後 後 り り り り り り り り り り り り り り り り り	に災害対策の拠点 はいるが、 はいなが、 はいが、	Rの対置対一) 遊 隊警及では であるれ事危職資 教の所眠 であれ事危職資 教の所眠		6.70					
									切り、救 等)	非接触対応設備、 急資器材・資機材 的接助隊の救助	才用備蓄倉庫							
									のうち、 図るため	が援助隊の編成は 緊急消防援助隊の の車両資機材等	の機能強化を	A14-5	のと の一「並録整機は防編、車びの備能、災成消両にたな	強は対に防等車がにないのとのという。これではいいのではいいのではいいのではいいのではいいのではいいのではいいのではいい	るどの対のこう高す 模のよりの対ののは、単るますののは、は、単る事に	の車両う うとない。 うとない。 で か い が も 等 に が は の な る ち う は り た り た り た り た り た の た る に う た に う た に う た に う た に た に た に た に た	資機材等が製造を製造を受ける。	が接野では、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 は
									として位 署、出張	前防援助隊受援計   置付けられた消    張所及び消防学校   (浴室、トイレ、   「所等)	防本部、消防 における女性							
									動を行う	【に整備される施設 に当たり必要となり よりでではいました。	なる、指揮広	,	化を図		施設・	設備」		の機能強は、具体

地	方	債	同	意	等	基	準	運	用	要	綱	(参考)質疑応答集
					•	_	·		伝達シスを 能強に 団 を を の を を を を さ で を を が を が が を が り で り で り で り で り で り で り で う で う で う で	テム等)のうち、 図るための施設・ 増強、初期消火資動等を行うために 避難誘導を行うれ の整備等) 利施設	消防団の機 ・設備(消防 資機材の増強 こ必要面 消防団の情報 こ整備される	A14-6 防災対策事業の対象となる消防団に整備される施設のうち、東日本大震災を教訓として、 津波災害等の大規模災害時において住民の安全に直結する消防団の強化に係るものを対象とし、運用要綱に定めるもののほか、消防団拠点施設の増強などの事業のことです。
									物資輸送 (イ) 大規模災領 急に整備する 消防防災情 を対象とする	用ドローンを含む 害に迅速に対応す 必要のある情報が 報通信施設のうな	s。) つるために緊 網の構築 ち、次の事業	Q14-7 「消防救急デジタル無線の機能強化を伴う更新」とは、どのような事業が、緊急防災・減災事業の対象となりますか。 A14-7 「消防救急デジタル無線の更新・維持について」(令和4年1月24日付け消防情第36号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知)により、次の要件等を満たす場合に対象となります。詳しくは、同通知をご参照ください。
									ル化された	無線のデジタル( 防災行政無線の( な伝達のためのも	主民への防災	・ 通信環境の改善や端末・システムの改良などの機能強化(例:基地局・中継局の増設、基地局選択機能の改良、スピーカ・ディスプレイ等の改良等)を伴う更新であること。  Q14-8 都道府県が整備する防災行政無線のデジタル化も、緊急防災・減災事業の対象となりますか。また、都道府県が防災行政無線のデジタル化を実施する場合に市町村から受益者負担金を徴収する場合、当該市町村における負担金も対象となりますか。  A14-8 対象となります。市町村の受益者負担金につ
												いても対象となります。 Q14-9 デジタル防災行政無線の戸別受信機を整備する場合は、緊急防災・減災事業の対象となりますか。 A14-9 デジタル防災行政無線の屋外スピーカー等と一体で整備する場合については、対象となります。 Q14-10 住民への災害関連情報の伝達を目的とした地域振興波又は防災行政無線アナログ波(以下「地域振興波等」という。)を活用した戸別受信機の整備は、緊急防災・減災事業の対象とな

地	方	債	同	意	等	基	準	運	用	要	綱	(参	考 )	質	疑。	<b>答</b>	集
												りま	すか。				
												A14-10 「	市町村防災	行政無	線(同報	(系) 等の	の戸別受
												信機	の整備に依	系る財政	女措置の	拡充につ	ついて」
													成 29 年 4				
													民保護・防				
													要件等を満				
													した戸別受				
													信機等と一				
													となります	。詳し	くは、同	通知をご	ご参照く
												ださ		~ № TT 9	四曲の人	31 20 m	× + 2 =
													整備経費及				
													受信機を動	登/順する	場合よ	りも安値	世である
													と。 女 <del>伝</del> 訊ぶし	ハムエ	《《字》 /	TIN 로 취실	在. 信電
													各施設が十 策・浸水剤				ヤ・ 冷电
												风14-11 防					体生わ
													火口以無視 のための機				
												-	災・減災事				
												A 14-11 既					
												-					
												_	・減災事業				
												· ·	成 31 年 2				_
													民保護・防				
													強化を行う				
												す。					
									c 全国瞬	<b>時警報システム(</b>	Jアラート)	Q14-12 全	国瞬時警報	システ	ム (Jア	ラート)	に係る
									に係る情	報伝達手段の多重	化	情報	伝達手段の	多重化	とは、ど	のような	な場合が
													となります	-			
												A14-12 [3	全国瞬時警	報シス	テムと連	携する情	青報伝達
													の多重化の				
												·	3月27日				
												-	消防情第 1		を踏まえ	て整備で	する場合
													対象となり				
										報システムなど大		Q14-13 防					
										のために必要な通			伝達のため				
									_ , .	新星通信ネットワ   ************************************		<i>~</i> · · ·	は、どのよ	–		、緊急	カ災・源
										ム等の一体的な整(			業の対象と		, ,	<b>- 1</b> + 生!	ゴナンフ ユム
									_ ,	全和3年1月22日 全国民保護、医災		A14-13					
									•	デ国民保護・防災部 では、 数 第四日			ついて」 c <b>旦</b> ※				
										こ基づき、都道府り			6 号消防庁 ) により、				

以下の(a)から(c)までの要件の全てを満

通知)により、次の要件を満たす場合には、280

地方債同意等基準	運 用 要 網	(参考)質疑応答集
70 /J K IN 10 47 42 4	たす、都道府県庁と都道府県内の全市町	MHz帯デジタル無線、FM放送、地上デジタ
	村とを結ぶ一体的な衛星通信システムに	ル放送波を活用した同報系システム等につい
	係る整備事業等(同衛星通信システム整	ても、防災行政無線の代替として認められてい
	備事業に対する市町村が実施する追加的	るところです。
	整備事業及び負担金を含む。)	・ 整備対象地域が、デジタル防災行政無線又
	(a) 災害発生時に輻輳を回避するため	はその戸別受信機の未整備地域であること。
	の専用通信網もしくは帯域保証により	・整備経費及び運用経費の合計が防災行政無
	安定的な通信を確保できること	線の場合よりも安価であること。
	(b) 災害対応を円滑に行うために画像	<ul><li>各施設が十分な耐災害性(地震対策・停電</li></ul>
	やデータを円滑にやり取りできるだけ	対策・浸水対策)を有すること。
	の十分な回線容量を常に確保すること	この場合においては、防災・減災対応に必要
	(c) 被害状況等に係る情報を円滑に共	な施設整備に要する経費に限り、対象となり
	有するために都道府県庁と都道府県内	ます。
	の全市町村とを結ぶ一体的なネットワ	Q14-14 既存の防災情報システムの機能拡充に伴う
	一クであること	ソフトウェアの追加に要する経費は、対象とな
	f 災害時オペレーションシステム	りますか。
		A14-14 ソフトウェアの追加に要する経費について
		は、サーバーの設置等と一体的に行う場合は対
		象となります。
	(ウ) 施設の大宗が浸水想定等区域内にあり、	Q14-15 浸水対策等の観点から施設を移転する場合、
	地域防災計画上、浸水対策等の観点から移転	移転前の延床面積を上限として対象となるの
	が必要と位置付けられた次の公共施設又は公	が原則ですが、例外として移転前の延床面積を
	用施設の移転	超えて、緊急防災・減災事業の対象となるケー
	a 次の施設の移転を対象とする。	スがあるのでしょうか。
	(a) 施設の大宗が津波浸水想定区域内	A14-15 法令等で面積基準が定められている建物
	にあり、大規模地震が発生した場合に	(例:養護老人ホーム)で、法令等の基準がで
	甚大な被害を受けると想定され、災害	きる前に建築されたものを移転する場合にお
	時に災害対策の拠点となる公共施設又	いて、延床面積を現在よりも増やさなければ法
	は公用施設、災害時に要配慮者対策が	令等の遵守ができない場合には、移転前の延床
	必要となる公共施設(社会福祉事業の	面積を超えて対象とすることができます。
	用に供する公共施設及び幼稚園等)の	Q14-16 「浸水想定等区域移転事業」に併せて「災害
	移転	時に災害対策の拠点となる公用施設における
	(b) 施設の大宗が洪水浸水想定区域、	災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害
	雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定	応急対策に係る施設」の整備を行う場合、「浸
	区域、土砂災害警戒区域等の区域内に	水想定等区域移転事業」の上限面積を超えて、
	ある消防署所等の移転	緊急防災・減災事業の対象とすることはできま
	b 庁舎については、原則として次に定め	すか。
	る面積及びm³当たり単価に基づき算定し	A14-16 対象となります。「災害時に災害対策の拠点
	た額を上限として、起債対象事業費を算	となる公用施設における災害対策本部の設置、
	出するものであること。	応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設」
	(a) 面積	や、「救急業務に従事する救急隊員及び救急隊

坩	<u>b</u> 7	<u></u>	債	同	意	等	基	 準	運	用	要	綱		(	参	考		疑	応	答	集	
										(35) (b) c (b) 4庁転床。用上地象る地ににる等事	、 までは、 までは、 このでは、 このでは	一面 で 大を 大を 大を 大を 大を 大を 大を 大を 大を 大を	積 で で で で で で で で で で で で で	4-17 4-17 4-18 4-18 ((((((((((((((((((((((((((((((((((((	防によい積 す工台象 費な の転ざ「か 水の波担位のののま 等 す 本係ってを浸る事移と移とり浸で先る浸。地対効の保置場建追せ浸区浸。・る県に予法部るては超対場等車な車はま対すがを水 理策果高さ付合設力ん水域水  地が下渡往	ふんこととうが云く云はくとしてとく、 単質と高さけらせ口しくなく、 津也が方側すい施面、え想合がにり前別す想がな得想、 的等がされけの費工。想」想 「津度作災の区消設積「て定に必起まのに。定、くな定 なを見等、らかや事 定と定 波・成・区で防」が浸対等、要因すり、 一等自、 V等 一制講込 を地れさ用事 等は等 浸津し減均足	【署等増水象ទ通としか11移(等治浸水区)約じま2域で上地と、区)水波、災党支援出及の加想と域常なた。地転(区体水沢域)がるれま防いげ費し(域ど域)想災地対、3でして170万寸では何のるか)前に(域区想で移)あこるま災れなとで(移のと)定害域策津年だ	出災る等る内用見か 賃半 内或定ぎ転 るともた計ばどは対 転よは 区ののこ波去張・場区こに地込か をう に内等。事 中にの浸画、の別象 事う、 域軽住活防律所減合域とあ費みり 上追 あに区、業 てよて浸の対たに象 業な以 に湯民用災第	に災、移がる以で曽 退加 る高域こと 、りあ水中象め、と にも下 つをにさ地12対当転で施外すし と工 施台内のの か、り対にとの浸し おのの い図周れ域23は1ので設にすの す事 設たでよ文 さ高、策事だい力で おっせ でほんてくち	けらな事きとこと るようなどです 上台想等業りス対差 すでっ てるりておけるの増業まをもこ告 ると をど建う象 上台想等業りス対差 るすの はたさいく)感機加」す高法の成 通し 移のてなと げ移定のの得ト策し 「かが 、めれるりに	染能部の。台面よ工(常て)転適替場な)な転さ実必まは等支(浸。該)想、る津に基症強分上)にのう事(の対)し切え合り)どとれ効要す、のえ(水)当)定都と波関づ対化に限(移造なも)用象(たなをでま)の同る性性。通たあ)想(し)さ道と浸すき)	策につ面 転成高対 地と い移せもす 浸等津ががこ常めり 定 ま れ府も水る都

地	方	債	同	意	等	基	準	運	用	要		(	参		)質	疑	応 智	<b>等集</b>	
							•				47.	-	•	<b>洪水</b> 湯	水想定区	で城等に	こついてに	ナー水防	 i洪
													第				- ^ }水想定[		
																	同水出水 <sup>沙</sup>		
																	見定する記		
																	え 区域等に		
																	関する		
																	区域等0		
																	、 域や、F		
																	こに基づき		
															いる浸水				,
												Q14-2				. ,	事業」の起	记债対象	事
																	「入居職」		
															こてくだ		, I'A	73 740	į
												A 14-2	0 対	象となる	5「入居耶	哉員」/	は、移転征	後の庁舎	<i>:</i> 0
													入居.	職員の	うち、地	方公共	団体定員	員管理調	直
													(第	1表~第	第3表)。	の対象。	となる職	員(公営	i企
													業会	計に属っ	する職員	及び庁	舎の移転	云前の時	点
													で津	波浸水	想定区域	外にあ	った庁舎	計に所属	し
													てい	た職員に	は除く。)	です。			
												Q14-2	1 庁	舎の移	転事業に	かかる	解体撤去	と費は対	象
													とな	りますな	) <b>7</b> °				
												A 14-2	1 既	存の建筑	物を撤去	しなけ	れば移転	云ができ	な
													い場	合の解体	撤去費	こつい	ては、運用	用要綱(	(ウ)
													b に	基づき算	算出した	起債対	象事業費	費内で対	:象
													とな	ります。					
												A 14-2	2 協	議等手	売の時点	では広	域消防道	<b>運営計画</b>	j等
													又は	連携・協	为実施計	十画にヨ	Eっていた	ない場合	で
													<b>も、</b>						
																	高機能消		
													ター	の共同	運用に限	る。) 0	)実施に「	句けた関	係
																	の実施時		
													部名	を含む	もの) を	記載し	た「消防の	の広域化	汉
															力に向け		_		
																	関係団体		
																	はその他合		
																	提出する		
																	は連携・持		
																	できるも		
																	方指令シス		
																	」(令和6		
													日付	け消防	情第 94 爿	}消防/	宁国民保証	嬳・防災	部:

地	方	債	同	意	等	基	準	É	運	用		要	綱		(	参	考 )	質	疑	心 答	集
										(エ) 本広防る「(防協協 a ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	「貴雄な)的立尺では、毎年前の役(て立む)所指のでででは、一番でででは、編等防自をた消置対広等強町、の化がの29官行関域整」署主含だ防付象域の化村、基門点が携4角もそでは、原では、原では、原では、原で	のでませす・月の事運画の組)広等れる運にる消きで域る協1にが業営(。増織 域のたも営よ消の広広指防の付づ施 画下に築の 防配ので画効用広域域定は推けきす 又「基(た 運置はあ等率車	化化さ域進消、る は広づ一め 営が、るに化化しすれ化に防消消 消域き体の 計必新こ基等にたるた事つ消防防 防消必的訓 画要築とづに関ももも業い第のの 署防要に練 等でに。くよすののの又て59連連 所運と整研 にあつ 消りる又(には」号携携 等営な備修 よるい 防、	基は消限 消・・ の計るす施 いとて 署機	A 14-23	防	関立おいては、関連においては、関連においては、関連には、関連には、関連には、関連には、関連には、関連には、関連には、関連に	報又高て又は尾く方対隽セ象な合民参営所計合设事室は機くは、施消災象・ン外ン和保照計た回、す業長連能だ連新計防・と協タス6護く画にに、るの長規がさ携た画が減なガーとテ年・た等分基非場交	通ぎ肖い・にを旨災りののなムニ防ごを署づ常合知協防。協広策令事ま解整まの月災い基をき備にあ指。力域定又業す消備す類27階。づ設必消おです。	ご行せ、行うのテ責、脱、、性しり、き置しのい参っと、行的なテ」た脱、、仕日災、、すとのて、照てターで営てをはし等急細書け防一接場る域用	たい一 い計も導「、に防に等消災 す合訓を地だるの る画、入防消伴災つの防情 るや練管費さ消整 消等標す災防う・い策情報 署、施轄もい防備 防又準る対の高減て定第室 所連設す緊

地	方	債	同	意	等	基	準	運	用	要	綱	(	参考	<del>;</del> )	質	疑応	答	集
									れる消傷	方本部を消防署所等	として有効							
									活用する	るために必要となる	改築							
									d 連携	<ul><li>協力実施計画に基</li></ul>	づき必要と							
									なる高橋	幾能消防指令センタ	'一の整備							
									e 連携	<ul><li>協力実施計画に基</li></ul>	づき必要と							
									なる訓練	棟施設の整備								
									f 連携	<ul><li>協力実施計画に基</li></ul>	よづき必要と							
									なる消傷	坊用車両等の整備	(「消防の連							
									携・協力	力による消防用車両	<b>前等の共同整</b>							
									備の実施	<b>拖にあたっての留意</b>	事項」(令和							
									4年3	月31日付け消防消貨	第102号消防							
									庁消防・	・救急課長通知) に推	曷げる消防用							
									車両等に	こ限る。)								
									(オ) 大規模	災害時に防災拠点と	こなること	Q14-25	社会福	祉法人	又は学校	を法人が	防災・洞	<b>銭災のた</b>
									や人命に対	対する被害等が生じ	ると見込ま	Č	めに行う	取組に	対するは	地方公共	+団体の	助成に
									れるため、	地域防災計画上、	その耐震改	•	ついては	、どの。	ような場	骨が、身	緊急防災	泛・減災
									修を進める	る必要があるとされ	た公共施設	3	事業の対	象となり	りますか	<i>j</i> °		
									又は公用が	施設の耐震化		A14-25						
									次の施記	<b>没の耐震化(社会福</b>	祉法人が整		<ul> <li>社会報</li> </ul>	畐祉法人	、立の社	会福祉的	色設及ひ	『学校法
									備する社会	会福祉施設及び学校	法人が整備		人立の	)学校施	設が指	定避難別	〒となっ	ている
									する学校が	施設に係るものを含	む。(地方					強化する		
										の補助金を限度とす								<b>战施</b> 設等
									対象とする	る。なお、原則とし	て耐震化を		への止	:水板の	設置等)	(運用要	綱ア(ア)	)f(a)),
										る当該施設の一部改						改善に係		
									を対象とて	するものであること	。ただし、					g)及びi		<b>事業(運</b>
										等については、耐震						象となり		
										から、早急に耐震化			・また、					
										部改築することがや	,					慮者対策		
										れるものについて対	象とするも					会福祉旅		
									のであるこ	•								・避難階
									a 指定i									5災機能
										時に災害対策の拠点	(となる公共							1月要綱
									. —	は公用施設						び耐震		
										<b>主多数の者が利用す</b>						対象とな	-	
										等の道路及び歩道橋	等の交通安	Q14-26						
										を含む。)			おり、耐					
										寺に要配慮者対策が		(	の部分が	緊急防災	災・減災	事業の対	対象とな	こります
										业事業の用に供する			か。					
										寺に要配慮者対策が	必要となる	A14-26						
									幼稚園等				災・減災					
									f 地震に	こよる倒壊の危険性	が高い庁舎	J	属する部	分及び	消防本語	部のうち	消防署	所等と

地	方	倩	同	意	 等	基	進	運	用	要	<u> </u>	(	参考	)	質 疑	応		Į.
地		緊急 緊急自 緊急に た災害	然災害 行うべ 発生予	害防止 防止対 き事業 防及び	対策事 対策事 きとし ド災害	業につ 業計画 て位置・	<b>準</b> でおけにる はいら係。 てれる		ででは、「大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、	要 「他特五で生備」すすで指、整あ計う徳で、金害然生め崩重こ生定毎対道事事さ、ジ10理「 の.3 指年象環合及場も象セ準をこ完の緊る方す止害予治、農る令る保、災ににい域ク付国級満法画しの付奄もでし夕とでと了に急こ公る対防防山急業防和も全港、限限地治ト付土水でにに、強強を重要であて、変して、変して、変して、変して、変して、変して、変して、変して、変し、変ににて整金美、あて、一番もなたい災。団と事対、砂料た工年)湛防、園とは、おいのにのお消で・体。業策又防地め事法の水災公))独一進河河けるが、の、で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	地れ業る広興災。業にくり和令令事 機 に害す、防推 56 工、港災バるを クい育計震たを補域交・ の係消、5シ和業 構 つのべ農災進号事特防、路庫対 トで17 画防施、助活付減 うる防対年ス6の 資 い拡り業重に)を殊災下路庫象 (」号課災設防金性金災 ち事指象度テ年対 金 で大、水点関第含土、水防補と 「(国長緊 衛、化を事 、業令とまム度象 又 はを河利農す2 壌農道災助す 流令土通急 施社事受業 高にシすでの以と は 、防 防業る条 、道(g要 域和交	Q22-1 A22-1 f Q22-2 A22-2	同方東近こ   「東京 上ででである。」   「東京 上ででのです。 「東京 大学 では、 これでは、 これでは、 一般の修整されば、 ままなが、 ままながく ままなが、 ま	「能車を備れ、「災」、「成(令方対」、公業の速でを庫行さて、「災」、「後、大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の	性 土年度災基されて、 機めもの 対 強1ま、づら策づ災基 庫部で等 靱2で国くなが基減に 車部で等 取月で土事 化月で土事 にき、ご	A) 量あ 業 の1で選挙いす実国う認自なるが の 1寸強挙のる施士個め主どが対 男 と目 何とで累さ死期	<b>答</b> の	(A) (A) (A) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B

地方債同意等基準	運 用 要 綱	(	参	考	)	質	疑	応	答	集
	ジェクトの推進について」(令和2年10									
	月 27 日付け国水河計第 39 号国土交通省水									
	管理・国土保全局河川計画課長通知)に基									
	づき策定されるものをいう。以下同じ。)									
	又は流域治水計画(流域の関係者との流域									
	治水に係る協議状況を記載した簡易な計									
	画。以下同じ。)に基づき行う事業でaか									
	らfに掲げるもの及び道路防災に係る事業									
	に限り、国庫補助の要件を満たす事業も対									
	象とする。									
	a 流域に関する対策(防災・安全交付金									
	の流域貯留浸透事業(雨水貯留浸透施									
	設・溜め池の整備等)、総合流域防災事									
	業(二線堤・移動式排水施設・情報基盤									
	の整備)等)									
	b 準用河川に係る河川改修 c 農業水利防災(ため池・機場・水路									
	で 展案が利め及(ため他・機場・小崎 等。安全対策施設を含む。)、湛水防除									
	・									
	設・排水路・堤防・排水管理に必要な施									
	設等)、地盤沈下対策(農業用排水施設									
	等)(原則、公共事業の要件を満たす事									
	業を除く。)									
	d 林道防災のうち林業・木材産業循環成									
	長対策の路網の機能強化の要件を満たす									
	事業									
	e 都市公園防災(都市公園安全·安心対									
	策緊急総合支援事業における豪雨対策の									
	要件を満たす事業)									
	f 下水道(雨水公共下水道事業、都市下									
	水路事業及び公共下水道事業(公共下水									
	道事業(下水道法(昭和 33 年法律第 79									
	号) 第2条第3号イに規定するもの) に									
	ついては、浸水対策のうち、流域治水プ									
	ロジェクト又は流域治水計画に基づき行									
	う、ポンプ施設(雨水に係るものに限									
	る。)、樋門・樋管、雨水貯留浸透施設									
	の整備事業に係る一般会計から公営企業									
	会計に繰り出した経費に限る。))									
	g 道路防災のうち防災・減災、国土強靭									
	化のための5か年加速化対策と連携して									

地	方	債	同	意	等	基	準	j	運	用		要	綱	(	参	考	)	質	疑	応	答	集
	1	緊急 3条の ける計 して位	5の11の 画にお 置づけ に係る:	生事業の規定 い	につい に基づ &急に彳 こしゆ <i>ト</i>	き、同 行うべ んせつ	地条き及象財に事びとまり、	定 と 木	8	は、	すて、ち後そ、各の、SEL、S後はおは、ご姓には、「にて、大砂な、、「ひとは、道、「は、日本で、日本で、「ない、「ない、」、「ない、「ない、「ない、」、「ない、「ない、」、「ない、「ない、」、「ない、 「ない、「ない、」、「ない、「ない、」、「ない、「ない、」、「ない、「ない、」、「ない、「ない、」、「ない、「ない、」、「ない、「ない、「ない、「ない、」、「ない、「ない、」、「ない、「ない、「ない、「ない、」、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、」、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない	おというの流お機の5000では、まままである。 防体というの流お機 のちをは月川)賃優業止なる。のではままである。 は工いの型策へは、対け 車施等・工にをに先以対共こ 取の5治に定し伐と 一、一、対擁等や防策無備 滞設)クは係対係的外策団と 扱での山よすて採す・土規策壁)や止)停め 留・ ト指る象るにの事体。 いあ11事りる位にる植留模(等 河対 停整 留消 又定事と資配事業金 にるに業設計置係。	<b>ち</b> では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	Q23-1 A23-1 Q23-2 A23-2	お間 河 お事 理砂 「地りで緊川地り業」と計管緊	するもす もど 画理急法令。浚対法市対しや計浚第和 、渫象第町象、個画渫	33年 推と33がな該施令地は条管り後記が	の50 か 業ま50 理ま 業計5 業計5 業 員	)11和 市。)13音 に (14に )1 で (	規年 村 規河 いら3 ナ定度 が 定川 てに日る	れで 理 れお 河わけ扱てが す てけ 川る事い	いると 事業期 る普通

地方	<b>債</b> 同	意	等	基	準	運	用	要	綱	(参考)質疑応答集
										減災上の緊急性等を記載する必要があります。
										Q23-3 緊急浚渫推進事業は、どのような経費が対象
										となりますか。
										A23-3 土砂等の除去、樹木伐採等に係る費用(これ
										らの実施に必要となる測量・設計費を含む)に
										加え、その附帯工事費(仮設道路の設置費等)
										土砂等の除去や処分等のために必要不可欠な
										用地取得費(土砂等の除去箇所への進入路の基
										備のための必要な用地取得費等)、除去したこ
										砂等の運搬・処理費用も対象となります。
										Q23-4 緊急浚渫推進事業に伴い発生した土砂等
										残土処分場の造成費用は対象となりますか。
										A23-4 除去した土砂等の処理費用として、対象と
										る。なお発生した土砂について、まずは、エ
										間での利活用について検討をお願いします。
										Q23-5 市町村が負担金として県に支出して行うり
										と市町村による共同事業は緊急浚渫推進事業
										の対象となりますか。
										A23-5 対象となります。その際には県及び市がそれ
										ぞれ作成する個別計画(河川維持管理計画等
										に、県と市の共同事業であることを明記して
										ださい。